

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第7号
2003.1

目次

巻頭インタビュー

財団法人国際民商事センター伊藤正会長に聞く 1

特集 カンボディア民法・民事訴訟法起草支援

カンボディア民法・民事訴訟起草支援, その画期的な成果

国際協力部長 尾崎道明 17

民法作業部会委員ほか紹介 20

カンボディア記念セミナーにおける講演・スピーチ集 22

カンボディア民法・民事訴訟法起草支援に関わって

元JICA長期専門家 坂野一生 91

カンボディア王国民法典草案(優先8分野) 100

～時々小論～

国際主義と国際人 法務省秘書課国際室語学アドバイザー 柴原美奈 167

～国際協力の現場から～

ウズベキスタン見聞録 主任国際協力専門官 小宮由美 178

～ICD NEWS 2002年掲載記事索引～ 186

～@閑話～ 16, 99, 166, 185

～ 巻頭インタビュー ～



財団法人国際民商事法センター 伊藤正会長に聞く

聞き手 国際協力部教官 山下輝年

財団法人国際民商事法センター（ICCLC。http://www.icclc.or.jp）は、平成8年の設立以来、民間の立場から開発途上国に対する法整備支援事業を実施し、数々の成果を上げておられます。そこで、財団の設立とその後の運営に終始大きな貢献をしてこられた伊藤正会長にインタビューの機会を設けていただき、その結果をここに掲載させていただくことにしました。伊藤会長は、法整備支援に深い御理解と情熱をお持ちであり、また、言うまでもなく、戦争を経て日本経済の復興に力を尽くされた著名な財界人であります。このため、本インタビューでは、同会長の経歴やその間のエピソードも交えながら、法整備支援に至る道のみをお聞きすることといたしました。

<伊藤正会長略歴>

大正11年1月6日	兵庫県に生まれる
昭和24年3月	東京大学法学部卒業
昭和24年4月4日	日本建設産業株式会社に入社
昭和27年6月1日	同社が住友商事株式会社に改称
昭和32年2月1日	同社 本店繊維部繊維原料課長代理
昭和35年4月15日	東京支社鉄鋼業務部鉄鋼貿易課長
昭和40年2月5日	鉄鋼本部東京鋼材貿易部長代理
昭和41年2月14日	鉄鋼本部東京鋼材貿易部次長
昭和41年7月22日	鉄鋼本部鋼材貿易部長
昭和45年11月26日	取締役 鉄鋼本部副部長
昭和46年6月1日	同 鋼材本部長
昭和48年10月1日	同 米国住友商事会社事務従事（社長）
昭和48年11月30日	常務取締役 米国住友商事会社事務従事（社長）
昭和52年6月29日	専務取締役 米国住友商事会社事務従事（社長）
昭和52年12月1日	同 業務本部長
昭和54年6月29日	同 機電部門統括役員
昭和56年6月26日	取締役副社長 機電部門統括役員
昭和57年6月29日	同 機電部門統括役員・生活物資部門役員
昭和58年6月29日	取締役社長
昭和59年4月	藍綬褒章を受ける
平成2年6月28日	取締役会長
平成7年6月29日	相談役
平成8年～	財団法人国際民商事法センター会長に就任
平成9年2月26日～	名誉顧問

<逆命利君について>

- 財界とは無縁の者にとって、伊藤会長のことを知る手がかりといえば、佐高信の「逆命利君」(講談社)がありますが、私は伊藤会長にお会いしてから読んだためか、会長のお顔と声そのまま出てくるような印象を受けました。

あの本を読まれたのですか。佐高信という人は辛口の評論家として大変有名な方ですが、この本では、私の部下だった鈴木朗夫君と私を含め大変好意的に書いております。ある雑誌社の編集長が、「あの本は、彼が単なる腐し屋ではなく、ほめることもある人間だということを示しているもので、彼にとってはある意味では貴重な本になっているんだ」と言っていたことを思い出します。

- 「逆命利君」というのは、すばらしい言葉ですが、「言うは易く行うは難し」といったところではありませんか。

住友の初代の総理事に広瀬幸平という方がおられて、この方が「命に逆らいて君を利す。これを忠という」というこの言葉を好んで使われたということです。これは、己が正しいと思ったことは上司の意に逆らってもこれを押し通すことが、結局は上司のためになることがあるのだという意味であると思っております。部下の皆が上の顔色を見て、皆イエスマンとして行動するような会社なら、その会社は絶対に栄えないと思います。

私は、若いとき、「自分が正しいと思うことなら上司の命に逆らっても押し通すというつもりだから、いつ会社を辞めるか分からないぞ」ということを女房に言っておりました。女房もそれを理解してくれて、「あなたが会社を辞めるなら、焼き芋売りをやってでも暮らしを立てて行くから」と言ってくれました。焼き芋売りというのは、一番コストのかからない日銭が稼げると思ったから、そう言ったのでしょう。

- そうすると、部下を使う立場になっても同じような姿勢で臨まれたわけですね。

そうなんです、私は、常々、部下に対して、「自分の意見をどんどん言え」と言っていたのですが、ある時、逆命利君の主人公になっている鈴木朗夫君が、私のところにやってきて、「あなたは、口で、『どんどん部下に言いたいことを言え』と言っておられますけれども、あなたのように、あなたにとって気に食わないことを言ってくるたびに、そんな怖い顔をしていたら、誰も言えなくなってしまいますよ」と言ってきたのです。彼は「自分にとっては嫌なことでも笑顔で聴かなければなりませんよ」と言うのです。私は、そのときは、「わしゃ、そんなに人間はできとらんよ」と言ったのですけれども、大変ありがたい忠告であったと、今でも感謝しております。まあ、鈴木君こそ、いつでも会社を辞めていいと思っていた人物だったのでしょうね。

<戦争体験について>

- しかし、軍隊で戦争を経験していらっしゃるんですね。上司に意見するという環境とは

正反対になると思うのですが、軍隊当時はどうだったのでしょうか。

私は大学の途中で軍隊に入っていますから、逆命利君の精神を知る前になりますが、そうですね。軍隊というのは、とにかくビンタと言いますか、よく殴られるんですよ。手で殴られるのはまだよい方ですが、殴る方も痛いですから、革のスリッパがありましてね、それは上靴と言うのですが、それで殴る上靴ビンタとか、帯革ビンタというのがありますし、色々ありましてね。特に、学生上がりの兵隊なんていうのは古い兵隊、上等兵などから見たら面白くない存在なんですよ。というのは、学生上がりの兵隊は、幹部候補生に選ばれれば予備士官学校に行って、そこを卒業すると見習士官になり、部隊に帰ってきて彼らの上官になるわけですから。まあ1日に20～30発は殴られてましたよ。もちろん、各部隊・各連隊それぞれで状況は異なっていたようでしたけれども、私がいた岐阜の連隊では、とにかくよく殴られていましたよ。殴るのには理由なんか要らないんです。「殴られた兵隊ほど強いんだ」というようなことを言ってましたね。

私も「なぜこんなことがまかり通っているのか」ということを考えてみたのです。自分なりに納得しました結論というのは、結局、明治になってから国民皆兵になり、百姓や町人の輩が銃を持って兵隊になったわけでもなくて、侍から見れば、「百姓・町人などは牛馬にも劣る」というふうに考えていたんでしょうね。牛や馬は叩いたほど働きますわね。結局、兵隊は牛馬並みに扱われていたと思います。まあ、これはそういうものだと思わないとやっていけませんよ。仕方がないと割り切って、殴られていました。人間は置かれた環境によって変わるというか、あきらめるしかない場合もあるということでしょうね。

○ その他に軍隊や戦争で学んだものをお聞かせ願えないでしょうか。

当時の職業軍人などは、だいたい非常に威張り散らしておって、私たちから見ると鼻持ちならん存在だというように考えていたわけです。しかし、私が岐阜で配属になりました中隊に、中隊長の古賀中尉という方がおられまして、私は大変感銘を受けました。この方は、陸軍士官学校出で、ガダルカナルの戦闘に参加されて、そこから転進をされて、そして岐阜の連隊に移って来られたわけでありませぬ。

私たちが入営して4～5日経ったころ、その中隊長が私たち学徒入営の新兵一人一人と面接をするということになりました。中隊長が新兵と面接することはほとんど例がないわけですが、私たちが学徒兵であったということもあったからでしょうが、そういう機会があったわけです。私は、どうせ、軍人精神などというようなことを極めて高圧的な態度と言いますか、私たちに説教するのだろうと思って、中隊長の部屋に入りました。そうしますと、非常に丁寧な言葉で「軍隊に入ってどういう印象を受けましたか」ということを聴いてきました。確か私は、「まだ短い期間でありますので、印象というものはまとまっておりませぬ」というような返事をしたように思うのですが、その中隊長は、「軍隊にもいいところがあ

ると思うから、軍隊にいる間に、そのいいところを体験して欲しい」ということを言ったのです。私は大変驚きました。年齢は私より一つ二つ上くらいだったと思いますけれども、その態度は、初年兵と同じ立場に立っているような話し方で、私はその謙虚な姿勢というものに非常な感銘を受けたわけです。その後、私の人生にとっても、謙虚さというものが大事であるということをお教えされたという思いがしております。

また、別の機会でしたが、その中隊長の訓示の中でも印象に残っているのがあります。その中隊長が言いますには、「人間というものは上官から命令を受けたとき、自分に都合がよく安易な道を選べるように受け取ろうとする傾向がある。しかし、むしろ自分にとって辛くて苦しい道を選ぶという心づもりで考えるように」ということでした。確かに人間は、人生において仕事をしていて、自分に辛い道を選ばず、楽をする方向に理屈付けをしがちですが、それが一番よくないということをお教えしてくれたと思っています。

この方はその後サイパンで亡くなりましたが、非常に立派な方で、私は教えられるところが大きかったというふうに思っております。

- 学徒出陣というと、テレビでよく出てくるあの光景でしょうか。

そうです。昭和18年11月上旬だったと思うのですが、出陣学徒ということで、外苑競技場の中を雨の中を行進し、東条英機が出てきて、東京の女学生が動員されて手を振るという光景がよくテレビに出てきますよね。私もその時に行進するべき人間の中に入っていたわけですがけれども、私はまあ戦争というものについて疑問を持っていたこともあって、出席いたしませんでした。私は、昭和14年3月に神戸一中を卒業して、一浪の末、昭和15年に一高に入りました。本来3年であるべき高校生活が、戦時中のことで2年半に短縮されまして、昭和17年10月に東大の法科に入ったのです。そして、昭和18年12月に学徒動員されたわけです。なお、南方に派遣されて、昭和22年の暮れに復員をしました。その後復学をして昭和24年3月に卒業したわけですから、大学3年のところを6年半かかったということになります。

三ヶ月章先生は、私の一高一年の先輩であるわけですがけれども、大学は私よりも半年早く入っておられまして、昭和18年12月に入隊され、軍隊に入っておられる間に仮卒業ということで卒業証書が来て、卒業してしまっておられます。三ヶ月さん自身は、「1年半しか大学に行っていないから、ろくに勉強させてもらっていないのに卒業となった」という言い方をしていますがね。



大学入学前

<学生時代>

- 大学に戻って驚かれたことがあると聞きましたが。

終戦後2年3か月ほど南方のマレーシアで収容所において労役に服していたわけですが、復員した後の昭和23年5月ころ兵隊服を着て東大に行きましたよ。そこでびっくりしたのが、女子学生がいたことですわ。戦前の旧制高校や国立大学には女性は入学できませんから、女子学生なんていませんでしたからね。確か法学部には4～5名の女子学生がおられたように思います。その中の一人に、今の法務大臣の森山真弓さんがおられましたよ。森山さんは、その後何十年も経って報道などで顔を見るようになりましたが、ほとんど変わっておられませんね。写真で顔を見てすぐに「あの時の女子学生だ」と分かりましたよ。経歴には東大卒とも書いてありましたしね。

- 学生時代の思い出など、現在の教育事情と比較してどうでしょうか。

学生時代というとラグビーの思い出が大変強いですね。私は兵庫県の明石で育って、中学は神戸一中ですが、ラグビー部に入りました。当時は全国中等学校ラグビー大会というのがあって、南甲子園にあるグラウンドで大会がありました。今は花園でやっている全国高校ラグビー大会の前身ですね。準決勝で秋田工業と戦って3対3の引き分けになり、抽選で出場権を失いました。私を含めて選手が控え室でおいおい泣いたときに、部長が「負けたのではない。出場権がないだけだから泣くなよ」と言って慰めてくれたことを今でも覚えていますね。当時は、スクラムを前から3・2・3と組んでおり、私は最初は5番ロックで、次には7番つまり今で言うナンバー8をやっていました。一高時代の2年半はラグビーだけをやっていただけと言ってもいいくらい、ラグビーを熱心にやっておりました。

大学では、今度はもう最後の学生だから勉強をしたいというふうに考えまして、入部いたしませんでした。しかしながら、復員しましてから、後輩に頼まれて3度だけ東大での試合に出ています。京都大学との試合が京都で年末にあるので、明石へ帰る東京明石間の汽車賃を部で負担するから出てくれと言われてまして、アルバイトのつもりでやりました。5年ぶりのラグビーでしたからたいした働きもできませんでしたかね。

それから、一高時代には、これだけは読んでおかなければならないという本がありましたね。例えば、倉田百三の「愛と認識の出発」、阿部次郎の「倫理学の根



神戸一中時代
近畿ラグビー大会優勝（左から2人目）

本問題」，西田幾多郎の「善の研究」，和辻哲郎の「古寺巡礼」というような本でした。私は，あまり勉強はしませんでしたけれども，こういう本だけは読みました。理科系の方も，皆さんこういう本を読まれたようであります，これが将来の人生において非常に役立ったということ，理科系の方が私に話していたことを思い出します。一高時代に，ある先生が「君たちは滴るほどの時間を持っておる」というようなことを言っておられました。旧制の高等学校時代というのは，確かに滴るほど時間はありました。それが人格形成に大変役立っているように思います。そういう意味で，今の若い人たちもこういう体験ができるようになればいいなと思います。

<法律・司法との関わり>

- さて，伊藤会長は，ICCLCの法整備支援活動に携わっておられますが，法律や司法との出会いと言いますか，源流になるようなことをお伺いしたいのですが，まず，東大法学部に入った理由はどのようなものでしょうか。

一高の文科系に入っている連中は，85パーセントは東大法学部に行っていたように思います。だから，特に理由があつて法学部に行ったということもなかったのですがね。法律学科と政治学科がありまして，私は法律学科に行ったわけですが，法学部650人のうちの法律学科に行く人は100人以下になっておりました。まあ，なんとなく司法というものに対して興味を持っていたということから法律学科に行ったというような気がします。

大学に入ってから司法に興味を持ったのは間違いありません。特に，小野清一郎先生の刑法は興味深く勉強しました。それで学生時代にも刑事裁判の傍聴をしに行ったというようなこともあります。

- それは立派ですね。私は，司法試験を受けようというのに，大学時代は裁判傍聴に行ったことはなかったですね。父親が民事裁判で裁判所に行くというので，自動車を運転して連れて行ったことはありますが。

と言っても2回だけですけれどね。夏休みに帰郷したときに神戸地方裁判所に傍聴に行きました。今と違って，検察官も法服を着ていて壇上にいましたね。非常に冷たい顔をして（笑）。

一つの事件は，泥棒に入ったところ，中からおばさんが出てきて騒いだので，棒で殴って逃げたというものでした。それが強盗と傷害罪ということにあたり，戦時中は非常に刑が厳しくなっておりまして，その両方では死刑か無期しかないけれども，特別に傷害罪を免除して15年の求刑にするとおりましたね。被告人は，前科2犯でしたが，そんな重い求刑がなされるとは思っていなかったのでしょうか，大変びっくりしていたことを思い出します。

- 裁判と言えば，以前，雑談でお話したときに，捕虜収容所で裁判を見たことがあると聞いた記憶がありますが。

私は、軍隊に入隊後、昭和19年に南方のマレーシアに送られました。そこで最後の教育を受けて、見習い士官としてマレー駐在の部隊に配属され、そこで終戦を迎えたのです。武装解除を受けた後、収容所に収容されて労役に服していましたが、収容所では、兵隊を引率して労役に連れて行くという仕事をしておりました。その時の体験で、どちらかと言うと広い意味の司法、つまり矯正や保護の仕事をしたと思うきっかけになりましたね。

○ その体験というのは、どういうものでしょうか。

労役の仕事の中には、駅の倉庫に行って、貨車で来た食料を倉庫に入れたり、トラックに移し替えたりする仕事がありましたね。兵隊にしてみれば、ろくな食べ物を食べさせてもらっていませんので、腹が空いて仕方がないんですよ。すると、やはり兵隊が倉庫から食料なんかを盗むんですね。まるで手品のようにうまいんです。暑いところですから、1時間の昼休みの時に、高床になっている木造倉庫の床下に並んで寝転がって休んでいるのですが、どうもその時に誰かが床を破って缶詰やら何やらを盗むんですね。労役から帰るときには身体検査があるのですが、その時には見つからないのです。ところがキャンプ内に帰ってくると、なぜかきちっと戦利品を持っているんですよ。

敵の物ですから盗んだっていいという気持ちがあったのでしょうかけれども、やはり盗みは盗みです。やはり人間は環境次第ではそういうこともあるのかなと思ったんですよ。別に彼らは根っからの犯罪者ではなく普通の人間です。私は、将校の端くれで、兵隊を引率して連れて行く立場にありましたので、盗みませんでした。しかし、私も兵隊の身分であったら、おそらく皆と一緒に盗みを働いていたと思います。私は、犯罪人を裁くとか摘発するというようなことができるような立派な人間ではないのだと思いましたね。むしろ、色々な事情で罪を犯した人の更生とか人権保護とかというような仕事をしてみたいという気持ちになっておりました。

○ 環境次第で人間が変わるといのは、先ほどの軍隊で殴られる話のところでも出てきましたが、環境を変えてやれば正しい方向にいくという考えに結びついたわけですね。

環境が変わるとい点では、もう一つあります。ある時、我々の収容所が突然、いわば格子なき牢獄になったことがありました。収容所にはもともとインド人の警戒兵が来ていましたが、昭和21年の秋にインドのネール首相がアジア会議に出席する途中で収容所近くの町で演説をいたしました。当時、私たちを管理する部隊は、上級将校は英国人で、下級将校以下はインド人でした。そのインドの下士官から聞いたのですが、ネール首相は、「日本という国はなくなったわけではない。ただ手を挙げて降伏しただけだ。日本人はアジア人だから、同じアジア人のインド人が日本人の警戒兵などをすべきではない。日本人のことは日本人の将校が責任を持ってやるべきなのだ」ということを演説したという話なのです。警戒兵が引き上げていったとき、帰国できるのではないかと一瞬喜んだのですが、ただ格

子なき牢獄になったというだけでありました。

そうすると逆に困ったのは、キャンプ内の秩序維持です。終戦後の1年余りは昔の軍隊の秩序というものが残っていましたが、時とともに上官の言うことなどだんだん聞かなくなってきました。私どもにしてみれば、警戒兵がいてくれた方が助かるわけです。こんな事件がありました。夜中に抜け出して椰子酒を盗み、裁判に掛けられる兵隊が出てきたわけです。その時に、警察官がやってきて、私に「お前ちょっと来てくれ。通訳しろ」というふうに言われました、おそらく郡長さんなのでしょうが、その郡長さんが犯罪人を十数人並べて順番に判決を下していくわけです。最後に私のほうの日本兵が残っておりまして、椰子酒5個を盗んだということを認めるかどうかということを通訳させられました。その後、郡長さんが、「本来なら20ドル程度の罰金だが、日本兵は金を持っていないので上級裁判所に照会しなければならないから、それまで判決を延期する」と言うのです。その後に身元引受書というようなものを出して、もらい下げて、その兵隊にキャンプに連れて帰って朝飯の雑炊を食べさせてやりますと、その兵隊が「留置場のパンの方がおいしかった」と言い、大笑いをしたことがあります。

自由になったら自己責任が出てくるわけですが、いわば拘束状態から突然自由にされても、人間は直ちには対応することがなかなかできないわけですね。

- 現在の法整備支援の相手国は市場経済への移行国ですが、統制された計画経済から自由を基調とする市場経済へ対応できるかという話にもつながりますね。ところで、どうして経済界へ進んだのでしょうか。

結論から言いますと、住友（当時の日本建設産業）の津田久常務の話と人柄、母親が矯正・保護への就職を反対したことなど、色々な条件が重なったことだと思います。

昭和23年秋、たまたま大学に行きますと、ちょうど民間会社の採用関係の募集が行われておりました。その件について、法学部長の我妻栄さんからお話があったのですが、私が部屋に入ったときには我妻部長の話は終わっていて、採用係の平木さんという方の話を聞きました。平木さんからは、「戦前は、三井とか三菱というような名前を見れば、どんな会社かということがすぐに分かったけれども、財閥解体されて財閥名前が使えなくなった、どんな会社か分からないので皆さんもお困りになるでしょう。例えば、ここに日本建設産業などという建設会社のよう名前がありますが、これはもともと住友の会社であります」というような話がありました。当時、人の話によると、試験を受けに行くと昼飯にありつけるといって、3社までは受けてもいいということでしたから3食分助かるので3社受けよう、というような調子で3社に志望を出しました。

最初に日本建設産業で面接を受けたとき、そこで自分の気持ちを正直に第一希望は法務庁（現在の法務省）だとはっきりと言っておいたのですが、その日のうちに採用内定通知が来ました。大学の就職係から内定したら通知してくれと言わ

れていたので行くと、係の人が「内定が来たら他の会社に行ったら困る」と言うんですよ。お陰で1回しか昼飯を食べられませんでした。(笑)

そしてしばらくすると、会社のほうから内定者を集めて懇親会を開くという連絡があり、私も出席しました。その当時、よく会社では、このような席で「必ず入社します」というような誓約書を書かされると言われておりました。そうなった時は断ろうと思って行ったわけですが、そういうことはないまま散会となりました。そのとき、津田常務が私のところにやってきて、「自分も一高出身で官庁志望であったが、住友に入ってしまった。君もぜひ来てくれよ」というような話がありました。

まあ、それはともかくとして、私は法務庁に行こうと思っていましたから、私の兄になる伊藤正巳*が当時東大の助教授であり、法務庁の関係の仕事をやっていたこともありましたので、兄を通じて行刑関係の責任者の方に会いたいと頼んだところ、確か当時、成人行刑局長という肩書きだったかと思いますが、小川太郎氏が会ってくれました。小川太郎氏は、中央大学の講師なども務めておられて、著者もある行刑では大変有名な方であったと思います。そこで、私は、大変生意気だったと思いますが、「学者は実務家を理論がないと言って批判し、実務家は学者が実務を全然知らないとお互いに批判している。自分は実務に入りたいが、実務の間でも研究の時間を与えてもらえるだろうか」というようなこと言いました。小川局長は「君の言うとおりで、役人には異動があつて、自分もいつまでもこの職にいるか分からない。したがって、君の希望どおりにできると約束はできませんよ」と言われておりましたね。至極当然のことで、今更ながら、こんなばかげた質問をしたことを恥じております。

そうこうするうちに3月に入って、私はやはり法務庁に入ろうと思っておりましたので、やはり先輩の津田常務の所へ行ってきちっと断らなければならないと考え、卒業式の数日前だったと思いますが、明石に帰りまして、津田常務とのアポイントをとりました。明石の実家で、母親が「お前、これからどうするのか」と尋ねてきました。犯罪人の矯正・保護



一高時代、兄・妹と

* 元最高裁判所裁判官（昭和55年1月19日～平成元年9月20日）で憲法学者。

の仕事がしたいと答えたのですが、母親は「矯正・保護といえば刑務所ではないか。刑務所と言うたら網走もあるやないか。よそ様から、あなたのお子さんはどこで働いておられますかと聴かれて、網走におりますなんて言ったら嫁の来手もないではないか。そんなとこにやるためにお前を大学へやったのではない」と言っ
て、オイオイ泣き出して、本当に困りましたね。

それでもお断りしようと思ひ、翌日、津田常務とお会いしたのですが、忙しい中を1時間半以上も相手してくれましたかね。その話の中で、「国に報いる方法は色々あるのではないか。これからは貿易が日本の再建にとって大変やりがいのある仕事ではないか」ということを一生懸命説明してくれました。私は、津田常務が私とまったく対等の立場でお話されるという態度に大変感銘を受けました。終わりころになると、母親の泣き顔が津田常務の顔にダブってきまして、「それでは、やっかいになります」ということになってしまいました。電話で母親にそのことを話しますと、大変喜んでいたということをおもひ出します。

<国際関係について>

○ 次に、国際関係について伺いたいのですが、商社ですから仕事全部が国際関係でしょうが、何か印象に残っていることをお話しいただければと思います。

そうですね。そうすると、やはり戦後初めて海外に出たときの経験になりますかね。初めて海外に出たのが昭和26年で、約1年間、パキスタンを中心に、イラク、アデン、東アフリカ諸国などを訪問しました。出発するときは、日本はまだサンフランシスコ平和条約が批准されていませんでしたので、パスポートは日本国旅券でしたが、GHQの添書が付いていました。サンフランシスコ条約が、昭和27年4月28日と思いますが、発効したわけです。それ以後、パキスタンでの移民局などでの扱いが一変しました。このような状態を経験しますと、「ああ、日本は独立したんだなあ」ということを実感しましたね。海外に出ますと、国際社会で認められる国になるには、やはり日本は経済力がなければならないということを考えさせられましたね。

法律に絡んだ話で一つ申し上げますと、昭和48年から4年ほど米国住友商事で社長をしておりました。アメリカは訴訟社会ですから、その時にアメリカの訴訟を経験しました。一例を挙げますと、契約社員の一人の男がいたのですが、ある事情があつて解雇したところ、その男が「まだ何年か使ってもらえるはずだった」と言つて訴訟を起こしたのです。その男は結構金を持っているんですよ、実際は。しかしですね、陪審制ですからね、その男は裁判になると、よれよれの服を着てくるわけです。いかにも金に困っているという格好ですよ。裁判官は、男が主張するような内容は書類に書いていないと有効でないことになっていると言っているのですが、陪審員は、「そんなことを言つたって、可哀想だから少しは払ってやれよ」というようなことで、こちらが負けたわけです。

陪審制というのは、私個人は、今の日本ではまだまだ時期尚早だと思うのですが、日本で採用するにしても、今話したようなことにはならないように注意しなければいけないのではないのでしょうかね。

- 伊藤会長は、最近では日本の刑事裁判を傍聴することがあると聞いていますが、何か御意見があればお聞かせ下さい。

では、素人の立場で言わせてもらいますかな。傍聴席にいて気付くことはですね、裁判官も検察官も、そして証人や被告人も、声が小さいで

すな。私は、歳は取っているものの耳は悪くないと思っていますが、あまりよく聞こえませんなあ。弁護士さんの声は比較的聞こえているんですがね。声が大きくなならないなら、マイクをきちっと使ったらどうですかね。裁判も開かれた裁判というなら、もっと傍聴席と一緒にあって裁判をやっているというような雰囲気にならなければいけないと思います。小さい声だと、何かコソコソやっているような印象を受けますよ。

そして、裁判官の訴訟指揮というんですか、ハキハキしていた方がよいですね。弁護士がくどくどと意見を言うことに対して、「その判断は裁判所がします」ときっぱりと言う裁判官がいましたが、聞いていて大変気持ちがいいし、威厳もあり、私は非常によい印象を受けました。同じ裁判官が、居眠りしている傍聴席のマスコミの記者に「あなたはずっと寝ている。寝ているんなら出ていけ」と言いましたが気持ちよかったですね。もっとも、私も眠らないように努力したことを思い出します。

全般的に弁護士さんの声が大きくて、検事さんの声のほうが小さいですね。陪審制になったら検事さんの方が負けてしまいますよ。

<社会貢献・国際貢献について>

- 最近のアメリカのエンロンやワールドコムの場合は、金を儲けるにしても、どのような手段を使ってもよいというわけではないことを意味していると思いますが、住友商事は、元来そのような精神・伝統を持っていると聞いておりますが。

「君子財を愛す。これを取るに道あり」という言葉を御存知ですか。これは、住友の名総理事と言われた伊庭貞剛さんがよく使われた言葉であります。

伊庭さんは、もともと裁判官をやっておられた方ですが、住友に来られて事業をするというときに、禅書の中に、この言葉を見て、大変この言葉に意を得られ



昭和26年 出張先のパキスタン・カラチの街角

たようであります。企業は、株主のためにも利益を上げなければならないのは当然です。しかしながら、法を犯したり、人の道に反したりして利益を上げることがあってはならないというのも当然であります。さらに伊庭さんは、よそ様が何かいいことをやって儲けているからといって、そこへ乗り込んで資本の力を使って周りに既成事業を圧倒するというようなことをしては絶対にいけない、ということまで言われております。別子銅山の公害の問題が起こったときには、「たとえ住友の事業が潰れても害毒は流さない」という方針で対処したというふうに言われております。

また、伊庭さんは「事業の進歩発達に最も害をなすのは青年の過失ではなく老人の跋扈である。」ということをおっしゃって、伊庭さん自身、58歳の若さで引退されております。一般にはこのことだけが大変有名でございますけれども、その反対に「老人の経験も大事である」というような意味のことも言われております。物事はそういうもので、立場を変えてみれば、どのような行動をとればよいのか自ずと分かることと思っております。

- そういえば、住友商事では国際貢献の一つとして、海外の学生のために奨学金制度を創設していると聞きましたが。

日本の国際貢献というと、すぐに自衛隊の派遣というような話になるのが平成2年の湾岸戦争以来の傾向ですが、その他にもいろいろな方法があるでしょうし、特に企業でもちょっと発想を変えれば大きな貢献ができると思っています。

その一つが教育への貢献でして、住友商事は海外支店を持っていますが、例えば、インドネシアのジャカルタで支店長が交代するときにパーティーをやっていたのですが、そういうことをやめることにして1,000万円をインドネシアの教育振興のための基金に寄付したわけです。平成3年当時で言えば、その金利収入で毎年大学生20人に一人月額50,000ルピア（3,600円）、高校生60人に一人月額25,000ルピア（1,800円）の奨学金を支払うことができたのです。その後も支店長が交代するたびに基金を追加し、これまでのルピアの暴落にもかかわらず、当時とほぼ同人数に対して奨学金の支給を続けています。

そして、住友商事が商事活動を開始して50周年にあたる1996年に、記念事業の一つとして、アジア17か国の35大学・大学院の学生を対象とした住商奨学金というものも設立し、年間900名の学生に奨学金を支給しています。

最近は同時多発テロ以降、何やら妙な動きになっております。しかし、教育レベルの向上はその国の産業力を高めますし、教育の普及は民主政治を根付かせるでしょう。民主政治が行き渡れば戦争のない平和な世界を作ることにもつながるわけですね。企業の社会的貢献という意味では、重要なことと思っております。

<法整備支援について>

- 法整備支援のために財団を作って協力するという話は、いつころあったのでしょうか。

平成7年6月に住友商事の会長を退いて相談役になっていたときでしたから、平成7年10月ころではなかったでしょうかね。その前年に JICA の枠組みで法務省がベトナムに対する研修をしたということがあり、法務省としてもその後ますますアジアの国々へ法制度の整備の支援をするんだという話がありました。それに民間の立場から協力してくれないかという話でした。その話を聞いたときは、それは非常にいいことだと思いました。これからも国際的な仕事が増えるわけですから、アジア地域の法制度を理解すること、さらにまた、それらの国の法制度の整備をお手伝いをするということは、極めて意義があることだと。

それに対して、私がどこまでやれるのかということもありますし、住商がやるということになると経済的な負担も考えなくてははいけませんからね。私自身はやる気になっていましたが、経団連会長の豊田章一郎さんのところへ行って、こういう話があると話しました。豊田さんからは、「相談役でのんびりなさらしないで、お国のために役立つことをされた方がいいんじゃないですか。大いにやって下さいよ」と言われまして、「それなら、あなたも手伝って下さいよ」と言って特別顧問を引き受けてもらいました。後に住商も協力するという事になって、結局、私が財団の会長をお引受けすることになったのです。

三ヶ月章先生にも特別顧問をお引受けいただき、大変御活躍いただいております。あの方は一旦「やる」といったら徹底的にやる方で、大変尊敬いたしております。三ヶ月さんは、よく冗談で「伊藤会長は話が短い、それは株主総会を短時間で終わらせる必要があったからだ。自分の話が長いのは、教授が商売だから」と言っておりますが、今回のインタビューで、少しは私の印象を変えられるかもしれませんな。(笑)

○ 法整備支援のどういうところに意義があると考えておられますか。

法整備というのは時間がかかると思いますよ。途上国というのは、コネ社会が普通のようなところがありますからね。日本もある面ではそうでしょうが、最後は法律とか司法で解決するという信頼があります。途上国はどうかというと、必ずしもそうではないでしょう。それらの国々をとりまく環境がそうさせているのかもしれないしね。しかし、いつまでもそういうことではいけないわけでしょう。法律が整備されて、それを動かす制度ができ、法律家が育てば、つまり環境が変われば、途上国の事情も改善されるでしょう。まず法律が整備されないことには始まらないわけです。法律を作るのも大変だということは分かっていますから、長期的な仕事であることは分かっています。しかし、地道な仕事を続けていけば、いずれ財産となって、その国にとっても、その国と関係を持つ日本にとっても有益となるわけです。

もともと、環境によっては普通の人間も罪を犯すということを知って矯正や更生の仕事をしよと思った人間ですし、貿易を通して国に貢献することもできる

と、思っ、て住商に入、った人間です。その住商には、利益を追求するだけではなく、「財を取るに道あり」の精神がありましたし、国際貢献として奨学金でアジアの学生教育に協力してきたわけです。法整備支援は、これらの活動につながるものと考えております。いわば新しい世界ですから、老人の跋扈ということでもないでしょう。(笑)

私でお役に立てるならと思っ、て、これまで活動してきたわけです。

- 法整備支援の今後のことについて、何か御意見をいただければと思っ、ます。

意義のあることなのですが、現在、日本の経済はよくありませんからね。財団の活動資金は、住商を始め多数の会員企業の寄付金によってできているわけです。財政的にはなかなか厳しいものがあります。しかも、長期的な仕事と分かっ、ていても、こう不況が長引いては、やはり企業としても苦しいわけですよ。経済界にいましたから、その辺りはよく分かっ、ております。それだけに御協力いただいている会員企業には深く感謝しているわけです。

そこで、国としても、もっとサポートしていただけるとありがたいと思っ、ます。政治家にこういうことを理解してもらっ、ることも必要でしょうね。まあ、法務省に対する人や予算の話になるのかもしれませんが、そういうことに限らず、何かこう業務全体を組織的というか、広い裾野を持った支援体制というものができればいいのではないかと思っ、ています。

それから、この ICD NEWS という雑誌についてですが、貴重な情報なので法務部の人は読んでくっ、れていると思っ、ますが、忙しい会社の偉いさんが読めるように、もうちょっと薄くしてくれればありがたいですね。まあ、それぞれに御方針があるかと思っ、ますので、この点は気にしないで結構です。

長い時間ありがとうございました。貴重な話をお伺いできて大変参考になりました。まだまだお聞きしたいこともありますが、それこそ ICD NEWS が更に厚くなっ、てしまいますので、今回は、ここまでとしたいと思っ、ます。今後とも ICCLC その他各方面での御活躍をお祈り申し上げます。ありがとうございました。



一高時代，対三高戦（先頭でボールを追いかけているのが伊藤青年）



オーガスタゴルフクラブでの近影（左）

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

ヴェトナム語は面白い(6)

日本もヴェトナムも主食は米です。日本語発音が「コメ」なら、ヴェトナム語発音は「コム」(com)と似ています。食事することを日本語で「飯を食う」とか「御飯を食べる」と言いますが、ヴェトナムでも同様に「食べる」という意味のアン(an)を付けて「アン・コム(an com)」と言いますので、この面での表現も似ています。

ヴェトナムの食事には御飯が出るのはもちろん、必ず具入りスープが出てきて、これを御飯にかけて食べます。日本人(少なくとも私個人)からすると、ヴェトナムの御飯は匂いがきつくて食べにくいのですが、スープをかけると独特のクセが消え、おいしくなるから不思議です。

米は主食ですから、an comは「通常は家でいただくもの」となり、転じて「妻と夜を共にする」という表現にもなります。愛人の場合は、……………またの機会に。

～ 特集 ～ カンボディア民法・民事訴訟法起草支援

カンボディア民法・民事訴訟法起草支援，その画期的な成果

法務総合研究所国際協力部長 尾崎道明

(はじめに)

1999年以来、日本の法律専門家はその叡智を結集して実施してきた標記支援の成果が今実りつつある。

昨2002年10月15、16日の両日、プノンペンにおいて、これを記念するセミナーが開催され、民法・民事訴訟法草案がフン・セン首相らの手に渡されるとともに、起草作業に関与した日本・カンボディア双方の学者・法律実務家が各草案の起草の経緯とその内容を解説する講演や発表を行った。

カンボディア政府は、この支援の中心となって作業を進めてきた森嶋昭夫名古屋大学名誉教授及び竹下守夫一橋大学名誉教授（駿河台大学学長）のお二人に勲章を授与することを決定し、本セミナーの会場において、フン・セン首相から勲章が手渡された。また、このセミナーには、三ヶ月章元法務大臣（法務省特別顧問、財団法人国際民商事法センター特別顧問、日本ローエイシア友好協会会長）が出席され、本支援の歴史的・先駆的な意義を明らかにする演説が行われた。

(本特集の概要)

本特集は、この記念セミナーにおける演説、講演、発表等の記録のほか、JICA 専門家として、クメール語を始めとする外国語についての深い知識・経験を生かし、クメール語草案の作成に尽力された坂野一生氏の論考、民法案起草作業に関与した関係者の紹介、カンボディア民法草案などを収めるものである。なお、民事訴訟法については、本誌第2号（2002年3月）に同法草案や関係者の紹介を収録しているので、本号ではこれらを省略していることに留意されたい。第2号には、カンボディア民事訴訟法起草支援の経緯に関する竹下教授らの論考が収められているので、本号と併せ目を通していただければ幸いである。

(若干の感想と本特集の紹介)

筆者も本セミナーに参加したので、本特集の紹介を兼ねて、ここに若干の感想を記すことをお許し願いたい。

本セミナーに参加して強く印象づけられたことの第1は、これらの草案が日本及びカンボディアの法律専門家の長きにわたる、そして困難な共同作業によってもたらされた画期的な成果であるということである。

現地でのワークショップ、日本での研修の形態をとって行われたワークショップ、その事前準備、これらに費やされた時間と労力は、まさしく膨大なものであった。その間、カンボディアの実情に即した草案作りのため献身された各作業部会の学者、法律実務家その他の専

門家の方々の努力には誠に頭が下がる思いである。

第2は、本支援がカンボディアの実情に即した内容の、しかも、クメール語による草案作成を目指して行われたことである。

カンボディアの実情を踏まえ、かつ、この種立法において考慮すべき諸原則にのっとり、いかなる内容の規定を置くべきか、日本側作業部会とカンボディア側担当者との間で議論が積み重ねられた。そして、日本語草案のクメール語化についても、クメール語に通じた日本側専門家とカンボディア側担当者が議論を重ねた。これによって、実用的なクメール法律用語が創出され、それをを用いたクメール語草案が作成されていったのである。明治以降の日本においても、各種の近代的な立法は、日本語による法律用語の創出と手を携えて行われた。新たな概念には、新たな用語が不可欠である。今回の起草支援は、民法、民事訴訟法という、近代法制の基礎をなす法分野において、クメール語による草案の作成に助力したのである。その意義は、強調しても強調しすぎることはないと思われる。クメール語草案の作成の経緯やその意義については、坂野一生氏の論考を参照いただきたい。

第3は、この作業を通じて、カンボディアの起草担当者が見事に成長を遂げたことである。

本セミナーにおいて、民法草案の保証に関する部分について **Mong Monicharia** 裁判官が、相続に関する部分について **You Bun Leng** 裁判官が、民事訴訟法草案の督促手続に関する部分について **Hy Sophea** 裁判官がそれぞれ発表を行ったが、その内容はすばらしく、会場からの質問にも的確な対応がなされた。これらの発表によって、カンボディア側担当者が起草作業を通じて深い法律知識と法的な思考方法を身につけたことがセミナー参加者の目の前に明確に示されたのである。外国支援機関や国際支援機関の関係者の間からも驚嘆の声があがったと聞いている。これも、カンボディア側の主体性を重視した地道な共同作業がもたらした成果の一つということができよう。カンボディアにおいては、最近、裁判官及び検察官の養成を目的とする司法官職養成学校が設立され、現在、第1回の入学試験の準備がなされているが、同学校の教官には上記裁判官らが予定されているとのことである。民法・民事訴訟法起草支援は、草案を生み出しただけでなく、その実施を担うべき人材の中核をも生み出したのである。

第4は、本セミナーにおいて、フン・セン首相らが、上記の点をも含めて、今回の支援の意義を高く評価し、これらの草案に基づく民法・民事訴訟法の早期制定の方針を明らかにしたことである。

同首相は、法の支配、多元的民主主義及び人権保障を確立する上での法整備の重要性を指摘し、これら両法典の速やかな制定の必要性を指摘するとともに、今回の支援への感謝の言葉を述べた。また、各種付属法令の起草や人材の育成など、両法典の実施のために更に多くの課題があることを指摘し、日本側に対し、これらに関する支援を希望した。このようにして、フン・セン首相自身により両草案に基づく法律制定という方針が力強く表明されたのである。なお、その後、日本側関係者が同首相を訪問したが、その際にも同様の意思が明確に示された。特に印象的であったのは、首相自ら毎晩少しずつ草案を読みたいので、コピーを手元に置きたいとの発言があったことである。この一事をみても、カンボディア側の並々な

らぬ決意が伝わってくる。

(おわりに)

各草案は、本年3月中に完成し、その後、カンボディア国会に提出され、審議が開始される見込みである。両法典が速やかに制定され、カンボディア法制の基礎となって、同国の復興と発展に役立つことを心から祈りたい。

(参考)

カンボディア民法・民事訴訟法支援については、上記のとおり、ICD NEWS 第2号に民事訴訟法草案に関する論文及び資料が掲載されているほか、財団法人国際民商事法センター発行の ICCLC NEWS 第17号(2002年12月)に本セミナーの記録が収録されている。また、当部教官田中嘉寿子が日本法律家協会発行の「窓」及び UNIDROIT 発行の「Uniform Law Review (Revue de Droit Uniforme)」に寄稿する予定である。Uniform Law Review には、上記 Monicharia 裁判官による論文も収録される予定である。

そのほか、本セミナー及び起草支援については、JICA FRONTIER 第40号・24ページ(2002年11月)、読売新聞2002年11月13日、産経新聞2003年1月9日にそれぞれ記事が掲載されている。

なお、民法・民事訴訟法草案の英訳が上記財団のホームページ(<http://www.icclc.or.jp/english/index.html>)に掲載されている。

また、本誌第6号(2002年11月)に、本セミナーに関する当部統括国際協力専門官植田廉太郎「カンボディア民法・民事訴訟法ナショナルセミナーに想いを寄せて」が掲載されているので、併せて参考とされたい。

* 民法作業部会委員ほか紹介（民法草案の作成に貢献された方々・五十音順） *



(部会長)

(財)地球環境戦略研究機関理事長
名古屋大学名誉教授学長
森脇 昭夫



(委員)

早稲田大学法学部
教授 浦川 道太郎



(委員)

早稲田大学法学部
教授 棚村 政行



(委員)

明治大学法学部
教授 新美 育文



(委員)

東京大学法学部
教授 能見 善久



(委員)

学習院大学法学部
教授 野村 豊弘



(委員)

一橋大学大学院
法学研究科
教授 松本 恒雄



(委員)

愛知大学法学部
助教授 本山 敦



(委員)

上智大学法学部
教授 山本 豊



(委員)

徳島地方裁判所
所長 南 敏文

(委員)

早稲田大学法学部教授 鎌田 薫
中央大学法学部教授 佐藤 恵太

(法務省)

民事局付検事 一場 康宏
法務総合研究所 黒川 裕正



(事務局)
 日本弁護士連合会
 国際交流委員会副委員長
 弁護士 矢吹 公敏



(事務局)
 JICA 長期専門家
 (在カンボディア)
 弁護士 今和泉 学



(事務局)
 JICA 長期専門家
 (在カンボディア)
 弁護士 安田 佳子



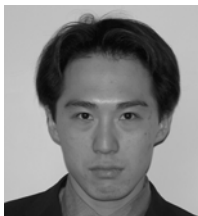
(事務局)
 元 JICA 長期専門家
 坂野 一生



(事務局)
 JICA 長期専門家
 (在カンボディア)
 弁護士 甲斐 峰雄



(事務局)
 東亜大学法学部講師
 畑中 久彌



(事務局)
 一橋大学大学院
 博士課程
 河野 憲一郎



(事務局)
 明治大学大学院
 博士課程
 吉本 篤人

カンボディア記念セミナーにおける講演・スピーチ集 目次

セミナー第1日目：2002年10月15日（火）

開会式

開会スピーチ フン・セン首相…………… 23

来賓スピーチ 在カンボディア日本国特命全権大使 小川郷太郎…………… 27

基調講演

カンボディア王国法整備支援事業及びカンボディア民法草案起草について
(財)地球環境戦略研究機関理事長・名古屋大学名誉教授 森嶋昭夫…………… 28

カンボディア王国民事訴訟法典起草支援の意義と草案の基本的諸原則」
駿河台大学学長・一橋大学名誉教授 竹下守夫…………… 32

民法起草報告

物権編，各種契約・不法行為，債務担保編及び親族編の概要
明治大学法学部教授 新美育文…………… 38

保証

最高裁判所判事 Mr.Mong Monichariya…………… 43

人編と債務編

上智大学法学部教授 山本 豊…………… 48

相続編

控訴裁判所判事 Mr. You Bun Leng…………… 53

セミナー第2日目：2002年10月16日（水）

民事訴訟法起草報告

民事裁判における裁判所と当事者の役割
大阪大学大学院法学研究科教授 池田辰夫…………… 69

争点整理手続

中央大学法学部教授 大村雅彦…………… 71

督促手続

カンダル州裁判所長 Mr.Hy Sophea…………… 73

証拠

大阪市立大学大学院法学研究科教授 高田昌宏…………… 76

上訴

慶応義塾大学法学部教授 三木浩一…………… 78

強制執行・保全処分の手続の概要

学習院大学法学部教授 松下淳一…………… 81

執行手続の基本構造

一橋大学大学院法学研究科教授 上原敏夫…………… 84

閉会式

総括スピーチ 元法務大臣・(財)国際民商事法センター特別顧問 三ヶ月 章…………… 88

開会スピーチ

フン・セン首相

各位

本日我々は、カンボディアと日本の間に行われた緊密な協力と、日本の打ち出した国際支援の新しい課題により、カンボディアの法改革事業が大きな成果をあげようとしていると断言できることを誇らしく思います。確かに民法と民事訴訟法両法案は、まだ完全には出来上がっていません。しかしその完成は、もはや時間の問題となっています。

この新しい企画の実現により、カンボディア王国は、新しいステップを踏み出しました。このことによって公正で、公平な、そして平和的な社会を創立する政策プログラムを前進させることができます。カンボディア王国政府は、改革を行い、多党制の下に民主主義を実現する約束を実現するよう、この事業に取り組んできました。このような取組はまさに憲法の求めるところであり、カンボディア社会の求めるところでもあります。そして、民法と民事訴訟法が誕生し、国家の建設や法による様々な公的・私的制度の強化を行う努力に新しい力をつけるようになって、法の支配、民主主義及び人権擁護を実現することができます。

このような状況の下において、カンボディア王国政府の代表として、本日個々に開催されるセミナーがカンボディア社会の民事分野における今後の出来事をを如実に反映する鏡としての役割を果たすことを、心より切望するものであります。

各位

民法はまさに基本法であり、自然人と法人に係る財産の利用や価格設定に対する様々な関係を調整する役割を果たし、国民同士、自然人と法人との間及び法人同士において、財産、取引行為、支払、家族と相続などの問題を巡る関係を調整します。

そのような性格から、民法は社会開発を進めるために社会と個人との権利や利益の保護についての諸関係に対する一般的な合意を保障する、国家の政策の一部でもあります。

このように重要な民法と民事訴訟法の起草にあたり、我々は日本政府及び日本国民から貴重な支援を受けました。そして日本大使館、日本国際協力事業団及び日本の経験豊富で著名な法律家の皆さま方による努力、このことはカンボディアの法典化の歴史の中で必ずや注目をあびることになりましょう。さらに、カンボディアの法典化の歴史において、カンボディア王国の司法省及び今となっては忘れることのできない故チェム・スグン前司法大臣を含むカンボディアの法律家達の努力も注目しなければなりません。これらの方々は、カンボディア王国政府の改革政策を担って、有効にかつ積極的に実現させてきた人々なのであります。

この民法と民事訴訟法は、カンボディア社会に重要な法律として根付いていくことであろうと確信しています。それゆえ、私は司法省に対して日本サイドとの協力を継続して強化し、社会全体の注目を集めている両法典の完成を進めるよう求めるつもりです。と同時に、司法

省は今後閣僚会議や国家議会での審議を容易にするために、それぞれの法典において特定の部分ごとに研究グループを編成するべきであると考えます。これらの法律を我々の社会に根付かせることはまた別に、司法省は日本サイドと協力を継続し、公証人に関する法律、執行官に関する法律、担保システムに関する法律、登記法など、他の必要な付随する法律を起草しなければなりません。司法省は、この機会を利用して日本側との協力を通じ、改革を進めると同時に、更に法分野における人材開発を促進しなければなりません。

私は、日本側がカンボディアに対しこのような新しい課題の支援を含めた支援の継続を躊躇しないことを希望し、また躊躇するようなことはないと確信しています。そして、日本の政府開発援助の歴史における新たな挑戦が、このアンコール領域において見事に成功することを信じています。

法の確立によって、「法の支配」は推し進められ、将来の国の発展は確固たるものとなります。3年半に亘りカンボディア側との協力で民法と民事訴訟法の起草に直接関わってきた日本の先生方は、依然と協力を惜しまぬ態度を変えていません。司法大臣やこの仕事に関わる司法省の専門職員並びに他のカンボディア法律家も、これらの重要な基本法の確立に努め続けています。私は、両法案に対し多方面から意見が寄せられることを期待し、また寄せられることを確信しています。これは、カンボディア社会における正義の確立に向けた我々の共同の努力の鏡となりましょう。またこのような正義は、1998年末に完全に確保した平和に大いに貢献することでありましょう。

この場にいらっしやらない方々を含め、正義を不可欠の要素とする平和のために、まずこの新しい課題の下に行われる政府開発援助に協力し、国際の場で活躍している日本の法律家の皆様のご健康とご成功をお祈りします。

また今後、カンボディア王国政府の平和、民主主義及び人権擁護の事業に協力をしてくださるこのセミナーに参加している皆様のご健康を、お祈りいたします。

我々は、一瞬にすべてを奇跡的に作り出すことはできません。ですから我々はこのように誠実、愛国心、同胞意識をもって、自らの手、そして友人の支えによって、カンボディア社会を建設していきたいと思っています。

本日は、どうもありがとうございました。

Speech delivered by Samdech HUN SEN

Prime Minister of the Royal Government of Cambodia

on the Opening Ceremony

Excellency, ladies and gentlemen,

Today we can say with proud that the close cooperation between Cambodia and Japan, and the new theme of Japanese Assistance have been making the legal reform in Cambodia very fruitful. Even though the two draft codes have not been finalized yet, for the moment the draft of Civil Code and Code of Civil Procedure have been physically appearing.

This new realization also lets the Policy Program of the Royal Government of Cambodia take new steps to the establishment of the Cambodian Society with fairness, equity and peace. The commitment of the Royal Government of Cambodia to conduct the reform based on the provisions of the Constitution and the Status of the Cambodian Society, in which the pluralist democracy is becoming actual in response to its promise. The efforts in enhancing the state and private institutions through establishment of laws and regulations as well as in building the solidity of the nation in order to achieve the Rule of Law, Democracy and Human Rights protection have being added forces by the birth of these Civil Code and Civil Procedure Code.

Based on this reality, on behalf of the Royal Government of Cambodia and myself, I would like to extend enthusiasm to the National Seminar held here today and I really hope that this National Seminar will serve as mirror to honestly reflect the realization related to the Civil Affairs of the Cambodian Society.

Excellencies, ladies and gentlemen,

Civil Code is the fundamental law. Civil Code plays the role of coordinating relationships with regard to properties of which the uses and prices are related to the Natural and Juristic Persons, and of coordinating relationships between citizens, between natural persons and juristic persons or between juristic persons with regard to the properties, transaction, payment, family and succession.

Based on the above-stated characteristics, the Civil Code is also a part of the policy of the state in ensuring a general agreement with regard to the relationship of the protection of rights and interests of persons and society in the view of attaining social development.

The great importance of Civil Code and Code of Civil Procedure encourages the taking note in the history of codification of laws in Cambodia the respective and valuable assistance provided by Japanese government and Japanese people; the efforts of Japanese Embassy, Japan International Cooperation Agency(JICA) and Japanese experienced and well known Jurists in drafting these two draft codes. Also noted in the history of codification of laws in Cambodia, the efforts of Ministry of Justice of the Kingdom of Cambodia as well as other Cambodian Jurists including unforgettable now deceased H.E Chem Sgnoun, former Minister of Justice. Your Excellencies, ladies and gentlemen are

active persons who have responsibly and effectively made the Reform Policy of the Royal Government come true.

I believe that the draft Civil Code and Code of Civil Procedure will become effective law and take roots in the Cambodian Society. Therefore, I would like to ask the Ministry of Justice to continue to enhance the cooperation with Japanese side in pushing the finalization of the two draft codes, which have been given interest by the whole society. At the same time, the Ministry of Justice should organize study groups specialized in certain chapters of each codes in order to facilitate the deliberation by the Council of Ministers as well as by the Parliament. Also, beside making these two codes take roots in our society, the Ministry of Justice should continue to cooperate with Japanese side in drafting some other necessary additional laws such as law on notary, law on bailiff, law on deposit system, law on registration system, etc. The Ministry of Justice must take this occasion to encourage cooperation with Japanese side in developing human resources in the legal field simultaneously to our reform.

I hope and believe that Japanese side will not hesitate to continue providing to Cambodia assistances including assistance for this new theme and I believe that the new try in the history of Official Development Assistance of the Japanese Government will get great success in this Angkor Territory.

Legal establishment is not only the principle of improving the role of law, but also the basis of future national development. Even after three years and a half of working with Cambodian side, the tendency and principles of the Japanese professors who have been directly involved in this drafting of civil code and civil procedure code remain solid. The Ministry of Justice of Cambodia and its specialist officials as well as other Cambodian jurists involved in this works still also make their efforts in establishing these important fundamental laws. I hope and believe that opinions from various sources will be given with regard to these two draft codes. This will reflect our joint efforts in establishing Justice in the Cambodia society and this Justice is an important contribution to the improvement of Peace, which we completely attained at the end of 1998.

For the peace in which Justice is indispensable, please allow me to firstly wish all Japanese jurists regardless they are present here or not, be endowed with good health, intelligence and success in their international mission to provide new theme of official development assistance.

I would like also to wish all participants to this National Seminar be endowed with energy and intelligence in order to take parts in the improvement of peace, democracy and human rights respect of the Royal Government.

We cannot magically create everything immediately. Therefore, we establish Cambodian Society through this way with honest, patriotism, compatriotism and by our hands and our likely friends' hands.

Thank you

来賓スピーチ

在カンボディア日本国特命全権大使 小川 郷太郎

フン・セン首相閣下、
ヘン・サムリン下院議長代行閣下、
ニエウ・シトン司法大臣閣下、
三ヶ月章 元日本国法務大臣、東京大学名誉教授、
森嶋昭夫 国内支援委員会委員長兼民法作業部会会長、
竹下守夫 民事訴訟法作業部会長、
ご列席の皆様、

本日は、フン・セン首相のご臨席の下、我が国のカンボディア重要政策中枢「民法・民事訴訟法起草記念セミナー」に出席でき、光栄に存じます。

我が国が1999年3月にカンボディア重要政策中枢支援として民法・民事訴訟法起草支援を開始して以来、3年半になります。その間、森嶋国内支援委員会委員長並びに民訴法部会長の竹下教授をはじめとする関係者の皆様とカンボディア側のたゆまぬ努力により、民法につきましては優先分野の条文案が完成し、民訴法は極く一部を除きほぼ全条文案が完成するに至り、今回のセミナーではじめて草案の全容を紹介することになったと承知しています。これは両国にとり本件プロジェクトの重要な節目であり大きな成果であると考えます。ここに至るまでの膨大で複雑な作業を、法概念も法社会的環境も異なる日本とカンボディアの関係者の皆様が共同作業で乗り切ってこられたことに大いなる敬意を表します。

近代法治国家における立法・行政から独立した司法制度整備の必要性という認識の下、民法・民事訴訟法は民事関連法の基本法として司法制度の枢要な部分であり、また、現在カンボディア政府が取り組んでいる法制度・司法改革の重要な部分でもあります。

我が国は、19世紀の後半に西洋の法体系を学びながら我が国の法制度を整備していった経験を有しています。我が国は、今回の作業の課程でもこうした経験を踏まえながらカンボディアの社会・経済諸関係、伝統的法制度・法意識との調整にも配慮して参りました。また、法案作成課程のみならず、同法成立後にもカンボディアの法律家がきちんと運用できるよう人材育成に意を用いていく所存です。

カンボディアの民法・民事訴訟法が今後円滑に運用されるためには、民事法体系の基幹となる両法と他の民事関連法との整合性の確保が重要であると認識しております。そのためにも、カンボディア法制度・司法評議会のイニシアチブ及び世銀のドナー・コーディネーションが一層重要と考え、関係者の一層のご尽力をお願い申し上げます。

最後に今次セミナーを通じ、関係者の皆様がカンボディアの民法・民事訴訟法への理解を深め、日・カンボディア両国間の友好・協力関係の絆が一層強まることを念願します。

有り難うございました。

* このスピーチは小川大使自らクメール語で行われた。

基調講演

カンボディア王国法整備支援事業及び カンボディア民法草案起草について

(財)地球環境戦略研究機関理事長，名古屋大学名誉教授 森 嶋 昭 夫

ブン・セン首相閣下，ラナリット国会議長閣下，並びに本セミナーにご来賓のカンボディア政府関係者各位及びご列席の皆様。私は，本日ここに，カンボディア王国に対する JICA 法制度整備支援事業国内支援委員会を代表して，本事業についてお話申し上げる機会を得ましたことを大変光栄に存じます。

カンボディア王国に対する JICA の法制度整備支援事業が公式に始まりましたのは1988年ではありますが，発端はさらに2年ほど前に遡り，当時，アメリカに籍を置くアジア財団がメコン川流域諸国の法制度整備を進めるために，メコン・ロー・センターを設立する構想を持っており，その準備のための会議を開催いたしました。その会議に私も招かれ，そこで今は故人とされました当時の司法大臣のチャム・スグム閣下にお目にかかり，カンボディア王国再興のために日本が協力してほしいというご要請を受けたのであります。その後私は JICA のプロジェクト形成調査団の団長として数回ご当地を訪れ，国会，閣僚評議会を始め，各省と協議いたしまして，司法省をカウンターパートとして，民法並びに民事訴訟法の草案起草及び司法界の人材養成を目的とする JICA の技術協力プロジェクトを発足させることになったのであります。

私どもは，民法及び民事訴訟法の草案起草作業を開始するにあたり，民法及び民事訴訟法それぞれについて，日本の第一線の学者，裁判官，法務総合研究所職員約10名からなる部会を組織し，また，カンボディア側には司法大臣を最高責任者として司法省内に運営委員会を作っていました。そして，日本側の部会は，それぞれ東京で定期的に研究会を開いて草案の規定案ないし要綱を順次取りまとめ，部会員がほぼ毎月プノンペンに赴いて，カンボディア側の裁判官・司法省その他の省の職員とワークショップを開催して草案を検討するとともに規定のクメール語訳を進めて参りました。

私どもが，このような方法で作業を進めて参りましたのは，次に述べるような理由からであります。言うまでもないことではありますが，法はそれが適用される社会の実態と乖離したものであってはなりません。現在市場経済を支える法技術体系として世界に支配的なヨーロッパ大陸法とコモンローはそれぞれの国の社会に根ざした歴史的産物であります。19世紀のヨーロッパ歴史法学の思想を振り返るまでもなく，社会に根付いていない法は社会に妥当するルールとして機能しないことは多くの実例が示しているところです。ご承知のように，日本は19世紀半ばから国家及び経済の近代化に挑戦し，歴史的文化的に異質なイギリス，フランス，ドイツなどの法制度と法技術の導入を図りました。しかし，欧米法が日本に根付くのは容易なことではありませんでした。法の概念や技術を外国から輸入しながら，制度の運用

や解釈は母法と全く異なっているという例も少なくありません。

外国法を継受した日本の経験から、私どもは、民法や民事訴訟法の草案は、カンボディア社会が受容できるものでなければならぬと考え、カンボディア社会の実態に通じられ、かつ民法、民事訴訟法が成立した暁にはこれらの法の運用に当たられる法律家や裁判官の意見を聞いて草案を修正し、それとともに草案に対するカンボディア側の理解を深めながら起草作業を進めるという方針を取って参りました。これまで他国の支援事例のなかには、カンボディア社会の実態に関わりなく支援国の法技術を導入しようとして結局はまだ立法に至っていない例もあると聞いています。私どもの努力がどれほど実を結ぶのか、これから真価を問われるわけですが、ご列席の皆様私どもの思いをご理解いただけますと誠に幸いです。

それでは以下、民法部会の作業についてご説明申し上げます。民事訴訟法についてはこの後、同部会の部会長でおられる竹下教授からご説明いただきます。

まず民法とはどのような法律なのかという点ですが、民法は、商品交換経済を社会の根幹としている社会（商品交換社会、市場経済社会）において、商品交換の主体である自由な市民のすべてに適用が予定される原則法であると言われていています。一般の市民が関わであろう法律関係には、財産関係と家族関係がありますが、財産関係としては、財産を所有したり（物権）、他の市民との間で財産を取引する（契約）というようなことがあります。これに対して、家族関係としては、婚姻や親子のような親族的身分関係と相続があります。このように民法は、対等な当事者の間に適用される法的ルールですが、営利活動を行っている商人に適用される商法などは、利潤を求めて迅速かつ画一的な処理をする必要性から、一般の市民に適用されるルールを修正し、民法とは異なるルールを採用しています。そこで、一般的に適用される原則法としての民法に対して、商法など、特別の活動や主体に適用される法は特別法と呼ばれています。

今申し上げたように、民法は商品交換社会を支える原則法と位置づけられていますが、商品交換を普遍的に可能にするには、まず商品交換の主体が自由な意思決定によって商品処分できなければなりません。そのためには、すべての主体が他者に支配されない自由を保証されることが必要です（法的人格の自由）。これを商品の側から見ると、商品の主体（所有者）が商品（所有物）を自由に処分する権限をもっていることとなります（所有権の絶対性）。さらに、取引をしようとする商品の主体がそれぞれ他者に支配されない自由な人格を保証されているとすれば、自由な主体間の取引はそれぞれの意思が合致したときにはじめて成立するというにしなければなりません（契約の自由）。端的に言えば、商品交換社会の基本的な原則は、主体の側面における「法的人格の自由」、物の側面における「所有権の絶対性」、取引主体間から見た「契約の自由」、から成り立っており、これらを総括すると個人の「意思の自由」の尊重ということになるかと思えます（故意過失のないところに責任はないという過失責任は、自由な意思の結果に対する責任と言えます）。

民法の基本原則は、先に述べましたが、カンボディア民法典草案もこのような基本原則を踏まえています。しかし、これらの原則を実現する具体的な法概念や制度は、コモンロー系

か大陸法系かによって異なり、また同じく大陸法系といっても、フランス法かドイツ法か、あるいはその他の国の法かによって異なっています。カンボディア民法草案を起草するにあたって、私どもは、カンボディアがこれまで主として大陸法系の制度を取り入れていたことから、民法典も大陸法系の制度によることとして、日本法、ドイツ法、フランス法を参考にするとともに、カンボディアの社会あるいは法律家に馴染みがあると思われる旧カンボディア民法、制令38号、婚姻家族法、そして最近起草された土地法などを参照したうえで、日本の民法部会チームが草案を起草し、それをプノンペンでのワークショップにおいてカンボディアの法律家チームと議論をしながらできるだけカンボディア側の意見を取り入れてそれぞれの制度を組み立ててまいりました。

草案は、8編からなり、第1編 総則、第2編 人、第3編 物権、第4編 債権、第5編 各種契約・不法行為、第6編 債務担保、第7編 親族、第8編 相続 となっています。各編の章立てについては、詳細目次を皆様にお配りしてあることと思いますので、それをご覧頂きたいと思います。本日は時間の制約から、個々の条文の内容について立ち入った説明をすることはできませんが、後ほど山本教授から人編と債務編について、また新美教授からは物権編、各種契約・不法行為編、債務担保編の概要について、ご説明があることになっています。しかし、ここでかなり大ざっぱな話をいたしますと、さきに述べました商品交換社会の基本原則のうち、「自由な法的人格」については、主として第1編と第2編が対応しております。第7編第5章第6章も行為能力のない者の保護を規定しており、自由な法的人格に関する規定と言えます。基本原則の第二「所有権絶対の原則」については、第3編が所有権以外の物権も含めて物権について規定しています。第6編債務担保にも抵当権などの物権が規定されています。第三の基本原則「契約の自由」に関しては、第4編、第5編が規定していますが、第5編には、不法行為など当事者の契約に依らない債務の発生が規定されています。

次に、起草作業の進捗状況について申し上げます。民法草案の起草作業は、条文数が非常に多いことに加えて、プノンペンでのワークショップの開催やクメール語訳などの作業に時間がかかっていることから、予定よりかなり遅れましたが、最近東京で開催した数度にわたる集中的な審議により、親族、相続と各種契約の一部を除いて、草案の日本語条文案はほぼ固まっています。また、草案の条文のうち634箇条についてはクメール語訳も含めてすでに完成し、644箇条については現在クメール語訳の完成に向けて鋭意作業を進めているところです。いずれにせよ、2003年3月末にはクメール語訳も含めてすべての条文案が完成する予定ですが、完成すると民法典の条文数は1200箇条を超えることになるものと思われます。なお、条文の英訳についても他のドナーや外国のNGOの関心が深いところから、仮訳という形ですが翻訳作業に入っています。

なお、すでに申しましたように、民法草案の起草作業はクメール語訳も含めて来年3月には完成させる予定ですが、起草作業が終わった後も閣僚評議会での審議、国会での審議などに向けて、JICAは、部会のメンバーを含めて日本の法律専門家をプノンペンに派遣して、条文や制度の解説などの立法作業支援を継続することを予定しております。

1998年にカンボディア民法及び民事訴訟法の草案起草作業が始まり、カンボディア司法省、裁判所、関係各省の方々のご協力を得て、現在民事訴訟法草案についてはほぼ完成し、民法草案の起草作業についても最終段階に入っております。これも歴代の司法大臣を始めとするカンボディア司法省の各位の深いご理解と並々ならぬご協力があったからであります。この機会をお借りしまして、カンボディア司法省に衷心からお礼を申し上げます。さらに中国には、井戸の水を飲むときには井戸を掘った人に感謝せよという趣旨の諺があるようですが、私は最後に、日本とカンボディアの間の法制度整備支援事業に最初の鍬を入れられた故チャム・スグム司法大臣に対して尊敬と哀惜の念を込めて心からご冥福をお祈りしたいと思います。ご静聴ありがとうございました。



フン・セン首相から勲章を授与される森嶋教授

基調講演

カンボディア王国民事訴訟法典起草支援の 意義と草案の基本的諸原則

駿河台大学学長，一橋大学名誉教授 竹 下 守 夫

I. 祝辞

フンセン首相閣下，日本国小川全権大使，法務省並びに国際民商事法センター特別顧問三ヶ月章東京大学名誉教授を始め，ご列席の皆様，本日ここに「カンボディア王国民法典及び民事訴訟法典起草記念セミナー」が開催されることは，民法及び民事訴訟法起草支援プロジェクトに関与して来た者の一人として，私の大きな喜びとするところである。この記念セミナーの趣旨は，カンボディア民法典及び民事訴訟法典の起草作業がほぼ完成に近づいたこの時期に，カンボディア王国の政府首脳，国民代表をはじめ，国際機関，他の援助国等の皆様に，起草された民法案及び民事訴訟法案の基本的内容をご紹介し，そのご理解を得て，両法典の早期成立を期するところにあると考えられる。私は，その記念セミナーにおいて，民事訴訟法案起草部門の日本側代表者として基調講演を行う機会を与えられたことを，大変光栄に思い，深く感謝する次第である。

私の講演は，①第一に，わが国による今回の法整備支援の意義を考察した後，②第二に，私達の採った民事訴訟法典起草の基本方針を明らかにし，③第三に，ほぼ完成を見るに至ったカンボディア王国民事訴訟法案の概要とこの法案の基礎にある基本的諸原則を，皆様にご説明し，関係各位のご理解を得ようとするものである。

II. 日本とカンボディア王国との友好・親善関係における「法整備」支援の意義

1. カンボディア王国民法典及び民事訴訟法典起草支援事業は，1999年3月，日本とカンボディア王国との友好・親善関係を推進する事業の一つとして開始された。この事業は，日本側にとっては，先進国としての国際的責務である，発展途上国に対する政府開発援助（ODA）の一環としての意味を持つものである。
2. しかし，これまでの開発援助の重点が基礎生活分野の支援，経済・社会インフラストラクチャーの整備援助，構造調整など，主として経済・社会分野に置かれてきたのに対し，法整備支援事業は，法治国家の理念に基づく「良い統治」の実現に向けて，開発途上国が国内の法を整備することを援助し，あわせてその法を運用する人材の養成を支援するものである。それは，政府開発援助に新しい重要な課題を加えるものといえる。私は，この新たな課題への挑戦が，カンボディア王国との間で初めて本格的に開始されたことは，日本の政府開発援助の歴史のなかでも特筆すべきことであると考えられる。
3. 他方，カンボディア王国にとっては，法の整備は，法治国家体制確立の不可欠の前提である。そして，法治国家体制の確立は，国際社会の信頼を得て，グローバル経済社会

に参加するための基本的条件の一つであり、その意味で、法の整備は、将来に向かってのカンボディア王国の発展の基礎を築くものというべきである。

4. このように考えると、このプロジェクトは、日本とカンボディア王国との2国間の友好・親善関係の推進にとどまらず、日本にとっては、新たな国際的責務への挑戦、カンボディア王国にとっては、国際社会の一員としての地位を確立するための前提条件の整備としての意義を持つものと言えよう。その意味で、私は、このプロジェクトの意義は、両国を含む大きな国際的文脈の中で捉えられるべきであると考え。

III. 今般の民事訴訟法典起草作業の基本方針

1. このような意義をもつ、今般のカンボディア王国民事訴訟法案の起草作業を開始するに当たり、われわれは、概ね次の3つをその起草の基本方針とした。
 - (1) 第一に、起草する法典の内容については、一方で、現在のカンボディア王国の訴訟実務をそのまま是認し、それに法的根拠を与えるだけでなく、将来の国際的評価に耐え得る、民主的法治国家の訴訟原則に基づく民事訴訟法典の起草を目指す。しかし、同時に、他方では、カンボディア王国の社会的・経済的諸関係、伝統的法制度・法意識との調和を図ることにも配慮する。
 - (2) 第二に、起草作業の実施方法については、日本側が原案を用意するが、その検討は、カンボディア側メンバーと共同で、プノンペンで開催されるワークショップで行う。そして、その席上、カンボディア側から疑問が出された規定については、十分協議をした上、カンボディア側の主体的判断を尊重して最終的決定を行うこととし、このようにして、両国作業部会の協同作業として民事訴訟法案を完成させる。
 - (3) 第三に、民事訴訟法典が成立した後は、カンボディアの法律家がこれを運用しなければならないのであるから、民事訴訟法案起草の協同作業を通じて、同時に将来運用に当たるべき人材を養成し、また法案に対する理解を深めて貰うよう努める。
2. 作業開始後、現在までの約3年半の期間を通じ、われわれは、一貫してこの起草方針を堅持した。とくに、カンボディア側の意思を尊重するという方針に関して言えば、両国共同のワークショップで一応最終的決定を見た後であっても、その後カンボディア側のみで用語確定会議を行い、そこで新たに疑問が提出されれば、日本側で再度検討し、あるいは疑問に答え、あるいは表現を改めるなどの努力をしてきた。

IV. カンボディア王国民事訴訟法草案の概要とその基本的諸原則

1. カンボディア王国民事訴訟法草案の概要

このようにして起草されたカンボディア民事訴訟法案は、全7編571条からなる。その編別は、以下のとおりである。

- 第1編 通則
- 第2編 第一審の訴訟手続
- 第3編 上訴

- 第4編 再審
- 第5編 督促手続
- 第6編 強制執行
- 第7編 保全処分

第1編から第5編までのいわゆる判決手続の部分が333ケ条、「第6編 強制執行」及び「第7編 保全処分」が238ケ条である。

2. カンボディア王国民事訴訟法案の基本的諸原則

(1) 基本的諸原則の意義 一つの国の民事訴訟法典を起草するに当たっては、その国の憲法、裁判所構成法等の上位規範・関連規範との整合性を図り、また起草された法典が民主的法治国家の訴訟法として国際的評価に耐えるものとするため、その骨格を形成する基本的諸原則を定める必要がある。そこで、われわれは、カンボディア王国民事訴訟法典の起草に当たって、まずその骨格を形作るべき基本的諸原則を確定した。それらの一部は、民事訴訟法案の具体的起草作業に入る前に、第1回及び第2回ワークショップにおける協議によって定めた。また他の一部は、まず日本側が、民主的法治国家の民事訴訟法として当然採択すべきものと思われる諸原則を、その起草した原案に盛り込み、その原案の検討の際に、カンボディア側と協議し、合意を得ることによって定めた。

(2) 民事訴訟法案における基本的諸原則 そこで、次に、これらの過程を通じて採択され、この民事訴訟法案の基礎となっている基本的諸原則、とくに民主的法治国家の要請と関連する諸原則を説明する。これによって、日本とカンボディアとの協同作業の成果として完成した民事訴訟法案の基本的性格につき、セミナー参加者各位の理解を得たい。

① 民事訴訟制度の目的 まず、われわれは、民事訴訟法案全体の在り方を決定する重要な原則として、民事訴訟制度の目的を私人の権利の保護に求めることとした。そのことは、法案第2条第1項に、「民事訴訟は、裁判所が、私人の権利を保護するために、民事上の紛争を法の定めるところに従って解決することを目的とする。」と定めているところに現れている。

② 裁判を受ける権利の保障 次に、民事訴訟制度の目的が、私人の権利の保護にあるとしても、それは、決して国から私人に与えられる恩恵と考えられるべきではない。むしろ、それは、民主的法治国家の理念からすれば、国の義務と考えられるべきである。そのことを私人の側から見れば、私人は、自己の権利が侵害されたときは、国家による保護を受けるために、裁判所に訴えを提起して裁判を受ける権利を有するというべきことになる。そこで、法案第2条第2項では、「何人も、民事上の紛争につき、裁判所において裁判を受ける権利を保障される。」と定めている。ちなみに言えば、日本においては、裁判を受ける権利の保障は、基本的人権の一つとして、日本国憲法において定められている。

③ 審問請求権の保障 第三に、裁判をうける権利の保障は、同時に裁判所の裁判

が適正な手続によって行われることを要求する。裁判手続が適正であると認められるための最も重要な条件の一つは、各当事者が、裁判を受ける前に自己の意見を述べる機会を保障されていることである。法案第3条第1項が、「いかなる当事者も、聴問され又は呼び出されることなしに、裁判されることはない。」と定めているのは、各当事者に、裁判に先立って自己の意見を述べる機会を保障するとの趣旨である。このことは、当事者が、自己の意見を述べる機会を与えられるよう要求できる権利をもつということであり、この権利は審問請求権と呼ばれている。審問請求権の保障は、ドイツでは、憲法上定められている。

- ④ 対審審理の原則　さらに、裁判が適正であると認められるためには、当事者が、自分の意見を述べる機会を保障されるだけでなく、相手方の陳述する意見に反論する機会をも保障される必要がある。そのためには、裁判のための審理は、原則として対審審理として行われなければならない。そこで、法案第3条第2項は、「裁判所は、いかなる場合においても、対審の原則を遵守しなければならない。」と定めている。
- ⑤ 民事訴訟と陪審制・参審制　われわれは、法案の起草に先立ち、民事訴訟に陪審制又は参審制を採用するか否かを検討した。その結果、カンボディアの現状においては、そのいずれも採択することは困難であるとの結論に達した。その結果、この法案の規定する民事訴訟は、常に職業裁判官のみによって行われることを前提としている。これは、別の角度から言えば、裁判は、カンボディア憲法上身分を保障され、したがって独立性を保障された裁判官（憲法第109条第1項・第113条・第114条）のみによって行われる、との原則を採択したことになる。
- ⑥ 始審裁判所の構成　第一審裁判所つまり始審裁判所の構成を合議制にするか、単独制にするかは、裁判所構成法にとくに定めがなければ、民事訴訟法において定めるべき基本問題の一つである。われわれは、法案の起草に先立つワークショップにおいて、この問題について協議し、単独制を原則とすることとした。これは、カンボディアの裁判官定員数の現状から見て、合議制を原則とすることは困難であると思われるからである。ただ、例外的に一定の範囲の事件は、合議体で裁判することとした。例外とされるべき範囲は、法案第23条第2項に定められている。
- ⑦ 裁判公開の原則の妥当範囲　裁判公開の原則は、近代訴訟制度の大原則であるから、もちろんカンボディア民事訴訟法でも、これを採用すべきことは当然である。ただ、現在の裁判実務上非公開の手続として行われている調査手続と公開の原則との関係をどのように規律すべきかが問題となる。法案では、調査手続を公判前に当事者の主張や証拠を整理する準備的手続として位置づけ（法案第103条参照）、その限度では、非公開でもよいとしている。ただし、その場合でも、対審審理の原則は維持すべきこととした（法案第105条）。
- ⑧ 事件担当裁判官の決定方法　最後に、事件担当の裁判官の決定方法については、個々の事件を担当する裁判官を裁判所長等が恣意的に指定できることになると、公

正・公平な裁判がなされるか疑問を生ずる。そこで、フランス革命期の憲法以来、ヨーロッパ諸国の近代憲法では、事件担当裁判官は、予め法によって定められた順序に従って決定されるべきこととされてきた。われわれは、法案第26条において、この原則を採用し、予め各裁判所の裁判所長が決定によって事件担当の順序を定めておき、その順序に従って自動的に担当裁判官が定められるものとした。

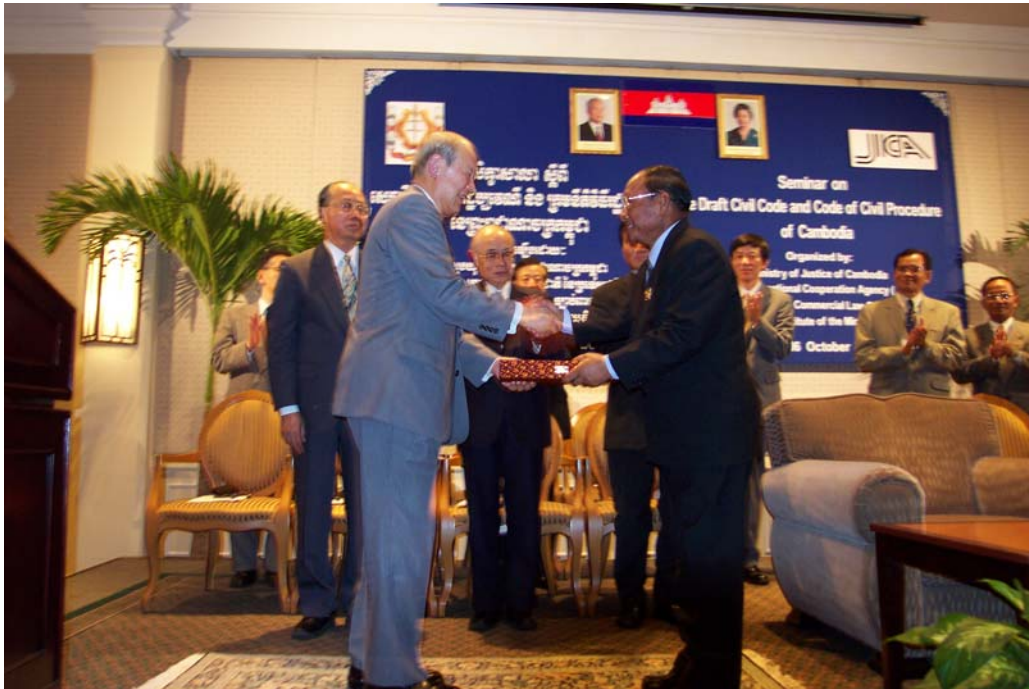
3. 基本的諸原則と法案の具体的内容 以上は、われわれの起草した民事訴訟法案の基礎を形成する諸原則である。しかし、これらは、いわば建物を建築するための土台石に過ぎない。これらの諸原則を基礎として建築された建造物というべき民事訴訟法案の具体的な姿・内容については、明日、日本側及びカンボディア側の作業部会のメンバーによって、その主要部分が個別に報告される予定である。

V. 結語

講演を終えるに当たって、カンボディア王国民事訴訟法典の起草作業を行って来た日本側の責任者として、ひと言要望と御礼を申し述べたい。

現在、民事訴訟法草案は、すでにクメール語版としても完成しているが、なお一部、カンボディア側との共同のワークショップでの検討を経ていない部分を残している。しかし、それも、本年中には完了する予定であり、また民法草案も来年3月には完成の見込みである。そこで、フンセン首相、ラナリット国会議長を始め、カンボディア王国の政府首脳におかれては、民法草案、民事訴訟法草案が完成した暁には、できるだけ速やかに立法化の進められるよう切に希望する。

終に、この3年半の間、民事訴訟法典の起草という困難な作業を協同して行ってきた、スイ・ヌー、アン・ヴォン・ワッタナ両司法次官をはじめ、カンボディアの作業部会の皆さん、また、このプロジェクトの初期の段階において、カンボディア側のリーダーを務められたリー元司法次官、ソト・ソトン次官補、さらに日本側の作業部会のメンバーの皆さんに、心から感謝の意を表して、私の講演を終える。



民法、民事訴訟法草案がヘン・サムリン下院議長代行へ贈呈された。



フン・セン首相から勲章を授与される竹下教授

民法起草報告

カンボディア民法典（草案）物権編， 各種契約・不法行為編および債務担保編の概要

明治大学法学部教授 新 美 育 文

1 はじめに

カンボディア民法典（草案）は、総則編，人編，物権編，債務権，各種契約・不法行為編，債務担保編，親族編および相続編の8編からなる。本日のセミナーにおける日本側のプレゼンテーションは，このカンボディア民法典（草案）の全体像を示すことにある。ただし，相続編と債務担保編中の保証については，カンボディア起草担当メンバーが報告する予定となっているので，その部分については日本側報告においては触れない。また，親族編については，相続編と密接に関連していることもあり，日本側報告ではごく簡単に触れるにとどめる。

2 報告者の担当部分

日本側報告は，山本豊教授が人編と債務編とを担当し，残りの部分を新美が担当する。

3 物権編

3.1 物権編においては，所有権を中心とする体系のもと，現実の物の支配を権利として認める占有権，不動産の利用を内容とする権利（用益物権）である，永借権，用益権，使用権および居住権，ならびに，地役権が規定される。

3.2 所有権は，法令の範囲内で，その客体である物に対する絶対的，排他的かつ包括的な権限を内容とする権利として規定される。ただし，隣接する土地に関しては，それぞれの所有者が所有権を主張しあうと摩擦が生じることが予測されるため，互譲の精神でその調整を図ることが必要であり，そのために相隣関係の規定が用意される。また，産業が活発化すると大気汚染や水質汚濁，あるいは騒音や振動のような周辺土地ないし居住者に害を及ぼすことも懸念される。そこで，そうした生活妨害を予防するための規定も用意した。

所有権の取得は，契約，相続，取得時効，付合等によって認められるものとする。そして，不動産所有権の移転は登記を，動産所有権の移転は引渡を対抗要件とする。なお，動産所有権に関しては，取引の安全を図るため，善意取得の規定が用意される。すなわち，所有権を移転する契約によって目的動産の引渡を受けた者が善意無過失であった場合には，譲渡人がその所有権を有していなかったとしても，譲受人が当該動産の所有権をただちに取得することとした。ただし，盗品や遺失物の場合には，修正が加えられる。

所有権の特殊形態として，共有および互有が規定される。共有は，単独所有に移行す

ることを予定した共同所有形態を想定して規定されている。団体的な共同所有形態については、それぞれの関係箇所規定するか、または、解釈で対応することとしている。互有については、カンボディア旧民法およびフランス民法を参考に規定している。

3.3 占有権は、物を事実上支配している状態を権利として承認し、それによって自力救済を排除し、法に基づく物権秩序を維持しようとするものである。また、動産物権に関しては、占有の移転が対抗要件とされるので、占有の移転形態について規定を用意する。さらに、占有の継続は取得時効の要件とされるので、占有の態様や占有の承継についても規定を用意している。

なお、占有権に関しては、不動産についての特別の占有権を規定していることを指摘しておかなければならない。カンボディアの現在においては、占有証明書が発行されているが、地籍が未整備のため、所有権の登記ができないまま不動産を使用している者が存在する。そして、このような者が所有権登記を得るまでには今後もしばらく時間を必要とすることが予測される。そこで、民法典草案においては、将来所有権者になるかもしれないこうした権利者を不動産に関する特別の占有者と位置づけ、物権的請求権に関して所有権者など同様の権限を認めることにしている。

3.4 永借権、用益権、使用权および居住権、ならびに、地役権については、土地法を基礎に、カンボディア旧民法、フランス民法を参照して規定している。これら用益物権は、契約または法律によって設定されるが、契約による場合には、書面が必要とされる。また、用益物権は登記をしなければ第三者に対抗できないとされる。

4 各種契約・不法行為編

4.1 各種契約・不法行為編は、債務の発生原因について規定する。契約による債権は約定債権と呼ばれ、法律による債権は法定債権と呼ばれる。

契約自由の原則からすれば、約定債権を成立させる契約は多種多様なものが想定されるが、市民生活においては一定の契約が典型的なものとして存在する。民法典草案ではそうした典型的な契約について、当事者が明確に約定していない条項があることに鑑みて、社会通念に照らして合理的と考えられる契約内容を補充する規定を用意した。

法定債権が発生する主要な場合は、不法行為がなされた場合であるが、それ以外にも、事務管理や不当利得といった場合が考えられる。民法典草案では、それら法定債権を発生させる不法行為、事務管理および不当利得について、その要件・効果を規定する。

4.2 典型契約としては、13種類の契約が規定される。すなわち、権利移転を内容とする売買、交換、贈与の3種類の契約、物を使用収益または消費するための貸し借りを内容とする消費貸借、賃貸借、使用貸借の3種類の契約、役務ないしサービスの提供を内容とする委任、請負、雇用の3種類の契約が規定される他、物の保管を内容とする寄託、法人でない団体の設立を内容とする組合、ある者の死亡まで定期的に金銭を給付することを内容とする終身定期金、紛争を互譲して解決することを内容とする和解が規定される。

なお、財産権の移転との引き換えにその対価を支払うという売買は、市場取引におけるもっとも中核的な契約であり、そこで用いられる法準則はその他の市場取引で締結される契約に可能な限り準用することが規定される。とりわけ重要なのは、売主は、契約の趣旨に適合した財産権ないし目的物を引き渡さなければならないという法準則である。

4.3 法定債権の発生原因として、事務管理、不当利得および不法行為が規定される。

事務管理は、法律上の義務がないにもかかわらず、善意で他人の事務を管理した場合の法律関係を規律する。留守中の隣人のために、物を預かる場合の法律関係などがその例である。

不当利得は、法律上の原因がないにもかかわらず、ある人が他人の損失によって利得を得た場合に、それを返還させようとするものである。他人の借金を自分の借金と誤解して支払ってしまったような場合がその1例である。効力のない契約に基づいて金銭や財産権の移転がなされた場合も挙げられよう。

不法行為は、他人の法益ないし権利を違法に侵害した場合に、加害者から被害者への損害賠償を規定する。そこでは、「過失なければ責任なし」といういわゆる過失責任の原則が採用される。しかし、高度な危険を伴う活動や施設・商品からの損害については、被害者救済の理念に基づいて、「過失なくとも責任を負う」といういわゆる無過失責任が規定される。

5 債務担保編

5.1 債務担保編では、物の交換価値を押さえ、そこから優先的に債務の満足を図る物的担保と債務の引き当てとなる責任財産の範囲を拡大することによって債務の満足を確保する人的担保とが規定される。物的担保は物権に属するが、債務担保という機能に着目して、債権の性質を有する人的担保とあわせて、債務担保という独立の編を起こして規定することにした。

5.2 物的担保としては、法律の規定によって発生する留置権および先取特権と、関係当事者の契約によって設定される質権、抵当権、譲渡担保権が規定される。

法律の規定によって発生する物的担保を法定担保物権というが、これは、当事者間における公平性の確保ないし当事者の合理的な意思の推定に基づいて認められるものである。契約によって設定される物的担保を約定担保物権といい、市場経済においてはこれが通例の形態である。そのうち、設定者の下に担保目的物を留め、その使用収益権能を設定者に認める担保物権である抵当権および譲渡担保権が現代の市場経済化した市民社会における担保物権としては優れている。すなわち、目的物の利用価値と交換価値とが担保物権設定者と担保権者とに分属することを承認し、目的物の効率的な活用を図ることができるからである。なお、抵当権は登記・登録制度の完備された不動産についてのみ利用できるとされるが、譲渡担保権は、その設定形式が所有権移転であるため、不動産のみならず財産権として移転できるすべての物・権利についても設定できる。た

だし、その法形式が所有権移転であっても、実質は担保物権であることから、譲渡担保権者には譲渡担保権を実行した際の清算義務が課される。ちなみに、譲渡担保権という名称は、ドイツ法や日本法で用いられる概念であるが、動産抵当と呼び換えることも可能であろう。

5.3 人的担保としては、保証と連帯債務とが規定される。冒頭に紹介したように、保証については、別に報告が予定されているので、ここでは連帯債務についてごく簡単に紹介する。

連帯債務においては、複数の債務者が同一の内容の債務を負担し、債権者は債務者の誰に対しても、同時にまたは別々に、全部または一部の債務履行を求めることができるとされる。これによって、債務担保の目的が達成できることになる。そして、弁済その他自己の負担において債務を消滅させた債務者は、他の債務者に対して求償できるとし、債務者間の公平を図ることになっている。なお、連帯債務者相互には強いつながりが存在するので、一人の債務者と債権者との間に生じた一定の事由については、他の債務者にも効力が及ぶことにしている。債権の相対性という原則の例外を認めるのである。

6 親族編

6.1 親族編は、率直に言って、起草作業にもっとも時間がかかっている部分である。家族関係に関するカンボディア国内の意識や認識に多様性がみられるからである。したがって、ここで概観する親族編の内容は、あくまでも現時点での日本とカンボディアの両作業部会における了解を前提にしたものである。

6.2 総則においては、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族を親族と定める。そして、養子縁組によって、養子と養親およびその血族との間において、血族間と同一の親族関係を生じることになっている。なお、家族構成員に関しては、相互尊重、相互扶助が義務づけられるとともに、暴力の禁止が定められる。

6.3 婚姻に関しては、カンボディアの伝統と慣習とをできるだけ尊重することを基本的な方針で規定を用意している。まず、婚約についての規定を用意し、将来の婚姻の約束と婚約の儀式によって婚約の成立を認めている。そして、婚約解消に伴う事後処理の規定を用意する。

6.4 婚姻は、18歳以上の男女が婚姻することについて自発的な合意をすることが大前提であるが、婚姻の届け出、公告、戸籍吏の面前における婚姻契約の締結および婚姻登録によって法的な効力が生じることとする。なお、挙式にあたっては事前にその公告をすることが必要とされ、異議が認められた場合には、婚姻の儀式は禁止される。婚姻に関しては、再婚禁止期間、一定血族間の婚姻禁止、一定姻族間の婚姻禁止などの制限も規定される。

婚姻は、人違いや強制による場合など、婚姻意思がない場合や、婚姻を挙行しない場合には無効とされるほか、婚姻適齢違反などの法の禁止に違反する婚姻は裁判所に取消の請求ができるとされる。

婚姻が有効な場合には、夫婦に同居協力義務が生じ、婚姻した者が未成年者の場合には成年者とみなされる。夫婦の財産関係については、夫婦財産契約が締結されればそれによるが、そうでない場合には、この法律によって規律される。婚姻費用の分担、財産管理、共有財産制、債務に対する連帯責任などが規定される。

離婚は、不貞行為、不当遺棄など婚姻関係が破綻して回復の見込みがない場合に限り、裁判所に訴えることによってできることとする。離婚に際しては財産の分割がなされるとともに、子に対する看護養育についての取り決めがなされる。

- 6.5 実親子関係の処理については、血統主義を原則として採用し、当事者の意思を基礎とした処理は例外的に認めることにしている。
- 6.6 養子に関しては、養子の健全な養育を中心としたものにすべきであるとの考えから、8歳未満の者しか養子にすることはできないとの方針で規定を用意してきたが、成年者の子も考えるべきであるとの提案が出されたため、最終調整の作業をしている。
- 6.7 親権に関しては、父母共同親権の原則を採用し、離婚などの場合には協議または裁判で一方が親権者となることにしている。親権者は、親権に服する子の監護をする権利と義務を有するとともに、その財産を管理する権限を有すると定める。
- 6.8 未成年者に親権を行う者がいない場合には、未成年後見が開始し、未成年後見人が親権者と同様のことをすることとしている。未成年後見人は、最後の親権者による指定または裁判所による選任によって定まる。
- 6.9 成年者であっても、痴呆その他の精神的な障害で判断力が欠ける場合には、その欠ける程度に応じて、後見、保佐または補助が開始することとしている。
- 6.10 最後に、親族は、一定の範囲および順序に従って、扶養義務を負うこととしている。

7 総則編

総則編については、すでに森島先生の講演で言及されているので、ここで繰り返す必要はないと考える。ただ、民法が私法の一般法であるとされることの意味はきわめて重要であることだけは改めて指摘しておきたい。あらゆる私法は、民法と異なる規定を用意する場合には、その合理性ないし相当性を民法に照らして検証されることになるからである。特に消費者法の領域ではそうしたことが強調されることになるだろう。

保 証

最高裁判所判事 モン・モニチャリヤ

序文

民法は、社会の発展において重要な役割を果たす基本的法律である。なぜなら、民法は市民一人一人の生活や国民の慣習及び伝統と関係しているからである。さらに、民法は、市民の意思に基づいて、また人と人との関係ばかりでなく人が構成する社会と人との関係に基づいて法典化されている。ここで取り上げるテーマである保証は、民法の規定する法律関係の一つである。

保証とは、保証人となる一人又は二人以上の第三者が、主たる債務者による債務の履行がない場合には、主たる債務者とともその全部又は一部を履行することを約束する契約である。

保証は、カンボディア王国民法の法典化及び修正の歴史にすでに現れている。事実、1920年2月25日に制定されたカンボディア民法は、第3編第4部第1章第1314条ないし第1327条において、「保証」に関する規定を定めていた。これらの規定は、度重なる修正後も存続した。

その後、「カンボディア国」体制下で、民法典はまだ法典化されていなかったが、「保証」に関する規定は、契約及び契約外責任に関する1988年10月28日デクレNo. 38第9章の9か条に規定されていた。このデクレは、現在に至るまで効力を有している。

上記民法には、若干欠けている部分があることを認識し、透明性のある自由市場経済政策を強化するため、日本政府の支援及び協力を得て、カンボディア司法省によって民法草案が起草された。その草案中に、「保証」に関する規定が定められている。その規定の主な部分を以下紹介する。

1 保証の成立

a 保証契約の成立の意義

保証は、保証人となる者が債権者に対して、主たる債務者による債務の履行がない場合には、主たる債務者とともその全部又は一部を履行することを約束し、債権者がこれを承諾することによって成立する。

b 保証契約の要式

保証契約は書面により締結され、保証債務の額は保証人の手書きによって記載されなければならない。こうした要式を定めた目的は、過失によって生じる悪影響を避けるため、保証を約束する場合の責任について保証人を注意深く、かつ思慮深くさせることである。さらに、保証契約のほとんどが感情に基づいて、又は、不注意になされていることを、我々

は認識している。

新草案はまた、保証が書面によらない場合、又は金銭債務の保証において保証債務の学が保証人の手書きによって記載されていない場合には、保証人は、保証債務の履行に任意に着手した場合でないかぎり、いつでも保証を撤回することができる」と規定している。

上述のように、新草案は、要式に関する要件を定める一方、自由市場経済を実施する上での必要性を考慮して、「根保証」に関する規定も定めている。根保証の担保する債務は、一定の継続的な法律関係から生じる将来の不特定の債務である。根保証は、主たる債務の発生基礎となる継続的法律関係が特定されている限りにおいて有効である。この意味で、法律関係が特定されていない場合には、根保証は無効である。そうでなければ、根保証人は非常に大きい危険を負う恐れがある。

根保証において、保証期間が定められていない場合には、根保証契約締結の日から相当な期間を経過した後、根保証人は根保証契約を将来に向かって解除することができる。また、主たる債務者の営業状態又は資産状況が根保証契約締結日後に著しく悪化した場合には、根保証人は直ちに根保証契約を将来に向かって解除することができる。

上述の規定は、契約及び契約外責任に関するデクレ No. 38 第 112 条にもある。しかし、その規定は詳細ではなく、保証契約は書面で締結されると規定しているにすぎない。

2 保証の効力

a 保証債務の範囲

保証債務は、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるものを包含する。

b 保証の性質

主たる債務が存在しない場合、保証は成立しない。但し、将来生じうる又は条件付き債務については、保証することができる。

以下の場合には、保証債務の負担は以下掲げるとおり定まる。

- －保証人の負担が、債務の目的又は態様について主たる債務よりも重い場合には、主たる債務の限度まで、保証人の債務を縮減する。
- －主たる債務が消滅する場合には、保証債務も消滅する。
- －主たる債務者に対する請求その他の事由による時効の中断は、保証人に対しても効力を生じる。
- －主たる債務者に対する債権が譲渡された場合には、特約がない限り、保証人に対する債権も譲渡されたものとする。

c 保証人の権利

保証人は以下の権利を有する。

- 主たる債務の時効による消滅を援用することができる。
- 主たる債務者の有する抗弁権を援用することができる。
- 主たる債務者が債権者に対する反対債権で相殺できる地位にある場合、その相殺によって主債務が消滅する限度で、保証債務の履行を拒絶できる。
- 主たる債務者が(主たる債務を生じさせる契約の)取消権又は解除権を有する場合には、保証債務の履行を拒絶できる。

損害担保又は保証することを事業の内容とする保証人が(主たる債務を生じさせる契約に)取消原因が存在することを知りながら、取消しうべき債務について保証した場合、保証人は、主たる債務と同一の目的を有する独立の債務を負担したものと推定する。例えば、契約締結の際に、主たる債務者が未成年者であることを知りながらその債務について保証した場合である。

d 保証人の資格

一般に、保証人の資格は、債権者と保証人の間の個人的な関係であるため、特に定められていない。債権者は、債務者と契約を締結するリスク内で自らの利益を守るため、保証人の実際の状況、特にその行為能力と資産状況を明確に確認しなければならない。

この新草案では、債務者が保証人を立てるべき義務を負担する場合には、その保証人は、能力者であり、かつ、弁済資力を備えたものでなければならないとしている。

保証人が上述の資格を欠くに至った場合、債権者は債務者に対して保証人を上述の資格を備えたものに代えることを請求できる。かかる場合において、債務者が上述の資格を備えた保証人を立てることができないときには、債権者は、他の担保の提供を請求することができる。

e 連帯保証の原則

契約及び契約外責任に関するデクレ No. 38 の定める連帯保証の原則に関する規定は、この新草案でも維持されている。

保証の原則によれば、特段の合意がない限り、保証人は、主たる債務者と連帯して保証すべき債務を負う。従って、主たる債務者と連帯して保証すべき債務を負う保証人は、先に主たる債務者に請求すべきことを債権者に求めること、又は、主たる債務者に十分な弁済の資力があり、かつ執行が容易であることを証明して、自己に対する執行を免れることはできない。この意味で、債権者は、主たる債務者より先に保証人に請求し、又は、保証人より先に主たる債務者に請求することができる。これが保証人と主たる債務者の連帯保証の原則である。

f 共同保証

数人の者が一人の主たる債務者の保証人となることができる。数人の者が保証人となる契約においては、特段の合意がない限り、それぞれの保証人は単独の保証の場合と同様に

主たる債務の全額について義務を負う。分別の特約がない共同保証人間の負担割合は、平等なものと推定する。共同保証の規定は、契約及び契約外責任に関するデクレNo. 38の第118条にあるが、新草案はそれを維持する上、共同保証人間の負担割合の推定規定をもおいている。

3 求償

a 保証人の求償権

通常、契約を締結した場合、人は約束した債務を履行する義務を負う。保証契約において、保証人は債権者に対して約束し、約束した債務を履行する義務を負う。しかし、実際に保証人が履行するのは他者（主たる債務者）の債務である。従って、誠実な保証人の利益を守るため、保証人の求償権を規定しなければならない。

かかる規定は、契約及び契約外責任に関するデクレNo. 38第119条に定められているが、現状では十分な規定とは言えない。

新草案は、以下の2とおりの場合に保証人の求償権に関して規定している。

－受託保証人の求償権

－委託のない保証人の求償権

求償の範囲は次のとおりである。

－主債務の全部又は一部を消滅させた費用

－保証人の実際の出捐額及びそれに対する利息

b 求償要件

上述したように保証人の求償権に関する規定がおかれたが、新草案は、以下のとおり、求償の要件を定めている。

－保証人が、債権者から請求を受けたことを主たる債務者に通知しないまま、弁済その他自己の出捐によって免責を得た場合において、主たる債務者が債権者に対抗できる事由を有しているときは、主たる債務者は、その事由をもって保証人の求償に対抗することができる。

－保証人が自己の出捐によって免責を得たことを主たる債務者に通知することを怠ったため、主たる債務者が善意で債権者に弁済をし、又は、その他有償で免責を得た場合には、主たる債務者は自己の弁済その他の免責行為を有効なものとすることができる。

c 責任の分担

原則として、主たる債務者は、自らの責任分担の範囲内でのみ保証人に対する支払いをなし、又は支払いを相殺することができる。複数の連帯債務者又は共同保証人がいる場合、状況は複雑になる。

新草案によれば、連帯債務者の一人又は不可分債務者の一人について保証した者は、自

らが保証した主債務者に対して全額を求償することができる。当該主債務者は、その他の債務者に対してそれぞれの負担部分について求償することができる。

共同保証人の一人が、弁済その他自己の出捐により免責を得、かつ他の保証人も免責を受けた場合、その保証人は他の保証人に対して出捐額、利息及び損害額についてそれぞれの負担部分に応じた求償をすることができる。この規定は、契約及び契約外責任に関するデクレ No. 38 第 120 条にも定められている。

4 代位

代位とは、債権者の地位を第三者へ移転することである。

周知のとおり、主たる債務者が期日に債務を弁済できない場合には、保証人が主たる債務者に代わってその弁済を行なう。保証人が主たる債務の全部又は一部について弁済その他自己の出捐によって免責を得た後、債権者はもはや主たる債務者に債務の履行を請求することはできない。従って、保証人は、自らが履行した債務に関しては、主たる債務者の債権者となる。

代位に関する規定は、契約及び契約外責任に関するデクレ No. 38 第 119 条に定められているが、現状では十分ではない。そこで、新草案は、以下に関する規定を追加した。

－履行後の代位

－文書等の引渡し義務

－担保等の保存義務

以 上

カンボディア王国民法草案の概要：人編と債務編

上智大学法学部教授 山本 豊

I 本報告の対象

本報告の対象は、カンボディア王国民法草案における人編および債務編の規定である。

人編では、おおまかにいって、2つの問題について規定している。すなわち、1つは、権利や取引の主体の問題、つまり誰が権利をもつことができるか、誰が経済取引に参加することができるかの問題である。もう1つは、人間の人格の保護の問題である。

債務編では、おおまかにいって、そうした法主体がどのようにして取引をするか、債務はどのようにして発生・変更・消滅するかの問題を扱っている。

以下では、これらの規定の内容をかいつまんで紹介しながら、民法草案における人の規定、債務の規定の基本的骨格を示すことにしたい。

II 人編

1 自然人

人編は、第1章自然人、第2章法人という2つの章から成りたっている。まず、自然人についての規定から取り上げる。

(1) 権利・義務の主体（権利能力）

自然人について、民法草案1-1-1条は、「すべての自然人は権利・義務の主体となりうる資格を有する」と定めて、権利能力平等の原則を正面から規定している。これは、人間であるかぎり、身分、性別、年齢、職業、宗教などにより差別されることなく、誰でも権利・義務の主体になりうる資格をもつということを明記した規定である。

(2) 取引の主体（行為能力）

ところで、権利義務の主体になれるということと、そのために必要な行為をできることとは別のことである。人間はすべて権利能力を有するので、例えば5才の幼児も親の遺産を相続して土地の所有者になることができる。それならば、その5才の幼児自身にその土地の売買契約を結ぶことを無制約に認めてよいかと問われれば、だれしも首をかしげるであろう。いかに人間すべて権利能力者だからといって、権利義務の変動をもたらす行為を現実に自分だけの判断ですることまでも当然に認められることにはならないのである。

そこで、判断能力の十分でない者が取引をすることによって損害を被ることを防止する制度が必要になる。人編の第3節の意思能力の制度、第4節の行為能力の制度がそれである。

まず、行為能力制度とは、一定の範疇に属する者は、完全に有効な契約は結べないというものである。具体的には、未成年者、成年被後見人、被保佐人という3類型の者が、その対象となる（1-4-1条）。民法草案は、これらの者を、有効に契約をする能力を制限

されているという意味で制限能力者と呼んでいる。

制限能力者以外の者は完全な行為能力をもち、それらの者が結んだ契約は、他に無効・取消の原因がないかぎり、有効である。

ただし、制限能力者でない者であっても、自分の行為の法的な結果を認識し判断する能力を欠く状態でした行為は取り消すことができるものとしている。これが、1-3-1条で定める意思能力制度である。たとえば、多量の飲酒や薬物の使用のために判断能力が著しく低下して、意思無能力状態で契約書に捺印したとしても、その契約は取り消すことができるのである。

行為能力制度の詳しい内容は、1-4-1条から1-4-18条までの規定を参照していただくとして、ここでは、制限能力者であっても、取引の世界から完全に排除されてしまうのではなく、判断能力の不十分な者の保護という要請と調和する範囲では、取引への参加が認められているということを指摘しておきたい。

たとえば、本草案では、満18歳未満の者を未成年者とし（1-4-2条）、未成年者が親権者または後見人の同意を得ないで結んだ契約は取り消すことができる（1-4-3条）としているが、いくつかの例外を置いて、未成年者であっても完全に有効に契約を締結できる場面を認めている。一例として、1-4-5条は、親権者・後見人により営業を許された未成年者は、その営業に関しては成年者と同一の行為能力を有することとしている。カンボディア社会は、人口に占める若者の比率が高いという意味において、若々しい社会である。未成年者であっても、保護者の許可を得て、商売を営みたいという場合には、そのようなニーズにも応ずることができるような仕組みを民法草案は用意しているのである。

(3) 人格の保護

民法草案の自然人の規定は、権利の主体、契約の主体という観点だけから人間を扱っているわけではない。第2節の人格権についての規定は、人間の人格が法の保護の対象となることを明らかにし、一定の要件の下で、人格権侵害に対する差し止め請求が認められるべきことを定めている。

まず、1-2-1条は、人格権についての定義規定である。人格権を正面から抽象的に定義することは困難であるので、「生命・身体・健康・自由・氏名・名誉・プライバシー」といった、人格権の対象としてほぼ異論なく認められている法益を列挙し、「その他の人格的利益を内容とする権利」と続けることにより、列挙されたものに匹敵する法益を対象とする権利をも取り込めるようにした。このほか、人格権規定の詳細については、1-1-2条から1-2-4条までの規定を参照していただきたい。

2 法人

これまで自然人について述べてきたが、権利義務の主体となりうるのは、自然人だけではない。人間の集まりである団体や、財産の集まりである財団も、権利主体となれるものとするのが、妥当である。そうすることによって、団体等は、団体自身の名で取引に参加したり、不動産を所有することができて、法律関係が簡便に処理できることになる。また、

団体と取引をする債権者にとっても、団体用の財産が団体メンバーの債権者からの強制執行にさらされる心配がなくなり、団体と安心して取引することができるようになるからである。

そこで、民法草案では、人編の第2章で法人制度について詳細な規定を置いている。

法人と一口に言っても、営利を目的としない非営利法人と営利法人が区別される（2-1-1条2項）。民法草案が扱っているのは主として非営利法人である。会社等の営利法人については、商事会社法等他の法律で、規律されることになる（2-1-1条6項）。

非営利法人もいくつかの種類に分かれ、非営利の社団法人と財団法人に区別される。さらに社団法人が有限責任社団法人と無限責任社団法人とに分かれる。有限責任社団法人とは、社員がその拠出した財産の限度で法人の債務について責任を負う社団法人、無限責任社団法人とは、社員がその一般財産をもって法人の債務について責任を負う社団法人である（2-1-1条3項）。

法人制度を設計するに当たり、最も重要な問題のひとつは、その設立につき国家の関与をどの程度必要とするかということである。民法草案では、社団法人は、社員になろうとする者が一定の事項を定める定款を作成し、設立の登記をすることによって、成立するものとしている（2-1-4条、2-2-1条、2-2-6条、2-2-20条、2-2-21条）。これは、準則主義と呼ばれる考え方で、法律の定める要件を具備していれば、それだけで法人格を認めるというものである。これに対し、財団法人については、法律の定める要件を具備するとともに国の許可を受けることによって法人の設立を認める主義（許可主義）を採用している。また、財団法人については、公益を目的とするものに限って設立を認めることとしている。

このように財団法人について、設立のハードルを高くしたのは、社員総会などによる業務執行の事後的監督が十分になしえないため、設立段階での行政のチェックをはずすことは相当でないと考えたためである。

ところで、今述べたように、準則主義により容易に非営利社団法人の設立を認めるということは、設立時点での行政のチェックをはずすということを意味するから、社団法人については、理事の職務執行基準を明確に定めて不適正な職務執行がなされないようにするとともに、他者（すなわち監事や社員）による事後的なチェックが働く仕組みを作っておく必要がある。民法草案では、2-1-13条において「理事は、法令および定款の趣旨を遵守し、法人の事務を忠実に処理する義務を負う」などと規定するほか、監事や社員総会についての規定を整備することにより、この要請に込めている。

III 債務編

すでに述べたとおり、債務編が主として扱うのは、債務はどのようにして発生・変更・消滅するかの問題である。債務の発生原因としては、契約のほか、単独行為、事務管理、不当利得、不法行為および法律の規定が挙げられる。このうち、最も基本的なものは契約である。そこで債務編では、抽象的な債務という概念からいきなり出発するのではなく、

やや具体的な契約から生ずる債務というレベルで詳しい規定を置き、それらの規定を性質の許すかぎり他の原因から生ずる債務にも推し及ぼすという考え方に立って起草されている（債務編1-1-2条3項にこの考え方が表れている）。また、債務編では、契約の成立や有効性、代理による契約など、契約制度自体の規律も行っている。

債務編は、国際的に見ても法発展の著しい領域である。このたびの民法草案の起草に当たっては、諸国の法制のほか、国連動産売買条約、ユニドロア国際商事契約原則、ヨーロッパ契約法原則など、契約法の国際的ハーモナイゼーションの成果を可能なかぎり参酌するように努めた。

1 契約の成立と有効性

債務編第2章第1節においては、申込と承諾による契約の成立について規定している。申込と承諾を截然と区別できないタイプの契約については、解釈に委ねる趣旨で、明文の規定は置いていない。

さて、契約が成立すれば、その内容通りの効力が生ずるのが大原則である。しかし、一定の理由に基づいて、契約や、契約の要素となっている意思表示を無効としたり、取り消したりできるとすべき場合もある。債務編第2章第2節では、意思表示につき3つの無効原因、すなわち、虚偽表示、心裡留保、意思の欠如を、また、5つの取消原因、すなわち、錯誤、詐欺、強迫、不実表示、過剰利得行為を規定している。さらに、契約の無効原因としては、公序良俗違反、強行法規違反の2つを規定している。

2 代理

次に、債務編第2章第4節は、代理について規定している。契約はかならず本人自身が行わなければならないとすると、社会的・経済的活動を手広く行うことができず、きわめて不便である。また、判断能力が不十分な者を保護して、代わって契約をする者が必要な場合もある。このように代理という制度は、今日の社会においては重要な機能を営むものなので、詳細な規定を用意した。

3 契約違反に対する救済

契約は当事者がそれを進んで履行するのが通常の様態であるが、当事者が契約に反して履行しない場合もある。その場合に債権者にどのような救済が与えられるのかについても、民法は規定をしておく必要がある。債務編第4章がこの「契約違反に対する救済」の問題に当てられており、3つの救済手段について規定している。第1は、履行の強制であり、債権者が契約通りの履行を強制的に実現する方法である。履行の強制の手続については、民事訴訟法第6編で規定されている。第2に、損害賠償であり、債務者に金銭を支払わせることによって契約を履行したのと同じ経済的価値を実現してもらう方法である。そして、第3が、いうまでもなく契約の解除である。

4 債務の消滅

さらに、民法が規定すべき問題として、債務の消滅がある。債務編第7章は、債務が正常に履行されて消滅する弁済をはじめとして、相殺、免除、更改、混同の5つの消滅原因

につき所要の規定を配置している。

債務の消滅原因としては、さらに消滅時効がある。これについては、債務編第8章に詳しい規定がある。そこでは、債権の消滅時効を、原則5年の時の経過と当事者による時効の援用によって、問題の債権を実体法的に消滅させる制度として規定している。

5 債権譲渡と債務引受

債務編の最終章である第9章は、債権譲渡と債務引受に当てられている。債権譲渡は、債権をその同一性を維持したままで、契約によって譲渡人から譲受人に移転させることであり、債権の回収手段として、担保として、また資産の流動化のためなど、様々な目的で使われうる仕組みである。また、債務引受は、もとの債務者と並んで新しく債務者が付け加わったり（並存的債務引受）、債務が同一性を保ちながら、新たな債務者に移転したりする（免責的債務引受）ことである。

以上、非常に駆け足ではあったが、私の報告を終える。本報告が、新美報告と相まって、民法草案の財産法体系の全体像を明らかにすることに、いささかでも寄与できているならば、誠に幸いである。

相 続

控訴裁判所判事 ユー・ブン・レン

相続は、所有権取得に関する規定の1つであり、相続法は特に、死後に財産を残した被相続人と、当該財産を相続する権利を有する相続人の間の関係から生じている。相続は、法律による場合と遺言による場合がある。

したがって、相続とは、被相続人の意思又は法律に基づく被相続人の遺産の相続人への移転である。

上記の意味によれば、相続は、社会の慣習、婚姻・家族関係、扶養義務、所有権、その他の人の関わる民事上の権利・義務に密接に関連している。

カンボディアには、**SangKum Reas Niyum** 民法¹があったが、その条項の一部は、1993年制定のカンボディア王国憲法²に反するため、現状に合うように新草案を作成するには、そこに含まれていた規定すべてを書き写すことはできない。他方、新草案は、社会の現状に適するものにしなければならない。

カンボディアにおける法の支配を達成することを目指す国家改革政策に基づき、カンボディア王国政府は、日本政府及び日本の法学者の支援及び協力を得て、民法及び民事訴訟法の草案作成を開始した³。

市民が権利及び利益を平等に享受できることを保障するため、本相続法草案は、カンボディア王国憲法第31条に規定されている市民の平等権の原則と、カンボジア社会の善き伝統及び慣習に基づいている。

民法草案の相続編は、8つの章から成り、各章がいくつかの条項に分けられている。

時間が限られているため、ここでは各章の原則、及び本草案とカンボジアの旧民法典の間の相違について述べたい。

第1章：総則

第1章は、「清算主義」とは異なる「承継主義」の原則に基づき、相続の意義、時点及び場所を定義している。承継主義のもとでは、相続人は、相続開始時に被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継しなければならない。この承継主義を選択することがカンボディア社会の現在の状況にふさわしい。

被相続人と相続人の間の関係が、相続人の資格付与の基礎である。こうした概念は、旧民

1 エン・ソット氏による1967年発行のクメール民法

2 1993年憲法

3 カンボディア王国憲法第91条

法の規定⁴とは異なる。旧民法は、利害関係人が、相続人から相続権を奪うために廃除を申し立てることを認めていた。これに反し、新草案では、被相続人の作成した遺言書に特に示されている場合又は財産の所有者の意思に基づく場合にのみ⁵、廃嫡が可能である。財産の所有者の意思表示は、旧民法第4章「遺言相続⁶」に規定されているものと同じである。

相続人がカンボディア人でない場合は、土地を相続又は遺贈によって取得することはできない⁷。

第2章：法定相続

人が遺言を残さずに死亡した場合、又は、遺言が有効でない場合には、遺産は法律に基づいて分配される。こうした法定相続を受ける権利を有する相続人は、扶養義務及び婚姻・家族関係に基づいて分類されている。

新草案による相続人の分類は、旧民法に規定されているものと異なる。事実、旧民法では、相続人には7順位あったが⁸、新草案では3順位のみである⁹。この新しい分類は、現在のカンボディア社会における扶養義務、生活状況及び家族関係に基づいて起草された。3順位の相続人は次の通りである。

- 第1順位の相続人：被相続人の子。
- 第2順位の相続人：被相続人の直系尊属。但し、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。
- 第3順位の相続人：被相続人の兄弟姉妹。

上述の法定相続によれば、第1順位の相続人が存在しない場合には第2順位の相続人が相続し、第1順位の相続人も第2順位の相続人も存在しない場合には第3順位の相続人が相続する。同順位に数名の相続人が存在する場合には、かかる相続人らは平等権の原則に基づいて、各自が均分に相続する。

本章に関して旧民法と新草案の間の主な相違点は、旧民法では被相続人の配偶者が第5順位の相続人とされていたのに対し¹⁰、新草案では、被相続人の配偶者がいかなる場合においても相続人となる点である。つまり、被相続人の配偶者以外の者が配偶者に加えて相続人になる場合には、配偶者は、かかる者と同順位になる¹¹。この変更がなされたのは、被相続人とその配偶者の間の密接な関係、及び被相続人の存命中の配偶者の権利義務を考慮に入れていることである。

4 カンボディア旧民法第490条第2項第4、5、6号

5 新草案第1-3-3条

6 カンボディア旧民法第542ないし546条

7 カンボディア王国憲法第44条、新草案第1-3-7条

8 カンボディア旧民法第493ないし502条

9 新草案第2-1-1ないし2-1-5条

10 カンボディア旧民法第497条

11 新草案第2-2-1及び2-2-2条

同順位の相続人の平等権を確保するため、新草案は、存命中の被相続人から特別受益又は贈与を受けた者の相続分¹²と、被相続人の財産の維持又は増加に関する相続人の寄与分¹³について規定している。こうした相続分及び寄与分は全て、各相続人の権利及び利益の平等に従って相続財産を分配するため、計算される。

第3章：遺言相続

本章の規定は、カンボディア旧民法に規定されているものよりも広範である。事実、新草案は、成年被後見人の遺言¹⁴、死亡危患者の遺言¹⁵、被収容者の遺言¹⁶、口がきけない者の遺言¹⁷等、財産の所有者の遺言を作成する権利及び自由を拡大している。但し、受贈者及び相続人の利益を守るため、新草案は、遺言が被相続人の真の意思に基づいて作成された場合のみ効力を生じるよう、特別な条件を規定している。

遺贈とは、遺留分権利者である相続人以外の者に対する遺言による贈与である。新草案の規定は、遺贈の承認又は放棄に関する利害関係人の受遺者に対する催告¹⁸、受遺者の相続人による遺贈の承認又は放棄¹⁹、受贈者が相続人である場合の遺贈の承認又は放棄²⁰等について、カンボジア旧民法の規定よりも詳細である。こうした規定を定める目的は、利害関係人の利益及び遺産を保護することである。

第4章：遺留分

本章の規定は、被相続人の血族関係及び被相続人と親族間の扶養義務を基礎として、そういった関係のない者が被相続人から利益を受ける一方、そのような関係にある者が被相続人から利益を受けられないという状況を回避するため、すべての関係者の利益を保護するものである。

新草案の規定によれば、被相続人は、自己の選択により1人又は数人の者に財産を与える遺言を自由にすることができる。但し、遺留分権利者である相続人²¹は、遺留分を保持するに必要な限度で、遺贈及び特別受益の減殺を請求することができる。しかし、遺留分権利者が減殺請求をしない場合には、遺言は有効である。これは、新草案の規定と旧民法の間の相違点の1つである²²。

12 新草案第2-3-1条

13 新草案第2-3-4条

14 新草案第3-2-7条

15 新草案第3-2-8条

16 新草案第3-2-9条

17 新草案第3-2-10条

18 新草案第3-6-3条

19 新草案第3-6-4条

20 新草案第3-6-6条

21 新草案第4-1-1条

22 カンボディア旧民法第536ないし539条

新草案はまた、遺留分の算定方法²³並びに減殺の順序²⁴、遺贈の減殺²⁵、生前贈与の減殺の順序²⁶等の遺留分を保持するために必要な減殺の方法を詳細に規定している。

遺留分権利者は、遺留分を保持するために必要な減殺を請求することができるが、かかる遺留分を放棄する権利も有する²⁷。

相続人、受遺者、受贈者又は特別受益者の利益を保護し、事実関係の立証の困難を救うため、新草案は減殺請求権の消滅時効²⁸を詳細に規定している。

第5章：相続の承認及び放棄

被相続人の残した遺産は、通常、資産と負債の両方を含む。資産が負債を上回る場合もあり、負債が資産を上回る場合もある。

新草案の規定によれば、相続人は、被相続人の財産に属した一切の権利義務を相続するのが原則である。

第三者及び相続人の利益を保護するため、新草案は、旧民法とは異なる形で、相続人の権利及び自由を規定している。旧民法は相続人に対し、負債が資産を上回る場合において、被相続人の財産に関連する一切の債務を履行することを義務づけている²⁹。

これに対して、新草案は、相続人が承認した場合を除き、相続人に対して取得する利益を超える債務の履行を強制しない。この意味で新草案は、単純承認³⁰、法定単純承認³¹、限定承認³²及び相続の放棄³³を規定している。

単純承認とは、被相続人の権利及び義務を無限に承継する旨の相続人の意思である。

新草案は、単純承認、法定単純承認、限定承認及び相続放棄に関して、第三者の利益を保護するため、承認又は放棄の期間と期限³⁴を詳細に規定している。

第6章：相続財産の管理及び分割

いかなる理由であれ財産が喪失することを防止し、相続人に明瞭かつ公正に分割するため、また第三者の利益のために、新草案は、相続財産の管理及び分割を規定している。新草案に

23 新草案第4-1-2条

24 新草案第4-2-2条

25 新草案第4-2-3条

26 新草案第4-2-4条

27 新草案第4-3-2条

28 新草案第4-3-1条

29 カンボディア旧民法第605条

30 新草案第5-2-1条

31 新草案第5-2-2条

32 新草案第5-2-3条

33 新草案第5-3-1条

34 新草案第5-1-1, 5-1-2, 5-1-3条

は、相続財産の保管³⁵、臨時的管理人³⁶、分割の基準³⁷、相続債務の弁済³⁸等に関する規定がおかれている。

第7章：相続人の不存在

現実には、被相続人の死後、相続人の存否が不明である場合がある。そこで、諸般の理由により被相続人の死亡を知らない相続人の権利を保障し、相続財産を維持するため、新草案は、相続人の存否が不明の場合に相続財産を法人とする規定³⁹、債権者に対する一定期間内の公告及び催告に関する規定⁴⁰、一定期間内の相続人搜索の公告に関する規定⁴¹等を定めている。

第2章に定められているとおり、新草案では、法定相続人は3順位しかない。したがって、第1順位、第2順位及び第3順位の相続人が存在しない場合は、相続財産は国家に帰属する⁴²。但し、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者、その他被相続人と特別の縁故があった者の利益を守るため、新草案は、これらの者に対して、相続財産の一部を自らに与えるよう裁判所に申し立てることを認めている⁴³。これは、存命中の被相続人と良好な関係にあり、被相続人のために献身した者の利益を保護する手段である。

第8章：相続回復請求⁴⁴

本章の規定は、相続により財産を取得したがその後相続権を排除された者がいる場合に、相続人の利益を保護するための手段である。

相続人に返還すべき財産の範囲を決定するため、相続回復請求の相手方が善意か悪意かにより、2つの場合に分けられる。新草案は、相続回復請求権の消滅時効についても詳細に規定している。

この短い発表では、全条項の意義をすべて明らかにすることはできませんが、この草案の原則を調べて理解するのに役立てばと思います。この草案が法律となり、近い将来、相続の場面で市民の法律上の利益を保護するようになることを期待しています。

最後に、このセミナーの参加者の皆様に、草案に不備があればそれを補う名案を出していただければと思います。

ありがとうございました。

35 新草案第6-1-1, 6-1-2条

36 新草案第6-1-3条

37 新草案第6-2-1, 6-2-2条

38 新草案第6-2-4条

39 新草案第7-0-1条

40 新草案第7-0-7条

41 新草案第7-0-8条

42 新草案第7-0-11条

43 新草案第7-0-10条

44 新草案第8章第8-0-1ないし8-0-4条

添付資料

カンボディア王国憲法

第31条

カンボディア王国は、国際連合憲章、世界人権宣言並びに人権、女性の権利及び子どもの権利に関する条約及び協定が定める人権を承認し、尊重する。

第44条

各人は、個人的及び集団的に、所有権を有する。クメール国籍を有する個人及びクメール法人に限り、土地を所有する権利を有する。

合法的私有財産は、法律に基づいて保護される。

財産を収用する権限は、法律が規定する公共の用に供する目的のためにのみ行使され、正当且つ等価の損失補償がなされなければならない。

第91条

議員及び首相は、法律発議権を有する。

議員は、法律修正案提出権を有するが、提案が国庫収入の減少又は国民の負担を増加させる目的をもつ場合には提案は受け入れられない。

相続法草案：

(注記：研究グループはまだ、これらの条項の法律用語を選定していない)

第1-3-3条（相続人の廃除）

(1) 遺留分を有する推定相続人が次に掲げる行為をしたときは、被相続人は、その推定相続人につき相続から排除し、相続させないことを裁判所に申し立てることができる。被相続人は、廃除の意思表示を遺言によってもすることができる。

- 1 被相続人に対して虐待をしたとき。
- 2 被相続人に重大な侮辱を加えたとき。
- 3 被相続人が病気の時に、可能でありながら、その世話をしなかったとき。
- 4 終身刑の有罪判決を受けたとき。
- 5 その他の著しい非行があったとき。

(2) 廃除を求められた推定相続人は、第1項の裁判において、廃除の事由の存否を争うことができる。

第1-3-7条（相続人等が外国人である場合）

(1) 相続人又は遺言により財産を取得すべき者がカンボディア国籍を有しないときは、土地を相続又は遺贈により取得することができない。

- (2) 共同相続人の1人又は数人がカンボディア国籍を有しないときは、第1項の規定に留意して遺産を分割しなければならない。
- (3) (本項は改訂中である)

第2-1-1条 (第1順位の相続人)

- (1) 被相続人の子は、相続人となる。
- (2) 被相続人の子は、嫡出であるか、嫡出でないか、又は養子であるかどうかを問わず、同等の相続分を有する。

第2-1-2条 (代襲相続)

- (1) 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第1-3-2条(相続等の欠格者)の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。
- (2) 第1項の規定は、代襲者について同項に定める事由がある場合につき、逐次適用する。

第2-1-3条 (代襲相続の場合の相続分)

第2-1-2条(代襲相続)の規定によって相続人となる直系卑属の相続分は、その直系尊属が受けるべきであったものと同一とする。直系卑属が数人あるときは、その各自の直系尊属が受けるべきであった部分について、当該直系卑属間で均分に相続する。

第2-1-4条 (第2順位の相続人)

- (1) 被相続人に相続人となるべき直系卑属がない場合には、被相続人の直系尊属が相続人となる。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。
- (2) 相続人となる直系尊属が数人あるときは、各自が均分に相続する。

第2-1-5条 (第3順位の相続人)

- (1) 被相続人に相続人となるべき直系卑属及び直系尊属のいずれもがない場合には、被相続人の兄弟姉妹が相続人となる。
- (2) 兄弟姉妹が数人あるときは、各自が均分に相続する。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。
- (3) 第2-1-2条(代襲相続)第1項の規定及び第2-1-3条(代襲相続の場合の相続分)の規定は、第1項及び第2項の規定により被相続人の兄弟姉妹が相続人となる場合にこれを準用する。

第2-2-1条（配偶者の相続）

- (1) 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。
- (2) 被相続人の配偶者が相続人となる場合において、第1節（相続人）の規定により配偶者以外の者も相続人となるべきときは、配偶者は、その者と同順位とする。

第2-2-2条（配偶者が相続する場合の相続分）

被相続人の配偶者と配偶者以外の者が相続人となる場合における相続人の相続分は、次のとおりとする。

- 1 配偶者及び直系卑属が相続人である場合は、配偶者と被相続人の各子とは均分に相続する。
- 2 配偶者及び被相続人父母が相続人である場合は、配偶者の相続分は3分の1、父母の相続分は3分の2とする。
- 3 配偶者及び被相続人の父母以外の直系尊属又は兄弟姉妹若しくはその代襲者が相続人である場合は、配偶者の相続分は2分の1、被相続人の父母以外の直系尊属又は兄弟姉妹若しくはその代襲者の相続分は2分の1とする。

第2-3-1条（特別受益者の相続分）

- (1) 共同相続人中に、被相続人の生前に同人から婚姻、養子縁組その他の出来事を契機として、若しくは生計の資本として贈与を受け、他の相続人よりも高等若しくは特別の教育を受け、又は被相続人から遺贈を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に有した相続財産の価額にその贈与又は教育の価額を加えたものを相続財産とみなし、第1節（相続人）及び第2節（配偶者の相続）の規定によって算定した相続分の中からその贈与、教育又は遺贈の価額を控除し、その残額をもってその者の相続分とする。
- (2) 贈与、教育又は遺贈の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、当該共同相続人は、その相続分を受けることができない。

第2-3-4条（寄与分）

- (1) 共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時に有した相続財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第1節（相続人）及び第2節（配偶者の相続）の規定によって算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。
- (2) 第1項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、裁判所は、同項に規定する寄与をした者の申立てにより、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、寄与分を定める。
- (3) 寄与分は、被相続人が相続開始の時に有した相続財産の価額から遺贈の価額及び被相

続人が共同相続人の相続分又は遺産分割の方法として指定した財産の価額を控除した額を超えることができない。

第3-2-7条（成年被後見人の遺言）

- (1) 成年被後見人が自己の行為の法的な結果を認識し判断する能力を一次的に回復した時において遺言をするには、医師2名以上の立会いがなければならない。
- (2) 遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の障害により自己の行為の法的な結果を認識し判断する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に付記し、医師であることを冠記した上で、これに署名しなければならない。

第3-2-8条（死亡危急者の遺言）

- (1) 疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った者が遺言をしようとするときは、証人3人以上の立会をもって、その1人に遺言の趣旨を口授して、これを行うことができる。この場合には、その口授を受けた者が、これを筆記して、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、又は閲覧させ、各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名しなければならない。
- (2) 第1項の規定によってした遺言は、遺言の日から1月以内に、証人の1人又は利害関係人から裁判所に申し立てて、その確認を得なければ、その効力がない。
- (3) 裁判所は、遺言が遺言者の真意に出たものであるとの心証を得なければ、これを確認することができない。

第3-2-9条（被收容者等の遺言）

- (1) 判決又は行政処分により隔離された場所に收容されている者は、警察官又は收容所の職員1人及び証人1人以上の立会を以て遺言書を作ることができる。
- (2) 船舶中に在る者は、船長又は事務員1人及び証人2人以上の立会を以て遺言書を作ることができる。

第3-2-10条（口がきけない者等の遺言作成）

- (1) 口がきけない者が公証人その他この法律により定められた者に対して遺言の趣旨を口述し、又は自己の遺言書である旨を申述する方式により遺言する場合には、遺言者は、公証人又は証人の前で、遺言の趣旨若しくは自己の遺言書である旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書することにより、口述に代えることができる。
- (2) 公証人その他この法律により定められた者が遺言の趣旨を筆記した後に遺言者及び証人に対してその内容を読み聞かせるべき場合において、遺言者又は証人が耳が聞こえない者であるときは、筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又は証人に伝えることにより、筆記の内容の読み聞かせに代えることができる。
- (3) 第1項及び第2項の場合においては、公証人その他この法律により定められた者は、

証書にその旨を記載しなければならない。

第3-6-3条（利害関係人の催告）

遺贈義務者その他の利害関係人は、相当の期間を定めて遺贈の承認又は放棄をすべき旨を受遺者に催告することができる。もし、受遺者がその期間内に遺贈義務者に対してその意思を表示しないときは、遺贈を承認したものとみなす。

第3-6-4条（受遺者の相続人による放棄又は承認）

受遺者が遺贈の承認又は放棄をしないで死亡したときは、その相続人は、自己の相続権の範囲内で、承認又は放棄をすることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思表示をしたときは、その意思に従う。

第3-6-6条（受遺者が相続人である場合の放棄又は承認）

- (1) 受遺者が相続人である場合において、相続を放棄したときは、遺贈も放棄したものとみなす。当該受遺者は、相続を放棄しながら、遺贈を承認することができない。
- (2) 第1項の受遺者は、相続を承認した場合においても、特定遺贈を放棄することができる。

第4-1-1条（遺留分権利者）

- (1) 被相続人の直系卑属、直系尊属又は配偶者は、遺留分として、次に掲げる額を受ける。
 - 1 被相続人の直系尊属のみが相続人の場合は、被相続人の財産の3分の1。
 - 2 その他の場合は、被相続人の財産の2分の1。
- (2) 相続人が複数の場合は、共同相続人は、相続分の割合にしたがって、遺留分を受ける。
- (3) 代襲相続に関する第2-1-2条（代襲相続）及び第2-1-3条（代襲相続の場合の相続分）の規定は、遺留分にこれを準用する。

第4-1-2条（遺留分算定の基礎となる財産）

- (1) 遺留分は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額に第2-3-1条（特別受益者の相続分）に定める特別受益の価額及び4-1-3条（遺留分算定の基礎となる贈与）に定める贈与財産の価額を加え、その中から債務の全額を控除して、これを算定する。
- (2) 条件付き権利又は存続期間の不確定な権利は、裁判所が選定した鑑定人の評価に従って、その価額を定める。
- (3) 第1項の債務の中には、被相続人の身分に応じた埋葬費用、遺産管理費用その他相続人として負担すべき債務が含まれる。

第4-2-2条（減殺の順序）

贈与及び特別受益は、遺贈及び遺言による相続分の指定を減殺した後でなければ、これを減殺することができない。

第4-2-3条（遺贈等の減殺）

- (1) 先ず、相続人に対する遺贈と相続分の指定を同時に減殺し、なお不足があるときは、相続人以外の者に対してなされた遺贈を減殺する。
- (2) 遺贈は、その目的の価額の割合に応じてこれを減殺する。1個又は数個の特定財産を譲渡する方法でなされた相続分の指定も、同様である。ただし、相続人に対する遺贈及び相続分の指定が遺留分減殺の対象となる場合においては、当該相続人についての遺留分額を超える部分をもって、目的の価額とする。
- (3) 相続財産に対する割合をもってなされた相続分の指定は、その割合を変更することにより、これを減殺する。
- (4) 第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第4-2-4条（贈与の減殺の順序等）

- (1) 贈与又は特別受益の減殺は、後の贈与又は特別受益から始め、順次前の贈与又は特別受益に及ぶ。
- (2) 贈与又は特別受益が相続開始の時から20年以上前にされていたときは、受贈者又は特別受益を受けた相続人は、遺留分減殺請求を拒むことができる。

第4-3-1条（減殺請求権の消滅時効）

減殺請求権の消滅時効期間は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき相続分の指定、遺贈、贈与又は特別受益があったことを知ったときから1年間とする。相続開始の時から5年を経過してもその期間が経過しないときは、消滅時効期間は、相続開始の時から5年間とする。

第4-3-2条（遺留分の放棄）

遺留分は、その全部又は一部を放棄することができる。ただし、相続の開始前における遺留分の放棄は、裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。

第5-1-1条（承認又は放棄の期間）

- (1) 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、相続人の申立てによって、裁判所において、これを伸長することができる。
- (2) 相続人は、承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることができる。

第5-1-2条（相続人が死亡した場合の期間の特例）

相続人が承認又は放棄をしないで死亡したときは、第5-1-1条（承認又は放棄の期間）第1項の期間は、その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知ったときから、これを起算する。

第5-1-3条（相続人が未成年者等である場合の期間の特例）

相続人が未成年者又は成年被後見人であるときは、第5-1-1条（承認又は放棄の期間）第1項の期間は、その法定代理人が未成年者又は成年被後見人のために相続の開始があったことを知ったときから、これを起算する。

第5-2-1条（単純承認）

相続人が単純承認をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する。

第5-2-2条（法定単純承認）

次に掲げる場合には、相続人は、単純承認をしたものとみなす。

1 相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき。ただし、保存行為及び単なる管理行為をすることは、この限りでない。

2 相続人が第5-1-1条（承認又は放棄の期間）第1項の期間内に限定承認又は放棄をしなかったとき。

3 相続人が、限定承認又は放棄をしたにもかかわらず、相続財産の全部又は一部を隠匿し、私にこれを消費し、又は悪意でこれを財産目録中に記載しなかったとき。ただし、その相続人が放棄したことによって相続人となった者が承認をした後は、この限りでない。

第5-2-3条（限定承認）

(1) 相続人は、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、承認をすることができる。

(2) 相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる。

第6-1-1条項（相続財産の保管）

(1) 被相続人の死亡の時に相続財産を占有している相続人は、遺産分割されるまで、その財産の保管及び管理をする。ただし、第6-1-2条（遺言執行者による保管）の規定に従う。

(2) 相続人は、相続の承認又は放棄をする前であっても、その固有財産における同一の注意をもって、相続財産を管理しなければならない。相続を放棄した後も、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、同様である。

第6-1-2条（遺言執行者による保管）

遺言執行者が就職したときは、当該遺言執行者が相続財産を管理する。ただし、遺言が特定財産に関する場合には、その財産についてのみ管理する。

第6-1-3条（臨時的管理人）

- (1) 相続財産全体を管理する遺言執行者がいないときは、相続人、受遺者又は被相続人の債権者は、裁判所に対し、遺産分割されるまでの間の臨時的管理人の選任を申し立てることができる。
- (2) 第1項の規定により選任された臨時的管理人は、第5-1-4条（承認前の相続人に対する訴訟の禁止）の規定にかかわらず、相続人が相続を承認するまでの間は、「被相続人何某の相続人の訴訟担当者」の名において、遺産に対する請求権についての訴訟上の担当者となる。

第6-2-1条（遺産分割の協議）

- (1) 共同相続人は、相続開始後1か月を経過すれば何時でも、その協議で、遺産を分割することができる。ただし、被相続人が遺言で遺産の分割を禁止した場合は、この限りでない。
- (2) 遺産分割により物に対する権利を移転するには、分割は、書面等それぞれの権利の移転に必要な要式によることを要する。

第6-2-2条（分割の基準）

- (1) 遺言で分割の方法が指定されていない場合には、遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状況及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。
- (2) 分割によって著しくその価値を損ずる場合において、相当と認められるときは、他の相続人に対して調整金を支払うことを条件として、当該財産を1人の相続人に帰属させることができる。

第6-2-4条（相続債務等の弁済）

被相続人に債務があるときは、共同相続人は、当該債務を弁済することも考慮して、遺産分割をしなければならず、共同相続人が負うべき債務の割合は、債権者の同意がない限り、変更してはならない。

第7-0-1項（相続財産法人）

相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、これを法人とする。

第7-0-7項（債権者等に対する公告及び催告）

- (1) 第7-0-2条（管理人の選任）第2項に定める公告があった後2か月以内に相続人のあることが明らかにならなかったときは、管理人は、遅滞なく、一切の相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内にその請求の申し出をすべき旨を公告しなければならない。ただし、その期間は、2か月を下ることができない。
- (2) 第6-4-2条（公告及び催告）第2項及び第6-4-3条（催告期間中の弁済拒絶権）ないし第6-4-9条（申し出がない場合）の規定は、第1項の場合にこれを準用する。ただし、管理人は、準用された第6-4-7条（相続財産の換価）第1項の競売又は売買の買受人となることができない。

第7-0-8条（相続人搜索の公告）

- (1) 第7-0-7条（債権者等に対する公告及び催告）第1項の期間の満了後、なお、相続人のあることが明らかでないときは、裁判所は、管理人又は検察官の申立てによって、相続人があるならば一定の期間内にその旨を申し出るべき旨を公告しなければならない。ただし、その期間は、6か月を下ることができない。
- (2) 管理人又は検察官は、相続財産に剰余が生ずる見込みのないときは、第1項の請求をすることを要しない。

第7-0-10条（特別縁故者への相続財産の分与）

- (1) 第7-0-9条（公告による除斥）の場合において相当と認めるときは、裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人の特別の縁故のあった者の申立てによって、これらの者に、清算後残存すべき相続財産のうち一部を与えることができる。ただし、与えるべき財産の総額は、残存すべき相続財産の半分を超えることができない。
- (2) 第1項の請求は、第7-0-8条（相続人搜索の公告）の期間満了後3か月以内に、特別縁故の事由を明らかにして、これをしなければならない。
- (3) 裁判所は、第1項の財産の分与に当たって、コミュニティの長の意見を聞かなければならない。

第7-0-11条（相続財産の国家帰属）

第7-0-10条（特別縁故者への相続財産の分与）の規定によって処分されなかった相続財産は、国家に帰属する。この場合には、管理人は、遅滞なく管理の計算をして、裁判所に提出しなければならない。

8. 相続回復請求

第8-0-1条（相続回復請求の目的）

相続人は、その相続権を排除された相続に関し、全部又は一部の相続財産の回復を受ける

ため、相続回復を請求することができる。

第8-0-2条（相続回復請求の内容）

- (1) 相続人は、実際には帰属しない相続権により相続財産を取得した者を相手に、取得されたものの返還を請求することができる。
- (2) 相続回復請求の相手方が相続財産を用いて法律行為により取得したのも、相続財産を取得したものとみなす。

第8-0-3条（返還義務の内容）

- (1) 相続回復請求の相手方は、請求をした相続人に対し、相続財産を返還しなければならない。相手方が善意であるときは、果実及び受領した利息を保持し、当該財産に対する有益費用の償還を請求する権利を有し、かつ、その弁済した相続債務について求償する権利を有する。
- (2) 相手方が悪意であるときは、果実及び受領した利息を返還する債務を有し、かつ、その弁済した相続債務について求償する権利を有しないのみならず、当該財産に対する有益費用の償還を請求する権利も有しない。

第8-0-4条（相続回復請求権の消滅時効）

相続回復請求権の消滅時効期間は、相続財産が遺言又は遺産分割に基づき相続回復請求の相手方に移転した場合には、その時から5年間とし、単独相続の場合は、被相続人の死亡の日から5年間とする。



講演に熱心に聴き入る記念セミナー参加者



記念セミナーの様子は現地TVニュースでも放映された。

民事訴訟法起草報告

民事裁判における裁判所と当事者の役割

大阪大学大学院法学研究科教授 池田辰夫

1 民事訴訟手続の基本原則

まず、「民事裁判における裁判所と当事者の役割」をお話しする上で、処分権主義を語るなければなりません。

(1) 民事訴訟制度と処分権主義

民事訴訟制度は、紛争の渦中にある当事者同士がもはや解決に向けた行動をとることができない場合に最終的な救済手段となる国家制度です。この場合、国家の裁判権の行使として強制的に民事紛争を解決することになります。しかしながら、国家制度ではありますが、当事者の意思が訴訟手続きに反映することが多々あります。まず訴訟の開始段階で見られます。例えば、具体的な事件で訴訟手続きを開始させるという意味での民事訴訟というシステムを動かすには、たとえていえば、一方の当事者がまずボタンを押し、情報を入力することによってのみ始まります。これが訴えの提起です。現実には、訴状という書面を裁判所に提出するという行為です（75条）。こうした当事者の意思に基づく「訴えなければ裁判なし」というわけです。ちなみに、訴えられた相手方、すなわち被告は訴訟手続きに応接しなければならない立場におかれます。これを被告の応訴負担ないし応訴責任と呼びます。そして訴え提起の際には、原告が裁判所に対して求める判決の内容を明確にしなければなりません。そして182条（判決事項）1項が、「裁判所は、当事者が申し立てた請求のすべてにつき、判決をしなければならない。」とし、さらに2項で「裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができない。」と定めていまして、判決事項が原告の申立事項を超えることがあってはならないとしています。要するに、原告が申し立てた限度において審理や判決がなされるということになります。さらに、訴訟を途中でやめるについても当事者が自由な意思で決めることができます（訴えの取り下げ、訴訟上の和解、請求の放棄・認諾）。これらを基本原則として承認するのが処分権主義です。処分権主義は、まさに訴訟手続きの根幹への当事者の意思の反映といえます。

ではなぜ当事者の意思を手続きに反映させるのでしょうか。理由は、民事訴訟で取り上げる私的紛争が、私的自治の原則の妥当する実体私法上の紛争であるということ、すなわち私人がその自由な意思によって処分することのできる権利や法律関係をめぐる争いを対象にするからであるということになります。

(2) 弁論主義

裁判所が行う審理の対象および審理のための資料もまた、当事者の意思によって決まります。すなわち、当事者が主張しない重要な事実は判決の基礎にはなりません。

また、裁判所の証拠調べは、当事者が争っている事実だけを対象とし、とくに重要な事実についての主張で当事者間に争いのないものについては、裁判所は証拠調べをすることなく必ずその主張を判決の基礎に取り込まなければなりません。そして争いがある場合でも、当事者が提出した証拠方法についてのみ証拠調べが行われるのが原則です。このような主張と証拠提出への当事者の意思の反映は、弁論主義と呼ばれます。

もちろん民事訴訟法の下にあっても、当事者の自由な処分が許されない権利や法律関係をめぐる訴訟の場合には、弁論主義の適用の余地はありません。たとえば、離婚の訴えや認知の訴えでは、裁判所は当事者間に争いのない事実でも証拠によって事実を確定しなければなりません。場合によっては、当事者からの証拠提出をまたず、職権で証拠調べをすることもできます。これは職権探知主義と呼ばれます。

ともあれ、通常の民事訴訟では弁論主義が原則です。すなわち、民事訴訟における主張と証拠の提出については、基本的には当事者の権能であり、かつ責任でもあります。もっとも、当事者の主張が不明瞭な場合などには、裁判所による釈明権の行使が必要になってきます（90条）。

(3) 職権進行主義

さらに訴訟手続の進行面については、裁判所が主導で行います。これを職権進行主義といいます。例えば、80条（最初の弁論準備手続期日の指定）1項が、「訴えが提起されたときは、裁判所は、速やかに弁論準備手続の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。」としていますように、期日の指定は裁判所の職責で行うこととなります。とはいいいましても、期日についての当事者の都合を無視してよいということでは全くありません。基本的には、当事者の意向を踏まえての運用が、その後の訴訟手続きのスムーズな進行を支えてくれます。ここでは裁判官のバランス感覚が問われます。裁判長による訴訟指揮（89条）についても、そのことが当てはまります。

ともあれ、当事者の権能かそれとも裁判所の権能かは、おおきく当事者主義と職権主義という基本原則で表現しますけれども、これまで述べてきました問題となる局面でそれぞれ異なるということになります。ちなみに、法が認める当事者の権能は、弁護士が当事者の依頼によって訴訟代理人として選任されている場合には、当該弁護士が行使することになります。この場合の弁護士の役割ないし職責については、依頼した当事者との関係と裁判所との関係で整理しておく必要があります。前者では、ここでは当事者への十分な説明義務を強調しておきたいと思います。訴訟手続きは専門性の高いものですが、重要な局面では、とくに当事者が理解可能な説明と同意が必要です。また後者、すなわち裁判所との関係では、例えば誠実に訴訟を迫行する義務があるといえます（4条参照）。自らの依頼した当事者の有利になるとして、不当に訴訟を遅延させる行為は許されません。

以上で私の話しを終えることにします。ご静聴ありがとうございました。

争点整理手続

中央大学法学部教授 大村 雅彦

I. 争点整理の必要性

民事訴訟においては、裁判所は、真相にかなった正しい裁判をすることが期待されていますが、真実が明らかになるまで時間をいくらかけてもよいというわけではなく、迅速かつ効率的に審理を行うことが求められます。充実した審理を効率的に行うためには、当事者間で本当に争いのあるポイントがどこにあるかを早期に発見し、その争点に絞って集中的に審理を行うことが必要です。なぜなら、そうしないと、審理の内容が広がりすぎ、枝葉末節まで証拠調べの対象となり、訴訟遅延にもつながるおそれがあるからです。事件の争点は1つとは限らず、複数あり得ますが、ごく普通の民事事件では、主たる争点は1つか2つ、多くても3つ程度に絞られるでしょう。

争点整理を行い、争点を限定してから集中的な証拠調べを行うことは、世界の主要国が共通にめざしているところです。例えば、アメリカ合衆国では、準備書面 (pleadings) とディスカヴァリ (Discovery) によって、当事者の主導で情報の交換と争点の限定がおこなわれ、裁判所は、そのスケジュールの設定やディスカヴァリに関する争いの解決に関与するにとどまることが多いといわれています。日本では、アメリカのような強力な制裁を伴うディスカヴァリ的手段を当事者に付与していませんが、その代わりに、弁論準備手続の期日において裁判官が事件の内容に実質的に関与し、当事者の提出した準備書面等と裁判官の釈明権に基づいて、裁判官と当事者の協力により争点整理を行う方式を採用しています。

カンボディアの民事訴訟法草案は、基本的には日本の方式を採用しています。裁判官が必ず関与して当事者間の真の争点を早期に発見し、それらの争点に限定して集中的な証拠調べを行うようにするわけです (民事訴訟法草案127条。以下、条数のみで引用)。

II. 争点整理の手続

カンボディアの新しい民事訴訟法においては、訴えが提起されると、裁判所は、訴状審査の後、速やかに弁論準備手続の期日を指定し、両方の当事者を呼び出さなければなりません (80条1項)。口頭弁論と異なり、弁論準備手続は、一般公開の法廷で行う必要はなく (105条2項)、準備室などの名前を付けた普通の部屋で実施することができます。しかし、審問請求権および対審審理の原則 (3条) に照らすと、弁論準備手続への出席の機会は、双方の当事者に保障しなければなりません (105条1項)。

弁論準備手続においては、裁判所は、当事者の主張を整理し、事件の争点を明らかにし、かつ、争点に関する証拠を整理して、口頭弁論における集中的な審理が可能になるように努めなければなりません (103条)。これが弁論準備手続の目的です。

当事者の主張を良く知るためには、裁判所は、通常、当事者に対して準備書面の提出を

求める必要があります(101条1項)。訴状(75条3項・4項)、被告の最初の準備書面である答弁書(101条3項)、さらに必要があれば、それに対する原告の準備書面の提出を求め、弁論準備手続では、それらの書面に基づいて両当事者の主張を整理し、不明瞭な点があればそれを明らかにするように求め(90条)、その上で、それぞれの当事者が主張した事実について、相手方が認めるのか(自白)、それとも否認するのかを確かめます。自白された事実については、証拠調べの対象から外します(123条2項)。例えば、貸金返還請求の訴訟では、被告が、金銭を借り受けた事実については争わず、債権の消滅時効の抗弁を主張したのに対し、原告が、「被告は時効期間が満了する前に弁済の猶予を懇請したことがある」として時効中断事由(民法草案債務編8-0-10条3号「その他の方法による承認」)を再抗弁として主張し、これに対して被告が弁済猶予を懇請したという事実を否認した場合、結局、この事実の有無のみが争点となります。

争いのある事実については、さらに、それに関する証拠としてどのようなものを当事者が提出するのかを確認します。なお、弁論準備手続においては文書の証拠調べをすることができますので(106条)、例えば、被告がある事実を否認しても、それが信頼できる文書証拠の内容と矛盾する場合には、裁判所は被告に自白を促すなどして争点を絞っていくことが適切と思われます。もっとも、「調査裁判」の手続と違って、弁論準備手続においては、証人尋問等を行うことはできません。証人尋問等は、公開法廷における口頭弁論期日でなければなりません。

弁論準備手続を終了するとき、裁判所は、その後の証拠調べにより「証明すべき事実」を両当事者との間で最終確認します(107条)。

弁論準備手続で争点及び証拠の整理が終了すると、次に、口頭弁論期日を開きます。口頭弁論期日では、まず、当事者が弁論準備手続の結果すなわち概略を陳述し、その後、「証明すべき事実」とされたものに絞って証人尋問等が行われることとなります(116条)。弁論準備手続において当事者が主張しなかった事実や証拠を口頭弁論期日で提出することは、原則として許されません(=失権効)。但し、提出しなかったことについて当事者に帰責事由がない場合などには、例外的に提出が許されます(108条)。

III. 争点整理段階における和解の試み

裁判所は、訴訟がいかなる段階にあるかを問わず、和解を試みることができます(97条)、特に弁論準備手続においては、裁判所は、原則として、まず和解を試みなければならないと規定されています(104条)。これは、融和的な解決を重視するカンボディアの国情を尊重し、なるべく和解を成立させるように努力する責務を裁判所に負わせるという趣旨です。争点整理の開始前、途中および終了後のどの段階でも、裁判所は、当事者間に和解の機運があるかどうか留意しつつ手続を進め、原則として最低1回は和解を勧めることが望ましいでしょう。

督促手続

カンダル州裁判所長 ヒー・ソピア

すべての人間は生まれながらにして、生きる権利と社会において人生を享受する能力を有する。成年に達するまで、人は法律関係を確立するに十分な能力を有さない。したがって、未成年者の作出する法律関係は、必然的に、親の同意を必要とする等の規定の適用を受ける。

その後、通常、人は財産を所有し、自らの意思に従って財産を管理し始める。契約を締結すると、契約は法的効果を持つため、人は、契約書に規定された義務を負い、相手方当事者に対し義務の履行を要求する権利を有する。

ほとんどの人は、結婚し、それぞれの財産を持って家庭を築き、家族のために財産を管理する。

生きるために努力したのち、死ぬときに財産を残す人もおり、その財産は相続される。実際には、こうした財産は、被相続人の意思又は法律に従って相続人に分配される。

以上の事象は、人の暮らしに密接に関連する民法によって規定される。

しかし、なんの障害もなく規則的に進む人生はない。自分の子として認知してくれる父親なしに生まれる者もいれば、自らの法律上の権利を様々に侵害される者もいる。さらに、他者の行為等によって、自らの身体、健康又は財産に損害を受ける者もいる。

自らの法律上の権利又は利益、特に民事上の権利を守るため、市民は、民事裁判所に訴えを提起し、法律に基づいて民事紛争を解決するよう求めることができる。

裁判所に訴えが提起されると、民事訴訟法に基づいて、民事紛争の解決に関連する手続が適用される。

民事訴訟が公正且つ迅速に行なわれるように、裁判所が努力しなければならないのは、確かである。しかし、裁判所は、法律の規定に基づいて段階的に手続を進行させて、紛争を解決しなければならない。

訴状を受理すると、裁判所は、弁論準備手続、口頭弁論、判断及び判決の言渡しという手続により紛争を解決する。いずれの当事者も、判決に満足しない場合は、控訴又は上告手続により、当該判決に対して上訴することができる。

通常、民事訴訟では、裁判所も当事者も、判決が下されるまでに多くの活動を必要とする。他方、それほど複雑な手続を必要とせず、短期間で解決される民事事件もある。後者は、民事訴訟法中の「督促手続」の規定による場合である。

督促手続とは何か

督促手続とは、金銭の支払いを目的とする請求に関して、簡易な方法で民事事件を処理する手続である。この手続は、ドイツ法系の国々で適用されており、日本の民事訴訟法もこのシステムを取り入れている。クレジット・システム（クレジットカード等）が広く利用され

ている社会では、クレジットカードの使用から生じた債権を回収するため、督促手続が利用されることが多い。督促手続に必要なのは、単に、債権者が売買又は貸金などを原因とする金銭の支払いを目的とする請求をすることであり、請求金額の多寡によらない。督促手続が用いられる場合には、通常、債権者は債務者が督促手続に同意することを期待している。もし債権者がそうした期待をしていないならば、この手続を効果的に利用することにはならない。そういった場合には、債権者は、裁判所に訴えを提起すべきである。

督促決定の要件

裁判所が、債権者の申立てに基づき督促決定を発するには、次の要件を満たす必要がある。

1. 請求が金銭の支払いを目的とするものであること。
2. 督促決定を公示送達によらないで送達できること。

督促決定の発付を求める申立ては、売買又は貸金を原因とする債権など金銭の支払いを目的とする請求に関して、裁判所に対して行なうことができ、裁判所は、債務者に対して債務の支払いを正確な金額で命じることができる。督促決定は、公示送達によらないで送達されなければならない。これは、督促決定は居所又は明確な住所を有する債務者に送達されなければならないという意味である。債務者が居所又は住所を有さない場合には、督促手続によることはできない。

督促手続を管轄する裁判所

裁判所は、債権者の申立てに基づき、督促決定を出すことができる。督促決定の発付を求める申立てには、その性質に反しない限り、訴えに関する規定が準用される。申立書は、債務者の住所地を管轄する裁判所（始審裁判所）に提出される。その管轄は専属である。

申立ての却下

督促決定の発付を求める申立てが金銭の支払いを目的としない場合、その申立てが管轄のない裁判所になされた場合、又は請求に理由がないことが明らかな場合には、裁判所は決定によりその申立てを却下する。この決定に対して上訴することはできないが、債権者は、あらためて督促決定の発付を裁判所に申し立てることができる。督促決定の発付を求める申立ての一部が違法である場合（例えば、金銭の支払いを目的としない請求が一部混在する場合）には、上記規定が当該部分に適用される。

督促決定発付の方式

督促手続の特徴の1つは、裁判所が実体的権利の審査をする必要がない点である。つまり、訴訟手続と異なり、裁判所は債務者を審尋しないで督促決定を発する。債務者の利益を保護するため、債務者が督促決定に対し督促異議を申し立てたときは、督促手続は訴訟手続に移行する。債務者の督促異議の申立ては、仮執行の宣言の前後を問わず行なうことができる。

適法な督促異議の申立てが仮執行の宣言前になされた場合には、督促決定は効力を失い、

督促手続は訴訟手続に移行する。このことは即ち、適法な督促異議の申立ては、訴訟手続の請求とみなされることを意味する。督促異議の申立ての一部のみが適法である場合には、適法な部分の範囲内で督促手続が訴訟手続に移行する。

適法な異議申立てが仮執行の宣言後になされた場合には、督促手続は訴訟手続に移行する。

仮執行の宣言前又は宣言後になされた督促異議の申立てが違法である場合（例えば、督促異議の申立てが、法律所定の申立期間経過後になされた場合）には、当該督促異議の申立ては、決定によって却下される。この決定に対しては、抗告をすることができる。

督促決定の送達

裁判所は、督促決定を債権者に通知し、かつ債務者に送達しなければならない。督促決定の効力は、債務者に送達された時に生じる。督促決定は、公示送達によらないで送達しなければならない。従って、債権者が申し出た場所に債務者の住所、居所、営業所又は事務所がないため、督促決定を送達することができないときは、裁判所は、その旨を債権者に通知しなければならない。この場合において、債権者が通知を受けた日から2か月の期間内にその申出に係る場所以外の送達をすべき場所の申出をしないときは、督促決定の発付を求める申立ては取り下げたとみなされる。いかなる理由であれ、上記期間を延長することはできない。

督促異議の申立期間

債務者が督促決定に対して督促異議を申し立てることのできる期間は、その送達を受けた日から2週間である。債務者が当該期間内に督促異議の申立てをしない場合には、裁判所は、職権により、督促手続に関連して発生した費用を含めて仮執行の宣言をしなければならない。仮執行の宣言は、督促決定に記載し、公示送達以外の方法で当事者に送達される。債務者は、その送達を受けた日から2週間以内に、仮執行の宣言を付した督促決定に対して督促異議を申し立てることができる。仮執行の宣言後の督促決定に対する督促異議の申立ては、仮執行宣言を付した督促決定の確定を阻止するという法的効果を有する。

督促決定の効力

仮執行の宣言を付した督促決定に対して督促異議の申立てがない場合には、督促決定は確定判決と同一の効力を有する。仮執行宣言を付した督促決定に対して督促異議の申立てが却下され、その却下決定が確定した場合にも、督促決定は確定判決と同一の効力を有する。確定判決と同一の効力を有する督促決定は、法律に従い、強制執行をすることができる。

以 上

証 拠

大阪市立大学大学院法学研究科教授 高 田 昌 宏

(1) 証拠裁判主義

裁判所は、当事者によって提出された事実を裁判の基礎にするには、原則として、その事実の存在を、証拠に基づき認定しなければなりません（カンボディア民訴法案123条1項1文。ただし、同2文により、裁判所は、口頭弁論に顕れたその他の事情も斟酌することができます）。これを証拠裁判主義の原則といいます。しかし、例外的に、証拠によって事実を認定する必要がない場合があります、当事者間に争いのない事実すなわち裁判所において当事者が自白した事実と、裁判所に顕著な事実とは、証拠に基づいて認定する必要がありません（123条2項）。裁判所に顕著な事実とは、大震災のように一般に広く知られている事実や、当事者の一方が破産宣告を受けたとの事実のように裁判所が職務上知りえた事実を意味します。

(2) 証拠調べ手続

証拠に基づいて事実を認定するには、証拠調べの手続が行われなければなりません。訴訟では、先に説明された弁論準備手続（103条以下）を通して、事件の争点たる事実が何か絞り込まれ、そしてその事実に関連する証拠が整理されます。裁判所は、そこで取り調べる必要があるとされた証拠を、弁論準備手続に続く口頭弁論の場で取り調べることになります。裁判所は、証拠である物や人を取り調べてそこから感得したものを基礎に、争いのある事実の存否を判断します。

証拠調べの手続は、通常、いずれかの当事者からの証拠の申出に基づいて行われます（124条1項）。例外的に、当事者の申し出た証拠によって事実の存否が判明しない場合や、その他必要があると裁判所が認める場合に、裁判所は、職権で証拠調べをすることができます（124条2項）。これは、補充的な職権証拠調べを認めたものであり、事実および証拠の提出を当事者の権能および責任とする原則の例外をなします。ともかく、通常は、当事者からの証拠申出があり、それがあると、裁判所は、申し出られた証拠が証明すべき事実と関連性がないなどの事情がない限り、当事者の申し出た証拠を取り調べることになります（126条）。裁判所は、証拠調べが、争点及び証拠の整理が終了した後の最初の口頭弁論期日において直ちに行われるように努めなければなりませんし（127条1項）、証拠調べは、できるかぎり集中して行われなければなりません（127条2項参照）。訴訟審理の迅速化がはかれるか否かは、このような集中証拠調べができるかどうかにかかっています。

(3) 各種の証拠調べ

証拠調べの手続として5種類の手続が設けられています。すなわち、証拠調べの対象と

なる証人、当事者、鑑定人、文書、検証物のそれぞれに応じて、証人尋問、当事者尋問、鑑定、書証、検証という5種の証拠調べ手続が存在し、カンボディア民訴法案は、各証拠調べの手続に関して、132条以下に詳細な規定を置いています。

これらの証拠調べの手続のうち、証人尋問は、尋問の方法として、まず裁判長が尋問をし、その後に各当事者が尋問するという方式を採用しています。英米法や日本法では、双方の当事者がまず尋問する交互尋問方式が採用されていますが、カンボディア民訴法案では、カンボディアの現状に鑑み、裁判官が主体的に尋問する方法が現実的であるとの考慮から、ヨーロッパ諸国の民事訴訟法が採用する方式が導入されています（138条5項）。

鑑定の場合、鑑定人は、証拠であると同時に、裁判所の補助者でもあります。その人選は、裁判所によって行われ、鑑定人には中立性が要求されます（144条3項・145条）。その点で、アメリカ法の専門家証人（expert witness）とは異なります。

書証においては、挙証者が自ら文書を所持する場合は、挙証者が文書を提出して書証の申出を行います。相手方当事者や第三者がその文書を所持する場合は、文書の所持者にその提出を命ずることを裁判所に申し立てて、書証の申出を行います（148条1項）。この場合、文書の所持者は、文書が証拠として必要であるかぎり、原則として、文書の提出を拒むことができません（150条1項）。つまり、文書の所持者は、一般的に文書提出義務を負います。ただし、文書の所持者やその近親者が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれのある事項が記載された文書や、公務員の職務上の秘密に関する文書、医師・弁護士等が職務上知りえた事実や技術・職業の秘密に関する事項が記載された文書などは、例外的に提出を拒絶することができます（150条2項）。文書の提出を命じられた当事者がそれを提出しないときは、裁判所は、その文書の記載に関する相手方の主張を真実とみなすことができ、また、場合によっては、その文書で相手方が証明しようとした事実を真実とみなすこともできます（153条1項・3項）。第三者が、提出を命じられた文書を提出しないときは、制裁金を課されます（154条）。このように、文書提出義務を広い範囲で認めることにより、十分な証拠をもっていない当事者にも、立証活動を可能にして訴訟による権利実現をはかる道が開かれることになります。

(4) 証拠保全

証拠調べは、訴訟係属後に行われますが、例外的に、訴えの提起前でも証拠調べが可能な場合があります。すなわち、あらかじめ証拠調べをしておかないと、その証拠を使用することが後から困難となる事情がある場合に、訴え提起前でも証拠調べが許されます（163条以下）。これが、証拠保全の手続です。医療過誤事件で、患者が医師や医療機関を相手に訴えを提起する前に、医師等がその患者のカルテを改ざんするおそれがあるときに、そのカルテを取り調べるという場合がその一例です。

上 訴 に つ い て

慶応義塾大学法学部教授 三 木 浩 一

1 上訴とは

裁判官は、法律の専門家として正しい裁判を行うために全力を尽くしますが、裁判官もしょせんは人間ですから、常に誤った裁判を行う可能性があります。そこで、異なる裁判官による再審理を受ける機会を与え、当事者の権利救済を図ると同時に、司法に対する国民の信頼を確保する必要があります。そのために認められているのが、上訴という制度です。つまり、「上訴」とは、裁判が確定する前に行う上級の裁判所に対する不服の申立てを意味します。カンボディア民事訴訟法案では、259条から306条までの50か条弱が上訴に関する規定です。ちなみに、307条から318条まで再審に関する規定が置かれていますが、再審はすでに確定した裁判にきわめて重大な問題がある場合にのみ、例外的に認められている非常手段としての不服申立てですので、未だ確定する前の裁判に対して認められている通常の不服申立てである上訴とは別のものです。

上訴に関する規定の冒頭に置かれている259条1項は、上訴には3つの種類があることを明らかにしています。第1は、始審裁判所が下した判決を控訴裁判所に再審理してもらうための「控訴」です。第2は、この控訴裁判所が下した判決を最高裁判所に再審理してもらうための「上告」です。第3は、決定という裁判に対する上訴で、これを「抗告」と呼びます。つまり、控訴は、判決に対する1回目の上訴であり、上告は、判決に対するに対する2回目の上訴です。これに対し、抗告は、判決とは別の決定という種類の裁判に対する上訴です。抗告には、判決に対する上訴のように1回目とか2回目といった区別はありません。なぜなら、259条3項に規定されているように、抗告に対する2回目の上訴は許されないからです。

2 控訴

上訴制度の主要な目的は、不当な裁判を受けた当事者を再度の審理によって救済することです。判決に対する1回目の上訴である控訴は、とくにこの目的を重視して制度の設計が行われています。たとえば、控訴ができる場合について見てみると、上告と違って特別の要件はほとんどありません。つまり、当事者は、原則として、始審裁判所の判決に不服があるというだけで控訴することができるのです。また、控訴審は、第1審である始審裁判所と同じく事実認定と法律判断の両方を行うことができます。これは、アメリカやイギリスなどの訴訟制度と大きく異なっている点です。アメリカやイギリスなどでは、事実認定をすることができるのは原則として第1審のみで、控訴審は第1審が認定した事実を基礎に法律判断を行います。これに対し、カンボディア民事訴訟法案では、日本と同様に控訴審も事実認定ができますので、当事者の救済にはより手厚いこととなります。

しかし、すべての判決について控訴が許されるわけではありません。控訴審で再審理を受ける権利の保障は重要ですが、それには相応のコストを要します。したがって、解決すべき紛争の価値とこれに費やす国家の経費や関係者の労力との均衡を考える必要があります。このように考えますと、少額の事件については、高額的事件と同様に三審制を絶対視することには疑問があります。そこで、260条1項2号により、控訴をすることができる事件は、訴額が500万リエルを超えるものに限るとしています。ところで、訴額による後訴の制限については裁判所構成法案35条にも規定がありますが、これによると50万リエルを超える事件については控訴ができないように読めます。民事訴訟法案の500万リエルという金額はカンボディア側のご意見をうかがって定めたものですが、裁判所構成法案の控訴制限の金額とは異なっておりますので、最終的な調整が必要であることを指摘しておきたいと思えます。

3 上告

上告は、判決に対する2回目の上訴であり、同時に最後の上訴でもあります。もしかすると、不当な裁判を受けた当事者を救済するためには、当事者が満足するまで何度でも再審理を受けさせるべきだと考える人がいるかもしれません。しかし、何度でも回数を繰り返せば、それだけ裁判の結果が正しくなるというものではありません。ものごとには、自ずから限度というものがああります。また、裁判にとっては迅速に結論を得ることということも重要な目的ですし、相手方当事者の負担や訴訟制度を維持する国家の負担も考えなければなりません。そこで、ほとんどの国では、上訴の回数を最大で2回までと定めています。カンボディア民事訴訟法案でも、判決に対する上訴は、すでにお話ししたように控訴と上告の2回までです。つまり、最初の始審裁判所を含めると、判決については、最大で3回まで審理を受けることができるわけです。これを「三審制」といいます。

ところで、上訴という制度には、不当な裁判を受けた当事者を救済するほかに、法令の解釈や適用の統一というもう一つの目的があります。上告は、どちらかといえばこの目的を重視して制度の設計が行われています。具体的には、次のような点に現れています。まず、上告ができるのは、控訴と違って、特別の要件を満たした場合だけです。すなわち、285条で規定されている重大な手続違反があった場合を別にすれば、284条に定められているように、判決に影響を及ぼすような憲法または法令の違反があった場合のみです。つまり、控訴審の判決に事実認定の誤りがあったとしても、そのことを理由として上告することはできないのです。また、これに対応して、上告審が審理することができるのは法律上の問題だけです。事実認定については、296条1項に規定されているように、控訴審の判断が上告審を拘束することになっています。このように、上告審は法律問題だけを審理することによって、カンボディア国内のすべての法律の解釈や適用を統一する機能を営むのです。

4 抗告

最後に、抗告について簡単にご説明します。そもそも上訴とは裁判に対する不服申立てですが、この裁判には「判決」と「決定」という2つの種類があります。この区別については、179条に規定がありますが、要するに、判決とは民事訴訟における本来の裁判であり、決定とはその他の付随的な事項に関する裁判です。たとえば、100万リエルの金銭を貸した者がその返済を求めて提起した訴訟を例にとれば、被告に対して100万リエルの支払を命ずる裁判や原告の請求を棄却する裁判は判決です。これに対し、原告は訴えをシェムリアップ裁判所に提起しなければならなかったのに、間違っ管轄のないプノンペン裁判所に訴えが提起された場合、プノンペン裁判所はこの訴えをシェムリアップ裁判所に送ることになります。これは移送と呼ばれる決定で行います。

抗告は、この決定に対する独立の上訴のことです。判決に対して不服がある場合には原則として常に控訴や上告ができるのに対し、決定に対して不服がある場合については、個別に法律に定めている場合に限って抗告ができます。これは、259条2項に規定されています。法律によって抗告が認められていないときは、判決に対して控訴や上告をするときに、判決と一緒に上級審で判断してもらうことになります。本来、決定は、手続の付随的な事項に関する裁判ですから、独立の上訴は認めないのが原則です。しかし、付随的な事項であっても、早期に決着をつけた方が望ましい場合もありますので、一定の重要な事項について抗告を認めているのです。ちなみに、先ほど例に挙げた移送の決定については、21条で抗告が認められています。

以 上

執行及び保全処分

学習院大学法学部教授 松 下 淳 一

1. はじめに

強制執行及び保全処分については、私と上原教授とから報告をいたします。強制執行及び保全処分の条文は、一部についてまだカンボディア側とワークショップを経ていない部分がありますが、それを除いてほぼ条文案が完成しています。私からは、強制執行及び保全処分が具体的にどのような手続なのかについて概略をお話しし、次に上原教授から執行手続の基本的な理念や仕組みについて報告をすることとします。

2. 強制執行について

(1) 概略

民事上の権利を強制的に実現する手続を強制執行といますが、実現する権利の種類や目的財産によって手続が異なります。一番大きな区別は、執行によって満足される請求権が金銭を目的とするものかどうかです。金銭の支払いを目的とする請求権についての強制執行は、債務者の財産のうちどの種類のもを差し押さえて換価するかによって、動産執行、債権及びその他の財産権執行、不動産執行、及び船舶執行に分かれます。また金銭の支払いを目的とする請求権についての強制執行については、担保権の実行により被担保債権の満足を図る場合の特則が設けられています。

金銭の支払いを目的としない請求権、例えば物の引渡しや建物収去土地明渡しの強制執行については、直接強制の他に、代替執行、即ち債務者以外の者が権利を実現し、要した費用を後で債務者から取り立てる手続、及び間接強制、即ち債務者が義務を履行しない場合に金銭の支払いを命ずることにより債務者自ら履行をすることを促す手続があります。

確定した給付判決や督促決定、仮執行宣言付給付判決、執行証書等の給付請求権の存在と内容とを明らかにし、これを基本として強制執行することが認められている文書を債務名義といいます。また債務名義の執行力の存在及び範囲を公に証明する文書を執行文といいます。強制執行は、執行文の付された債務名義にもとづいて開始されるのが原則です。

(2) 金銭の支払いを目的とする請求権についての強制執行総論

金銭の支払いを目的とする請求権についての強制執行は、目的物が何であれ、第1に、債務者の処分を禁ずる差押え、第2に、目的物を金銭に換える換価、そして第3に、換価によって得られた金銭を執行債権者等に分配する満足、の3つの段階からなります。第1段階の差押えについては、執行債務者の最低限度の生活を保障する趣旨から、生活に必要な動産や給与の一部等、差押えが禁止される財産があります。第3段階の満足に

については、動産執行において執行官が配当を行う場合を除いて、裁判所が換価により得られた金銭を法律の定める順位に従って配当します。

(3) 動産執行

動産執行の申立ては執行官に対して行います。執行官は、申立てにより特定された場所へ赴き、差し押え可能な財産を差し押さえます。執行官は、差し押さえた動産を競り売りその他の方法で売却し、得られた金銭を、執行債権者及び売得金の交付までに配当要求をした他の債権者に配当を行います。

(4) 不動産執行及び船舶執行

不動産執行の申立ては裁判所に対して行います。申立てに理由があると認めるときは、裁判所は開始決定を行い、目的不動産の登記簿に差し押えの登記を嘱託します。裁判所は、評価人を選任して、不動産の現況の調査及び評価を命じます。目的不動産に設定されている担保物権、用益物権及び賃借権は、執行債権者の差し押え、担保権の実行であれば実行の基礎となった担保権に優先するものは、売却により消滅せず買受人に引き受けられ、これ以外の権利は売却により消滅します。この原則を引受主義と呼びます。裁判所は、このように引き受けられる権利を考慮して、評価人の評価にもとづいて最低売却価格を定めます。さらに、裁判所は売却後も消滅しない権利を記載した物件明細書を作成し、評価人の評価書と共に一般の閲覧に供するために裁判所に備え置いておく必要があります。

不動産の強制売却は、原則として入札又は競り売りの方法により行われます。物件明細書や評価人の評価書を見た上で買受けを希望する者は、最低売却価格の10分の1の額の保証を提供して買受の申し出をします。入札又は競り売りの結果、最も高い値段で買受けの申出をした者が決まったら、裁判所は売却許可決定をし、買受人は所定の期日までに代金を納付する必要があります。この代金の納付により買受人は所有権を取得し、裁判所はアフターサービスとして、登記の嘱託を行い、また執行債務者等が占有を続けている場合には引渡命令という簡易な手続により買受人に対する引渡を命ずることができます。

売却代金は、執行債権者の他に、配当要求をした債権者や別途強制売却の申立てをした債権者に配当されます。

以上が不動産執行の概略ですが、船舶に対する強制執行もこれに概ね類似した手続で行われます。

(5) 債権執行

執行債務者が有する金銭債権に対する強制執行を債権執行といい、差し押え対象の債権の債務者を第三債務者と呼びます。典型的には、執行債務者が会社の従業員である場合にその会社を第三債務者として給料債権を差し押さえる、あるいは執行債務者が銀行に預金を有している場合にその銀行を第三債務者として銀行預金を差し押さえる、という例が考えられます。

債権執行の申立ては裁判所に対して行います。申立てが適法である場合には、裁判所

は差押決定を發し、債務者と第三債務者とに送達をします。差押え決定により、執行債務者の債権の取立てその他の処分、及び第三債務者による執行債務者への弁済等が禁止されます。差押え決定が執行債務者に送達されてから1週間経つと、執行債権者は第三債務者に対して自らその債権を取り立てることができるようになります。ただし、第三債務者は自らの債務額を寄託して執行手続から離脱することもでき、この場合には寄託された金銭について裁判所が配当を行うこととなりますから、執行債権者が自ら取り立てることはできません。

債権執行は、金銭債権に対する強制執行の他、動産の引渡請求権に対する強制執行、及び特許権等の財産権に対する強制執行にも適用されます。

3. 保全処分について

強制執行は、確定判決等の債務名義にもとづいて行われるものであるところ、民事訴訟を提起して判決を取得するまでにはある程度の時間がかかることはやむを得ません。しかし、判決取得までの間に、執行債務者が財産を隠匿あるいは譲渡することによって、後の強制執行が不可能あるいは著しく困難になるおそれが生ずること、あるいは当事者間の権利関係につき争いがあることによって、当事者の一方の地位に著しい損害もしくは急迫な危険を生ずるおそれが生ずることが考えられます。このような場合には、自己の権利を保全しようと思う者は、保全処分により自己の権利又は法律関係を保全することを求めることができます。

保全処分には、仮差押えと仮処分の2つの類型があり、後者はさらに係争物に関する仮処分と仮の地位を定める仮処分とに分かれます。

仮差押えとは、金銭の支払いを目的とする債権の強制執行を保全するために債務者の財産の処分を制限する処分です。

係争物に関する仮処分とは、係争物の現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときにその係争物の現状を維持させる処分です。例としては、特定の動産の引渡請求権を保全するための占有移転禁止仮処分を挙げることができます。

仮の地位を定める仮処分とは、争いがある法律関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるために必要があるときに判決の確定までの仮の状態を定める処分です。例としては、労働者について解雇の有効性が争われている場合の労働者としての地位保全の仮処分や賃金仮払いの仮処分を挙げることができ、後者は被保全権利について仮の満足を受けさせる保全処分であることから満足的仮処分といわれます。

以上、駆け足でしたが、強制執行及び保全処分の手続の概略についてお話をしました。

執行手続の基本構造

一橋大学大学院法学研究科教授 上原敏夫

松下教授が執行及び保全手続の具体的なイメージを紹介されましたので、私は、日本側の報告の最後として、執行手続の基本的な理念や仕組み、判決手続との違いなどについて、報告いたします。

1 執行手続の基本的理念

1-1 執行債権者の利益の重視と、執行機関の分離・手続の形式化

執行手続は、私人の権利（請求権）の終局的な実現を目的としていますから、そこにおいて第一に配慮しなければならないのは、執行債権者の利益の保護であり、できる限り簡易・迅速に執行手続が行われることが重視されます。このことは執行手続の基本構造に反映しています。

第一は、執行機関の分離・分化ということです。判決手続では、対立する二当事者の主張・立証の機会を十分に保障して裁判所が慎重に判断をすることが重要でありましたが、執行手続では、国家機関は、慎重な判断よりも、直接的な強制力を迅速かつ効率的に行使することが、迅速かつ効率的な請求権の実現のために、必要とされます。そこで、執行手続を担当する国家機関（執行機関）は判決手続を担当する機関とは、別に構成することが適切ということになります（執行機関の分離）。また、このような国家機関として期待されている行為の違いから、判決手続のようにすべてを裁判官が担当する必要はなく、また、適切でもないといえます。そこで、とくに法的判断の要素が少なく事実的要素の多い行為、債務者等に対して裁判所外で実力を行使するような行為については、それにふさわしい専門職、すなわち執行官を置いて、手続を担当させ、裁判所全体として人的資源の効率的な投入をはかることとなります（執行機関の分化）。

第二は、執行機関の権利判定機関からの分離・分化を前提として、迅速な執行手続の要請から、手続の形式化がはかられていることです。執行によって実現すべき請求権の存在について、執行機関が直接に当事者の主張・立証を受けて判断するのではなく、判断の手がかりとなる文書を法律で定め、執行債権者がそのような文書を提出する限り、文書に記載された内容の当否につき、それ以上審査をすることなしに、執行手続を開始することとしております。債務名義と執行文の制度が設けられているのは、このような趣旨です。また、執行の対象となる財産は、ほんらい債務者の責任財産に属するものに限られますが、この点についても、たとえば不動産は登記、動産は占有といった外形的事実を手がかりとして、執行手続を進める構造となっています。

この結果、執行手続でも、執行債権者と執行債務者とによる二当事者対立構造がとられています。判決手続のように原告・被告を対等に扱って手続が進められるのではあ

りません。主要な役割を果たすのは執行債権者であり、その申立てや資料の提出によって手続は進行することとなります。執行債務者は受動的な立場に置かれ、既になされた処分や始まった手続に対して不服申立ての機会を与えられるにすぎないことが多くなります。

1-2 債務者及び第三者の利益の保護

しかし、執行手続は、他面で債務者その他の者の利益にも配慮するものでなければなりません。第一に、いくら請求権の実現が債権者にとって重要であるといっても、債務者が自然人である場合には、その実現の方法が債務者の人格、人間としての尊厳を侵すようなものであってはならないからです。執行の方法を法律で厳格に定めているのは、このためです。また、執行によって債務者の自立した人間としての生活を不可能にしてしまうことも許されません。債務者の財産のうち生活をするのに必要不可欠な動産や債権（給料など）を、差押禁止財産として、執行の対象外とするのは、この趣旨です。

第二に、執行手続は、実体法的にみて正当なものでなければなりません。しかし、執行手続の迅速性の要請を考えると、実体法的な正当性を完全に確認した上ではじめて執行手続を開始する仕組みにすることはできません。強制執行が確定した終局判決に基づいて行われる場合には、判決には既判力がありますので、請求権の存在は争いの余地のないものとなっています。しかし、その場合でも、基準時（訴訟の事実審口頭弁論終結時）後に権利が消滅したりしている可能性があります。まして、強制執行が確定判決以外の文書に基づいて行われる場合には、執行によって実現すべき請求権の存在は確定おりません。また、執行の対象となる財産は、債務者の責任財産に属するものでなければなりません。この点についても、外形的な基準でその帰属を判断し執行手続を進める構造になっているため、第三者に帰属する財産に対して執行が行われてしまう可能性があります。そこで、このように実体法的な正当性に欠ける執行手続が始まってしまう可能性があることを前提として、法は、執行債務者又は第三者の要求に応じて、執行手続の正当性をチェックする手続を用意しておく必要があります。これが、執行関係訴訟と呼ばれる制度です。

第三に、債権者の利益保護は社会全体や国民一般の利益と調和しなければなりません。たとえば、債務者の財産や生業の手段を根こそぎ剥奪してしまうような執行は、結果的に債務者への生活保護という形で社会全体の負担が生じてしまう、という点でも許されません。また、執行対象財産の売却の方法や価額は、一般の流通秩序を乱すようなものであってはなりません。不動産の売却手続が詳細に規律され、広く一般の買受希望者を募って適正な価額での売却をめざしているのは、債権者の満足度を高める目的だけでなく、このような配慮によるものといえましょう。

2 執行手続の実体的正当性の保障システム（債務名義・執行文、執行関係訴訟）

2-1 執行手続の実体的要件（債務名義と執行文）

強制執行の制度が実体法上の請求権の実現のためにあります。したがって、強制執行が実体的に正当と認められるための要件は、本来的には、実現すべき実体法上の請求権が存在し、即時に給付を請求できる状態にあり、債権者がこの請求権を行使でき、債務者がこの請求権に対して履行の責任を負う地位にあること、ということになります。しかし、執行手続の効率化のために権利判定機関から分離された執行機関が、直接にこのような要件を判断するのは適切ではありません。そこで、執行機関としては、文書の存在を通じて形式的・間接的にこの要件を確認すべきものとされています。この確認手段としての文書が、債務名義と執行文です。執行債権者から、末尾に執行文が付記された債務名義の正本の提出を受けて、執行機関は、執行手続を始めるのです。

債務名義は、給付請求権の存在及び内容を記載した文書であり、確定した給付判決のほか、仮執行宣言付判決、督促決定、金銭の支払を内容とする公正証書、訴訟の中で成立した和解を記載した調書などがあります。これに対して執行文は、債務名義の執行力の存在・範囲を明らかにするものです。たとえば、給付判決が確定していることは、執行文の付与によって明らかにされ執行機関が知ることになります。さらに、債務名義に記載された当事者以外の者が執行債権者又は執行債務者となったり、請求権に付された条件が成就したことを確認する必要がある場合などには、執行文は、債務名義の内容を補充する機能を果たします。もともと、手続を簡略化する必要から、債務名義の種類によっては、執行文が不要とされる場合もあります。

2-2 執行関係訴訟

既に述べましたように、執行関係訴訟は、迅速性の要請から執行債権者の利益保護にかたよりがちな、形式化された執行手続の実体的正当性を確保するために、必要不可欠な制度であります。この局面でも執行機関が直接に実体権について判断することを避け、執行債務者又は第三者に、執行手続の外で訴えを提起させて、通常の民事訴訟手続によって執行手続の実体的要件の存否を確定することとし、この審理の結果を執行手続に反映させる構造がとられています。この訴訟が執行関係訴訟と呼ばれるもので、請求異議の訴え、執行文付与に対する異議の訴え、第三者異議の訴えの3種があります。

請求異議の訴えは、債務名義の内容が、実体法上の請求権の存在や金額を現在の時点で正しく反映していない場合、たとえば債務名義成立後に弁済その他の理由で請求権が消滅したにもかかわらず、債務名義の記載はもとのままであるという場合に、執行債務者が訴えを提起してその債務名義に基づく強制執行は許されないことを明らかにしてもらうための訴訟です。また、たとえば、ある人が債務名義に記載された債務者の負っている債務を引き受けたという理由で執行文が付与された場合に、その人が債務引受けの事実を争うために提起するのが、執行文付与に対する異議の訴えです。さらに、第三者異議の訴えは、たとえば、執行債務者が占有しているため、執行官が執行債務者の所

有財産であると判断して差押えをした動産について、真の所有者（第三者）が、差押え（強制執行）の取消しを求めて提起する訴えです。

なお、執行手続の迅速性の要請を考え、これらの執行関係訴訟が提起されても、当然には、既に開始された執行手続は停止しないものとされています。しかし、実体的に正当でない執行手続がそのまま進んでしまったのでは、執行関係訴訟の機能が果たせなくなるおそれもありますので、一定の要件の下で、訴訟の決着がつくまでの間、執行手続を一時的に停止する制度も備わっています。

3 おわりに

民事紛争の解決は、判決手続だけで完結するわけではなく、執行手続が整備され、またそれを実施する国家機関の態勢が整ってはじめて、十分に行われます。われわれ民事訴訟法作業部会とカンボディアの皆様との3年半にわたる集中的な作業の成果として、民事訴訟法草案が、確定的な条文案として、ほぼ完成しました。しかし、この草案に基づいて迅速に民事訴訟法典を制定すること、またカンボディアの皆様が民事訴訟法についての理解を深め、自主的に運用できるようになること、裁判所制度の充実はもちろん、公証人や執行官など司法に関わる周辺制度を整備することなど、多くの課題が残されています。竹下教授が昨日の基調講演でいわれましたように、カンボディアの関係各位の一層のご努力を期待すると共に、われわれ民事訴訟法作業部会も、国際的な評価に耐える民事訴訟制度がこのカンボディアに根付き、国家の発展の重要な基盤として機能するようになることをめざして、できる限りのご協力をしたいと考えております。

ご静聴有り難うございました。

総括スピーチ

(財)国際民商事法センター特別顧問・元法務大臣 三ヶ月 章

尊敬するヘンサムリン閣下ご臨席の下に、この意義深い歴史的セミナーの閉会式にあたりまして総括の言葉を述べさせていただくことは、私にとってきわめて光栄なことであります。

私は、ここで取り上げられた個別的な問題ではなく、きわめて大きな立場からの総括的な考察をしたいと思えます。そのきっかけとして、一人の老学究としての感傷と申しますか、感懐を述べさせていただきます。

もう20年以上も前になりますが、私は長く献身してきました学者生活・研究活動に終止符を打ち、それ以降法廷活動とか、立法事業とか、法務行政の責任者であるとか、法的分野での国際的協力とかの仕事をして過ごしてきました。昨日、今日と20数年ぶりに、こういう学問的雰囲気での会議に出席させて頂いて、20数年前の学者時代に戻ったような感じを強くもった次第です。

私が学究生活を始めたころは、戦争直後で、学会という組織も存在せず、同じ学問を研究する者や隣接する学問の学者との交流をする機会も乏しく、1人で暗中模索を繰り返していたというのが実状でありました。そのような立場にあった者が昨日来20数年ぶりに学究生活に戻ったような感じを持ちました者としましては、皆さんははっきりとは認識しておられないかも知れませんが、この度のセミナーは、世界の法の歴史の上で、極めて最新の実験的且つ開拓的な仕事であったと感じているのです。といいますのは、ある1つの国の法律制度の建設を、その国の将来をになう若い法律家と別の国の若い研究者が、全く何の政治的配慮にふりまわされることなく、相互の友情にのみ包まれて共同研究をし、立法の起草作業をなし遂げたことは、法の歴史の上で特筆すべき出来事であると思うからです。国こそ異なれ、同じすばらしい歴史的体験を共有できたこのような若い法律家を、私のような老学究は、心よりうらやましいと思えます。そうした作業そのものも歴史的にみて珍しいばかりでなく、そのような作業をこのようなセレモニーとして形を整えて相互に祝い合うということも例のないことでありましょう。

このセミナーは、クメール語・日本語・英語という3つの異なった言葉が交錯する形で行われました。セミナーの用語を3角の形で運営することは大変難しいことですが、それが成功したことも高く評価すべきであろうと思います。通訳・翻訳にあたった方々の功績も決して忘れてはなりません。

ところで、法の歴史の異なる国の法律家が、ある共通の目的をもって共同作業をするとき、ともすると一方がディヴェロピング・カントリーで、他方がディヴェロプト・カントリーだ、という区分けで考えることがあるのですが、これでは事の本質を捉えることはできません

ん。確かにそういった局面が、あることはあるであります。しかし本当は、もっと別の観点からの着眼が、このような作業については必要であると思います。

そもそも法というものは、社会の進歩につれてその形を常に新しく変えていかなければならないものであり、それは法というものの持っている宿命というべきものです。法の領域においては、ディヴェロピング・カントリーだとかディヴェロプト・カントリーだ等という区別は本来的には存在しないのでして、常に法というものを変革していかなければならないものなのですから、その意味においては、常にどの国にとっても、その国は、ディヴェロピング・カントリーなのであります。それをカンボディア王国と日本の関係に当てはめてみますと、アジアで西欧法を摂取するという作業の着手の時期がわずかに時間的に違ったというのみで、形と現れ方こそ違え、我が国もディヴェロピング・カントリーの一つにすぎないということは、私の確信でございます。そのいい例は、この度の民事訴訟法作業部会の長を務めてこられた竹下教授が、改革審議会の会長代理としてあたってこられた法改革が、今、日本で音を立てて行われていることです。日本で進行中の法制度の改革は、カンボディア王国の法律制定にも匹敵する大改革なのです。その意味において、ただ時間的に多少早く西欧の法律に触れたという点を除けば、現在産みの苦しみのまっただ中にいるという意味で、日本もカンボディア王国と変わるところはないのです。

ところで「法の改革」という、どの国にとっても常に行われ続けなければならない改革について、私は3つの局面がある、と常日頃日本で話しています。

まず第1に、法規範というものが時代の流れに合わなくなった時には、新しい時代にふさわしい法典に作り替えていかなければなりません。第2の課題は、常に新しく変革されていく法典を動かしていく機構やその手続きも常に新しく変えていかなければならない、ということです。3番目は、これが一番難しいことですが、これら第1、第2の課題を処理する人間的な主体を時代に適合させて如何に育てるかということです。法の改革にあたっては、これら3つの課題に同時に直面しつつ常に自らを改革していかなければならないのですが、私の体験によりますと、第3の課題が一番難しく、最も着手しやすいのが、第1の課題なのです。

この度のセミナーでこれまでの成果を公にすることは、まさに第1の法典編纂における変革であり、これは他の2つに比べて着手しやすく、また成果をあげやすいものでした。しかし第1の分野で成果をあげることは、第2・第3の局面での改革に大きく影響を及ぼすことは明らかであり、必ずやそれらの手助けとなりましょう。それが法の改革というものの姿であると私は考えています。両国の共同作業は始まったばかりであり、第1の作業についても、例えば商法典とか知的財産権に関する法律だとかの制定のように、他にまだまだ協力し合わねばならぬ分野が残されています。日本での第2の課題についていえば、例えば家庭裁判所の手続、ADR、倒産法の手続等をどのように整備していくべきか問題となっています。カンボディア王国においても、今回の最初の経験を生かしながら、他の分野の立法化などに加え、これらの問題に直面して行くことになるでしょう。そして第3の課題、すなわち法の

担い手の育成の問題ですが、これが1番難しいことは前述の如くでありまして、日本においても法学教育の質量増加・深化の問題が現在1番大きな難しい問題となっているのです。

それはともかくここに法典の編纂という事業を見事に完成させたわけであり、第1の共同作業から第2第3の共同作業のステップに進んで行くとするれば、これはまことに両国にとつて、またそれに止まらず、アジア全体にとって、まことに喜ばしいことではありませんか。

最後に、私の話の始めに提起した問題、すなわちこのたびの作業は「法の新しく野心に満ちた実験であった」というところに話しを戻そうと思います。私のように長い間日本の法制度改革に力を注いできた者からしますと、将来を担う双方の法律家が政治的考慮や打算的考慮を抜きに友情の心のみを軸として作業を進めていくということがせつかく芽を出したところですから、ここでこのことをしっかりと確認して頂きたい思うのです。その意味において、フンセン首相閣下が「速やかに実現するように努力する」とおっしゃったことは、私の印象に強く残っているところです。

世界的にみても新しい大胆な実験ともいうべきものが、西洋ではなくアジアから他に先駆けて広がるという夢が実現するのであるなら、それは大陸法でもなく、英米法でもなく、アジア法の法領域が確立される節目になると私は痛感するものです。

この度のセミナーがその1つの大きな節目になることを祈って総括を終わります。



総括スピーチを行う三ヶ月元法務大臣

カンボディア民法・民事訴訟法起草支援に関わって

元 JICA 長期専門家 坂野 一生

1 はじめに

私がカンボディアの法制度整備支援プロジェクトに関わったのは、もうずいぶん前の話になります。1998年3月に予備調査のための事前調査団が日本から送られてきた際に、現地で調査団に合流して通訳の仕事をしたのが最初でした。それ以来約4年半、プロジェクトの立ち上げの前の段階から第一フェーズの終わりを迎えている現在までこのプロジェクトに関わらせていただきました。

その間に、カンボディア側では司法大臣が3人代わりしました。トップが変わると中身も変わるので、政治的な駆け引きに翻弄されたり、あるいはプロジェクトの進行自体が人事の面で止まったり、逆に思わぬところで進んだり、そういうことをいろいろ経験させていただきました。

本日は、特に翻訳の技術的な面での困難や苦勞、それからカンボディア側で関わっているメンバー、特に4人の裁判官を中心としたカンボジア側起草担当者がプロジェクトの開始当初からどのように変わってきたかという話を中心にお話したいと思います。私自身、もともとは法律が専門ではないので、カンボディア側がどのように変わったかというよりも、むしろプロジェクトの進捗と共に私自身が勉強させていただいたことの方が大きいように思われます。その成果はこれからの仕事に反映させていくということにして、まずは通訳、翻訳に関わる話から始めたいと思います。

2 クメール語への翻訳

カンボディアは、クメール語という話す人が非常に少ない特殊言語を使っています。そもそも、あらゆる言語の中で論理的でない言語はないと言えます。つまり、その言語にはその言語なりの論理があって、その言語の中では論理として完結し完成している体系があると私は考えています。しかし、そのように論理的な言語であっても、法律など、外から来た様々な概念を自らの言葉で表そうとすると、語彙がなかったり、概念自体がなかったりといったことが見られるわけです。明治時代に日本が民法や民事訴訟法を作ったときに日本になかった概念を持ってこなければならぬということが多くあったように、現在、日本が起草を支援しているカンボディアの民法、民事訴訟法の中にも、カンボディアにとっての新しい概念が多く盛り込まれています。

カンボディアには、1920年、フランスの保護領だった時代に作られた民法・民事訴訟法があります。これらの法律はそれぞれ数回の改正を経て1975年までは使われていました。我々は旧民法・旧民事訴訟法と呼んでいますが、今回の起草支援に係るクメール語での条文化作業を進めていく上で、特に大陸法系の概念を表すときには、旧法の言葉を参考にし

たり、そのまま使ったりすることが多くありました。しかし旧法にはない言葉、概念もありますし、昔の言葉では誰も分からないという場合もあります。翻訳が困難な言葉や概念に出会った場合、これからお話しするいくつかのパターンで対処してきました。

(1) 一般的な言葉の法律用語化

これは一番簡単な方法なのですが、今まで日常会話の中で通常の意味で使われてきている一般的なクメール語に新たな意味付けをして、「この法律の中ではこのような意味合いで使う」と決めるパターンがあります。

例を挙げて説明すると、「抗告」という判決以外の裁判に対する上訴という制度があります。今までカンボディアには広い意味での「控訴」・「上告」という言葉がありました。すなわち、第一審のあらゆる裁判に対する上級の裁判所への不服申立てに「控訴」という言葉を当てていて、控訴審におけるあらゆる裁判に対する不服申立てを「上告」と呼んでいました。日本において「抗告」と呼んでいる概念は、カンボディアでは「控訴」・「上告」の概念に含まれていたわけです。

今回の民事訴訟法案では、判決以外の裁判は「決定」のみであり、「命令」という裁判形式は取らない形で条文が作られています。その「決定」に対する上訴を表す「抗告」という言葉を作らないと今回の民事訴訟法が定める制度が動かなくなるため、どうしても「抗告」という言葉を作らなくてはなりません。

「抗告」を含んだ今までの「控訴」・「上告」という言葉の中から、抗告の部分だけを取り出してそれに対して新しい概念付けを与えなくてはいけないということになったときに、もちろん、今までの「控訴」・「上告」という言葉自体の意味合いが変容します。つまり、この中に「決定」に対する上訴は入りませんよということを明示する必要が生じるのですが、それと同時に、「抗告」という概念を表す言葉を作らなくてはならないわけです。新しい「控訴」・「上告」という概念には、広い意味で使われていた今までの言葉を使えばいいとしても、「抗告」という言葉を選ぶ際に、いわゆる広い意味での「アピール」とかあるいは「不服申立て」を表す言葉の中から、もっとも概念的に狭そうなものを探してきて、特別に民事訴訟法の中では「抗告」という概念を表す言葉にしようということにしました。

もちろんこれは私だけで決めたのではなく、カンボディア側と話し合って決めたのですが、現段階では、この言葉は起草メンバー以外の人聞いても多分正確な意味としては分からない言葉なので、これからコンメンタールを作ったり、説明をしたりしていくときに新しい意味なのですよということを書いていく必要があります。

ややこしいことに、当事者の一方が欠席した場合に行われる欠席判決に対しては、2週間以内に同じ審級の裁判所に対し故障の申し立てができるという趣旨の条文が民事訴訟法条文案にあります。この「故障の申し立て」を表す言葉と、「抗告」という言葉が非常に似ています。実際、一般的には同じような意味を表す言葉なのですが、1音節だけ異なっているので、それで一応「抗告」と「故障の申し立て」を区別しているという

ことにしました。

このように、今まで使われていたクメール語を使うというのが第一のパターンです。「抗告」のほかに、契約の「取消し」という言葉についても、ありふれた言葉を法律用語にするというパターンを使っています。

(2) 説明的記述

次に、まったく新しい概念で、どうしてもひとつの言葉では表せないような概念が出てきたときどう対応するかということについて述べます。クメール語は、パーリ語・サンスクリット語というインドの言語を起源に持つ言語で、特に難しい概念に関しては、パーリ語やサンスクリット語を用いて熟語的なものを作ってきたという歴史があります。しかし、それでもどうしようもない場合は、既存のクメール語を組み合わせ、多少長くはなるのですが、説明的な表現をすることになります。

たとえば、「権原」という言葉は日本語だと熟語になっていて分かりやすいのですが、これをそのままクメール語に訳すのは非常に困難です。現段階では「権原」のクメール語訳はまだ決まっておらず、条文中に「権原」という言葉を使わない方向で検討をしていますので、条文上は違った言葉にするかも知れませんが、講学上の概念としても必要ですので、これをどのように訳すか思案中です。今のところは「権利の法的な原因」という言い方を考えています。100%言い表しているかどうかは分からないのですが、説明的にそうするしかないというところではあります。

同じような例として「疎明」という言葉があります。これには「とりあえずの証明」というような語を当てており、証拠による証明とは異なって裁判官の心証の度合いも違うということ、を、「とりあえず」という言葉を付けることにより何とか区別をしようとしています。この言葉は民訴法の条文の中にも出てきますが、カンボディアにこの言葉が根付くかどうかはこれから先の問題です。

(3) 旧法の言葉の利用

もう一つのパターンとして、昔使われていた法律用語をそのまま使うという方法があります。新しく民法・民事訴訟法を作る上で、現在の言葉では表せないという言葉について、旧民法や旧民事訴訟法で使われていたにも関わらずその後使われなくなってしまった言葉を復活させて当てるものです。

たとえば、民法における「保佐」・「保佐人」、あるいは、「代位」といった言葉がそうです。これらの言葉は、1920年の民法・民事訴訟法がフランス語で起草され、カンボディアの独立とともに法律もクメール語を正文にするということになった際に、サンスクリット語やパーリ語から言葉を持ってきて、おそらく造語されたものと思われます。ヨーロッパの言葉はインド・ヨーロッパ語族ですので、もともとはサンスクリット語などに起源をもつと言われていています。例えば法律用語でも「更改 (novation)」という語には「新しい」という意味の nova という語が用いられていますが、これはもともとパーリ・サン

スクリットから来ている語です。ちなみにクメール語でも「更改」は *neaveakam* といい、同じ語源を持っていることが分かります。そのような意味でフランス語もクメール語も遠い祖先の一部は同じという強みが多分あったのでしょうけれども、おそらく翻訳者は非常に言語に長けた素晴らしい人だったのだと思います。ともあれ、現代クメール語においては「代位」や「保佐」という言葉はどうしても見つからないので、カンボジアの起草担当者の皆さんと話し合った結果、旧法の言葉を復活させるということに決めました。

先ほど申し上げた「抗告」を抜いた形での「控訴」・「上告」は、やはり旧法の言葉を使っていますが、これらは現在まで継続して使われているものですから、復活させるというよりも、そのまま存続させて、意味合いを若干変えるということになります。

(4) 造語

最後のパターンが、一番挑戦的なのですが、まったくの造語、つまり今までは使われていなかった言葉を作り出すという方法です。これによってできた言葉は、誰に言っても分からないか、分かったとしても馴染みのない言葉ですので、一番避けたい方法です。

例えば、民法に「被相続人」という言葉があります。ラテン語でもそうですが、諸外国では *de cuius* や *decedent*, *défunt* 等、「死亡者」あるいは「死者」という言葉を当てることが多いと思います。そうすると、「相続は被相続人の死亡によって始まる」という条文があった場合、「死者」の死亡によって始まる、という、分かりにくい訳になってしまいます。このような表現は技術的にも使いたくないし、普通の人にとっても分かりにくいと思うので（もちろん「相続は死亡による開始する」とフランス法のような記述をすることも可能でしょうが、その場合誰の死亡なのかが分かりにくいという難点が生じます）、「相続財産」という言葉に「人」を表す言葉を付け加えることによって、いわば「遺産の主」とでもいう語感の言葉を作りました。これは全くの造語ですが、カンボディアの起草担当者が考えて、とりあえずはそれを使おうということになっています。これから閣僚評議会や国会で草案の審議がされる経過で、この言葉が受け入れられるかどうかは全く分かりません。

このように、翻訳あるいはクメール語で条文を作る上で難しい言葉については主に今述べました4つの方法で対処してきました。これらの方法が必要になる背景には、新規の外来の概念を表すのが困難であるというクメール語（一般的には問題となっているその言語）特有の問題のほかに、言葉というものの自体が持ついくつかの問題点があります。

第一の問題は、同じ言葉でも、昔使っていた言葉と現代における意味が異なっているという場合です。

たとえば、民法で「組合」という概念があります。旧民法で使われていた「組合」という言葉自体は今でもカンボディアで使われていますが、現在ではそれは「会社」を意味す

る言葉になってしまっていて、これをどうしようかというのが今一番頭が痛い問題の一つです。そのまま使って旧民法の「組合」意味合いを残すのか、あるいは、人々が日常会話で使っている「会社」の方の意味合いを尊重するのか。後者の場合には「組合」を表す新しい言葉を作らなくてはならないのですが、ここはカンボディア側とはまだ十分に話し合っていない点です。

第二の問題は、言葉自体はよく知られた言葉であっても、それに特別な意味合いが加わっている場合です。

たとえば、民法で「占有」という言葉があります。これは、普通の意味での「占有」のほかに、2001年に施行された土地法で使われている意味合いが加わっています。カンボディアは登記制度が未整備で、登記制度ができて地籍が明らかになれば間違いなく所有権が認められるべき人たちに対してまだ所有権の認定ができない状態が続いており、将来的に登記制度が整備されて所有権が認定されるのを待っている状態と同じ「占有」という言葉が当てられてしまっています。いわば通常の「占有」よりも強い、より所有権に近い意味が付加されてしまっているのです。

第三の問題として、もともとの制度とこれから作ろうとしている制度が違ってしまっているので、言葉としてあるいは概念としては似ているのだけれど、そのまま使うと意味がぶれてしまうという問題があります。

これは、先ほどの「控訴」・「上告」にもあてはまりますが、この場合は今まで使ってきた言葉の概念を修正して使うということが何とか可能でした。しかし、概念修正では間に合わない場合があります。たとえば、民事訴訟法には様々な保全処分があるのですが、カンボディアではもともとフランスの制度を使っていたので、一応対審構造で当事者双方を呼び出すレフェレによる保全命令と、何も審尋しないで課すことのできる申立てに基づく命令の2本立てでやっていました。そのフランス式の制度の中で用いられてきた言葉は、今回の民訴法草案での「保全」を表す言葉としては相応しくありません。まず、当事者の審尋という問題が関わってきますし、本案がすでに提起されているかどうかということについても違います。これを従前の言葉で表すとかえって混乱するので、カンボジア側の担当者の皆さんと話し合いをして、今回の草案の保全手続で使う言葉は、従前の言葉とはまったく違うものを使うということにしました。

このように、新しい概念をクメール語にする場合にはいろいろな種類の問題があるので、それぞれ問題の性格を見た上で、先ほどお話ししました何種類かの方法を選んだり、組み合わせたりして対処するということになります。翻訳の問題という以上に、挑戦的に言えばこれが条文化の作業そのものであるとも思うのですが、カンボディアの皆さんも頭を痛めてきました。そして、これからはしばらくは頭を痛め続けることになるのではと思います。

それから、翻訳そのものの問題ではないのですが、日本語による起草そのものに関わる問題があります。民法、民事訴訟法とも、起草は部会の先生方が分担制で進めているのですが、たとえば担当の先生方ごとに表現が食い違っている場合があります。たとえば民事訴訟法であれば、ある条文では「仮差押え債権者」となっているのが、他の条文では「仮差押えの登記をした債権者」となっていたり、概念的には同じなのですが、条文上の言葉が統一されておらず、ときに誤訳や誤解を招くおそれがあります。

それでも、表現の食い違いは比較的容易に統一できる問題でありますし、内容的には問題ではないのですが、もっと問題なのは、内容自体に齟齬があって、担当者の先生ごとにうまくすり合わせができていない場合です。この条文とこの条文は内容的に矛盾しているとか、一緒の法律の中に入っていること自体が問題であるという条文もいくつかあります。そういった内容の齟齬をどうするかは、翻訳以前の問題として非常に難しいところです。ただ、部会の先生以外には草案全体を見ておられる人が限られていますので、翻訳の際に気づいた問題を部会にフィードバックしていくことが重要だと思っていますし、これから草案を完成させていく上でますます重要になっていくと思います。

3 カンボディアのメンバーの成長

次に、起草に携わったカンボディア側のメンバーがどのように変わっていったかと言うことをお話したいと思います。

10月に行われたナショナルセミナーに出席された尾崎部長はじめ皆さんが感じていらっしゃると思いますが、カンボジア側の起草担当者がプロジェクトの当初に比べて大きく成長したというのが関係者共通の印象だと思います。私自身も、私が彼らに対して「成長した」というのはおこがましいのですけれども、やはり非常に成長したのではないかと思います。

たまにプノンペンにいらっしゃる方がプノンペンの街並みを見て、「プノンペンは以前とは変わった」と思われることは多いと思うのですが、長くプノンペンにいる私のような者には、何が変わったのかなかなか分からなかったりするものです。これは、街並みだけでなく人についても言えるのであって、私はプロジェクトが始まる前からカンボディア側のメンバーとはずっと一緒にいますので、毎日毎日つきあっていると、端から見れば非常に成長しているのかもしれませんが、なかなか分からないものです。そういう点では、私よりも、時々接しておられる皆さんの方がカンボディア側メンバーの成長の度合いが如実に、また、新鮮に感じられると思います。

カンボディア側の中心メンバーであるヒー・ソピア裁判官、ユー・ブンレン裁判官、モン・モニチャリヤ裁判官、サリ・ティアラ裁判官、この4人の中心メンバーは、もともと優秀で考えの深い人たちでしたので、プロジェクトが始まったから急に成長したわけではなく、元々素地があった上に4年の経験を得て目に見えて伸びたのだと思います。

裁判官である彼らにとって一番不幸なことは、今ある法律を見て、その法律が何を意味しているのかを考えるという経験ができない、つまり、拠って立つべき法律が物理的に少

ない状態であることです。彼らは、書かれたものをどのように解釈していくかというトレーニング自体を今まであまり受けていません。

今回具体的な条文案を起草するに当たり、彼らと一緒に条文案をひとつひとつ検討していくという作業をしました。この作業を通じて、彼らが書かれたものを見て考えるようになったというのは、大きな変化だと思います。

それ以前彼らはどうしていたかという、民事関係の現行の法律は少ないわけですし、民事訴訟に関しては法律自体がありませんから、司法省の通達や各種の行政令で対応しているわけですが、印刷事情、出版事情が大変悪いので、法律や通達などの行政令のコピーでさえ持っているとは限らない、コピーがどこにあるかも分からないという状態でした。あるいは、法律のない部分は旧法で何とかしたいと思うわけですが、旧民法や旧民事訴訟法にどんなことが書かれているか見たくても、旧法のコピー自体がほとんど存在していない状態で、彼らがアクセス可能なものは非常に限られていました。

私自身、プロジェクトを始めるにあたって一番気になったのは、書かれたもの自体が少なく、どうなっているのかも分からない状態だったということです。一体何があるのか調べるために、国立の書庫に1週間こもって、文献を探しました。書庫自体、ポルポトが入ってきた1975年ころにかなり焼かれてしまっていますので、残っている文献も非常に少ないですし、残っていても保存状態が非常に悪いのですが、その中から法律、特に民法と民事訴訟法に関する文献を集めてきて、片っ端からコピーをしていきました。そのときに初めて、1920年段階のフランス語の民法・民事訴訟法を発見し、これをコピーして起草メンバーの皆さんに配りました。また、民法、民事訴訟法が何度か改正されている中で、皆さんは今まで限られたバージョンしか持っていなかったのですが、書庫で1940年代、50年代の法律を見つけて、一応最初から、1975年までの民法、民事訴訟法をそろえることができました。もちろんその間に抜けているものがあるかもしれないのですが、民法、民事訴訟法がどうやって改正されてきたか、一応分かるようになりました。これらの文献は、カンボディアのオフィスに行けば見ることができます。

そういったものを起草メンバーに配って、見た上で議論しようということにしました。それまで文献はほとんどなかったの、見ようにも見られなかったのですが、いったんあるということになれば、皆さんどん欲にそれを見ていくのです。我々の方から見るように言わなくても見るようになったのですが、それは、もともと資料に飢えていたからであって、それを成長と呼ぶかどうかはわかりません。

しかし、それをどういうふうに見ていくかという問題については、今和泉学さん、安田佳子さんら現地に派遣された弁護士と一緒に議論することで身に付いていった部分は大きいと思います。たとえば日本側の先生が起草した条文案に参照条文として旧民法、旧民事訴訟法が挙げられていれば、まずそれを見るというところから始まるわけです。やがて、参照条文が挙げられていない条文案を見て、それに対応する条文を旧民法、旧民事訴訟法の中から見つけていくようになりました。

さらに、たとえば民法の相続の制度や、民事訴訟法であれば民事執行の制度について検

討していたときのことで、カンボディア側のメンバーが、旧法ではどんな制度になっていたのかということについて興味を持ち、自分たちで調べることになりました。その際には、個々の参照条文を離れて、関連条文をひとまとまりにして制度全体がどうなっているのかを調べることとなります。これは、条文を一つ一つ見ている段階から、さらにステップアップした状態だといえます。

さらに、条文案を逐条で検討していく際に、引用されていない他の条文案を見て、この条文は第何章の第何条に関連しているというように、全体の中でクロスリファレンスができていく、そして、この条文を変えたらあの条文も変えなければならないということまで指摘するようになりました。見ていくという作業自体を自分の中で続けることによって、知らず知らず思考の能力とパターンの質が高まっていったのではないかと思います。

こうしたらこうなるということを考えることができるということは、仮定の上でものを考えることができるということです。たとえば、カンボディアでは他人のものを売買することは禁じられており、他人物売買は無効だったのですが、それではやっていけないので、他人の物を売買しても有効であるという前提で話を進めなくてはどうしようもありません。しかし、カンボディアの皆さんには「他人物売買は無効」というドグマみたいなものが非常に強くあって、最初のうちは他人物売買の話ができず、話をしても「無効だからおしまい」と、思考が停止してしまっていたのです。しかし、段々と、無効でないとしたらどうなるのか、仮定の上での話ができるようになりました。このごろはそれが当たり前になって、皆さん、あたかも昔からそうしていたかのように振る舞っているのですけれども、最初と比べると大きな違いだと思います。

こういった変化は、起草の中心となったメンバーだけに見られるものであって、その他の裁判官や司法省職員とは日頃あまり接触もないので、まだ変化が見られません。プロジェクト自体が始まってまだ3、4年ですので、すぐにそれが皆に伝わるのは無理かもしれないとは思いますが、今後、起草に携わってそういった思考を身につけたメンバーがどのようにそれを他の人に伝えていくことができるのかを、今から考えていかなければならないと思います。

条文化という作業については、先に挙げた4人の裁判官を中心に即戦力となる人が限られていたのですが、一段落したら、今後は内容を理解した上で他の人に説明したり、国会を通したりする作業が必要ですので、そのことをどうしていくかについても考えていかなければなりません。これから選挙もありますし、いろいろな政治的な動きがプロジェクトに影響を及ぼしてくることも多いかと思いますが、それらも踏まえた上で、今後どのように対応していったらいいのか、プロジェクト関係者全体で考えて行けたらと思います。

以上

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

こだわりの英文スタイル

国際協力の場面では英語もよく使いますが、英文の書式を知らないと、英語でもつい同じ書式にしがちです。例えば、段落の「1文字下げ」ですが、英文では1文字下げではなく、パソコンのタブ機能を使って下げるのが普通です。

次に項番表記ですが、これは日本語でも英語でも色々あるとはいえ、形にうるさい英語では、I→A→1→a→1)→a)→i)というように数字とアルファベットが交互になるのが一般的です。これは法律の条文に多く残っています。「1.1.2」のように枝番で数字だけを羅列するのは簡単でしょうが、数字が続くとメリハリがなく読みにくいそうです。

それから、文頭が数字で始まる場合（例：10人を主語とするとき）には、数字（10 persons）ではなく、アルファベット表記（Ten persons）します。数字を書き加えられるなどの変造防止のためです。知っているようで案外知らないのではないのでしょうか。

カンボディア王国民法典草案

第1編	総則	105
第2編	人	105
第1章	自然人	105
第1節	権利能力	105
第2節	人格権	105
第3節	意思能力	105
第4節	行為能力	105
第1款	未成年者	105
第2款	成年被後見人	106
第3款	被保佐人	106
第4款	制限能力者の相手方の保護	106
第5節	住所	107
第6節	不在者の財産管理および失踪宣告	107
第1款	不在者の財産管理	107
第2款	失踪宣告	107
第7節	同時死亡の推定	108
第2章	法人	108
第1節	総則	108
第1款	定義, 種類および設立の原則	108
第2款	非営利法人の名称	108
第3款	設立登記	108
第4款	法人の住所	108
第5款	外国法人の登記	109
第6款	法人の管理・運営	109
第7款	解散および清算	110
第2節	社団法人	112
第1款	有限責任社団法人	112
第2款	無限責任社団法人	114
第3節	財団法人	116
第4節	罰則	117
第3編	物権	118
第1章	総則	118
第1節	物	118
第2節	物権	119
第3節	物権変動の原則	119
第2章	所有権	119
第1節	所有権の内容と限界	119
第2節	土地に関する相隣関係	120
第3節	所有権に基づく物権的請求権	121
第4節	所有権の取得	121
第1款	不動産所有権の取得	121
第2款	動産所有権の取得	123
第5節	共有	125
第6節	互有	125
第3章	占有権	126
第1節	総則	126
第2節	占有訴権	126
第3節	不動産についての特別の占有者の保護	126
第4章	永借権	126
第5章	用益権	126
第6章	使用権および居住権	126
第7章	地役権	126
第1節	総則	126

第2節	地役権と時効	126
第8章	国, 仏教寺院, 少数民族その他の共同体の所有権その他の物権	126
第9章	土地のコンセッションによって設定された権利	126
第4編	債務	126
第1章	総則	126
第1節	債務の発生原因および諸概念の定義	126
第2節	債務の種類および態様	127
第3節	条件・期限・期間	128
第1款	条件	128
第2款	期限	128
第3款	期間	128
第2章	意思表示および契約	129
第1節	契約の成立	129
第2節	意思表示および契約の有効性	129
第3節	無効および取消	130
第4節	代理	131
第5節	第三者のためにする契約	133
第3章	契約の履行	133
第4章	契約違反に対する救済	133
第1節	債務不履行に関する一般規定	133
第2節	履行の強制	134
第3節	損害賠償	134
第4節	契約の解除	135
第5章	危険負担	136
第6章	第三者に対する債権の効力	136
第1節	債権者による代位	136
第2節	詐害行為取消権	137
第7章	債務の消滅	137
第1節	弁済	137
第1款	弁済についての一般原則	137
第2款	弁済充当	139
第3款	弁済の提供・供託	139
第4款	弁済による代位	140
第2節	相殺	140
第3節	免除	141
第4節	更改	141
第5節	混同	141
第8章	消滅時効	142
第9章	債権譲渡および債務引受	143
第1節	債権譲渡	143
第2節	債務引受	144
第3節	契約上の地位の譲渡	144
第5編	各種契約・不法行為等	144
第1章	売買	144
第1節	総則	144
第2節	売買契約の当事者と目的物	145
第3節	売買契約の効力	145
第1款	売主の義務	146
第2款	買主の義務	149
第4節	買戻権の行使による売買契約の解消	149
第2章	交換	150
第3章	贈与	150
第4章	消費貸借	150
第1節	消費貸借の意義と成立	150
第2節	利息付き消費貸借	150
第3節	貸主の貸与義務	150

第4節	借主の返還義務	150
第5章	賃貸借	150
第1節	総則	150
第2節	賃貸借の効力	150
第3節	賃貸借の終了	150
第4節	分益賃貸借	150
第6章	使用貸借	150
第7章	委任	150
第8章	請負	150
第9章	雇用	150
第10章	寄託	150
第1節	寄託に関する総則	150
第2節	混蔵寄託	150
第3節	消費寄託	150
第4節	係争物寄託	150
第11章	組合	150
第12章	終身定期金	150
第13章	和解	150
第14章	事務管理	150
第15章	不当利得	150
第16章	不法行為	150
第6編	債務担保	152
第1章	総則	152
第2章	留置権	153
第3章	先取特権	154
第1節	総則	154
第2節	一般先取特権	154
第3節	動産の先取特権	154
第4節	不動産の先取特権	155
第5節	先取特権の順位	155
第6節	先取特権の効力	155
第4章	質権	156
第1節	総則	156
第2節	動産質	157
第3節	不動産質	158
第4節	権利質	158
第5章	抵当権	158
第1節	抵当権の意義	158
第2節	抵当権の成立	158
第3節	抵当権の効力	158
第4節	抵当権の実行	159
第5節	抵当権の処分	159
第6節	抵当権の消滅	160
第1款	請求による消滅	160
第2款	時効による消滅	160
第7節	根抵当権	160
第6章	譲渡担保権	160
第1節	譲渡担保権の定義	160
第2節	譲渡担保権の成立	160
第3節	譲渡担保権の効力	160
第4節	譲渡担保権の実行	160
第7章	保証	160
第1節	保証の成立	160
第2節	保証の効力	161
第3節	求償	162
第4節	代位	162

第8章	連帯債務	163
第1節	連帯債務の成立	163
第2節	連帯債務者の一人について生じた事項の効力	163
第3節	求償	164
第4節	弁済による代位	164
第5節	複数債務のその他の態様	164
第7編	親族	164
第1章	総則	164
第2章	婚約	164
第3章	婚姻	164
第1節	婚姻の成立	164
第1款	婚姻の要件	164
第2款	婚姻の無効及び取消	164
第2節	婚姻の効力	164
第3節	夫婦財産制	164
第1款	契約財産制	164
第2款	法定財産制	165
第4節	離婚	165
第1款	離婚原因	165
第2款	離婚の手續	165
第4章	親子	165
第1節	実親子関係	165
第1款	総則	165
第2款	実親子関係の決定	165
第3款	認知	165
第4款	親子関係不存在確認の訴え	165
第5款	母子関係存在確認の訴え	165
第6款	手續に関する規定	165
第2節	養子縁組	165
第1款	完全養子縁組	165
第2款	単純養子縁組	165
第5章	親権	165
第1節	総則	165
第2節	離婚および認知の場合の親権者の決定	165
第3節	親権者の権利および義務	165
第4節	親権者としての権限の停止および剥奪	165
第5節	子の財産を管理する権限	165
第6節	財産管理の権限の停止および剥奪	165
第7節	本章の準用	165
第6章	後見	165
第1節	未成年後見	165
第1款	未成年後見の開始	165
第2款	未成年後見人	165
第3款	未成年後見監督人	165
第4款	未成年後見人の職務	165
第5款	未成年後見からの開放	165
第6款	未成年被後見人の子への準用	165
第2節	成年後見	165
第1款	成年後見の開始	165
第2款	成年後見人	165
第3款	成年後見監督人	165
第4款	成年後見人の職務	165
第5款	成年後見の終了	165
第7章	保佐	165
第8章	扶養	165
第8編	相続	165

第1章	総則	165
第1節	相続の開始	165
第2節	相続の効果	165
第3節	相続適格	165
第2章	法定相続	165
第1節	相続人	165
第2節	配偶者の相続	165
第3節	相続分の調整	165
第3章	遺言相続	165
第1節	遺言能力	165
第2節	遺言の方式	165
第3節	遺言事項	165
第4節	遺言の取消し	165
第5節	遺言の効力	165
第6節	遺贈	165
第7節	遺言の執行	165
第4章	遺留分	165
第1節	総則	165
第2節	遺留分減殺の方法	165
第3節	減殺請求権の消滅	165
第5章	相続の承認及び放棄	165
第1節	総則	165
第2節	承認	165
第3節	放棄	165
第6章	相続財産の管理及び分割	165
第1節	相続財産の管理	165
第2節	遺産分割	165
第3節	債権者間の調整	165
第4節	限定承認があった場合の清算等	165
第7章	相続人の不存在	165
第8章	相続回復請求	165

* 優先8分野に含まれるのは、

- ・第2編人
- ・第3編物権の第1章総則及び第2章所有権
- ・第4編債権
- ・第5編各種契約・不法行為等の第1章売買及び第16章不法行為
- ・第6編債務担保の第5章第7節根抵当及び第6章譲渡担保を除く部分

である。

なお、非優先分野については、今後章の構成等変更される可能性があるので注意されたい。

第1編 総則

第2編 人

第1章 自然人

第1節 権利能力

第1-1-1条 (権利能力平等の原則)

すべての自然人は権利・義務の主体となりうる資格を有する。

第1-1-2条 (外国人の権利取得の制限)

外国人は、法律・条約に別段の定めがある場合には、一定の権利を取得または保持することができない。

第1-1-3条 (権利能力の始期・終期)

自然人は出生により権利能力を得、死亡により権利能力を失う。

第1-1-4条 (胎児)

(1) 不法行為時に懐胎されていた子は、後に出生した場合には、胎児の間に発生した不法行為による損害につき賠償を請求することができる。

(2) 相続開始の時に懐胎されていた子は、後に出生した場合には、相続をすることができる。

(3) 遺言者の死亡の時に懐胎されていた子は、後に出生した場合には、遺言の効果を受けることができる。

第2節 人格権

第1-2-1条 (人格権の意義)

人格権とは、生命・身体・健康・自由・氏名・名誉・プライバシーその他の人格的利益を内容とする権利をいう。

第1-2-2条 (差し止め請求権)

人格権を違法に侵害されるおそれがあるとき、またはすでに生じた侵害が違法に継続し若しくは繰り返されるおそれがあるときは、人格権を有する者は、その侵害の差し止めを請求することができる。

第1-2-3条 (侵害行為の結果の除去請求権)

人格権を違法に侵害された者は、侵害行為の結果が残存するために侵害状態が継続しているときは、それが可能であるかぎりにおいて、その侵害行為の結果の除去を請求することができる。

第1-2-4条 (損害賠償請求権)

第1-2-2条(差し止め請求権)および第1-2-3条(侵害行為の結果の除去請求権)の規

定は、人格的利益を侵害された者が、不法行為の規定に基づき損害賠償を請求することを妨げない。

第3節 意思能力

第1-3-1条 (意思能力の欠如)

当事者が自己の行為の法的な結果を認識し判断することのできない状態でした行為は取り消すことができる。

第1-3-2条 (行為の定義)

本第1章第3節(意思能力)、第4節(行為能力)及び第6節(不在者の財産管理および失踪宣告)の規定において行為とは、意思表示並びに契約及び単独行為をいう。

第4節 行為能力

第1-4-1条 (制限能力者の意義)

制限能力者とは、未成年者、成年被後見人、被保佐人をいう。

第1款 未成年者

第1-4-2条 (未成年者の意義)

未成年者とは満18年未満の者をいう。

第1-4-3条 (行為の取消権)

未成年者が親権者または後見人の同意を得ずにした行為は取り消すことができる。ただし、単に権利を得、義務を免れる行為や日常生活上の行為はこのかぎりでない。

第1-4-4条 (親権者又は後見人が処分を許した財産の処分)

未成年者は、親権者又は後見人が目的を定めて処分を許した財産をその目的の範囲内で処分することができる。また、親権者又は後見人が目的を定めずに処分を許した財産を処分することもできる。

第1-4-5条 (営業を許された未成年者)

(1) 親権者又は後見人により一種または数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては成年者と同一の行為能力を有する。

(2) 第1項の場合において、未成年者がその営業を行うことができないことが判明したときは、親権者又は後見人は、その営業の許可を取り消し、または制限することができる。

第1-4-6条 (親権解放の要件)

(1) 16歳に達した未成年者が独立自活している場合、裁判所は未成年者の申し立てにより、それがその未成年者の利益に適うと判断するときは、

親権からの解放を宣告することができる。この場合、裁判所は親権者に意見を聞かなければならない。

(2) 婚姻した未成年者は、裁判所の宣告なしに、親権から解放される。

(3) 第2項の場合においては、当事者が後に離婚しても、親権解放の効果は消滅しない。

第1-4-7条（親権解放の効果）

親権から解放された未成年者は、成年者と同様の行為能力を有する。

第1-4-8条（未成年者の労働契約）

(1) 親権者または後見人は、第〇-〇-〇条（親権者の代理権）または第〇-〇-〇条（後見人の代理権）の規定にかかわらず、未成年者に代わって労働契約を締結することができない。

(2) 第1項に反する契約は、未成年者本人に対して効力を生じない。ただし、未成年者本人がこれを追認した場合は、このかぎりでない。

(3) 親権者もしくは後見人または行政官庁は、労働契約が未成年者にとって不利であると認める場合においては、将来に向かってこれを解除することができる。

第2款 成年被後見人

第1-4-9条（後見開始の宣告）

精神上の障害により自己の行為の法的な結果を認識し判断する能力を欠く常況にある者については、裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、本人の住所地の属するコミュニティの長、または検察官の申立てにより後見開始の宣告をすることができる。

第1-4-10条（成年被後見人の意義と後見人の選任）

後見開始の宣告を受けた者を成年被後見人とい後見人の下に置かれる。

第1-4-11条（行為の取消権）

成年被後見人の行為は取り消すことができる。ただし、日常生活上の行為はこの限りでない。

第1-4-12条（後見開始の宣告の取消）

第1-4-9条（後見開始の宣告）に定めた原因が止んだときは、裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、本人の住所地の属するコミュニティの長、または検察官の申立てにより後見開始の宣告を取り消さなければならない。

第3款 被保佐人

第1-4-13条（保佐開始の宣告）

精神上の障害により自己の行為の法的な結果を認識し判断する能力が著しく不十分な者については、裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、本人の住所地の属するコミュニティの長、または検察官の申立てにより保佐開始の宣告をすることができる。

第1-4-14条（被保佐人の意義と保佐人の選任）

保佐開始の宣告を受けた者を被保佐人とい保佐人の下に置かれる。

第1-4-15条（行為の取消権）

被保佐人が保佐人の同意を得ないでした以下の行為は取り消すことができる。ただし、日常生活上の行為は、このかぎりでない。

- 1 元本を受領またはこれを利用すること
- 2 借財または保証をすること
- 3 不動産その他の重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること
- 4 訴訟行為をすること
- 5 贈与をし、または和解もしくは仲裁契約を結ぶこと
- 6 相続の承認若しくは放棄または遺産の分割をすること
- 7 贈与若しくは遺贈を拒絶しまたは負担付の贈与若しくは遺贈を受諾すること
- 8 新築、改築、増築または大修繕をすること
- 9 土地につき3年、建物につき2年、動産につき6ヶ月を超える期間の賃貸借契約を結ぶこと
- 10 裁判所が、第1-4-13条（保佐開始の宣告）に掲げた者または保佐人もしくは保佐監督人の申立てにより、保佐人の同意を要する旨を特に宣告した行為

第1-4-16条（保佐開始の宣告の取消）

第1-4-13条（保佐開始の宣告）に定めた原因が止んだときは、裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、本人の住所地の属するコミュニティの長、または検察官の申立てにより後見開始の宣告を取り消さなければならない。

第4款 制限能力者の相手方の保護

第1-4-17条（催告権）

(1) 制限能力者の相手方はその制限能力者が能力者となった後一箇月以上の期間内にその取り消し得る行為を追認するか否かを確答せよと催告することができる。もし、能力者となったその制限能力者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。

(2) 制限能力者がまだ能力者になっていないときにその親権者、後見人または保佐人にその権限内の行為につき第1項の催告をしたが、その期間内に確答を発しなかったときも、同様とする。

(3) 被保佐人に対しては第1項の期間内に保佐人の追認を得るべき旨を催告することができる。その期間内に追認を得た旨の通知を発しなかったときは、その行為を取消したものとみなす。

第1-4-18条 (制限能力者の詐術)

制限能力者が能力者であると信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取消することができない。

第5節 住所

第1-5-1条 (住所の意義)

各人の生活の本拠をもって住所とする。

第1-5-2条 (居所)

生活の本拠不明の場合は、居所をもって住所とみなす。

第1-5-3条 (カンボディアに住所を有しない場合)

カンボディアに住所を有しない者は、カンボディア人であると外国人であるとを問わず、カンボディアにおける居所をもってその住所とみなす。ただし、準拠法を住所地法とする場合はこのかぎりでない。

第6節 不在者の財産管理および失踪宣告

第1款 不在者の財産管理

第1-6-1条 (裁判所による財産管理人の選任)

従来の住所または居所を去って容易に帰来する見込みのない者が、その財産の管理人を置かなかったときは、裁判所は利害関係人、本人の住所地の属するコミュニティの長または検察官の申立てにより、財産管理人の選任その他その財産の管理につき必要な処分を命ずることができる。本人の不在中管理人の権限が消滅したときも同様とする。

第1-6-2条 (財産管理命令の取消)

第1-6-1条 (裁判所による財産管理人の選任) の場合において、不在者本人が後日に至り管理人を置いたときは、裁判所は管理人、利害関係人、本人の住所地の属するコミュニティの長または検察官の申立てによりその命令を取消することができる。

第1-6-3条 (管理人の改任)

不在者が管理人を置いた場合において、不在者

の生死不明のときは、裁判所は利害関係人、本人の住所地の属するコミュニティの長または検察官の申立てにより管理人を改任することができる。

第1-6-4条 (財産管理人の権限)

(1) 選任された管理人は第4編第2-4-3条 (代理権の範囲) 第2項の定める行為を行う権限を有する。これ以外の行為を必要とするときは、裁判所の許可を得て行うことができる。

(2) 不在者の生死不明の場合において、その管理人が不在者の定めていた権限を越える行為を必要とするときも、裁判所の許可を得て行うことができる。

第2款 失踪宣告

第1-6-5条 (失踪宣告の要件)

(1) 不在者の生死が5年間不明のときは、裁判所は配偶者、推定相続人、受遺者、保険金受取人、親権者、後見人、父母その他失踪宣告がされることにつき法律上重要な利害関係を有する者の申立てにより、失踪の宣告をすることができる。

(2) 戦地に臨んだ者、沈没した船舶中に在った者、その他死亡の原因となりうる危難に遭遇した者の生死が、戦争の止んだ後、船舶の沈没した後、またはその他の危難の去った後、1年間不明のときも、第1項と同様とする。

第1-6-6条 (公示催告)

失踪を宣告するには、公示催告の手続きを経なければならない。

第1-6-7条 (失踪宣告の効果)

第1-6-5条 (失踪宣告の要件) 第1項の規定により失踪宣告がされたときは同規定の期間満了時から、同第2項の規定により失踪宣告がされたときは危難の去った時から、失踪者は、従来の住所または居所を中心とする、これらの時点までの法律関係につき、死亡したものとみなして扱われる。

第1-6-8条 (失踪者帰還時の処理)

(1) 失踪者の生存することまたは第1-6-7条 (失踪宣告の効果) 第1項所定の時と異なる時に死亡したことの証明があるときは、裁判所は本人または利害関係人の申立てにより失踪の宣告を取消さなければならない。

(2) 失踪宣告の効果により失踪者から直接財産を得た者はその取消により権利を失う。ただし、失踪宣告が事実と反していることを財産取得当時知らなかった取得者は、現に利益を受ける限度でのみその財産を返還する義務を負う。

(3) 失踪の宣告後その取消前に失踪宣告を信頼して行った行為は、失踪宣告の取消によりその効

力を左右されない。

(4) 失踪宣告を受けた者の配偶者が再婚した後、その失踪宣告が取消された場合には、前婚は、再婚の成立により解消する。

第7節 同時死亡の推定

第1-7-1条（同時死亡の推定）

死亡した数人中その一人が他の者の死亡後なお生存したことが明らかでないときは、これらの者は同時に死亡したものと推定する。

第2章 法人

第1節 総則

第1款 定義、種類および設立の原則

第2-1-1条（法人の定義、種類および設立の原則）

(1) この法律において、社員を構成員とする団体に独立した権利義務の主体としての地位が与えられたものを社団法人といい、拠出財産に独立した権利義務の主体としての地位が与えられたものを財団法人という。

(2) この法律において、営利を目的としない法人を非営利法人といい、営利を目的とする法人を営利法人という。なお、非営利法人の内、とくに公益を目的とするものを公益法人という。

(3) この法律において、社員がその拠出した財産の限度で法人の債務について責任を負う社団法人を有限責任社団法人といい、社員がその一般財産をもって法人の債務について責任を負う社団法人を無限責任社団法人という。

(4) 法人は、他の社団法人の無限責任を負う社員となることはできない。

(5) 非営利法人は、この法律またはその他の法令によって設立することができる。

(6) 営利法人は、別に定める法律に従って設立することができる。

第2款 非営利法人の名称

第2-1-2条（非営利法人の名称）

(1) 社団法人または財団法人でないものが、その名称において、社団法人または財団法人という語を使用することはできない。

(2) 有限責任社団法人は、その名称の中に、有限責任社団法人であることを、また、無限責任社団法人は、無限責任社団法人であることを示す表示をしなければならない。

第2-1-3条（外国法人）

(1) この法律において、外国の法律に準拠して

設立された法人を外国法人という。

(2) 外国法人は、国、国の行政区画および商事会社を除くほか、法人として認められない。ただし、カンボディアの法律または条約によって許されたものは、法人として認められる。

(3) 第2項で法人として認められた外国法人は、同種のカンボディアの法律に準拠して設立された法人と同様の私法上の権利を有する。ただし、外国人が享有できない権利または法律もしくは条約によって特別の規定のある場合は、その限りではない。

第3款 設立登記

第2-1-4条（法人の設立登記および成立時期）

(1) 法人は、その主たる事務所の所在地において登記をすることによって成立する。

(2) 法人は、設立時に従たる事務所を置くときは、その所在地において、第1項の登記の日より1週間以内に登記をしなければならない。

第2-1-5条（登記事項）

(1) 法人の登記においては、以下の各号に定める事項を登記しなければならない。

- 1 目的
- 2 名称
- 3 主たる事務所および従たる事務所
- 4 定款に解散事由を定めた場合は、その事由
- 5 理事および監事の氏名または名称および住所。ただし、無限責任社団法人にあっては、社員の氏名および住所
- 6 理事であって法人を代表しない者がいるときには、法人を代表すべき理事の氏名
- 7 数人の理事が共同して法人を代表すべきことを定めた場合には、その定め

(2) 第1項に掲げた事項の中で変更が生じた場合には、主たる事務所の所在地においては2週間、その他の事務所の所在地においては3週間以内に、その登記をしなければならない。登記を行わない間は、変更を第三者に対抗することができない。

(3) 理事、監事、清算人もしくは社員であって登記された者の職務の執行を停止しもしくはこれを代行する者を選任する仮処分またはその仮処分の変更もしくは取り消しがあったときは、主たる事務所およびその他の事務所の所在地において、その登記をしなければならない。この場合においては、第2項第2文を準用する。

第4款 法人の住所

第2-1-6条（法人の住所）

法人の住所は、その主たる事務所の所在地にある。

第2-1-7条（事務所移転の登記）

(1) 法人が主たる事務所を移転したときは、2週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第2-1-5条（登記事項）に定めた事項を登記しなければならない。その他の事務所を移転したときは、旧所在地においては3週間以内に移転の登記をし、新所在地においては4週間以内に第2-1-5条（登記事項）に定めた事項を登記しなければならない。

(2) 第1項にかかわらず、同じ登記所の管轄区域内で事務所を移転した場合には、その移転のみの登記をすればよい。

第2-1-8条（新設事務所の登記）

(1) 法人が新たに事務所を設置した場合には、当該事務所の所在地において、2週間以内に、第2-1-5条（登記事項）に定める事項を登記しなければならない。

(2) 第1項の場合、主たる事務所およびその他の事務所の所在地においては、新たに事務所を設置してから3週間以内に、新たな事務所を設けたことを登記しなければならない。

第5款 外国法人の登記

第2-1-9条（外国法人の登記）

(1) 外国法人がカンボディア国内に事務所を置く場合には、第2-1-5条（登記事項）、第2-1-7条（事務所移転の登記）および第2-1-8条（新設事務所の登記）の規定が適用される。

(2) 外国法人が初めてカンボディア国内に事務所を置く場合には、その事務所の所在地で登記をするまでは、他人はその法人格を否定することができる。

第6款 法人の管理・運営

第2-1-10条（財産目録および社員名簿）

(1) 法人は、設立の時および事業年度初めの3ヶ月内に、財産目録を作り、常にこれを事務所に備え置かなければならない。

(2) 社団法人は、社員名簿を作成し、事務所に備え置き、および、社員の変更がある場合にはその度にそれを訂正しなければならない。

第2-1-11条（理事の定数ならびにその選任・解任および任務）

(1) 法人は、法人の業務を執行する機関として、理事を置かなければならない。ただし、無限責任社団法人にあっては理事を置かない。

(2) 理事は、単数でも複数でもよい。ただし、財団法人にあっては、3名以上の理事を置かなければならない。

(3) 理事が複数ある場合には、定款において別

段の定めがない限り、法人の事務はその過半数をもって決定する。

(4) 理事は、定款または社員総会によって選任される。

(5) 理事は、社団法人においては社員総会の議決により解任することができる。

第2-1-12条（理事の義務）

(1) 理事は、法令および定款の趣旨を遵守し、法人の事務を忠実に処理する義務を負う。

(2) 第1項の他、理事と法人との関係は委任に関する規定に従う。

第2-1-13条（理事の代表権）

(1) 理事は、法人を代表する。ただし、定款の趣旨に違反することはできない。

(2) 複数の理事がある場合には、それぞれが代表権を有する。ただし、定款または寄付行為によって別段の定めをすることができる。

(3) 社団法人にあっては、理事は、社員総会の決議に従わなければならない。

第2-1-14条（代表権の制限）

理事その他法人の代表者の代表権に加えられた制限は、善意の第三者に対抗できない。

第2-1-15条（仮理事）

理事が欠けた場合において、法人の事務に遅滞が生じて損害が生じるおそれがあるときには、裁判所は、利害関係人または検察官の申立によって、仮理事を選任することができる。

第2-1-16条（特別代理人）

法人の利益と理事の利益とが相反する事項については、理事は代表権を有しない。この場合には、第2-1-15条（仮理事）に定めるのと同様の手続で、特別代理人を選任しなければならない。

第2-1-17条（監事）

(1) 法人は、1人または複数の監事を置かなければならない。ただし、無限責任社団法人にあっては、監事を置かないことができる。

(2) 監事は、定款の定めるところにより、または社員総会もしくは理事会の決議によって選任する。

(3) 理事または法人の被用者は監事となることができない。

(4) 監査法人は、監事となることができる。

第2-1-18条（監事の職務等）

(1) 監事は、法人の業務を監査する。

(2) 監事は、理事および法人の被用者に対して事業の遂行の状況について報告を求め、または、法人の業務および財産の状況について調査するこ

とができる。

(3) 監事は、理事が社員総会または理事会に提出しようとする議案および書類を調査しなければならない。この場合において、法令もしくは定款もしくは寄付行為に違反し、または、著しく不当な事項があると認めるときは、社員総会または理事会において報告しなければならない。

(4) 監事は、社員総会または理事会において、監事の選任もしくは解任または監事の報酬について意見を述べるができる。

(5) 監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、または、そのおそれがあると認めるときは、社員総会または理事会において、その旨を報告しなければならない。この場合、当該報告をするために必要があるときは、社員総会または理事会を招集することができる。また、財団法人の監事は、前記報告を監督官庁に対して遅くとも理事会に対するのと同時に行わなければならない。

(6) 社員は、理事が第5項に定める行為をし、または、そのおそれがある場合において、当該行為によって法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対して、当該行為を止めるよう請求することができる。

(7) 法人が理事に対して、または、理事が法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えに関しては、監事が法人を代表する。

第7款 解散および清算

第2-1-19条(解散事由)

(1) 法人は、以下の事由によって解散する。

- 1 定款によって定めた解散事由の発生
- 2 法人の目的である事業の終了又はその不能
- 3 破産
- 4 解散を命じる判決

(2) 社団法人は、第1項に定める事由の他、以下の事由によって解散する。

1 有限責任社団法人における社員総会の決議または無限責任社団法人における総社員の同意

2 社員が一人となったとき

(3) 第2項1号の有限責任社団法人における解散決議は、総社員の過半数の賛成かつ総社員の議決権の4分の3以上の賛成がなければならない。

第2-1-20条(解散を求める訴え)

(1) 有限責任社団法人においては、総社員の10分の1以上の議決権を有する社員は、無限責任社団法人においては、各社員は、そして、財団法人においては理事または監督官庁は、法人の解散を求める訴えを提起することができる。

(2) 第1項の場合において、裁判所は、次の各号に掲げる事情があり、かつ、やむを得ない事由があるときに限り、法人の解散を命じることが

できる。

1 当該法人がその事業の遂行において著しく困難な状況にいたり、当該法人に回復することができない損害が生じ、または、生じるおそれがあるとき。

2 当該法人に属する財産の管理または処分が著しく失当で、当該法人の存立を危うくするとき。

(3) 第1項および第2項の規定に関わらず、裁判所は、以下の各号に定める事由が認められる場合において、公益を維持するため法人の存立を許すことができないと判断するときは、司法大臣または社員、債権者その他利害関係人の申立により、法人の解散を命じることができる。

1 法人の設立が不法の目的をもってなされたとき

2 法人が正当な理由なく、その成立後1年以内に開業をせず、または、1年以上事業を休止したとき

3 法人の業務を執行する者が司法大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、法令もしくは定款に定める法人の権限を逸脱しもしくは濫用する行為または刑罰法令に違反する行為を継続または反覆したとき

(4) 第3項の申立がなされた場合においては、裁判所は、解散の命令前であっても、司法大臣もしくは社員、債権者その他の利害関係人の申立により、または、職権をもって、管理人の選任その他法人財産の保全に必要な処分をなすことができる。

第2-1-21条(清算すべき場合および清算法人)

法人が解散した場合には、第2-1-19条(解散事由)第1項第3号の場合を除き、第7款(解散および清算)の規定に従って清算をしなければならない。この場合、当該法人は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまで、存続するものとみなす。

第2-1-22条(残余財産の帰属)

(1) 債務を完済した解散後の法人に残存する財産の帰属は、定款の定めるところによる。

(2) 社団法人において、第1項の規定により残余財産の帰属が定まらないときには、その帰属は、有限責任社団法人においては社員総会の決議、そして、無限責任社団法人においては総社員の同意による。

(3) 第1項および第2項の規定により帰属が決まらない残余財産は国庫に帰属する。

第2-1-23条(清算人の就任)

(1) 法人が、第2-1-19条(解散事由)第1項第1号および第2号、ならびに、同条第2項第1号に定める事由によって解散した場合、次に掲げる者がその順序に従って清算人となる。

1 定款に定める者。
2 有限責任社団法人においては社員総会において、無限責任社団法人においては社員の過半数の意見によって選任された者。

3 有限責任社団法人および財団法人においては理事、無限責任社団法人においては社員。

(2) 第1項に規定する場合において、同項の規定において清算人となる者がいないときは、裁判所は、利害関係人の申立に基づいて清算人を選任する。

(3) 法人が、第2-1-19条(解散事由)第1項第4号および第2項第2号に定める事由によって解散した場合、裁判所は、利害関係人または司法大臣の申立によって、または、職権をもって、清算人を選任する。

第2-1-24条(清算人の解任)

(1) 裁判所は、重要な事由があるときは、利害関係人の申立により、清算人を解任することができる。

(2) 社団法人の清算人は、裁判所によって選任されたものを除いて、有限責任社団法人においては社員総会の決議によって、無限責任社団法人においては総社員の過半数の意見によって解任することができる。

第2-1-25条(清算人及び解散の登記)

清算人は、第2-1-19条(解散事由)第1項第3号に定める事由による解散の場合を除き、解散後主たる事務所の所在地においては2週間内、その他の事務所の所在地においては3週間内に、その氏名、住所および解散の原因、年月日の登記をしなければならない。

第2-1-26条(清算人の職務・権限)

(1) 清算人は、次の各号に定める職務を行う。

1 法人の現務の結了。

2 法人の債権の取り立ておよび法人の債務の弁済。

3 法人の残余財産の引き渡し。

(2) 清算人が数人あるときは、法人の業務は、その過半数の意見により決定したところに従う。

(3) 清算人には、第2-1-13条(理事の代表権)を準用する。ただし、裁判所が複数の清算人を選任するときは、それらの中のいずれかを代表または共同代表として選任することができる。

第2-1-27条(法人財産調査報告義務)

(1) 清算人は、就任後遅滞なく、法人財産の現況を調査し、財産目録および貸借対照表を作成し、裁判所に提出しなければならない。

(2) 有限責任社団法人においては、第1項の書類は、裁判所に提出する前に社員総会の承認を得なければならない。

(3) 無限責任社団法人においては、第1項の書類は、裁判所に提出する前に全社員の承認を得なければならない。

(4) 財団法人においては、第1項の書類は、裁判所に提出する前に監督官庁の承認を得なければならない。

第2-1-28条(債権者への公告)

(1) 清算人は、就任の日より2ヶ月以内に少なくとも3回、債権者に対して、2ヶ月間以上の一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告しなければならない。

(2) 第1項の公告には、債権者が期間内に申し出をしない場合には、清算より除斥されるべきことを付記しなければならない。

(3) 清算人は、自らが知っている債権者に対しては各別にその申し出を催告しなければならない。

(4) 清算人は、自らが知っている債権者を清算より除斥することはできない。

第2-1-29条(債権申し出期間内の弁済)

(1) 清算人は、第2-1-28条(債権者への公告)の届け出期間内においては、債権者に弁済してはならない。ただし、これによって、法人は履行遅滞の責任を負わない。

(2) 清算人は、第1項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、少額の債権および担保のある債権その他弁済しても他の債権者を害するおそれのない債権を弁済することができる。

第2-1-30条(除斥された債権者に対する弁済)

清算から除斥された債権者は、いまだ分配されていない残余財産に対してのみその弁済を請求することができる。

第2-1-31条(債権の弁済)

(1) 法人は、弁済期の到来していない債務であっても弁済することができる。

(2) 条件付き債権、存続期間の不確定な債権その他価額の不確定な債権については、法人は裁判所の選任した評価人の評価に従って弁済しなければならない。

第2-1-32条(残余財産の処分)

清算人は、法人の債務を弁済した後でなければ、第2-1-22条(残余財産の帰属)に従った法人財産の処分をすることはできない。ただし、争いのある債務については、清算人はその弁済に必要と認められる財産を留保して、残余の財産を処分することができる。

第2-1-33条(清算中の破産)

(1) 清算中に、法人の財産がその債務を完済するには不足していることが明らかになったときに

は、清算人は直ちに破産宣告の請求をして、その旨を官報に公告しなければならない。

(2) 清算人は、その事務を破産管財人に引き渡したときは、その任務を終了したものとす。

(3) 本条の場合において、すでに債権者に支払いまたは帰属権利者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、それを取り戻すことができる。

第2-1-34条(清算の終了)

(1) 清算事務が終了したときは、清算人は遅滞なく決算報告書を作成しなければならない。

(2) 有限責任社団法人においては、清算人は、第1項の決算報告書を社員総会に遅滞なく提出し、その承認を得なければならない。

(3) 無限責任社団法人においては、清算人は、第1項の決算報告書を各社員に遅滞なく提出し、その承認を得なければならない。ただし、清算人に不正ある場合を除いて、各社員が決算報告書の提出を受けてから1月以内に異議を述べないときは、それを承認したものとみなす。

(4) 財団法人においては、清算人は、第1項の決算報告書を監督官庁に遅滞なく提出し、その承認を得なければならない。

(5) 裁判所の選任による清算人は、第1項の決算報告書を裁判所に遅滞なく提出しなければならない。

第2-1-35条(清算結了の登記)

第2-1-34条(清算の終了)に定める手続きが完了したときは、清算人は、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、その他の事務所の所在地においては3週間以内に清算結了の登記をしなければならない。

第2-1-36条(書類の保存)

法人の帳簿ならびにその事業および清算に関する重要書類は、主たる事務所の所在地において清算結了の登記をした後、10年間保存しなければならない。その保存者は、清算人その他の利害関係人の申立により、裁判所が選任する。

第2節 社団法人

第1款 有限責任社団法人

第2-2-1条(設立および定款)

(1) 有限責任社団法人を設立するためには、社員になろうとする者が共同して定款を作成し、各自これに署名しなければならない。

(2) 第1項の定款には、つぎの各号に定める事項が記載されなければならない。

- 1 目的
- 2 名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 法人として確保すべき基本財産の総額およ

び資産に関する規定。なお、金銭以外の財産の抛ちがある場合には、抛ち者の氏名または名称、当該財産およびその価格も、また、設立後に譲り受けることを約した財産がある場合には、その価格および譲渡人の氏名もしくは名称、または、法人の負担すべき設立費用の額も記載されるべき事項となる。

5 事業年度

6 理事および監事その他役員に関する事項

7 社員の資格の得喪に関する規定

8 会計に関する事項

9 解散に関する事項

10 定款の変更に関する事項

11 公告の方法

(3) 定款は、公証人の認証を受けなければその効力を有しない。

(4) 定款は、主たる事務所および従たる事務所に備え置かなければならない。

第2-2-2条(基本財産の最低額)

有限責任法人は、〇〇リエル以上の基本財産を保有しなければならない。

第2-2-3条(理事および監事の選任)

(1) 設立中の有限責任社団法人が定款において理事または監事を定めなかったときは、法人の設立前に、社員総会において理事または監事を選任しなければならない。

(2) 第1項の社員総会は、各社員が招集することができる。

第2-2-4条(基本財産等の調査)

(1) 理事は、基本財産の充実を図るため、基本財産抛ち出者を募集し、その者に抛ち出額を割り当て、その抛ちを求めなければならない。

(2) 理事は、定款に第2-2-1条(設立および定款)第2項第4号第2文の記載がある場合には、遅滞なく、当該記載された事項を調査するため、検査者の選任を裁判所に請求しなければならない。

(3) 第2項の検査者は、調査の結果を裁判所に報告しなければならない。

(4) 裁判所は、調査の結果から、定款の記載が不当であると認めた場合には、その変更を決定しなければならない。この場合、当該決定を、社員、理事および金銭以外の財産の抛ちに関する事項に変更ある場合の金銭以外の財産の抛ち者に通知しなければならない。

(5) 第4項の通知を受けた金銭以外の財産の抛ち出者は、当該決定の確定後1週間以内に、金銭以外の財産の出資の意思表示を取り消すことができる。この場合、設立中の有限責任社団法人は定款を変更して設立手続きを続行することができる。

第2-2-5条（設立手続きの調査）

(1) 理事および監事は、基本財産の総額について拋出者が確定したかどうか、現物拋出財産の給付が完了したかどうかを調査しなければならない。

(2) 第1項の調査の結果、法令、定款に違反し、または、不当な事項があると認められる場合には、理事または監事は、社員に報告しなければならない。

第2-2-6条（登記事項および登記期間）

(1) 有限責任社団法人は、第2-1-5条（登記事項）の他、以下の各号に定める事項を登記しなければならない。

- 1 基本財産の総額
- 2 基本財産の拋出者の権利に関する規定
- 3 基本財産の返還の手続き
- 4 公告の方法

(2) 有限責任社団法人の設立登記は、第2-2-4条（基本財産等の調査）および第2-2-5条（設立手続きの調査）の手続きが終了した日より2週間以内に主たる事務所の所在地において行わなければならない。

(3) 従たる事務所の所在地においては、第2項の登記をした日より2週間以内に登記しなければならない。

第2-2-7条（基本財産の拋出に関する担保責任）

(1) 有限責任社団法人の成立時に、基本財産の総額のうち拋出者が確定していない部分があるときは、当該法人の成立当時の理事および社員は、共同して、当該部分についての拋出者になったものとみなす。当該法人の成立後に基本財産の拋出者の基本財産拋出に係る意思表示が取り消されたときも、同様とする。

(2) 有限責任社団法人の成立時に、基本財産の払い込みまたは現物拋出財産の給付がなされていないものがあるときは、当該法人の成立当時の理事および社員は、連帯して、当該払い込みがなされていない額または当該給付がなされていない現物拋出財産の価額を弁済する責任を負う。

(3) 有限責任法人の成立時に、第2-2-1条（設立および定款）第2項第4号第2文に定める財産の価額が定款に記載された価格に著しく不足するときは、当該法人の成立時の理事および社員は、当該法人に対して、連帯して、当該不足額を弁済する責任がある。ただし、第2-2-4条（基本財産等の調査）により検査者の検査を経ている場合には、現物拋出者または当該財産の譲渡人でないかぎり、当該責任を免れる。

第2-2-8条（社員の権利義務）

(1) 社員は、法人の経費を支払う義務を負う。

(2) 社員は、社員総会において議決権を行使することができる。ただし、社員と法人との関係に

ついて議決する場合には、当該社員は議決権を行使することができない。

(3) 社員の議決権は1個とする。ただし、定款において拋出額を斟酌して別段の定めをすることができる。

(4) 社員総会に出席しない社員は、書面をもって表決をし、または代理人によって表決する。ただし、定款に別段の定めがある場合には、それに従う。

第2-2-9条（社員資格の喪失）

(1) 社員は、いつでも退社することができる。ただし、定款において、退社しようとする時より一定の期間前までに法人に対して退社の予告をすることが求められている場合は、やむをえない事情がある場合を除き、退社しようとする社員はその予告をしなければならない。

(2) 第1項但し書きの期間は、1年を超えることはできない。

(3) 第1項の場合のほか、社員は次の事由によって社員資格を喪失する。

- 1 定款に定めた事由の発生。
- 2 総社員の同意。
- 3 死亡または解散
- 4 除名

第2-2-10条（除名）

(1) 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合において、法人は、当該社員総会の日から1週間前までに当該社員に対してその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(2) 第1項の決議をするには、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の賛成が得られなければならない。

(3) 除名は、除名した社員にその旨を通知しなければ、その効力を生じない。

第2-2-11条（定時総会）

理事は、少なくとも毎年1回、社員の定時の総会を開かなければならない。

第2-2-12条（臨時総会）

(1) 理事は、必要があると認める場合は、いつでも臨時の社員総会を招集することができる。

(2) 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員が会議の目的事項を示して総会の開催を請求した場合には、理事は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、その定数について定款で別の定めがある場合には、それに従う。

(3) 第2項の請求がなされたにもかかわらず、理事が総会を遅滞なく招集することを怠る場合には、当該請求をした社員は、裁判所の許可を得て、

総会を招集することができる。

第2-2-13条（総会の招集）

(1) 社員総会を招集するには、当該社員総会の日から1週間前までに各社員に対してその通知を発しなければならない。ただし、定款によってこの期間を短縮することができる。

(2) 社員総会は、総社員の同意がある場合には、招集の手続きを経ないで開くことができる。

第2-2-14条（総会の権限）

(1) 社員総会は、この法律または定款で定める事項に限り、決議を行うことができる。

(2) 理事および監事は社員総会において社員が求めた事項について説明をしなければならない。ただし、その事項が会議の目的である事項に関係しないとき、説明をすることによって社員共同の利益を著しく害するとき、説明をすることについて調査を必要とするときその他正当な事由があるときは説明をしなくともよい。

(3) 第2項の場合、社員が会議の日より相当の期間前に書面によって社員総会において説明すべき事項を通知したときは、理事および監事は調査を要することを理由として説明を拒むことはできない。

第2-2-15条（総会の決議事項）

社員総会においては、第2-2-13条（総会の招集）によってあらかじめ通知をした事項についてのみ決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第2-2-16条（定款の変更）

(1) 有限責任社団法人の定款は、総社員の議決権の4分の3以上の賛成がある場合に限って、変更することができる。ただし、定款において、別段の定めがある場合には、それに従う。

(2) 定款の変更は、公証人の認証を受けなければその効力を生じない。

第2-2-17条（計算書類の作成および承認）

(1) 理事は、毎事業年度、次の各号に定める書類およびこれらの書類の記載を補足する重要な事実を記載した付属明細書を作成しなければならない。

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 3 事業報告書
- 4 剰余金の処分または損失の処理に関する議案

(2) 理事は、第1項各号に掲げる書類を定時の社員総会に提出し、同項3号に掲げる書類についてはその内容を報告し、同項1号、2号および4号に掲げる書類についてはその承認を得なければ

ならない。

第2-2-18条（計算書類の監査）

(1) 理事は、第2-2-17条（計算書類の作成および承認）第1項の各号に掲げる書類について監事の監査を受けなければならない。

(2) 第1項の監査は、定時の社員総会前に行われなければならない。

(3) 理事は、監事の監査開始の5週間前には第2-2-17条（計算書類の作成および承認）第1項各号の定める書類を、3週間前には付属明細書を、監事に提出しなければならない。

(4) 監事は、付属明細書を除く第3項の書類を受領した日から4週間以内に監査報告書を理事に提出しなければならない。

第2-2-19条（計算書類等の公示）

(1) 有限責任社団法人は、監査報告書が理事に提出された時から、第2-2-17条（計算書類の作成および承認）第1項各号に掲げる書類および監査報告書を主たる事務所においては5年間、従たる事務所においてはその写しを3年間備え置かなければならない。

(2) 社員および法人の債権者は、当該法人の営業時間内において、当該法人に対して、第1項に定める書類の閲覧または謄本もしくは抄本の交付を請求することができる。ただし、謄本または抄本を請求する場合には、当該法人が定めた費用を支払わなければならない。

第2款 無限責任社団法人

第2-2-20条（設立および定款）

(1) 無限責任社団法人を設立するには、社員となろうとする者が、共同して定款を作成し、各自これに署名しなければならない。

(2) 第1項の定款には、以下の各号の事項が記載されなければならない。

- 1 目的
- 2 名称
- 3 社員の氏名および住所
- 4 主たる事務所および従たる事務所の所在地

(3) 定款は、公証人の認証を得なければ効力を生じない。

(4) 定款は、主たる事務所および従たる事務所に備え置かなければならない。

第2-2-21条（登記事項および登記期間）

(1) 無限責任社団法人は、第2-1-5条（登記事項）の他、以下の各号に定める事項を主たる事務所の所在地において登記しなければならない。

- 1 法人を代表しない社員がいる場合においては、法人を代表する社員の氏名
- 2 数人の社員が法人を代表する定めがある場

合には、その定め

(2) 従たる事務所の所在地においては、第1項の登記の日より2週間以内に、第1項の各号に定める事項を登記しなければならない。

第2-2-22条（社員の責任等）

(1) 無限責任社団法人の財産をもってその債務を完済できないときは、社員は連帯してその弁済の責めを負う。

(2) 無限責任社団法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかったときも、第1項と同様とする。

(3) 第1項および第2項の規定は、社員が、無限責任社団法人に資力があり、かつ、強制執行が容易であることを証明した場合には適用されない。

(4) 社員は無限責任社団法人に属する抗弁をもってその法人の債権者に対抗することができる。

(5) 無限責任社団法人がその債権者に対して相殺権、取消権または解除権を有する場合には、社員はその債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

(6) 無限責任社団法人が成立した後に加入した社員は、その加入前に発生したその法人の債務についても責任を負う。

(7) 退社をした社員は、その法人の主たる事務所の所在地において退社の登記をする以前に生じたその法人の債務について責任を負う。

(8) 第7項の責任は、第7項の登記がなされた後2年以内に請求または請求の予告をしない法人の債権者に対しては登記後2年を経過したとき消滅する。

(9) 社員は、定款の定めるところに従い、法人の経費を負担しなければならない。

第2-2-23条（社員資格の喪失）

(1) 社員は、定款の定めがある場合を除き、いつでも退社することができる。

(2) 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、社員はいつでも退社できる。

(3) 第1項および第2項の場合の他、社員は以下に掲げる事由によって社員資格を喪失する。

- 1 定款に定めた事由の発生
- 2 総社員の同意
- 3 除名
- 4 死亡
- 5 破産
- 6 後見開始の宣告を受けたこと

第2-2-24条（除名）

社員の除名は、正当な事由があるときに限り、他の社員の一致によってすることができる。ただし、除名した社員にその旨を通知しなければ、その効力を生じない。

第2-2-25条（業務の執行）

(1) 社員は、無限責任社団法人の業務を執行する。

(2) 無限責任社団法人の業務は、定款に別段の定めがない限り、社員の過半数の意見により決定したところに従う。

(3) 定款によって無限責任社団法人の業務を行うべき社員を定めた場合においては、当該社員が当該無限責任社団法人の業務を執行する。

(4) 第3項の社員が複数あるときは、定款に別段の定めのある場合を除いて、無限責任社団法人の業務は当該社員の過半数の意見により決定したところに従う。

(5) 第2項および第4項の規定にかかわらず、無限責任社団法人の常務は、各社員が行うことができる。なお、第3項に規定する場合には、同項に規定する社員に限ってその常務を行うことができる。ただし、その終了前に他の社員が異議を述べたときは、この限りではない。

第2-2-26条（法人の代表）

(1) 社員は無限責任社団法人を代表する。ただし、第2-2-25条（業務の執行）第3項に規定する場合においては、同項に規定する社員のみが無限責任社団法人を代表する。

(2) 第1項の規定により、無限責任社団法人を代表する社員が数人あるときは、当該社員は各自当該無限責任社団法人を代表する。ただし、定款または総社員の同意によって、当該社員の中から特に当該無限責任社団法人を代表すべき者を定めることができる。

(3) 無限責任社団法人を代表する社員は、理事に関する規定に従う。

第2-2-27条（報告および調査）

(1) 社員は、他の社員に対して事業の遂行の状況について報告を求め、または無限責任社団法人の業務および財産の状況を調査することができる。ただし、第2-2-25条（業務の執行）第3項に規定する場合においては、同項に規定する社員に対してのみその報告を求めることができる。

(2) 社員は、他の社員が法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、または、そのおそれがある場合において、当該行為によって法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該社員に対して当該行為を止めるよう請求することができる。

(3) 監事が置かれている場合には、第1項および第2項に定める事項は、監事によって行われる。

第2-2-28条（定款の変更）

(1) 定款の変更には、総社員の同意がなければならない。

(2) 第1項の規定にかかわらず、定款において、

総社員のうちの一定割合以上の者の同意によって定款を変更することができる場合においては、それに従う。

(3) 変更された定款は、公証人の認証を得なければ効力を生じない。

第3節 財団法人

第2-3-1条（設立および定款）

(1) 財団法人は、公益を目的とする限りにおいて、定款を作成し、監督官庁の許可を得ることによって設立することができる。

(2) 第1項の定款には、つぎの各号に掲げられる事項が記載されなければならない。

- 1 目的
- 2 名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 基本財産の総額および資産に関する規定。
なお、筋骨因以外の財産の抛ちがある場合には、当該財産およびその価格が、設立後に譲り受けることを約した財産がある場合には、その価格および譲渡人の氏名もしくは名称、または、法人の負担すべき設立費用の額が記載されなければならない。
- 5 事業年度
- 6 理事および監事その他役員に関する事項
- 7 会計に関する事項
- 8 解散に関する事項
- 9 定款の変更に関する事項
- 10 公告の方法

(3) 定款は、公証人の認証を受けなければその効力を有しない。

(4) 定款は、主たる事務所および従たる事務所に備え置かなければならない。

第2-3-2条（基本財産の最低額）

財団法人は、〇〇リエル以上の基本財産を保有しなければならない。

第2-3-3条（定款の補完）

財団法人の設立者が、その名称、事務所または理事の任免の方法を定めずに死亡した場合、裁判所は利害関係人または検察官の申立によってそれらを定めることができる。

第2-3-4条（贈与および遺贈の規定の準用）

(1) 生前の処分によって財団法人設立のための財産の抛ちがなされる場合には、第5編第3章（贈与）の規定を準用する。

(2) 遺言によって財団法人設立のための財産の抛ちがなされる場合には、第8編第3章第6節（遺贈）の規定を準用する。

第2-3-5条（抛ち財産の帰属時期）

(1) 生前の処分行為によって財団法人設立のための財産の抛ちがなされた場合、抛ちされた財産は、第2-1-4条（法人の設立登記および成立時期）に定める登記がなされた時から法人の財産となる。

(2) 遺言によって財団法人設立のための財産の抛ちがなされた場合、抛ちされた財産は遺言が効果を生じた時から法人の財産となったものとみならず。

第2-3-6条（登記事項および登記期間）

(1) 財団法人は、第2-1-5条（登記事項）の他、以下の各号に定める事項を登記しなければならない。

- 1 基本財産の総額
- 2 公告の方法
- 3 監督官庁の許可が得られた日

(2) 財団法人の設立の登記は監督官庁の許可が得られた日より2週間以内に主たる事務所の所在地において行わなければならない。

(3) 従たる事務所の所在地においては、第2項の登記の日より2週間以内に登記しなければならない。

第2-3-7条（計算書類等の作成および承認）

(1) 理事は、毎事業年度、次の各号に定める書類およびこれらの書類の記載を補足する重要な事実を記載した付属明細書を作成しなければならない。

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 3 事業報告書
- 4 剰余金の処分または損失の処理に関する議案

(2) 理事は、第1項各号に掲げる書類を監督官庁に提出し、その承認を得なければならない。

第2-3-8条（計算書類の監査）

(1) 理事は、第2-3-7条（計算書類等の作成および承認）第1項の各号に掲げる書類について監事の監査を受けなければならない。

(2) 第1項の監査は、当該書類の監督官庁への提出前に受けなければならない。

(3) 理事は、監事の監査開始の5週間前には第2-3-7条（計算書類等の作成および承認）第1項各号の定める書類を、3週間前には付属明細書を、監事に提出しなければならない。

(4) 監事は、付属明細書を除く第3項の書類を受領した日から4週間以内に監査報告書を理事に提出しなければならない。

第2-3-9条（計算書類等の公示）

(1) 財団法人は、監査報告書が理事に提出され

た時から、第2-3-7条（計算書類等の作成および承認）第1項各号に掲げる書類および監査報告書を主たる事務所においては5年間、従たる事務所においてはその写しを3年間備え置かなければならない。

(2) 財団法人の債権者は、当該法人の営業時間内において、当該法人に対して、第1項に定める書類の閲覧または謄本もしくは抄本の交付を請求することができる。ただし、謄本または抄本を請求する場合には、当該法人が定めた費用を支払わなければならない。

第4節 罰則

第2-4-1条（理事等の特別背任罪）

(1) 有限責任社団法人もしくは財団法人の理事、監事、裁判所によって選任されたこれらの者の職務を代行する者または事業に関するある種類もしくは特定の事項の委任を受けた使用人が、自己もしくは第三者の利益を図りまたは当該法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該法人に財産上の損害を加えたときは、○年以下の懲役または○○リエル以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

(2) 有限責任社団法人もしくは財団法人の清算人または裁判所によって選任された清算人の職務を代行する者が、第1項に掲げる行為をし、当該法人に財産上の損害を加えたときも、同項と同様とする。

(3) 第1項および第2項の未遂は、これを罰する。

第2-4-2条（法人財産を危うくする罪）

第2-4-1条（理事等の特別背任罪）第1項に掲げる者または検査者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、○年以下の懲役または○○リエル以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

1 有限責任社団法人もしくは財団法人の設立または基本財産増加の場合において、基本財産の抛出者の確定もしくは基本財産の抛出に係る払い込みについて、または第2-2-1条（設立および定款）第2項第4号に掲げる事項もしくは基本財産増加の決議において定められた事項について、裁判所に対して虚偽の申述を行い、または事実を隠蔽したとき

2 法令または定款の定め違反して、基本財産を返還したとき

3 有限責任社団法人もしくは財団法人の目的の範囲外において、投機取引のために当該法人の財産を処分したとき

第2-4-3条（虚偽文書行使罪）

第2-4-1条（理事等の特別背任罪）第1項に掲げる者または基本財産の募集の委託を受けた

者、あるいは、それらの者が法人であるときは、その業務を執行する役員が、その基本財産の募集に当たり、重要な事項について虚偽の記載のある申込用紙または基本財産募集の公告その他基本財産の募集に関する文書を行使したときは、○年以下の懲役または○○リエル以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

第2-4-4条（預け合いの罪）

第2-4-1条（理事等の特別背任罪）第1項に掲げる者が、基本財産の抛出に係る払い込みを仮装するため、払込取扱機関から払込金を借り入れてそれを法人に払い込む形式をとるものの、実際は帳簿上の操作をするのみで、かつ、その借入金金の返済があるまで法人が払込金の返還の請求をしないことを約する預け合いを行ったときは、○年以下の懲役または○○リエル以下の罰金に処し、またはこれを併科する。預け合いに応じた者も同様とする。

第2-4-5条（理事等の汚職の罪）

(1) 第2-4-1条（理事等の特別背任罪）第1項もしくは第2項に掲げる者または検査者が、その職務に関して、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、またはその要求もしくは約束をしたときは、○年以下の懲役または○○リエル以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

(2) 第1項の利益を供与し、または申込みもしくは約束をした者も同様とする。

(3) 第1項の場合において、収受した財産上の利益は、没収する。その全部または一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第2-4-6条（理事等を過料に処す場合）

理事、監事、清算人、無限責任社団法人の社員、裁判所によって選任されたこれらの者の職務を代行する者または検査者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、○○リエル以下の過料に処する。なお、無限責任社団法人の社員に関しては、第2-2-26条（法人の代表）第3項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りではない。

1 この法律において定める登記をすることを怠ったとき

2 この法律において定める公告もしくは通知をすることを怠り、または不正の公告もしくは通知をしたとき

3 この法律に違反して、正当な理由がないにもかかわらず、書類の閲覧もしくは複写またはその謄本もしくは抄本の交付を拒んだとき

4 この法律に定める調査を拒み、妨げ、または忌避したとき

5 この法律が定める事項について、官庁また

は社員総会に対して、虚偽の申述をし、または事実を隠蔽したとき

6 第2-2-11条（定時総会）の規定に違反して、社員総会を招集しないとき

7 第2-2-14条（総会の権限）第2項および第3項に違反して、理事または監事が社員の求めた事項について説明をしなかったとき

8 この法律または定款に定めた理事または監事の員数を欠くこととなった場合において、その選任手続きをすることを怠ったとき

9 定款、社員名簿、議事録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、剰余金の処分もしくは損失の処理に関する議案、監査報告書、会計帳簿、付属明細書、財産目録、事務報告書または決算報告書に記載すべき事項を記載せず、または虚偽の記載をしたとき

10 第2-2-1条（設立および定款）第4項、第2-2-19条（計算書類等の公示）第1項、第2-2-20条（設立および定款）第4項、第2-3-1条（設立および定款）第4項または第2-3-9条（計算書類等の公示）第1項に違反して、書類を備え置かなかったとき

11 裁判所の選任した清算人に事務の引き渡しをしないとき

12 第2-1-33条（清算中の破産）の規定に違反して、破産宣告の請求を怠ったとき

13 第2-1-32条（残余財産の処分）の規定に違反して、法人の財産を処分したとき

14 清算の結了を遅延させる目的で、第2-1-28条（債権者への公告）第1項の期間を不当に定めたとき

15 第2-1-29条（債権申し出期間内の弁済）の規定に違反して、債務の弁済をしたとき

第2-4-7条（虚偽の名称を名乗る者に対する過料）

第2-1-2条（非営利法人の名称）の規定に違反した者は、〇〇リエル以下の過料に処する。

第3編 物権

第1章 総則

第1節 物

第1-1-1条（物の定義）

この法律では、物とは、気体、液体及び固体である有体物をいう。

第1-1-2条（動産と不動産）

(1) 物は、動産と不動産に分かれる。

(2) 不動産とは、土地及び建物、工作物、農作物、樹木など土地に固定されて移動できない物をいう。

(3) 動産とは、不動産以外の物をいう。

(4) 支配可能な無体財産については、特別法に規定のない限り、動産に関する規定を準用する。

第1-1-3条（物の構成部分）

物の構成部分が、物を破壊することなしに、又は性質を变じることなしに分離できないときは、これを独立の権利の対象とすることができない。

第1-1-4条（土地の構成部分：原則）

土地に定着し、又は一体となった物、特に土地上に建築され移動できない建物、工作物、あるいは、土地に播種された種子、植栽された農作物、生育する樹木は、土地から分離されない限り、土地の構成部分であり、別段の定めのない限り、これを独立の権利の対象とすることができない。

第1-1-5条（土地の構成部分：例外）

他人の土地に対する権利の行使として、権利者が土地の上に建築した建物、その他の工作物、及び生育させた樹木・植物等は、土地の構成部分とはならない。一時的な目的で土地に付着させた物も同様である。

第1-1-5-1条（他人の土地に対する権利の行使に基づき建築した建物等の帰属）

第1-1-5条（土地の構成部分：例外）において、権利者が土地の上に建築した建物、その他の工作物、及び生育させた樹木・植物等は、他人の土地に対する権利の構成部分とみなす。

第1-1-6条（建物の構成部分）

建物を組成する材料、及び建具、家具、看板、装飾品などが、建物を破壊することなしに、又は性質を变じることなしにこれを分離できないときは、建物の構成部分であり、これを独立の権利の対象とすることができない。

第1-1-7条（主物と従物）

(1) 主物の構成部分ではなく、継続的に主物の経済的目的に供するために主物の所有者が主物に付属させた物を従物という。

(2) 主物に関する権利の設定及び移転は、特約のない限り、従物に及ぶ。

第1-1-8条（元物と果実の定義）

(1) 物から生じる収益を果実という。果実の生じる物を元物という。

(2) 物の通常的使用方法にしたがって取得する産出物を天然果実という。

(3) 物の使用の対価として受け取る賃料などの金銭、その他の物を法定果実という。

第1-1-9条（果実の取得権）

(1) 天然果実は、元物から分離する時にこれを取得する権利を有する者の所有に帰する。

(2) 法定果実は、これを取得する権利の存続期間にしたがい日割により取得できる。

第1-1-10条（果実返還義務者の費用償還請求権）

果実を返還する義務を負う者は、果実の取得に要する通常の費用の償還を請求することができる。ただし、返還する果実の価格を超えることはできない。

第2節 物権

第1-2-1条（物権の定義）

物権とは、物を直接に支配する権利であり、その権利を全ての人に対して主張できるものをいう。

第1-2-2条（物権法定主義）

物権は、この法律、特別法により認められた種類及び内容に限り設定することができる。慣習法上認められた物権は、この法律及び特別法と抵触しない限り、本法のもとでも効力を有する。

第1-2-3条（物権の種類）

この法律が定める物権は、下記に掲げるものである。

- 1 所有権
- 2 占有権
- 3 用益物権
 - イ 永借権
 - ロ 用益権
 - ハ 使用権・居住権
 - ニ 地役権
- 4 担保物権
 - イ 留置権
 - ロ 先取特権
 - ハ 質権
 - ニ 抵当権
 - ホ 譲渡担保権

第3節 物権変動の原則

第1-3-1条（合意による物権変動）

物権の設定、移転及び変更は、当事者間の合意にしたがって効力を生じる。

第1-3-2条（物権変動の対抗要件）

(1) 不動産に関する物権の設定、移転及び変更は、占有権、留置権を除き、登記に関する法令の規定に従い登記をしなければ第三者に対抗することができない。

(2) 動産に関する物権の譲渡は、その動産の引

渡がなければ第三者に対抗することができない。

第1-3-3条（混同）

(1) 同一の物について所有権と他の物権が同一人に帰したときは、その物権は消滅する。但し、その物又はその物権が第三者の権利の目的であるときは、この限りではない。

(2) 所有権以外の物権及びこれを目的とする他の権利が同一人に帰したときは、その権利は消滅する。この場合においては、第1項但書の規定を準用する。

(3) 第1項及び第2項の規定は、占有権には適用しない。

第1-3-4条（登記の推定力）

(1) 不動産登記簿に権利を登記したときは、その権利は登記された者に属するものと推定する。

(2) 不動産登記簿から登記された権利が抹消されたときは、その権利は消滅したものと推定する。

第2章 所有権

第1節 所有権の内容と限界

第2-1-1条（所有権の定義）

所有権とは、法令の制限内で、所有者が自由に所有物の使用、収益及び処分をすることができる権利をいう。

第2-1-2条（土地の所有権の限界）

(1) 土地の所有権は、法令の制限内で、かつ、所有者にとって利益のある範囲内で、その土地の上下に及ぶ。

(2) 土地の所有者は、専ら他人を妨害し、生活妨害を与える目的で土地を使用することはできない。

第2-1-3条（生活妨害行為の差止）

(1) 土地の所有者は、他の土地より生じるガス、蒸気、臭気、煙、煤、熱、音響、振動等による生活妨害がその土地の通常の使用の範囲内であり、他の法令により禁止されていない場合には、自己の土地に影響を与える行為の中止を求めることはできない。

(2) 第1項の場合において、現に著しい被害を受けている土地の所有者は、生活妨害を与える者に対して相当の補償を請求することができる。土地の所有者が不法行為に基づき損害賠償請求をすることは妨げられない。

第2-1-4条（地中の文化財・鉱物の発掘）

(1) 土地の所有者は、地中より発見されたいかなる種類の彫像、レリーフ、遺物、その他の文化財に対しても所有権を主張できない。それらは国

有財産であり、発見した土地所有者は、文化・美術省に引き渡す義務を負う。

(2) 土地の所有者は、別の法律に定められた地中にある鉱物についても所有権を主張できない。それらは国有財産であり、別に定める法律により国が採掘する権利を認めた者がその鉱物を採掘し、取得する権利を有する。

第2-1-5条（越境竹木の切除権）

土地の所有者は、隣地から竹木の枝が延びて境界を越えたとき、または、隣地から竹木の根が延びて境界を越えたときは、その果実を収取し、また、それを切除することができる。

第2節 土地に関する相隣関係

第2-2-1条（隣地使用権）

土地の所有者は、境界又はその近くで塀あるいは建物を建設し、又はこれを修繕するために必要な範囲で隣地の使用を請求することができる。これにより隣人が損害を被ったときは、償金を支払わねばならない。

第2-2-2条（袋地通行権）

(1) 他人の土地に囲まれて公道へ通じない土地、及び公道への接続が不十分なため農業上又は産業上の利用が著しく阻害されている土地を袋地という。

(2) 袋地の所有者は、かかる通行による損害に応じた償金の支払と引換えに、隣地の通行を要求する権利を有する。

(3) 通行権は、原則的に袋地から公道に至るまで最短となる方向または経路に設けられなければならない。第1文の規定にかかわらず、通行権は、負担する土地の所有者にとって最小限の侵害をもたらす場所に設けられなければならない。

(4) 袋地の発生が、売買、交換、遺産分割又は他の契約による土地分割を原因とする場合には、通行権は、分割後に残った土地に対して要求できるとどまる。しかしながら、かかる状況において十分な通行が確保されない場合には、第2項及び第3項の規定を適用する。

第2-2-3条（自然水の承水義務）

(1) 低地の所有者は、高地から自然に流れる水を忍容する義務を負う。低地の所有者は、堤防、堰、障害物、又はかかる流水を妨げるあらゆる種類の工作物を設けてはならない。高地の所有者は低地の所有者の負担を増大させる一切の行為をしてはならない。

(2) 当事者に責任のない不可抗力の事変により低地で水流が阻害されたときは、高地の所有者は自費で水流を通す工事を行うことができる。

第2-2-4条（雨水等の利用権）

高地の所有者は、第2-2-3条（自然水の承水義務）第1項第3文の定めのもとに、土地に生じた泉水ならびに地上に降った雨水を利用し、排水する権利を有する。

第2-2-5条（流水の保全義務）

流水に接して位置する土地の所有者は、農業用の必要のために、水を隣地に向けて流下させる義務を負い、隣地の所有者は、さらに離れた土地に配慮して同様の義務に服する。

第2-2-6条（灌漑のための水路開設権）

土地の灌漑のために使用権を有する水を通水させようと望む土地の所有者は、水路の通過地の所有者に与える損害に対して償金を支払って、自己所有地と水源との間の土地を通して水路を設置し、維持することができる。

第2-2-7条（灌漑用水の排水権）

土地の所有者は、低地の所有者に償金を支払って、自己の土地を灌漑した水を低地を通して排水することができる。

第2-2-8条（水没地所有者の排水権）

全部又は一部が水没した土地の所有者は、衛生に関する法令の規定を遵守する限りで、自己の所有地から有害な水を排水することができる。

第2-2-9条（堰等の設置権と利用権）

(1) 自己の土地を灌漑するために河川の水を使用することを望む河岸の土地所有者は、対岸の所有者に償金を支払って、水を引くために必要な施設を対岸の土地に設置することができる。

(2) 自己の所有地に施設の設置を受忍した土地の所有者は、設置および維持に要する費用の半分を負担することを条件として、施設を設置した者に対して堰の共同使用を要求できる。この場合には、施設の設置者は第1項の償金の支払義務はなく、支払った償金の返還を請求することができる。

第2-2-10条（生活妨害行為）

穿掘、ボーリング、掘削を行なうことにより、又は危険な物、他人の迷惑となる物、不衛生な物を保管することにより隣地に生活妨害を与える可能性のある行為を自らの土地上で実施しようとする所有者は、厳守されるべき距離、又は実施されるべき行為を定める特別の規定に従わねばならない。

第2-2-11条（窓及びバルコニー等の目隠し設置義務）

隣地の境界線から2メートル未満の距離において、他人の宅地を眺望する窓、バルコニーあるいは

はそれに類する施設を設置する者は、目隠しをつけねばならない。

第2-2-12条（境界線付近の樹木）

土地の所有者は、隣地の境界線の2メートル以内に、高さが2メートルを超える木、灌木、低木を所有してはならない。これに違反した場合、隣地所有者の請求により、移植する義務を負う。

第3節 所有権に基づく物権的請求権

第2-3-1条（所有権に基づく物権的返還請求権）

所有者は、占有者に対して、物の返還を請求することができる。但し、占有者が所有者に対して占有する権原を有するときは、この限りでない。

第2-3-2条（占有者と果実）

(1) 善意の占有者は占有物より生じる果実を取得することができる。

(2) 善意の占有者が占有する権原に関する訴えに敗訴したときは、その訴えの提起の時より悪意の占有者とみなす。

(3) 占有者が所有者に物を返還する場合には、果実が発生した時に悪意の占有者は、取得した果実を返還し、過失より毀損又は取得を怠った果実の価格を賠償する義務を負う。

第2-3-3条（占有物の滅失・毀損に対する責任）

占有者が占有物の毀損、滅失、その他返還できないことにつき過失がある場合には、占有物の滅失、毀損、その他返還できない事由の発生時に悪意の占有者は全損害を賠償する義務を負い、善意の占有者は現に利益を受ける限度で損害を賠償する義務を負う。但し、所有の意思のない占有者は、善意の場合であっても、全損害を賠償する義務を負う。

第2-3-4条（占有者の費用償還請求権）

(1) 占有者が所有者に物を返還する場合には、物の管理、保存のために支出した必要費の償還を所有者に請求することができる。占有者が果実を取得した場合には、通常必要費は占有者が負担しなければならない。

(2) 占有者が占有する物の改良のための費用、その他の有益費を支出したときは、価格の増加が現存する限りにおいて、所有者の選択により占有者が支出した費用又は増価額を所有者は償還しなければならない。但し、悪意の占有者に対しては、裁判所は、所有者に対して償還のために相当の期間を付与することができる。

(3) 占有者が土地を所有者に返還する場合には、所有者は、善意の占有者の建築した建物、植栽し未だ収穫していない作物、伐採していない樹木に関し占有者が支出した費用又は現存する増価額を

償還しなければならない。第1項及び第2項の規定にかかわらず、悪意の占有者に対しては、所有者は、占有者が建築した建物、植栽し未だ収穫していない作物、伐採していない樹木を撤去させるか、自己の所有とするかの選択権を有する。土地所有者が撤去を選択した場合には、占有者は無償で建物、作物、樹木を撤去しなければならない。所有者が建物、作物、樹木を自己の所有とすることを選択した場合には、土地の付加価値を斟酌せず、取得する物の価格を含め、占有者の支出した費用又は増価額を償還しなければならない。この場合、裁判所は、所有者に対して償還のために相当の期間を付与することができる。

第2-3-5条（所有権に基づく物権的妨害排除請求権・妨害予防請求権）

(1) 所有権の行使が妨害された場合には、所有者は、妨害者に対して、妨害の排除を請求することができる。

(2) 所有権の行使が妨害される恐れが現実にある場合には、所有者は、妨害する可能性がある者に対して、妨害の予防を請求することができる。

第4節 所有権の取得

第1款 不動産所有権の取得

第2-4-1条（不動産所有権の取得）

不動産の所有権は、契約、相続、本第4節（所有権の取得）に定めるものの外、この法律及びその他の法律の規定により取得することができる。

第2-4-2条（無主の不動産）

無主の不動産は国家の所有に帰する。

第2-4-3条（不動産所有権の取得時効）

(1) 20年間所有の意思をもって平穩かつ公然に不動産を占有した者は、その不動産の所有権を取得する。

(2) 10年間所有の意思をもって平穩かつ公然に不動産を占有した者が、その占有の始めに善意かつ無過失のときは、その不動産の所有権を取得する。

第2-4-3-1条（取得時効の遡及効）

第2-4-3条（不動産所有権の取得時効）に定める所有権取得の効力は、その起算日に遡って生じる。起算日以降に生じた果実は、時効により所有権を取得する者に帰属する。

第2-4-3-2条（取得時効の援用）

(1) 裁判所は、当事者が取得時効を援用するのでなければ、取得時効によって裁判することができない。

(2) 取得時効は、時効により所有権を取得する

者、時効により所有権を取得する者から永借権、用益権、使用権および居住権、地役権、賃借権、抵当権、質権の設定を受けた者その他取得時効を援用するにつき法律上正当の利益を有する者のみが援用することができる。

(3) 時効により所有権を取得する者が取得時効を援用したときは、第三者もその取得時効の利益を受ける。時効により所有権を取得する者以外の援用権者が取得時効を援用したときは、その援用の効果は、取得時効を援用した者と本来の所有者との間においてのみ生じる。

第2-4-3-3条（取得時効の利益の放棄）

取得時効の利益をあらかじめ放棄することはできない。すでに完成した取得時効の利益は放棄することができる。

第2-4-3-4条（取得時効の利益の放棄の効果が及ぶ者の範囲）

取得時効の利益の放棄は本来の所有者と放棄した援用権者の間においてのみ効力を有する。

第2-4-3-5条（取得時効の中断事由）

取得時効は次に掲げる事由によって中断する。

- 1 所有の意思をもってする占有の喪失
- 2 裁判上の請求、又はこれに準ずる権利行使
- 3 執行行為又は保全処分行為
- 4 承認

第2-4-3-6条（取得時効の中断の効果が及ぶ者の範囲）

時効により所有権を取得する者に対して取得時効の中断が生ずれば、他の者もその中断の効果を否認することはできない。時効により所有権を取得する者以外の援用権者に対して取得時効の中断が生じたときは、その中断の効果は本来の所有者とその援用権者の間においてのみ生ずる。

第2-4-3-7条（所有の意思をもってする占有の喪失）

所有の意思をもって占有する者が自己の意思によらず占有を喪失し、かつ1年以内に又はこの期間内に提起した訴えにより占有を回復したときは、取得時効は中断しなかったものとみなす。

第2-4-3-8条（裁判上の請求）

裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、取得時効の中断の効力を生じさせない。

第2-4-3-9条（執行処分又は保全処分の取消し）

権利者の申立てにより又は法律上の要件の欠如により執行処分又は保全処分が取りも消されたときは、執行行為又は保全処分行為による取得時効

の中断は生じなかったのとみなす。

第2-4-3-10条（中断後の取得時効の進行）

(1) 中断した取得時効はその中断の事由が終了した時から新たに起算を開始する。

(2) 裁判上の請求によって中断した取得時効は裁判の確定した時から新たに起算を開始する。

第2-4-3-11条（請求による完成停止）

(1) 取得時効の期間満了前6ヶ月内において本来の所有者が請求したときは、請求の時から6ヶ月内は、請求の相手方に対して取得時効は完成しない。ただし、本来の所有者が再び請求をしても、再度の請求によっては、取得時効の完成を遅らせることはできない。

(2) 訴えの却下又は取下げにより裁判上の請求が中断の効力を生じさせなかった場合においても、訴状が相手方に送達された時点から訴えの却下又は取下げに至るまでは継続して請求していたものとみなす。この場合、訴えの却下又は取下げの後6ヶ月内は、この相手方に対して取得時効は完成しない。

(3) 本来の所有者が訴訟において被告としてその権利を主張したときには、その時点から訴訟係属中は継続して請求していたものとみなす。この場合、その訴訟の判決確定後6ヶ月内は、原告に対して取得時効は完成しない。

第2-4-3-12条（未成年者又は成年被後見人に対する取得時効の完成停止）

取得時効の期間満了前6ヶ月内において本来の所有者である未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その者が能力者となり又は法定代理人が就職した時から6ヶ月内は、この者に対して取得時効は完成しない。

第2-4-3-13条（未成年者又は成年被後見人と法定代理人との間の取得時効の完成停止）

未成年者又は成年被後見人の所有する不動産に対して法定代理人が取得時効により所有権を取得する場合には、その者が能力者となり又は後任の法定代理人が就職した時より6ヶ月間は取得時効は完成しない。

第2-4-3-14条（夫婦間の取得時効の完成停止）

夫婦の一方が所有する不動産に対して他方が取得時効により所有権を取得する場合には、婚姻解消の時より6ヶ月間は取得時効は完成しない。

第2-4-3-15条（天災事変による取得時効の完成停止）

取得時効の期間満了前6ヶ月内において本来の所有者が天災その他の不可抗力により取得時効を

中断することができないときは、その不可抗力の止んだ時より6ヶ月間は取得時効は完成しない。

第2-4-3-16条（不動産に関する権利の取得時効）

(1) 永借権、用益権、使用権および居住権、地役権、賃借権、質権などの不動産に関する権利を自己のためにする意思をもって平穩かつ公然に行使用する者は、第2-4-3条（不動産所有権の取得時効）の区別に従い20年又は10年の後にその権利を取得する。

(2) 第1項の権利の取得時効については、第2-4-3-1条（取得時効の遡及効）より第2-4-3-15条（天災事変による取得時効の完成停止）までの規定を準用する。

第2-4-4条（堆積地の所有権）

河川の沿岸地に漸次かつ自然に生じた堆積地は、船または筏で航行可能な河川か否かを問わず、堆積地の生じた沿岸地の所有者に帰属する。船または筏で航行可能な河川においては、沿岸地所有者は、法令に即して曳舟道を維持しなければならない。

第2-4-5条（堆積地の所有権）

流水が漸次かつ自然に一方の河岸から他人の所有する対岸に堆積土を運んだことにより形成された土地の増大についても、増大した河岸に接する土地所有者が堆積地の利益を享受する。対岸の河岸の所有者は失われた土地の復旧を請求することができない。

第2-4-6条（流下された土地の所有権）

船または筏で航行可能であるか否かを問わず、河川が急激な水力により沿岸地の明白に認められる著しい部分を割除して下流又は対岸に移着させたときは、割除部分の所有者は、その所有権を主張することができる。所有者は、土地の返還請求権を1年内に行使しなければならない。但し、割除部分の付合する土地の所有者が未だその土地を占有していないときは、この限りではない。

第2-4-7条（島嶼・堆積地の所有権）

船または筏で航行可能な河川の中に生じた島嶼及び堆積地は国家の所有に属する。

第2-4-8条（島嶼・堆積地の所有権）

船や筏で航行不能な河川中に生じた島嶼及び堆積地は、島嶼の生じた側の沿岸地の所有者に帰属する。島嶼が一方にのみ偏っていない場合には、河川の中心線を基準として兩岸の沿岸地の所有者に帰属する。

第2-4-9条（島嶼の所有権）

河川が分流を生じ沿岸地所有者の土地を切り離し島嶼を形成したときは、島嶼が船や筏で航行可能な河川の中に生じたときといえども、沿岸地所有者はその土地の所有権を失うことはない。

第2-4-10条（河川の水路変更による旧河床の所有権）

船または筏で航行可能な河川が旧河床を捨てて新たな水路を作ったときは、沿岸地の所有者は、旧河床の所有権を取得し、河川の中心線まで各人の所有権の範囲とする。沿岸地所有者は、評価人の確定した価格を支払わなければならない。旧河床の価格は州・市当局や利害関係人の申請に基づいて、その土地の管轄裁判所が任命した評価人が確定する。但し、沿岸地所有者が旧河床の所有権を取得する意思を表示しない場合は、州・市当局の手により旧河床を公売に付する。沿岸地所有者が支払った金額又は旧河床を売却して得た金額は、水流により浸食された土地の価格に応じて、新たな水路により失われた土地の所有者に分配する。

第2-4-11条（動産と不動産の付合）

動産が不動産と付合して不動産の構成部分となったときは、法律の規定又は特別の合意がない限り、不動産所有権はその動産に及ぶ。この場合、動産に関する権利を失った者は、不動産所有者に対して、不当利得に関する規定に従い、償金を請求することができる。原状回復を請求することはできない。

第2款 動産所有権の取得

第2-4-12条（動産所有権の取得）

動産の所有権は、契約、相続、その他本第4節（所有権の取得）の定めるものの外、この法律及びその他の法律の規定により取得することができる。

第2-4-13条（無主動産の所有権）

無主の動産は最初に所有の意思を持って占有した者の所有に帰する。但し、野生動物の保護に関する法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

第2-4-14条（逃走した動物等の所有権）

家畜以外の動物や家禽以外の鳥で他人が飼養するものを善意で占有した者は、その逃走の時から1カ月以内に飼養者から返還請求を受けない限り、その動物や鳥の所有権を取得する。

第2-4-15条（湖沼に生息する魚の所有権）

私人の所有する湖沼に生息する魚は、その所有者の所有に属する。

第2-4-16条（遺失物の所有権）

(1) 他人の遺失した物を拾得した者は、所有者が明らかな場合にはその者に返却し、所有者が明らかでない場合には、拾得後7日以内に警察署長にその物を差し出さねばならない。

(2) 警察署長は、遺失物を保管するとともに公告をし、6カ月以内に所有者が判明しない場合には、拾得者が遺失物の所有権を取得する。但し、拾得後7日以内に警察署長に遺失物を差し出さなかった場合には、拾得者は所有権を取得できず、国家の所有に帰す。拾得者が所有権を取得後2カ月以内に警察署長から物件を引き取らない場合も、同様である。

(3) 警察署長は、遺失物が保管に耐えない物である場合には、それを売却し、売却金を保管することができる。売却金の処理は、遺失物の処理と同様である。

(4) 遺失物が所有者に返還される場合には、所有者は、拾得者に対して、遺失物の価格の5%から20%の報奨金を支払わねばならない。拾得者が報奨金の支払請求を所有者が返還を受けた時から1カ月以内にしない場合には、拾得者は報奨金請求権を失う。

第2-4-17条（埋蔵物の所有権）

埋蔵物については、第2-1-4条（地中の文化財・鉱物の発掘）に定める場合を除き、第2-4-16条（遺失物の所有権）条の規定を準用する。但し、所有者の判明しない埋蔵物が他人の所有物の中で発見された場合には、発見者とその物の所有者が埋蔵物の所有権の各2分の1を取得する。

第2-4-18条（動産所有権の善意取得）

有効な所有権譲渡契約により善意かつ無過失で動産の引渡しを受けた者は、譲渡人がその動産の所有権を有していない場合でも、その動産の所有権を取得する。但し、譲渡人が直接占有を継続しているときは、この限りでない。

第2-4-19条（盗品、遺失物の譲渡）

(1) 第2-4-18条（動産所有権の善意取得）条の場合であって、譲渡された物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失主は盗難又は遺失の時から2年間譲受人に対してその物の返還を請求することができる。

(2) 譲受人が盗品又は遺失物を競売、公の市場、又は同種の物を販売する商人から善意で買い受けたときは、被害者又は遺失主は占有者が支払った代価を弁償しなければその物の返還を請求することができない。

第2-4-20条（動産の取得時効）

(1) 10年間所有の意思をもって平穩かつ公然に

動産を占有した者は、その動産の所有権を取得する。

(2) 5年間所有の意思をもって平穩かつ公然に動産を占有した者が、その占有の始めに善意かつ無過失のときは、その動産の所有権を取得する。

第2-4-20-1条（動産に関する権利およびその他の財産権の取得時効）

質権、賃借権などの動産に関する権利およびその他の財産権を自己のためにする意思をもって平穩かつ公然に行使する者は、第2-4-20条（動産の取得時効）の区別に従い10年又は5年後にその権利を取得する。

第2-4-20-2条（不動産の取得時効に関する規定の準用）

第2-4-20条（動産の取得時効）および第2-4-20-1条（動産に関する権利およびその他の財産権の取得時効）については、第2-4-3-1条（取得時効の遡及効）より第2-4-3-15条（天災事変による取得時効の完成停止）までの規定を準用する。

第2-4-21条（動産の付合、混和、融合）

(1) 数個の動産が互いに付合により壊さねば分離できなくなったときは、その合成物の所有権は、主たる動産の所有者に属する。分離のために過分の費用を要する場合も同様である。

(2) 付合した動産について主従の区別がないときは、各動産の所有者が付合した当時における価格の割合に応じて合成物の所有権を共有する。

(3) 数個の動産が互いに混和又は融合して分離できなくなった場合については、第1項及び第2項の規定を準用する。

第2-4-22条（動産の加工）

(1) 他人の材料を加工又は改造して新たな動産を作成した者は、加工物の所有権を取得する。但し、加工又は改造による増価額が材料の価格より著しく少ないときは、加工物の所有権は材料の所有者に属する。

(2) 加工者が材料の一部を提供したときは、その価格に加工又は改造による増価額を加えたものが他人の材料の価格を超えるときに限り、加工者が加工物の所有権を取得する。

第2-4-23条（動産の添付の効果）

(1) 付合、混和、融合、加工により物の所有権が消滅した場合には、その物の上に存在していた権利も消滅する。

(2) 合成物、混和物、融合物、加工物の所有者となった者が有していた物の上に存在していた他人の権利は、新たに取得した物の上に存続する。この場合、共有者となったときは、その持分の上

に存続する。

第2-4-24条（添付と償金請求権）

動産の付合、混和、融合、加工において、権利を失った者は、権利を取得して利益を得た者に対して、不当利得に関する規定に従い、償金を請求することができる。原状回復を請求することはできない。

第5節 共有

第2-5-1条（共有の定義）

一つの物全体のうえに数人の者が量的に決定された持分に応じて所有権を持っている状態を共有という。

第2-5-2条（共有持分の平等）

各共有者の持分は等しいものと推定される。

第2-5-3条（共有持分の処分）

各共有者は、自己の持分を譲渡し、または担保に提供することができる。共有者の債権者は共有者の持分を差し押さえることができる。

第2-5-4条（共有物の使用）

共有者は、共有物の全部について、その持分に応じて使用することができる。

第2-5-5条（共有物の保存）

各共有者は、共有物の保存行為を単独ですることができる。

第2-5-6条（共有物の利用の変更）

各共有者は、他の共有者の同意がなければ、共有物を処分し、又は共有物に重大な変更を加えることができない。

第2-5-7条（共有物の管理）

共有物の管理に関する事項は、第2-5-5条（共有物の保存）及び第2-5-6条（共有物の利用の変更）の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数を以って決定する。

第2-5-8条（共有物の負担）

(1) 各共有者は、其持分に応じて管理の費用を払い、租税等の負担を負う。

(2) 共有者が自己の負担部分を超えて保存、管理あるいは負担のための金銭を支払った場合には、他の共有者に対して、それぞれの持分に応じて超過して支払った金銭の償還を請求することができる。

(3) 第2項の費用償還請求権は、他の共有者の共有持分を承継した者に対しても行うことができる。

第2-5-9条（持分権の放棄等）

共有者の一人がその持分を放棄したとき、又は、相続人がなく死亡したときは、その持分は他の共有者に帰属する。

第2-5-10条（共有物の分割請求権）

(1) 各共有者は、何時でも共有物の分割を請求することができる。但し、5年を超えない期間分割を禁止する契約を締結することができる。

(2) 第1項の契約は更新することができるが、更新により成立する契約の期間は5年を超えることができない。

第2-5-11条（共有物の分割方法）

分割について共有者の協議が調わない場合には、共有者は、裁判所に訴えて分割を求めることができる。その場合、裁判所は、現物を以て分割をすることを命じ、あるいは現物の分割により著しく価値を損じるおそれがある場合、及び相当の理由がある場合には、強制売却して代金を持分に応じて分配することを命じ、又は一部の者に共有持分を移転させるとともに償金の支払を命じることができる。

第2-5-12条（共有に関する債権）

(1) 共有者の一人が他の共有者に対して共有物に関する保存、管理、負担などによる債権を有するときは、分割に際して、債務者に帰すべき共有物の部分を以て弁済させることができる。

(2) 債権者は、第1項の弁済を受けるために債務者に帰すべき共有物の部分を売却する必要があるときは、裁判所に対してその売却を請求することができる。

第2-5-13条（準共有）

共有に関する規定は数人が所有権以外の財産権を有する場合に準用する。但し、法令に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第6節 互有

第2-6-1条（互有の定義）

互いに接する土地を所有する者が各自の土地および土地上の建物を区分する障壁、堀・土手・垣等の囲障を不可分的に共同して所有することを互有という。

第2-6-2条（障壁の互有）

互いに接する高さの相違する建物を隔てる障壁は、低い棟に至る部分、庭を隔てて接する土地の障壁は、そのすべてが互有に属するものと推定する。

第2-6-3条 (互有の障壁の修理・改築)

互有する障壁の修理および改築については、これを互有する者が各人の権利に応じて責任を負う。互有者の一人は、互有権を放棄することにより、互有する障壁の修理・改築の費用を免れることができる。但し、互有障壁が建物の一部であるときは、この限りでない。

第2-6-4条 (互有の障壁の利用)

各互有者は、障壁を利用して工作物を設けるために、障壁の厚さの半分の深さに至るまで梁又は桁を押し込むことができる。

第2-6-5条 (互有の障壁に対する工作)

(1) 互有者は、他の互有者の同意なしに、互有障壁に穴を明け、又は障壁に損傷を与えるような工作物を作り付けることができない。

(2) 第1項の場合において、他の互有者が正当な理由なく同意を拒絶する場合には、互有者は裁判所に対して同意に代わる判決を求めることができる。

(3) 第2項の場合、裁判所は、相当な担保と引換えに同意に代わる判決を与えることができる。

第2-6-6条 (非互有障壁の互有化)

障壁に接する土地の所有者は、障壁の所有者に対して、互有となる障壁の価格の半額と障壁の設置された部分の土地の価格の半額を提供することにより、障壁を互有とすることができる。

第2-6-7条 (互有障壁の嵩上げ)

互有者は、互有に属する障壁の高さを増すことができる。但し、嵩上げの費用および互有に属する高さを超える部分の保存のための修理費用は、高さを増した互有者の負担に属する。

第2-6-8条 (互有障壁の改築等)

(1) 互有に属する障壁が高さを増す負担に耐えない場合には、嵩上げを望む者は、自費を以て全部を改築することができる。但し、厚さを増す場合には、増加する厚さの部分は自己の側で負担しなければならない。

(2) 嵩上げに協力しなかった隣人は、費用の半分と厚さが増加した場合にはこれに要した土地の価格の半額を支払うことにより高さを増した部分の互有権を取得する。

第2-6-9条 (囲障の互有)

不動産を隔てる囲障はすべて、各不動産の所有者の互有に属するものと推定する。

第2-6-10条 (囲障の保存費用)

(1) 障壁以外の互有に属する囲障は、囲障を互有する者の共同の費用で保存しなければならない。

(2) 囲障を互有する者は、自らの互有権を放棄して、費用の負担を免れることができる。

(3) 水が流れる堀を互有する者は、第2項の規定により、互有権を放棄することができない。

第2-6-11条 (互有でない囲障)

障壁以外の互有に属さぬ囲障に接する不動産の所有者は、その囲障の所有者に対して、囲障を互有するように求めることはできない。

第2-6-12条 (互有の垣等)

(1) 垣を互有する者は、その所有権の限度まで垣を取り壊すことができる。但し所有権の限界に障壁を設置する義務を負う。

(2) 囲障のみの用に供する互有に属する堀および土手についても同様である。

第3章 占有権

第1節 総則

第2節 占有訴権

第3節 不動産についての特別の占有者の保護

第4章 永借権

第5章 用益権

第6章 使用権および居住権

第7章 地役権

第1節 総則

第2節 地役権と時効

第8章 国、仏教寺院、少数民族その他の共同体の所有権その他の物権

第9章 土地のコンセッションによって設定された権利

第4編 債務

第1章 総則

第1節 債務の発生原因および諸概念の定義

第1-1-1条 (債務の定義)

(1) 債務とは、ある者に、特定人に対する一定の義務を負わせることにより、両者を結びつける法的な関係である。

(2) 義務を負う者を債務者といい、その義務によって利益を受ける者を債権者という。

(3) 債権者は、債務者の義務に対応した権利を有する。

第1-1-2条 (債務の発生原因)

(1) 債務は、契約、単独行為、事務管理、不当利得、不法行為および法律の規定によって生じる。

(2) 契約および単独行為によって生じる債務は、

当事者の意思を原因とする債務である。

(3) 事務管理、不当利得、不法行為および法律の規定による債務は、法定債務である。法定債務については、第3章(契約の履行)から第7章(債務の消滅)までの規定を準用する。

第1-1-3条(意思表示の定義)

意思表示とは、法的効果を発生させることを意図する当事者の意思の表示である。

第1-1-4条(契約の定義)

契約とは、債務の発生、変更、消滅を目的とする複数の当事者の意思の合致である。

第1-1-5条(単独行為の定義)

(1) 単独行為とは、一方的に財産処分を意思を表明することにより、または契約もしくは法律の規定によって与えられた権利を行使することによって、債務を発生、変更または消滅させる行為である。

(2) 単独行為については、第2章第2節(意思表示および契約の有効性)から第4節(代理)の規定を準用する。

第2節 債務の種類および態様

第1-2-1条(債務の種類)

債務は、物または金銭の所有権もしくは占有権を移転することを目的とするもののほか、ある行為をすることまたはしないことを目的とすることができる。

第1-2-2条(特定物引渡債務)

特定物の引渡を目的とする債務では、債務者は目的物の引渡までは善良な管理者としてその目的物を保存する義務を負う。

第1-2-3条(種類債務)

(1) 債務の目的物が種類によって指定された場合であって、給付すべき目的物に数種の品質のものがあるときは、債務者は当事者の定めた品質の目的物を給付する義務を負う。当事者が品質を定めない場合には、債務者は中等の品質のものを給付する義務を負う。

(2) 種類債務にあつては、債務者が給付すべき目的物を具体的に確定し、かつ、その確定した物を給付するために必要な行為を完了したときは、債務者はその後はその物のみを給付する義務を負う。

第1-2-4条(金銭債務)

(1) 債務の目的が金銭である場合には、債務者はその選択に従い、各種の通貨をもって弁済をすることができる。ただし、債権者および債務者は、

特種の通貨をもって弁済することを取り決めることができる。

(2) 債務の目的とした特種の通貨が弁済期において、強制通用力を失った場合には、債務者は他の通貨をもって弁済することができる。

(3) 第1項及び第2項の規定は、外国の通貨の給付をもって債務の目的とした場合にも準用する。

第1-2-5条(外国通貨金銭債務)

外国の通貨で債務の額を定めたときは、債務者は履行地の、かつ、履行期における為替相場によってカンボディアの通貨で弁済することができる。債務者が遅滞した場合には、債権者は、現実に支払いをなす時の為替相場によって換算することを債務者に求めることができる。ただし、債権者および債務者間にこれと異なる特約があるときはそれによる。

第1-2-6条(法定利率)

利息が発生すべき債務にあつては、別段の取り決めがない場合には、その利率は年5%とする。

第1-2-7条(重利)

利息が1年分以上延滞した場合に、債権者が利息の支払いを催告しても債務者が支払わないときは、債権者はこれを元本に組み入れることができる。

第1-2-8条(選択債務)

債務の目的が数個の給付の中から選択によって定まるときは、その選択権は債務者に属する。但し、債務者は、特約により選択権を債権者または第三者に与えることができる。

第1-2-9条(選択権の行使)

選択権の行使は、相手方に対する通知によって行う。債務者に選択権があるときは、債務者が選択した目的物を給付することで選択権の行使があつたものとみなす。第三者が選択権を有する場合には、選択権は、債務者または債権者に通知することによって行使される。

第1-2-10条(選択権の移転)

(1) 債務が弁済期にある場合において、選択権を有する債務者または債権者が相手方から相当な期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、その期間内に選択をしなかったときは、選択権は相手方に移転する。

(2) 第三者に選択権がある場合において、第三者が債務者または債権者から相当な期間を定めた催告を受けたにもかかわらずその期間内に選択をしなかったときは、選択権は債務者に移転する。

第1-2-11条（不能による選択債務の特定）

(1) 選択債務の目的となる数個の給付のうち、当事者の過失によることなく契約成立の当初から不能または後から不能となったものがあるときは、債務は残存するものを目的とする。

(2) 給付が不能となったことについて、選択権を有しない債務者に過失があるときは、選択権者は不能となった給付を選択し、債務者に損害賠償を請求することができる。

(3) 給付が不能となったことについて、選択権を有しない債権者に過失があるときは、選択権を有する債務者は、不能となった給付を選択して債務を免れることができる。

(4) 給付が不能となったことについて、選択権を有する当事者に過失があったときは、選択権は相手方に移転する。

第1-2-12条（選択の遡及効）

選択は債務の発生の際に遡ってその効力を生じる。

第3節 条件・期限・期間

第1款 条件

第1-3-1条（条件の意味）

(1) 契約、一方的債務負担行為および単独行為の当事者は、それによって発生する債務に条件を付けることができる。

(2) 条件とは、その発生が不確実な将来の事実である。

(3) 債務に停止条件を付けた場合には、条件が充たされた時から、債務の効力が発生する。債務に解除条件を付けた場合には、条件が充たされた時から、債務の効力が消滅する。

第1-3-2条（条件付き権利の処分）

条件のついている債権は、相続、処分または担保の対象となる。また、条件のついている債務は、相続その他の規定に従い、承継される。

第1-3-3条（条件付き権利の侵害）

(1) 条件のついている債務の各当事者は、条件が成就したかどうか未定の場合に、その条件が充たされることによって発生する相手方の利益を害することができない。

(2) 第三者が第1項の利益を害した場合には、その行為が不法行為となるときは、第三者は損害賠償の責任を負う。

第1-3-4条（条件成就の擬制）

条件が充たされることで不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方はその条件が成就したものとみなすことができる。

第2款 期限

第1-3-5条（期限の意味）

(1) 債務に始期がついている場合には、債権者はその期限が到来するまで債務の履行を請求することができない。

(2) 債務に終期がついているときには、その債務は期限の到来したときに消滅する。

第1-3-6条（期限の利益）

(1) 期限は債務者の利益のために定めたものと推定する。

(2) 期限の利益はこれを放棄することができる。ただし、これによって相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

第1-3-7条（期限の利益の喪失）

債務者は、次の場合に期限の利益を失う。

1 債務者が破産の宣告を受けたとき

2 債務者が担保を毀損したとき

3 債務者が担保を提供する義務を負う場合に、これを提供しないとき

4 当事者が合意した事由が発生したとき

第3款 期間

第1-3-8条（期間の定め方）

期間は、時・分・秒、日、週、月または年をもって定めることができる。

第1-3-9条（時・分・秒による期間の計算方法）

時・分・秒によって期間を定めた場合には、始まりの瞬間から終わりの瞬間までを計算する。

第1-3-10条（日・週・月・年による期間の計算方法）

(1) 日、週、月または年によって期間を定めたときは、期間の初日は計算に入れない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは別である。

(2) 第1項の場合には、期間の末日の終了によって期間が満了する。

(3) 期間の末日が、祭日または日曜日その他法令で定める休日に当たるときは、その後に到来する最初の営業日の終了によって期間が満了する。

第1-3-11条（太陽暦による期間計算）

(1) 週、月または年によって期間を計算する場合には、暦に従って計算する。

(2) 週、月または年の始まりから期間を計算しない場合には、その期間は、最後の週、月または年において、起算日に相当する日の前日で満了する。ただし、月または年によって期間を計算する場合に、最後の月または年に相当日がないときは、その月の末日が満了点となる。

第2章 意思表示および契約

第1節 契約の成立

第2-1-1条 (申込と承諾による契約成立)

契約は、申込と承諾の合致によって生じる。

第2-1-2条 (申込の定義)

(1) 申込とは、それに対して相手方の承諾があった場合に、法的に拘束される意図のもとになされる契約締結の申し出である。

(2) 申込は、相手方に到達した時に効力を生じる。ただし、申込を撤回する旨の通知が相手方に、申込みと同時にまたはそれ以前に到達したときは、申込は効力を生じない。

第2-1-3条 (承諾期間ある申込およびその撤回)

(1) 申込は承諾の期間を定めてすることができる。

(2) 承諾の期間を定めた申込は、これを撤回することができない。

(3) 申込者が第2項の期間内に承諾の通知を受けなかった場合には、申込は承諾期間の経過によって当然にその効力を失う。承諾期間内であっても、相手方の拒絶の通知が申込者に到達した場合には、申込みは効力を失う。

第2-1-4条 (承諾期間のない申込およびその撤回)

(1) 承諾の期間を定めなされた申込は、即時に対応できる状況のもとでなされた対話者間においては、申込を受けた者が直ちに承諾しないときは、その効力を失う。

(2) 非対話者間において承諾期間の定めのない申込みは、相当な期間は、申込者においてこれを撤回することができない。

(3) 申込の撤回は、その通知が相手方の承諾の通知が発信される前に、相手方に到達したときに、その効力を生じる。

第2-1-5条 (契約成立時点・承諾の到達主義)

契約は、承諾の通知が申込者に到達した時に成立する。

第2-1-6条 (承諾の延着)

承諾期間を過ぎてから申込者に到達した承諾は、新たな申込とみなす。

第2-1-7条 (変更を加えた承諾)

(1) 承諾者が申込に条件を付け、その他変更を加えて回答した場合には、その回答は新たな申込となる。契約は、当初の申込者がこれに対して承諾したときに成立する。

(2) 回答に付けられた条件または変更が申込を実質的に変更するものではないときは、その回答

は承諾となる。これによって成立した契約の内容は、承諾を受け取った申込者が直ちに異議を述べない限り、承諾の内容に従う。

第2-1-8条 (承諾とみなされる行為による契約の成立)

申込者の意思により、または取引上の慣習により、承諾の通知を必要としない場合には、承諾と認められる行為があった時に契約は成立する。

第2-1-9条 (不特定者に対する申込の撤回)

広告その他の方法による不特定者に対する申込は、その申込と同一の方法によってのみ撤回することができる。

第2節 意思表示および契約の有効性

第2-2-1条 (意思表示の無効)

意思表示は次の場合に無効となる。

(1) 第2-2-4条 (虚偽表示) に規定する虚偽表示があった場合

(2) 心裡留保が第2-2-5条 (心裡留保) に定める要件を充たす場合

(3) その他、当事者に法律効果を発生させようとする真実の意思がなかった場合

第2-2-2条 (意思表示の取消)

意思表示は、次の場合には瑕疵ある意思表示として本第2節 (意思表示および契約の有効性) および第3節 (無効および取消) の規定により取り消すことができる。

1 意思表示が錯誤によってなされた場合

2 意思表示が相手方の詐欺、強迫、または不実表示によってなされた場合

3 意思表示が相手方の過剰利得目的で、状況に乗じる行為によってなされた場合

第2-2-3条 (意思表示の無効または取消による契約の効力消滅)

申込および承諾の合致により成立した契約において、意思表示が無効であり、または取消された場合には、その意思表示を要素とする契約は効力を有しない。

第2-2-4条 (虚偽表示)

(1) 相手方と通じてした虚偽の意思表示は無効である。

(2) 第1項の意思表示の無効は、善意の第三者に対して主張することができない。

第2-2-5条 (心裡留保)

真意でないこと自分で知りながらした意思表示は、無効ではない。但し、相手方もその意思表示が真意でないことを知っていた場合には、その相

相手方に対しては無効を主張することができる。

第2-2-6条（錯誤）

(1) 契約の重要な部分について当事者に錯誤があった場合には、相手方がこのことについて知ることができたときは、錯誤者はその意思表示を取り消すことができる。

(2) 当事者が重要であると考えていた契約の事項について錯誤があった場合には、相手方が事項の重要性および錯誤に陥っていたことを容易に知ることができたときは、錯誤者はその意思表示を取り消すことができる。

(3) 契約の両当事者が契約の重要な部分について共に錯誤に陥っていた場合には、相手方が錯誤について認識可能性を有しなかったときにおいても、錯誤者はその意思表示を取り消すことができる。

(4) 錯誤による意思表示の取消は、相手方およびその包括承継人以外の第三者に対しては、第三者が錯誤について善意無過失であった場合には、取消の効果を主張することができない。

第2-2-7条（詐欺）

(1) 相手方の詐欺によって意思表示をした者は、相手方に対してその意思表示を取り消すことができる。

(2) 第三者の詐欺に基づいてなされた意思表示は、意思表示の相手方が詐欺を知りまたは知ることができた場合に限り、取り消すことができる。

(3) 詐欺による意思表示の取消は、相手方、その特定承継人その他の第三者に対しても主張することができる。但し、特定承継人その他の第三者が善意無過失であった場合には、これらの者に対して意思表示の取消を主張できない。

第2-2-8条（不実の情報）

(1) 契約に際して相手方が表示した事実が真実に反していた場合には、これを真実と信じて意思表示をした当事者は、その事実が真実に反していることを知っていたならば意思表示しなかったであろうときには、意思表示を取り消すことができる。

(2) 第1項は、不実の表示をした者に過失がある場合に、意思表示をした相手方が損害賠償の請求をすることを妨げない。

第2-2-9条（強迫）

(1) 相手方または第三者の強迫により意思表示をした者は、その意思表示を取り消すことができる。

(2) 契約の一方当事者が契約の締結に際し、その経済的または社会的に優位な地位を利用し、その他相手方の抵抗しがたい状況を不当に利用した場合にも、相手方はその意思表示を取り消すこと

ができる。

(3) 第2項による意思表示の取消は、意思表示の瑕疵について善意無過失の第三者については主張することができない。

第2-2-10条（過剰利得行為）

契約の一方当事者が相手方の窮迫・無知・未経験に乗じて契約を締結し、これによって過大な利益を得た場合には、相手方はその意思表示の取消をすることができる。

第2-2-11条（契約内容の違法または公序良俗違反）

(1) 契約の当事者が自由な意思で意思表示をした場合であっても、次の場合には契約は無効となる。

1 契約の内容が強行法規に反する場合

2 契約の内容が公序良俗に反する場合

(2) 契約の内容の一部が強行法規または公序良俗に反する場合に、それ以外の部分を維持しても当事者の合理的な期待を害することがない場合には、強行法規または公序良俗に反する部分のみが無効となる。

第2-2-12条（原始的不能）

(1) 契約の内容が契約締結時において実現することが不可能である場合においても、そのことを理由としては契約は無効とならない。但し、錯誤の要件がみたされる場合に、契約の当事者が錯誤を理由としてその意思表示を取り消すことを妨げない。

(2) 契約の内容の実現が当初から不可能であったことについて知り得べきであった当事者は、契約の締結により相手方に損害を与えた場合には、その損害につき、相手方に対して債務不履行の第4-3-1条（損害賠償責任の要件）以下の規定に基づき、損害賠償の責任を負う。

第3節 無効および取消

第2-3-1条（無効な行為の追認）

(1) 本第3節（無効および取消）において行為とは、意思表示または契約もしくは単独行為をいう。

(2) 無効な行為は、無効の原因がなくなった後にその行為者が追認したときから有効な行為となる。

第2-3-2条（取り消すことのできる行為）

(1) 取り消すことのできる行為は、取消権者がこれを取り消すまでは有効な行為である。

(2) 取り消すことのできる行為を取消権者が取り消した場合には、その行為は初めから無効であったものとみなす。

(3) 取り消すことのできる行為を取消権者が追認した場合には、その行為は確定的に有効となる。

第2-3-3条（取消権者）

(1) 取り消すことのできる行為は、意思表示の瑕疵を理由とする取消にあつては、瑕疵ある意思表示をした者またはその法定代理人がこれを取り消すことができる。瑕疵ある意思表示をした者の相続人またはその契約上の地位を承継した者も取消権を行使することができる。

(2) 未成年その他行為能力の制限を理由とする取消にあつては、制限能力者またはその法定代理人がこれを取り消すことができる。制限能力者の相続人または包括受遺者も取消権を行使することができる。

第2-3-4条（取消または追認の方法）

取り消すことのできる行為の相手方が確定している場合には、取消または追認は相手方に対する通知によってしなければならない。取消または追認の効力は、その通知が相手方に到達した時に生じる。

第2-3-5条（追認権者・追認の要件）

(1) 追認は、取消権を有する者がすることができる。但し、瑕疵ある意思表示については取消権者が取消の原因を知った時から後に、制限能力者の行為については取消の原因となった状況がなくなった後に、追認をすることができる。

(2) 制限能力者の法定代理人が追認する場合には、第1項を適用しない。

第2-3-6条（法定の追認）

第2-3-5条（追認権者・追認の要件）の規定により追認をすることができる時から後に、取り消すことのできる行為について、次の事実があった場合には、追認があったものとみなす。

1 取消しうべき行為によって発生した債務の全部もしくは一部の履行またはその債務のための担保の供与

2 取消しうべき行為によって取得した権利の行使または相手方に対する履行の請求

3 取消しうべき行為によって取得した権利の全部もしくは一部の譲渡またはその他の処分

但し、上記の行為をするに際して、追認をしない旨の留保をした場合には、この限りでない。

第2-3-7条（取消権の消滅時効）

(1) 取消権および取消によって生じる不当利得返還請求権は、追認をすることができる時から3年間これを行行使しないときは消滅する。この期間については時効の中断に関する規定を適用しない。

(2) 第1項の規定にもかかわらず、行為の時から10年を経過した時は、これによって取消権は消

滅する。

(3) 同一の行為について、複数の者に取消権がある場合には、それぞれの取消権について第1項および第2項を適用する。

第4節 代理

第2-4-1条（代理の定義）

代理とは、代理人がその権限の範囲内において、本人のためにすることを示して相手方と契約をした場合に、その契約の効果が直接本人に帰属する関係を言う。

第2-4-2条（代理権の発生）

代理権は、本人と代理人との契約または法律の規定によって生じる。

第2-4-3条（代理権の範囲）

(1) 代理権の範囲は、代理人に代理権を授与する契約によって定められる。法律の規定によって代理権が生じる場合には、代理権の範囲もその法律によって定められる。

(2) 代理権の範囲について何らの指定がない場合には、代理人は保存行為および改良行為についての権限を有する。ただし、代理の目的となっている物または権利の性質を変更する改良行為はこの限りでない。

第2-4-4条（代理権の制限）

(1) 代理権の範囲に属する場合であっても、代理人と本人の利益が相反する行為については、代理人は、その権限を有しない。但し、本人の承諾がある場合には、この限りではない。

(2) 代理人と本人との間の取引については、本人と代理人の利益が相反するものと推定する。

(3) 第1項および第2項は、代理人が本人と第三者の双方を代理する場合において、本人と第三者の利益が相反する場合にも準用する。

第2-4-5条（代理権の消滅事由）

(1) 契約によって本人から与えられた代理権は、次の事由によって消滅する。

1 本人の死亡、破産、解散

2 代理人の死亡、破産、行為能力の制限

3 委任、雇用その他代理権を授与する法律関係の終了

(2) 法定代理は、法律の定める原因によって消滅する。

第2-4-6条（無権代理）

代理権を持たない者が他人の代理人として行った行為は、本人に対して効力を生じない。但し、本人がこれを追認した場合には、この限りでない。

第2-4-7条（無権代理行為の追認）

(1) 追認は、相手方に対してしなければ、相手方に対してその効力を主張することができない。

(2) 追認によって無権代理行為は、その行為の時に遡って有効となる。但し、無権代理行為の行われた時から追認までの間に生じた第三者の権利を害することができない。

(3) 無権代理行為の相手方は、本人に対して相当の期間を定めて、その期間内に無権代理行為を追認するか否かを確答すべきことを催告することができる。本人がこの期間内に確答をしなかったときは、追認を拒絶したものとみなす。

(4) 相手方は、本人の追認がなされるまでは、代理権を有しない者がした契約を取り消すことができる。相手方による取消があった後は、本人は無権代理行為を追認することができない。

第2-4-8条（無権代理人の責任）

他人の代理人として契約をした者が、代理権を証明することも、本人の追認を得ることもできなかったときは、相手方の選択に従い、履行または損害賠償の責任を負う。但し、相手方が代理権の不存在について知っていた場合には、無権代理人はその責任を免れる。無権代理行為をしたことについて過失がない無権代理人は、相手方が代理権の不存在を過失によって知らなかった場合にも本条の責任を免れる。

第2-4-9条（表見代理）

(1) 代理人が代理権の範囲を超えて契約をした場合に、相手方が代理人に当該契約について代理権があったものと信じ、かつ、信じたことについて過失がなかったときは、本人は相手方に対して契約の履行の責任を負う

(2) 代理権が消滅した後、相手方が代理人と称する者と契約をしたときは、本人は相手方に対して契約の履行の責任を負う。但し、相手方が代理権の消滅について知り、または過失によって知らなかった場合は、この限りでない。

(3) 代理権を与えなかったにもかかわらず、本人が他人に代理権を与えたかのような表示をした場合、または、代理権があるかのような表示を他人に許容した場合には、本人は相手方に対して、契約の履行の責任を負う。

第2-4-10条（非顕名の代理行為）

代理人が本人のためにする意思を有しているにもかかわらず本人のためにすることを示さずに取引をした場合には、相手方の選択により、相手方は本人との契約または代理人との契約が成立したことを主張することができる。ただし、代理人が本人のためにすることを相手方が知っていたときは、本人に対してのみ契約の成立を主張できる。

第2-4-11条（代理行為の瑕疵）

(1) 錯誤、詐欺、強迫またはある事情を知っていること若しくは知らないことについて過失があるために意思表示の効力が影響を受ける場合には、これらの事実の有無は代理人について判断する。

(2) 第1項の適用において、本人が特定の契約をなすことを代理人に託した場合には、本人が知っている事情については、本人は代理人の不知を主張することができない。また、過失によって知らなかった事情についても同様である。

第2-4-12条（代理人の能力）

本人は、行為能力が制限されている者に対しても代理権を与えることができる。この場合において、本人は、制限能力者である代理人が相手方と締結した契約を、代理人の制限能力を理由に取り消すことができない。

第2-4-13条（復代理）

本人との契約によって代理人となった者は、復代理人を選任することができない。ただし、本人の承諾を得たとき、または已むことを得ない事情があるときは、この限りでない。

第2-4-14条（復代理人選任の場合の代理人の責任）

(1) 代理人が第2-4-13条（復代理）ただし書きの場合において復代理人を選任したときは、代理人はその選任および監督について、本人に対して責任を負う。

(2) 代理人が本人の指名に従って復代理人を選任した場合は、その不適任または不誠実を知らながら本人に通知せず、または、解任をしなかったときでなければ、代理人は復代理人の行為について責任を負わない。

(3) 代理人が第2-4-13条（復代理）の規定によらないで復代理人を選任したときは、復代理人の行為は本人に対して効力を及ぼさない。但し、復代理人に権限がないことを知らなかった相手方は、そのことに過失がない場合は、代理人に対して履行または損害賠償の責任を主張することができる。

第2-4-15条（復代理人の地位）

(1) 復代理人がその権限内で本人のためにすることを示して行った行為は、本人を拘束する。

(2) 復代理人は、本人に対して代理人と同一の権利を有し、義務を負う。

(3) 復代理人と本人との関係については、復代理人を代理人とみなして本第4節（代理）の規定を準用する。

第5節 第三者のためにする契約

第2-5-1条 (定義)

(1) 契約の当事者は、その契約から発生する権利を第三者に帰属させることができる。この場合において、第三者に対して給付をなすべき者を諾約者といい、諾約者の相手方を要約者という。また、給付を受けるべき第三者を受益者という。

(2) 受益者は諾約者に対して直接給付を請求することができる。

第2-5-2条 (受益者)

受益者は、それを確定する基準が明確であれば、約束の時に存在することを要しない。但し、諾約者が給付すべき時に受益者が存在せず、かつ、これを確定することもできない場合には、第三者のためにする給付の約束は効力を失い、諾約者は、要約者に履行することで責任を免れる。

第2-5-3条 (受益の意思表示)

(1) 受益者が諾約者に対して受益の意思表示しない間は、要約者は、諾約者および受益者に通知することにより、いつでも受益者の権利を消滅させることができる。

(2) 受益者が受益の意思表示した場合には、以後、契約の当事者は受益者の権利を変更または消滅させることができない。

第2-5-4条 (諾約者の抗弁)

諾約者は、その契約に起因する抗弁を、受益者に対して主張することができる。

第2-5-5条 (契約の無効・取消・解除)

(1) 要約者と諾約者の間の契約に無効または取消原因がある場合には、各当事者は、第三者に権利を与える旨の特約の存在にもかかわらず、第2章第3節(無効および取消)の無効および取消に関する規定に従って、契約の無効または取消を主張することができる。

(2) 諾約者は、要約者の契約違反を理由とする契約の解除をすることができる。諾約者の契約違反が解除の原因をなす場合には、要約者は、受益の意思表示した受益者がいるときは、その承諾を得て契約を解除することができる。

第3章 契約の履行

第3-1-1条 (債務者の債務の履行義務)

(1) 債務者は、契約の趣旨および信義誠実の原則に従って、その債務を履行しなければならない。

(2) 第1項の基準に基づいてなされた履行は弁済として債務を消滅させる。

第3-1-2条 (債務の履行請求権)

(1) 債権者は債務者に対して裁判外または裁判で債務の履行を請求することができる。

(2) 第1項の規定にかかわらず、契約当事者間で裁判上の履行を請求しない旨の合意がある場合には、債権者は裁判上の履行を請求することはできない。

(3) 第2項に該当するために裁判上の履行請求権が制限される場合であっても、債務者が任意に履行したときは、債権者はその給付を弁済として受領し、保持することができる。

第3-1-3条 (同時履行の抗弁)

双務契約の各当事者は、相手方が債務の履行を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。但し、相手方の債務の履行期がまだ到来していない場合はこの限りでない。

第3-1-4条 (不安の抗弁)

双務契約において先履行義務を負う当事者は、相手方が債務の趣旨に従った履行をしないおそれが顕著である場合には、自己の履行を拒むことができる。但し、相手方が担保の提供、その他不安を解消するための措置を講じた場合はこの限りでない。

第3-1-5条 (弁済に関する規定の適用)

契約の履行については、本第3章(契約の履行)の規定のほか第7章第1節(弁済)の弁済に関する規定を適用する。

第4章 契約違反に対する救済

第1節 債務不履行に関する一般規定

第4-1-1条 (債務不履行の定義および態様)

債務不履行とは、債務者が契約から生じる義務を履行しなかった場合を言う。その態様には、次のものがある。

- 1 履行の遅延により履行期に履行ができなかった場合
- 2 履行することが不可能である場合
- 3 債務の趣旨に従って完全な履行をしなかった場合
- 4 その他債務の趣旨に従った履行がなかった場合

第4-1-2条 (債務不履行に対する救済手段)

債務者の債務不履行があった場合には、債権者は本第4章第2節(契約違反に対する救済)から第4節(契約の解除)までの規定に従い、履行の強制、損害賠償、または契約の解除を求めることができる。

第4-1-3条（履行遅滞）

債務者は次の時点において履行をしなかった場合に履行遅滞となる。

1 債務の履行について確定期限があるときは、その期限の到来した時。

2 債務の履行について不確定の期限があるときは、債務者が期限の到来したことを知った時。

3 債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者が履行の請求を受けた時。

第4-1-4条（履行不能）

(1) 債務を履行することが物理的に不可能なときは、債務の履行は不能となる。不可能には、社会的または経済的に見て債務の履行が不可能と評価される場合を含む。

(2) 履行期前において、履行期に債務を履行することが不可能であることに確定した場合には、その時に債務の履行は不能となる。

第4-1-5条（不完全履行）

不完全な履行とは、債務の履行がなされたがその給付が完全ではなかった場合、一部の履行しかなされなかった場合、その他債務の趣旨に従った完全な履行がなかった場合をいう。

第4-1-6条（その他の債務不履行）

第4-1-3条（履行遅滞）から第4-1-5条（不完全履行）までの前3条のほか、契約から生じるその他の義務の違反があった場合にも、債務不履行となる。

第4-1-7条（複数の救済手段）

債権者に複数の救済手段が認められる場合には、債権者は、相互に矛盾しない範囲で一つまたは複数の救済手段を選択することができる。

第2節 履行の強制

第4-2-1条（裁判所による履行の強制命令）

債権者は、債務者が債務を任意に履行しないときは、債務の性質が強制履行を許さない場合を除き、強制履行を求めることができる。強制履行の手続きは民事訴訟法の定めるところによる。

第4-2-2条（履行請求と他の手段との関係）

債権者は、債務者が債務を履行しない場合に、履行請求に代え、または履行請求とともにこれと矛盾しない限度で損害賠償を請求することができる。

第3節 損害賠償

第4-3-1条（損害賠償責任の要件）

(1) 債務者に債務不履行があった場合には、債

権者はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、債務者が債務の不履行について自己に過失がないことを証明した場合には、損害賠償の責任を免れる。

(2) 債務者が債務の履行のために他人を補助者として用いた場合には、補助者の選任または監督について債務者の過失がなかったこと、および、補助者自身にも過失がなかったことを証明しなければ、損害賠償の責任を免れない。

第4-3-2条（金銭債務についての特則）

(1) 金銭の支払を目的とする債務にあつては、債務者は支払の遅延が不可抗力によることを証明しても、遅延利息の支払を免れない。遅延利息は、法定利率によって計算する。約定利率が法定利率を越える場合には、約定利率によって計算する。

(2) 遅延利息を超える損害については、債務者が債務不履行について過失がないことを証明すれば、その賠償責任を免れる。

第4-3-3条（損害概念）

(1) 債権者は、損害賠償として、その契約によってもたらされるはずであった履行利益の賠償を請求できるほか、履行利益の賠償と重ならない範囲で、不履行によって無駄となった出費、不履行によって増加した支出もしくは負担を、請求することができる。

(2) 裁判所は、債権者の請求に基づき、精神的な損害についても賠償を命じることができる。精神的な損害についての賠償額は、裁判所が諸般の事情を斟酌して定める。

第4-3-4条（損害賠償の範囲）

債務者は、次の損害を賠償しなければならない。

1 債務不履行によって債権者に通常生じる損害。

2 特別な事情によって債権者に生じた損害については、契約の両当事者が契約締結時にその損害の発生を予見することができたとき。ただし、契約締結時において、契約当事者がこれを勘案していなかった場合には、この限りでない。

3 債務不履行が害意または著しく不誠実な行為によって行われた場合には、裁判所は、債権者の請求に基づき、第1号及び第2号の規定にもかかわらず、または、債務者が債務不履行を構成する行為によって取得した利益を損害賠償として支払うことを命じることができる。

第4-3-5条（損害軽減事由）

(1) 債権者の過失が債務不履行または損害の発生に寄与した場合には、裁判所は、その寄与の程度に応じて、債務者の損害賠償額を減額することができる。

(2) 債権者が損害を軽減することを怠ったこと

により損害が拡大した場合には、裁判所は、債権者が軽減することのできた損害額に応じて、債務者の損害賠償額を減額することができる。

第4-3-6条（賠償額の予定など）

(1) 債権者および債務者は、予め損害賠償の要件および額について特約を定めることができる。

(2) 債務者の故意または重過失による債務不履行責任を予め免除する特約は効力を有しない。

(3) 損害賠償の額について当事者が特約をした場合には、裁判所は、その額を増減することができない。ただし、当事者の予定した額が、第4-3-4条（損害賠償の範囲）によって定まる額と比較して著しく過大または過少である場合には、裁判所は予定された賠償額の増減をすることができる。

(4) 賠償額の予定は、履行または解除の請求を妨げるものではない。当事者が遅延損害を予定して合意した賠償額は、債権者が契約を解除して目的物に代わる損害賠償を請求する場合には、当事者を拘束しない。

(5) 違約金は賠償額の予定と推定する。

第4-3-7条（金銭賠償の原則）

債務者は債務不履行による損害賠償については、金銭によって賠償する。但し、当事者が特約で異なる定めをした場合には、この限りではない。

第4-3-8条（賠償者の代位）

債権者が損害賠償として、その債権の内容となっている物または権利の価格の賠償を受けたときは、債務者はその物または権利について、当然に債権者が有していた地位に代わる。

第4-3-9条（損害賠償請求権の消滅時効）

債務不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間は、損害発生時から5年とする。

第4節 契約の解除

第4-4-1条（債務不履行を原因とする解除）

双務契約における当事者の一方は、相手方が重大な契約違反をした場合には、契約を即時に解除することができる。

第4-4-2条（重大な契約違反）

(1) 重大な契約違反とは、一方の当事者の契約違反のために相手方が契約の目的を達成することができなくなる場合をいう。次の場合には重大な契約違反があったものとみなす。

1 期日に履行しなかった一方の当事者に対して、相手方が相当な期間を定めて催告したにもかかわらず、催告期間内にその債務が履行されなかったとき

2 契約で定められた履行期までに履行しないと契約をした目的を全く達成することができない場合に、当事者がその履行期に債務を履行しなかったとき

3 当事者がその中心的な給付義務を履行することが不可能であるとき

4 契約違反の程度が著しく、そのために当事者間の信頼関係が破壊され、将来の債務の履行が期待できないとき

(2) 契約違反をした当事者は、その債務の不履行について過失がなかったことを理由に、第1項に基づく契約の解除を阻止することはできない。

第4-4-3条（解除権の行使方法）

(1) 解除権を有する一方の当事者は、相手方に対する解除の意思の表示によって契約を解除をすることができる。解除意思の表示は裁判外であることができる。

(2) 解除意思の表示は撤回することができない。

(3) 解除意思の表示に停止条件を付けることができる。

第4-4-4条（契約当事者が多数人の場合の解除）

(1) 当事者の一方が数人ある場合には、契約の解除は、全員から相手方に、または、相手方から全員に対してしなければならない。

(2) 第1項の場合において、解除権が当事者の1人について消滅したときは、他の者についても消滅する。

第4-4-5条（解除の効果）

(1) 契約の解除は、損害賠償義務をのぞき、両当事者を契約上の義務から解放する。

(2) 契約上の給付の一部または全部を受領している当事者は、解除によって相手方に対してその給付を返還し、相手方を原状に復させる義務を負う。契約の両当事者が互いに原状回復義務を負う場合には、それらの義務は同時に履行されなければならない。

(3) 解除によって金銭を返還する義務を負う契約当事者は、その金銭を受領した日からの利息を付けて返還しなければならない。受領した物またはその他の給付を解除によって相手方に返還する義務を負う当事者は、その物または給付から得た利益も返還しなければならない。

(4) 解除によって第三者の正当な利益を害することはできない。

第4-4-6条（目的物滅失の場合の解除権）

(1) 解除権を有する者が故意に契約の目的物を滅失、毀損もしくはこれを返還することができなくなったとき、または、加工もしくは改造によってこれを他の種類の物に変じたときは、解除権は消滅する。

(2) 目的物を返還できない者が解除権を行使したときは、代金額を限度として目的物の価額を金銭で返還することを要する。

(3) 目的物の毀損または返還不能について相手方に過失または原因がある場合は、解除権者は第2項の金銭による価額返還義務を負わない。

第4-4-7条 (消滅時効)

債務不履行を理由とする解除権および解除による原状回復請求権の消滅時効期間は、債務不履行の時から5年とする。

第4-4-8条 (約定解除権および合意解除)

(1) 契約当事者は、その契約で一方または双方に解除権を与えることができる。約定解除権の行使方法、効果については、別段の合意がない限り、法定解除に関する第4-4-3条(解除権の行使方法)から第4-4-6条(目的物滅失の場合の解除権)の規定を準用する。

(2) 契約に解除権についての定めがなくとも、契約当事者は合意で契約を解消することができる。ただし、第三者の利益を害することができない。

第5章 危険負担

第5-1-1条 (履行不能による債務消滅)

債務の履行が不能となり、かつ、そのことについて債務者に過失がない場合には、その債務は消滅し、債権者はその給付を請求することができない。

第5-1-2条 (特定物の所有権移転契約における危険負担)

(1) 特定物の所有権を移転することを内容とする双務契約において、その目的物が当事者双方の過失なくして滅失または毀損した場合には、その危険は債務者が負担し、債務者は債権者に対して反対給付を請求することができない。

(2) 目的物の滅失または毀損による危険は、契約に別段の定めがない限り、次のいずれかの時点から債権者に移転する。

1 債権者に対する目的物の引渡、登記の移転その他目的物に対する実質的支配が債権者に移転したと考えられる時

2 債務者による正当な履行の提供があった時

3 債権者が正当な理由なく債務者の履行の受領を拒んだ時

第5-1-3条 (その他の権利についての危険負担)

所有権以外の物権または債権その他の権利の設定または移転についても、第5-1-2条(特定物の所有権移転契約における危険負担)の規定を準用する。

第5-1-4条 (目的物が不特定物の場合)

(1) 不特定物の所有権を移転することを内容とする双務契約において、給付すべき物が特定していない場合は、その債務者は、履行のために準備した物が自己の過失なしに滅失したときであっても、その債務は消滅せず、なお履行義務を負う。

(2) 給付すべき目的物が特定した後は、第5-1-2条(特定物の所有権移転契約における危険負担)の規定を準用する。

第5-1-5条 (停止条件付き契約の場合)

停止条件付きの双務契約においては、条件成就前において目的物が債務者の責めによらないで滅失または毀損したときは、債務者が危険を負担する。条件成就の時より後は、第5-1-1条(履行不能による債務消滅)を準用する。

第5-1-6条 (作為・不作為を内容とする双務契約における危険負担)

一方当事者の作為・不作為を内容とする双務契約において、当事者双方の過失なくしてその債務を履行することが不能となった場合には、その債務は消滅する。但し、債務者は反対給付を請求することができない。

第5-1-7条 (債権者の過失による履行不能)

債務者の過失なしにその履行が不能となった場合において、その履行不能が債権者の過失に基づくときは、債務者は反対給付を失わない。ただし、債務者が自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に引き渡さなければならない。

第6章 第三者に対する債権の効力

第1節 債権者による代位

第6-1-1条 (債権者代位権)

(1) 債権者は、自己の債権の保全に必要なときは、債務者の有する権利を債務者に代わって行使することができる。但し、債務者の一身に専属する権利、その行使が債務者の自由な判断に委ねられている権利、差押が禁止されている権利については、この限りではない。

(2) 債権者は、自己の債権の満足を受けるのに必要なときは、当該債権と密接な関連がある債務者の権利を代位行使することができる。

第6-1-2条 (代位権行使の要件)

(1) 債権者が第6-1-1条(債権者代位権)の権利を行使するためには、債務者自身が権利の行使をしていないことを要する。

(2) 債権者は、自己の債権の期限が到来していない間は、裁判所の許可を得なければ、債務者

の権利を代位行使することができない。但し、保存行為については、この限りではない。

第6-1-3条（第三債務者の抗弁）

債権者代位権の行使を受ける第三債務者は、自己の債権者に対して有する抗弁をもって、代位債権者に対抗することができる。

第6-1-4条（代位債権者と債務者の関係）

債務者は、債権者が債務者に代位して、債務者の権利を行使したことを債務者に通知した場合には、重ねて第三債務者に対して権利を行使することができない。但し、第三債務者からの弁済を受領することを妨げない。

第6-1-5条（債権者代位権の効果）

(1) 債権者が債務者の権利を代位により行使した場合は、その効果は直接債務者に及ぶ。

(2) 代位権を行使する債権者は、債務者が第三債務者からの給付を受領することができない場合には、第三債務者に対して、直接自己に給付すべきことを請求することができる。

第6-1-6条（代位権行使の効果と他の債権者）

債権者代位権の行使によって代位債権者が第三債務者から受領した給付は、債務者に引き渡すまで、総債権者のために保管する義務を負う。但し、第6-1-1条（債権者代位権）第2項の場合は、この限りではない。

第2節 詐害行為取消権

第6-2-1条（詐害行為取消の要件）

(1) 債権者は、債務者がその債権を害することを知ってなした行為を取り消し、債務者の行為によって利益を受けた者から給付の受領物またはその価額の返還を裁判所に求めることができる。

(2) 第1項の取消は、債務者の行為によって利益を受けた者またはこの者からの転得者が、債務者の行為または転得の当時、債権者を害すべき事実を知らなかったときは、認められない。但し、債権者は、無償の受益者または転得者に対しては、これらの者が債権者を害すべき事情を知らなかったときでも、取消を主張することができる。

(3) 第1項及び第2項の規定は、財産権を目的としない行為については適用しない。

第6-2-2条（被保全権利）

第6-2-1条（詐害行為取消の要件）の規定は、金銭債権以外の債権を有する債権者についても適用する。但し、その取消の判決に係る口頭弁論終結時では、金銭債権に転化していることを要する。

第6-2-3条（詐害行為取消の方法）

取消権を行使した債権者は、受益者または転得者からの原状回復のために他に適切な方法がない場合には、受益者または転得者に対して、取得物を供託すべきことを請求することができる。

第6-2-4条（詐害行為取消権の効果）

第6-2-1条（詐害行為取消の要件）の規定によってなされた取消は、総債権者の利益のためにその効力を生じる。

第6-2-5条（詐害行為取消権の行使期間）

(1) 第6-2-1条（詐害行為取消の要件）の取消権は、債権者が取消の原因を知った時から（1年間）行使しないことによって消滅する。行為の時から（3年）を経過したときもまた同じ。

(2) 第1項に規定する取消権の時効には、時効中断に関する規定を適用しない。

第7章 債務の消滅

第7-0-1条（債務の消滅原因）

債務は、次の事由によって消滅する。

1 本第7章第1節（弁済）から第5節（混同）に規定する弁済、相殺、免除、更改、混同。

2 第5章（危険負担）に規定する債務者の責めに帰すことのできない履行の不能。

3 第1章第3節（条件・期限・期間）に規定する解除条件の成就または第4章第4節（契約の解除）に規定する契約の解除。

4 第8章（消滅時効）に規定する消滅時効の完成。

5 第2章第3節（無効および取消）に従う取消権の行使。

第1節 弁済

第1款 弁済についての一般原則

第7-1-1条（弁済者）

(1) 弁済は、債務者のほか第三者もすることができる。

(2) 第三者による弁済では債務の目的を達成することができない場合には、債権者が承諾しない限り、第三者が弁済することはできない。

(3) 債権者および債務者は合意により、第三者による弁済を認めないものとするすることができる。

第7-1-2条（弁済者の処分権能）

(1) 弁済の目的物について所有権または処分能力を有しない者による弁済は、有効な弁済とされない。

(2) 弁済者が弁済の目的物について所有権を有していなかった場合には、更に有効な弁済をしな

い限り、その物を取り戻すことができない。但し、その物について所有権を有するものは、弁済受領者から自己の所有物を取り戻すことができる。

(3) 弁済者に弁済の目的物についての処分能力がなかった場合には、弁済者は弁済行為を取り消すことができる。この場合の弁済の目的物の返還については、第2項を準用する。

第7-1-3条（債権者の善意の消費・譲渡・善意取得）

(1) 第7-1-2条（弁済者の処分権能）第2項又は第3項の場合において、弁済の目的物が動産であった場合には、債権者が善意で弁済受領物を消費し、または譲渡したときは、弁済は有効とみなされ、弁済者は弁済の目的物の返還を請求することができない。

(2) 第1項の場合において、弁済の目的物について所有権を有する者は、弁済受領者が第3編第2-4-18条（動産所有権の善意取得）の規定によってその所有権を取得しない限り、目的物についての賠償を弁済受領者に請求することができる。但し、弁済の目的物の所有者に賠償した債権者は、その価額の弁償を債務者に請求することができる。

第7-1-4条（弁済受領権限）

(1) 弁済は、債権者その他弁済受領権限を有する者にしなければ効力を有しない。

(2) 債務者が弁済受領権限を有しない者に弁済した場合には、その債権者からの請求により再度弁済をしなければならない。但し、弁済者は、弁済を受領した無権限者から弁済物の返還を請求することができる。

第7-1-5条（差押えによる弁済受領権限の制限）

(1) 債権者は、その債権が裁判所の差押決定によって差押えられた場合には、その債務者からの弁済を受領する権限を有せず、また、債務者は、その債権者に弁済することができない。

(2) 弁済を禁止された債務者が自己の債権者に弁済した場合には、第7-1-4条（弁済受領権限）第2項を準用する。

第7-1-6条（債権者の準占有にした弁済）

(1) 真実の債権者ではないが債権者らしい外観を有する者にした弁済は、弁済者が弁済の相手方が真実の債権者であると信じた場合には、そのように信じたことについて重大な過失がない限り、有効な弁済として扱われる。

(2) 第1項の場合において、真実の債権者は債務者に再度の弁済を請求することはできない。但し、真実の債権者は、債務者から弁済を受領した者に対して、弁済物の引渡を請求することができる。

第7-1-7条（弁済の方法）

債務者は、債務の趣旨および信義誠実の原則に従って、弁済しなければならない。

第7-1-8条（一部弁済）

債権者は、債務の一部の弁済を受領する義務を有しない。但し、一部弁済であることを知りながら債権者がこれを受領した場合には、その範囲で有効な弁済となる。

第7-1-9条（代物弁済）

(1) 債務者が債権者の承諾を得て、本来負担していた給付に代えて他の給付をしたときは、その給付は弁済と同一の効力を有する。

(2) 債権者および債務者は、本来の給付に代えて他の給付をすることを合意することができる。この場合において債務者は、債権者に選択権が与えられている場合を除き、本来の給付または代物の給付のいずれかを選択して弁済することができる。

第7-1-10条（弁済の時期・期限前弁済）

(1) 債務者は、第4-1-3条（履行遅滞）各号に規定する履行期において弁済しなければならない。

(2) 債務者は、債権者の利益を害することがない限り、期限前に債務を弁済することができる。

第7-1-11条（弁済の時間）

債務者は、慣習および信義誠実の原則に照らし、通常の営業時間中に弁済しなければならない。

第7-1-12条（弁済の場所）

弁済をなすべき場所について、別段の合意がないときは、特定物の引渡は債権発生の時その物の存在していた場所においてすることを要する。その他の債務にあっては、債権者の現在の住所で弁済をしなければならない。

第7-1-13条（弁済の費用）

弁済の費用について別段の合意がないときは、その費用は債務者がこれを負担する。但し、債権者が住所の移転その他の行為によって弁済の費用が増加したときは、その増加額は債権者が負担する。

第7-1-14条（受取証書の交付）

弁済者は弁済受領者に対して受取証書の交付を請求することができる。

第7-1-15条（債権証書の返還）

債権の証書がある場合に、弁済者が債務の全部を弁済したときは、その証書の返還を請求することができる。

第7-1-16条（指定による充当）

(1) 債務者が同一の債権者に対して同種の目的を有する数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付が総債務を消滅させるに足りないときは、弁済者は給付の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。

(2) 弁済者が第1項の指定をしなかったときは、弁済受領者はその受領の時に、その弁済の充当をすることができる。但し、弁済者がその充当に対して直ちに異議を述べたときは法定充当による。

(3) 第1項及び第2項の場合において、弁済の充当は相手方に対する通知によってこれを行う。

第7-1-17条（法定充当）

弁済者および弁済受領者のいずれも弁済の充当をしなかった場合には、次の規定に従ってその弁済を充当する。

1 総債務中に弁済期が到来したものと同まだ弁済期が到来していなものがあるときは、弁済期が到来した債務を先にする。

2 全ての債務が弁済期にあるとき、あるいは全ての債務が弁済期にないときには、債務者にとって弁済の利益が大きいものを先にする。

3 債務者にとって弁済の利益が等しいときは、弁済期が先に到来したものまたは先に到来するものを先にする。

4 債務者にとって弁済の利益が同じで、かつ、弁済期が同じ複数の債務の間では、各債務の額に応じて弁済を充当する。

第7-1-18条（充当の順序：費用・利息・元本）

債務者が一個または数個の債務について、元本の外利息および費用を払う義務がある場合において、弁済者がその債務の全部を消滅させるに十分でない給付をしたときは、費用、利息および元本の順に充当しなければならない。但し、債権者と債務者の間で異なる契約がある場合にはそれに従う。

第7-1-19条（債権者が複数の場合の弁済充当）

第7-1-16条（指定による充当）、第7-1-17条（法定充当）および第7-1-18条（充当の順序：費用・利息・元本）の規定は、債務者が異なる複数の債権者に対する債務を負担している場合において、弁済がどの債務に当てられるべきかが明確でない場合について準用する。

第7-1-20条（弁済の提供の意味および基本的効果）

(1) 弁済の提供とは、債務者が弁済のために必要な給付の準備を完了し、債権者に受領を求めることを言う。

(2) 債務者が弁済の提供をしたにもかかわらず、債権者が弁済の受領のために必要な行為をしない場合には、債務者は債務不履行の責任を負わない。

(3) 利息を払うべき金銭債務の債務者が弁済を提供したにもかかわらず、債権者がこれを受領しない場合には、債務者は以後利息を支払うことを要しない。

第7-1-21条（弁済提供の方法）

弁済の提供は、債務の趣旨に従って、給付を現実に提供することで行わなければならない。ただし、債権者が予め弁済の提供の受領を拒んでいる場合、または債務者の債務の履行について債権者の行為が必要な場合には、弁済の準備をしたことを債権者に通知して受領を催告をすれば足りる。

第7-1-22条（提供の効果）

弁済の提供に対して債権者がこれを受領しなかった場合には、第7-1-20条（弁済の提供の意味および基本的効果）に規定された効果のほか次の効果が発生する。

1 双務契約において債務者が危険を負担している場合には、その危険は債権者に移転する。

2 双務契約においては、債権者が有していた同時履行の抗弁権が失われる。

3 債務者は、供託により債務を免れることができる。

第7-1-23条（受領遅滞）

(1) 債権者が予め受領を拒絶し、または弁済の提供があつたにもかかわらず、弁済を受領しなかったことについて、債権者に過失があるときは、債務者は、これによって被った損害の賠償を債権者に請求することができる。

(2) 債権者が弁済の提供を受領しないことが債権者の重大な義務違反となる場合には、債務者は契約を解除することができる。

第7-1-24条（供託）

(1) 債務者は、次のいずれかの場合に、債務の目的物を供託所に供託してその債務を免れることができる。

1 弁済者が弁済を提供したにもかかわらず、債権者が弁済の受領を拒みもしくは受領することができないとき

2 債務者の過失なくして誰が債権者であるかを知ることができないとき

(2) 債権者が供託を受諾せず、または供託を有効と有効と宣告する判決が確定しない間は弁済者は供託物を取り戻すことができる。この場合においては供託をしなかったものとみなす。但し、供託によって質権または抵当権が消滅した場合には、この限りでない。

(3) 供託に関する詳細は、供託法の定めるところによる。

第7-1-25条（自助売却権）

弁済の目的物が供託に適しない場合またはその物について滅失もしくは毀損のおそれがあるときは、弁済者は裁判所の許可を得て、これを競売し、その代金を供託することができる。その物の保管について過分の費用がかかる場合も同様である。

第4款 弁済による代位

第7-1-26条（弁済による代位）

(1) 弁済その他自己の出捐によって免責を得て、債務者に対して求償権を取得した者は、債権者の有していた債権その他一切の権利について、債権者に代位することができる。

(2) 第1項の場合、第9-1-3条（指名債権譲渡の対抗要件）の規定を準用する。

(3) 第6編第7-3-3条（求償要件）および第8-3-2条（求償の要件としての通知）に定める通知は、第2項の定める通知に代えることができる。ただし、第2項が準用する規定において確定日付のある証書が求められる場合には、本項に定める通知も確定日付のある証書によってなされなければならない。

第7-1-27条（代位の範囲・代位者相互の関係）

(1) 第7-1-26条（弁済による代位）の規定によって債権者に代位した者は、自己の権利に基づいて求償できる範囲内において、債権の効力および担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができる。ただし、債権者の有する契約上の地位に伴う権利は除く。

(2) 代位する者は、以下の各号の規定に従うことを要する。

1 保証人または物上保証人は、予め債務者の財産を対象とする先取特権、不動産質または抵当権の登記にその代位を付記しなければ、その先取特権、不動産質権または抵当権の目的不動産の第三取得者に対して債権者に代位しない。

2 債務者から担保目的物を得た第三取得者は保証人に対して債権者に代位しない。

3 債務者から担保目的物を得た第三取得者の一人は、各目的物の価格に応じて、債務者から担保目的物を得た他の第三取得者に対して債権者に代位する。

4 第3号の規定は、第6編第1-0-1条(物

上保証人および第三取得者の定義)の規定する物上保証人相互について準用する。

5 保証人と物上保証人との間においては、その頭数に応じて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が複数いる場合には、保証人の負担部分を除き、その残額について、各担保目的物の価格に応じて債権者に代位する。

第7-1-28条（一部代位）

(1) 債権の一部について代位弁済がなされた場合には、代位者は、弁済した価額に応じて債権者とともその権利を行う。ただし、代位者がその権利を行使するにあたっては、債権者の承諾を必要とし、また、債権者の求めがあれば、債権の残額の限度で、当該権利または順位を債権者に無償で譲渡しなければならない。

(2) 第1項の場合において、債務不履行を理由とする契約の解除は、債権者のみが行うことができる。ただし、代位者に対してはその者が弁済した価額およびその利息を償還しなければならない。

第7-1-29条（代位弁済と債権証書・担保物）

(1) 代位弁済によって全部の弁済を受けた債権者は、債権に関する証書および占有をしている担保物を代位者に交付しなければならない。

(2) 債権の一部について代位弁済がなされた場合においては、債権者は、その債権証書に代位を付記するとともに、占有している担保物の保存を監督させなければならない。

第7-1-30条（代位者のための担保保存義務）

第7-1-26条（弁済による代位）の規定によって代位をすることができる者がいる場合において、債権者が故意または過失によってその担保を喪失または減少したときは、代位をすることができる者はその喪失または減少によって償還を受けることができなくなった限度において、その責任を免れ、または損害賠償を請求することができる。

第2節 相殺

第7-2-1条（法定相殺および相殺契約の意味および要件）

(1) 相殺とは、二人が互いに同種の目的を有する債務を有する場合に、対当額で債務を消滅させることをいう。

(2) 相殺をするには、双方の債務が弁済期にななければならない。

(3) 当事者は、同種の目的を有しない債務を相互に消滅させる相殺契約を締結することができる。ただし、その特約を知らない第三者の権利を害することができない。

第7-2-2条（相殺の方法）

(1) 相殺は、当事者の一方から他方に対する相殺の意思表示によって行う。

(2) 相殺の意思の表明には、停止条件を付けることができるが、解除条件または期限を付けることができない。

第7-2-3条（相殺の効果の発生時期）

相殺の要件を満たす場合において、相殺の意思表示がなされたときは、相殺による債務消滅の効果は、債務が互いに相殺をするに適した状態になった当初に遡って、生じる。

第7-2-4条（相殺の制限）

(1) 債務の一方または双方がその性質上相殺を許さないものであるときは、相殺をすることができない。

(2) 当事者が相殺をしない旨の特約をした場合には、各債務者は相殺をすることができない。但し、相殺の禁止の特約を善意の第三者に対して主張することはできない。

第7-2-5条（抗弁権の付着した債権による相殺）

(1) 相殺の意思表示をする当事者の有する債権に相手方の抗弁権が付いている場合には、相殺をすることができない。

(2) 時効または権利行使の期間を過ぎた債権が、これらの期間満了以前において他方の債権と相殺に適した状態にあったときは、その債権者は相殺をすることができる。

第7-2-6条（不法行為から生じた相手方の債権との相殺）

相手方に対して不法行為によって生じた債務を負う債務者は、相殺によってこの債務の消滅を主張することができない。

第7-2-7条（差押禁止債権）

債権が差押禁止債権である場合には、その債務者は相殺によってこの債権の消滅を主張することができない。

第7-2-8条（差押えられた債権）

(1) 債権が第三者によって差押えられた場合には、その債務者は、その差押前に取得した相手方に対する債権でその弁済期が到来したときに相殺をすることができる。ただし、相殺を主張する債務者が相手方に対して有する債権の弁済期が相手方の債権の弁済期よりも後に到来する場合は、この限りでない。

(2) 当事者が相殺の対象となる両債権の弁済期の先後にかかわらず相殺できる旨の特約をした場合には、第1項但書は適用しない。

第7-2-9条（相殺充当）

一方または双方が相殺に適する複数の債務を有する場合には、相殺をしようとする者は、どの債務とどの債務が相殺によって消滅するかを指定することができる。本条第1文の指定なしになされた相殺については、弁済の充当に関する規定を準用する。

第3節 免除

第7-3-1条（単独行為としての免除）

債権者が債務者に対して債務を免除する意思表示したときは、これによって債権は消滅する。

第7-3-2条（一部免除）

債権者は債務の一部のみを免除することができる。

第7-3-3条（免除が制限される場合）

債権が第三者によって差押えられ、またはその他の事由により債権者の処分権限が制限されているときは、債権者は債務の免除をすることができない。

第4節 更改

第7-4-1条（更改の定義）

(1) 更改とは、債権者および債務者の間において、もとの債務を消滅させ、それに代えて新たな債務を成立させる契約をいう。

(2) 第1項の更改契約の効力が生じたときは、もとの債務は消滅する。

第7-4-2条（旧債務の不消滅）

更改によって生じた債務が不法の原因のため、または当事者の予期でない事由により成立せず、または取り消されたときは、旧債務は消滅しない。

第7-4-3条（担保の移転）

(1) 旧債務の担保のために設定された質権、抵当権その他の担保は、更改契約の当事者の合意により、旧債務の範囲内において新債務の担保のために移転させることができる。但し、第三者の提供した担保は、その承諾がなければ移転しない。

(2) 準消費貸借においては、第1項第1文の合意があったものと推定する。

第5節 混同

第7-5-1条（債権および債務の混同）

(1) 債権と債務が同一人に帰属するときは、その債権および債務は混同により消滅することを言う。

(2) 第1項にいう債権が第三者の権利の目的と

なっているときは、その債権は混同によって消滅しない。

第8章 消滅時効

第8-0-1条（債権消滅時効の定義）

債権消滅時効とは、債権者が一定期間権利を行使しなかったことに基づいて債権を消滅させることをいう。

第8-0-2条（債権消滅時効の起算点）

債権消滅時効はその債権を行使することができる時から進行する。

第8-0-3条（債権一般の消滅時効期間）

債権の消滅時効期間は、本法又は他の法令に別段の定めがある場合を除き、5年とする。

第8-0-4条（短期消滅時効期間）

生産者及び商人が非商人に売却した商品の代価及び提供した役務の対価に関する債権については、消滅時効期間は2年とする。

第8-0-5条（確定債権の消滅時効期間）

(1) 確定判決又は裁判上の和解その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定された債権は、5年より短い時効期間の定めがあるものについても、消滅時効期間は債権が確定した時から5年とする。

(2) 第1項の規定は、確定の当時まだ弁済期が到来していなかった場合には、適用しない。

第8-0-6条（債権消滅時効の遡及効）

債権消滅時効の効力はその起算日に遡って生ずる。

第8-0-7条（債権消滅時効の援用）

(1) 裁判所は当事者が債権消滅時効を援用するのでなければ、債権消滅時効によって裁判をすることができない。

(2) 債権消滅時効は、債務者のほか、連帯債務者、保証人、第6編第1-0-1条（物上保証人および第三取得者の定義）で定める物上保証人および第三取得者その他債権消滅時効を援用するにつき法律上正当の利益を有する者のみが援用することができる。

(3) 債務者が債権消滅時効を援用したときは、第三者もその消滅時効の利益を受ける。債務者以外の援用権者が債権消滅時効を援用したときは、その援用の効果は債権者と債権消滅時効を援用した者との間においてのみ生ずる。

第8-0-8条（債権消滅時効の利益の放棄）

債権消滅時効の利益をあらかじめ放棄することはできない。すでに完成した債権消滅時効の利益は放棄することができる。

第8-0-9条（債権消滅時効の利益の放棄の効果及ぶ者の範囲）

債権消滅時効の利益の放棄は債権者と放棄をした援用権者の間においてのみ効力を有する。

第8-0-10条（債権消滅時効の中断事由）

債権消滅時効は次に掲げる事由によって中断する。

- 1 裁判上の請求、破産手続き参加又はこれらに準ずる権利行使
- 2 執行行為又は保全処分行為
- 3 一部弁済、利息の支払、担保の提供又はその他の方法による承認

第8-0-11条（債権消滅時効の中断の効果及ぶ者の範囲）

債務者に対して債権消滅時効の中断が生ずれば、他の者もその中断の効果を否認することはできない。債務者以外の援用権者に対して債権消滅時効の中断が生じたときは、その中断の効果は債権者とその援用権者の間においてのみ生ずる。

第8-0-12条（裁判上の請求）

裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、債権消滅時効の中断の効力を生じさせない。

第8-0-13条（執行処分又は保全処分の取消し）

権利者の申立てにより又は法律上の要件の欠如により執行処分又は保全処分が取り消されたときは、執行行為又は保全処分行為による債権消滅時効の中断は生じなかったものとみなす。

第8-0-14条（債務者以外の者に対して行われた執行行為又は保全処分行為）

債務者以外の者に対して行われた執行行為又は保全処分行為は、それが債務者に通知された場合にのみ、債務者に対して債権消滅時効の中断を生じさせる。

第8-0-15条（中断後の債権消滅時効の進行）

(1) 中断した債権消滅時効はその中断の事由が終了した時から新たに起算する。

(2) 裁判上の請求によって中断した債権消滅時効は裁判の確定した時から新たに起算する。

第8-0-16条（催告及び裁判上の催告による完成停止）

(1) 債権消滅時効の期間満了前6ヶ月内において権利者が催告したときは、催告の時から6ヶ月

内は、この者に対して債権消滅時効は完成しない。ただし、権利者が再び催告をしても、再度の催告によっては、債権消滅時効の完成を遅らせることはできない。

(2) 訴えの却下又は取下げにより裁判上の請求が中断の効力を生じさせなかった場合においても、訴状が相手方に送達された時点から訴えの却下又は取下げに至るまでは継続して催告していたものとみなす。この場合、訴えの却下又は取下げの後6ヶ月内は、この者に対して債権消滅時効は完成しない。

(3) 権利者が訴訟において被告としてその権利を主張したときには、その時点から訴訟係属中は継続して催告していたものとみなす。この場合、その訴訟の判決確定後6ヶ月内は、この者に対して債権消滅時効は完成しない。

第8-0-17条(未成年者又は成年被後見人に対する権利の債権消滅時効の完成停止)

債権消滅時効の期間満了前6ヶ月内において未成年者又は成年被後見人に法定代理人がいなく、その者が能力者となり又は法定代理人が就職した時から6ヶ月内は、この者に対して債権消滅時効は完成しない。

第8-0-18条(夫婦間の権利の債権消滅時効の完成停止)

夫婦の一方が他方に対して有する権利については、婚姻解消の時より6ヶ月間は債権消滅時効は完成しない。

第8-0-19条(天災事変による債権消滅時効の完成停止)

債権消滅時効の期間満了前6ヶ月内において権利者が天災その他の不可抗力により債権消滅時効を中断することができないときは、その不可抗力の止んだ時より6ヶ月間は債権消滅時効は完成しない。

第8-0-20条(債権消滅時効にかかった権利の満足のための給付)

債権消滅時効期間を過ぎた債権の満足のために給付されたものは、債権消滅時効期間を過ぎたことを知らずに給付したときにおいても、返還を請求することができない。

第8-0-21条(債権又は所有権以外の財産権の消滅時効)

債権又は所有権以外の財産権の消滅時効期間は、本法又は他の法令に別段の定めがある場合を除き、15年とする。債権又は所有権以外の財産権の消滅時効については、債権消滅時効に関する規定を準用する。

第9章 債権譲渡および債務引受

第1節 債権譲渡

第9-1-1条(債権の譲渡可能性と譲渡禁止の特約)

(1) 債権は、その性質が譲渡を許さないものでない限り、これを譲渡することができる。この場合に、譲受人は新たな債権者となる。

(2) その性質が譲渡を許す債権であっても、当事者の意思表示によってその譲渡を禁止することができる。

(3) 第2項の意思表示は、そのことを知らない第三者に対抗することができない。ただし、第三者に重大な過失のあるときは、この限りでない。

第9-1-2条(債権譲渡の成立)

債権譲渡は債権を譲渡しようとする債権者と譲受人との間の合意のみによって効力を生ずる。ただし、債権譲渡を債務者および第三者に対抗するためには、第9-1-3条(指名債権譲渡の対抗要件)に定める対抗要件を具備しなければならない。

第9-1-3条(指名債権譲渡の対抗要件)

(1) 指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者にこれを通知し、または債務者が譲渡人または譲受人に対してこれを承諾するのでなければ、債務者その他の第三者にこれを対抗することができない。

(2) 第1項の通知または承諾は、確定日付ある証書によってしなければならない。債務者以外の第三者に対抗することができない。

第9-1-4条(複数の債権譲渡の優劣)

(1) 1個の債権について、数個の譲渡が行われた場合には、その優劣は、確定日付ある証書による通知が債務者に到達した時点または債務者が確定日付ある証書による承諾をした時点の前後による。この場合に、債務者は、優先する譲受人に債務を弁済しなければならない。

(2) 第1項の場合において、通知の到達または承諾の前後を明らかにすることができないときは、同時に到達し、または承諾したものとみなす。この場合に、各譲受人は譲り受けた債権の全部の弁済を債務者に請求することができる。債務者が債権者の1人に債務を弁済したときは、債務は消滅する。

(3) 第2項の場合に、債務者は、債務の目的物を供託して債務を免れることができる。

第9-1-5条(通知および承諾の効果)

(1) 債務者が異議をとどめないで第9-1-3条(指名債権譲渡の対抗要件)の承諾をしたときは、譲渡人に対抗することのできた事由があったとしても、これを譲受人に対抗することはできない。

い。ただし、債務者がその債務を消滅させるために譲渡人に払い渡したものがあるときは、それを取り返し、また譲渡人に対して負担した債務があるときは、これを成立しなかったものとみなすことを妨げない。

(2) 譲渡人が譲渡の通知をしたにとどまるときは、債務者はその通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

第9-1-6条（証券的債権の譲渡）

指図債権その他債権を表章する証券が発行される債権の譲渡については、特別法の定めるところによる。

第2節 債務引受

第9-2-1条（債務引受の可能性）

(1) 債務者以外の第三者が履行することが可能な債務は、第三者がこれを引き受けることができる。

(2) 当事者は、意思表示によって第三者が債務を引受けることを禁止することができる。

第9-2-2条（債務引受の成立）

債務引受は、債務者と引受人との間の合意または債権者と引受人との間の合意によってその効力を生ずる。

第9-2-3条（債権者の権利）

(1) 債権者は、債務引受がなされた場合であっても、債務者に対する権利を失わない。この場合において、債務者および引受人は、債権者に対して、連帯して債務を負担する。

(2) 債務引受の引受人は、債権者の同意を得て債務者を免責することができる。

第9-2-4条（債務引受における抗弁）

債務引受がなされた場合には、引受人は債務引受がなされるまでの間に債務者が有していた事由を債権者に対抗することができる。

第9-2-5条（履行の引受）

債務者と引受人の間の合意によって、引受人が債務を引き受けることなく、その履行を引き受けたにとどまるときは、債権者は、引受人に対して債務の履行を請求することはできない。

第3節 契約上の地位の譲渡

第9-3-1条（契約上の地位の譲渡）

(1) 他の者と契約を締結している者は、その契約上の地位を第三者に譲渡することができる。た

だし、その契約の性質上その譲渡が不可能である場合はこの限りでない。また、契約当事者は合意によって契約上の地位の譲渡を禁止することができる。この場合に、債権譲渡に関する第9-1-1条（債権の譲渡可能性と譲渡禁止の特約）第3項を準用する。

(2) 契約上の地位の譲渡がその契約の相手方に著しい不利益をもたらす場合には、契約上の地位を譲渡しようとする者は、その譲渡について契約の相手方の同意を得なければならない。

第9-3-2条（契約上の地位の譲渡の成立）

契約上の地位の譲渡はそれを譲渡しようとする契約当事者の一方と譲受人との間の合意のみによって効力を生ずる。ただし、その譲渡を契約当事者の他方および第三者に対抗するためには、債権譲渡に関する第9-1-3条（指名債権譲渡の対抗要件）に定める対抗要件を具備しなければならない。

第9-3-3条（契約上の地位の譲渡の効果）

契約上の地位の譲渡がなされた場合には、特段の意思表示がない限り、譲渡人が有していた一切の権利義務が譲受人に移転する。この場合に、債権譲渡に関する第9-1-5条（通知および承諾の効果）および債務引受に関する第9-2-4条（債務引受における抗弁）を準用する。

第5編 各種契約・不法行為等

第1章 売買

第1節 総則

第1-1-1条（売買の定義）

売買とは、売主と呼ばれる当事者の一方の者が所有権その他の財産権を買主と呼ばれる相手方に移転する義務を負い、買主が売主にその代金を支払う義務を負う契約をいう。

第1-1-2条（売買契約の成立）

売買契約は、法律に特別の定めがある場合を除いて、当事者の合意のみによって成立する。ただし、当事者は、公正証書又は私署証書の作成を契約成立の条件とすることができる。

第1-1-3条（売買一方の予約）

(1) 売却又は買受けの一方のみの予約をした場合には、相手方が予約者に対して売買を完結する意思表示した時から、売買の効力を生ずる。

(2) 第1項の意思表示をするための期間が定められていないときは、予約者は、相当の期間を定めて、その期間内に売買を完結するか否かの意思表示をするよう相手方に催告することができる。

もし、相手方が、その期間内に意思を表示しない場合には、予約はその効力を失う。

第1-1-4条 (手付)

買主が売主に手付を与えたときは、買主はその手付を放棄し、売主は手付金額の2倍の額を償還して、売買契約を解除することができる。ただし、相手方が履行に着手した後は、契約を解除することができない。

第1-1-5条 (試味売買)

(1) 購入する前に試味することが慣行となっている物の売買は、買主が試味をして承諾をした時に成立する。

(2) 買主が承諾をするための期間が定められていない場合には、売主は、相当の期間を定めて、その期間内に承諾するか否かを確答するよう買主に催告をすることができる。買主がその期間内に確答をしないときは、買主は売買契約の締結を拒絶したものとみなす。

第1-1-6条 (試用売買)

(1) 試用売買においては、買主が試用期間内に承諾した時、又は買主が何らの意思も表明しないまま試用期間を経過した時に、売買契約の効力が生ずる。買主が目的物の引取を拒絶した場合には、売買契約は成立しなかったものとみなされる。

(2) 契約において試用期間が定められていない場合には、売主は、相当の期間を定めて、その期間内に承諾するか否かを確答するよう買主に催告をすることができる。買主がその期間内に確答をしないまま目的物の試用を続けたときは、買主は承諾をしたものとみなす。

第1-1-7条 (売買代金)

(1) 契約当事者は、契約において、売買の対価に関する金額又は金額の決定方法を定めなければならない。

(2) 売買代金の額は、ある商品の現在又は将来の市価をもって決定することも、両当事者の指定する方法により選ばれた第三者の評価に委ねることもできる。第三者の評価が錯誤に基づくものである場合、又は明らかに公平に反する場合には、それによって損失を被る契約当事者が、その評価に対して異議を申し立てることができる。

(3) 契約当事者は、元本額を示すことによって、又は無期若しくは終身の定期金を支払うものとするをもつて、代金額を定めることができる。ただし、第2項の規定に従って第三者が代金額を評価する場合は、当事者が明示的に権限を付与した場合を除いて、元本額を示すことによってこれを定めなければならない。

第1-1-8条 (売買の費用)

証書作成の費用その他売買契約の締結に関する費用は、当事者間に別段の定めがない限り、当事者双方が平分して負担する。

第1-1-9条 (有償契約一般への準用)

本第1章(売買)の規定は売買契約以外の有償契約に準用する。

第2節 売買契約の当事者と目的物

第1-2-1条 (売買契約の当事者)

法律が禁止する場合を除き、すべての人及び法人は、売却し、又は買い受けることができる。

第1-2-2条 (買主となることができない者 (1))

(1) 法律上、裁判上又は契約上の財産管理人は、自分自身でも、第三者を介しても、売却を任された財産の買主となることができない。

(2) 第1項の規定は、強制売却の実行又は管理を任された公務員についても準用される。

(3) 第1項又は第2項に違反する売買については、売却前の所有者又はその相続人若しくはその所有者の承継人のみが、これを取り消すことができる。

第1-2-3条 (買主となることができない者 (2))

(1) 判事、検事、裁判所書記その他の裁判所職員は、自分自身でも、第三者を介しても、その職務を行う裁判所において係争中の物又は権利の買主となることができない。

(2) 第1項の規定は、弁護士及び公証人が自らの受任した事件に係る物又は権利の買主となる場合についても準用される。

(3) 第1項又は第2項に違反する売買については、売主、権利を争う相手方又はその双方の相続人若しくは承継人のみが、これを取り消すことができる。

第1-2-4条 (売却することができるもの)

性質上譲渡することができないもの、又は法律によって譲渡が禁止されているものを除いて、すべての物又は権利は、将来のものであっても、売買契約の目的とすることができる。

第3節 売買契約の効力

第1-3-1条 (所有権の移転)

(1) 売買契約における目的物の所有権の移転は、第3編第1-3-1条(合意による物権変動)、第1-3-2条(物権変動の対抗要件)、第2-4-1条(不動産所有権の取得)及び第2-4-1-2条(動産所有権の取得)の定める一般原則に従う。

(2) 売買契約の目的が所有権以外の財産権であ

る場合には、それぞれの権利の移転は、それらの権利の移転に関する一般原則に従う。

第1款 売主の義務

第1-3-2条（売主の説明義務）

売主は、買主に対して、自分が負う義務の内容、売買の目的となった物又は権利をめぐる法律関係特に不動産の売却の場合の権利内容、負担、境界等について、明確に説明する義務を負う。

第1-3-3条（売主の一般的な義務）

売主は、契約及びこの法律の定めるところに従って、買主に対し、売却した財産権を移転させる義務、売却物を引き渡す義務、引渡まで売却物を保管する義務及び権利の証明に必要な証書を交付する義務を負う。

第1-3-4条（他人の権利の売主の義務と担保責任）

(1) 他人の権利をもって売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して、これを買主に移転する義務を負う。

(2) 第1項の場合において、売主が売買の目的となった権利を取得して買主に移転することができないときは、買主は、契約を解除することができる。この場合、契約の当時その権利が売主に属さないことを知らなかった買主は、損害賠償を請求することもできる。

第1-3-5条（他人の権利の売主の契約解除権）

(1) 契約の当時に売買の目的となった権利が自分に属しないことを知らなかった売主は、その権利を取得してこれを買主に移転することができないときは、損害を賠償して契約を解除することができる。

(2) 第1項の場合において、買主が契約の当時に売買の目的となった権利が売主に属しないことを知っていたときは、売主は、損害賠償をすることなしに、契約を解除することができる。

第1-3-6条（権利の一部が他人に属する場合の担保責任）

(1) 売買の目的となった権利の一部が他人に属し、売主がその部分を取得して買主に移転することができないときは、買主は、その部分の割合に応じて、代金の減額を請求することができる。

(2) 第1項の場合において、買主が契約締結時において、一部が売主に属さないことを知らず、かつ残りの部分だけならば買主がこれを買わなかったであろうと認められるときは、買主は、契約を解除することができる。

(3) 第1項又は第2項の場合において、契約の当時その部分が売主に属さないことを知らなかつ

た買主は、損害賠償を請求することもできる。

(4) 第1項、第2項及び第3項に定める権利は、買主が契約の当時に売買の目的となった権利の一部が売主に属しないことを知らなかった場合には事実を知った時から、契約の当時に売買の目的となった権利の一部が売主に属しないことを知っていた場合には契約の時から、1年以内に、これを行使しなければならない。

第1-3-7条（用益物権等がある場合の担保責任）

(1) 売買の目的物に第三者のための永借権、用益権、使用権、居住権、地役権、賃借権、留置権又は質権が存在し、そのために買主が目的物の全部又は一部を使用又は収益することができない場合には、契約締結の時にその権利の存在を知らなかった買主は、売主に対して損害賠償を請求することができる。

(2) 第1項の場合において、その権利が存在するために契約をなした目的を達することができないときは、契約締結の時にその権利の存在を知らなかった買主は、契約を解除することもできる。

(3) 売買の目的となった不動産のために存在するとされていた地役権が存在しなかったときも、第1項及び第2項と同様である。

(4) 第1項、第2項及び第3項の場合において、契約の解除又は損害賠償の請求は、買主が事実を知った時から1年以内に、しなければならない。

第1-3-8条（担保物権がある場合の担保責任）

(1) 売買の目的となった不動産の上に先取特権、債権者が使用収益をしない旨の定めがある質権又は抵当権があった場合においては、その権利が行使されることによって買主がその所有権を失ったときに、その買主は、契約を解除することができる。

(2) 買主は、所有権を保存するために出捐をした場合には、売主に対して、その出捐の償還を請求することができる。

(3) 第1項及び第2項のいずれの場合においても、買主が損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

第1-3-9条（強制売却における担保責任）

(1) 強制売却の買受人は、第1-3-4条（他人の権利の売主の義務と担保責任）ないし第1-3-8条（担保物権がある場合の担保責任）の規定に従って、債務者に対して契約の解除をなし、又は代金の減額を請求することができる。

(2) 第1項の場合において、債務者が無資力であるときは、買受人は、代金の配当を受けた債権者に対して、その代金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(3) 第1項又は第2項の場合において、債務者が権利が存在しないことを知りながら強制売却実

施機関に申し出ず、又は債権者がそれを知りながら強制売却を請求したときは、買受人は、それらの者に対して損害賠償の請求をすることができる。

第1-3-10条（債権の売主の担保責任）

(1) 債権の売主は、その債権が存在することについて、責任を負う。

(2) 債権の売主が債務者の資力を担保したときは、契約の当時の債務者の資力を担保したものと推定する。

(3) 弁済期が到来していない債権の売主が債務者の将来の資力を担保したときは、弁済の期日における債務者の資力を担保したものと推定する。

第1-3-11条（担保責任の免除又は制限の合意）

第1-3-4条（他人の権利の売主の義務と担保責任）ないし第1-3-10条（債権の売主の担保責任）の規定によって売主が負う担保責任を免除又は制限する旨の合意をしたときでも、売主は、知りながら告げなかった事実及び自らが第三者のために設定又は譲渡した権利については、責任を免れることができない。

第1-3-12条（瑕疵なき物の引渡義務）

(1) 売主は、買主に対して、瑕疵のない物を引き渡す義務を負う。

(2) 当事者が別段の定めをしている場合を除き、買主に引き渡された物が以下のいずれかに該当する場合には、その物には瑕疵があるものとする。

1 契約で定められた数量、品質および性質に適合しないとき。

2 売主が買主に見本として示した物と数量、品質又は性質が異なるとき。

3 契約締結時に売主に対して明示的又は黙示的に知らされていた用法に適合しないとき。

4 同種の物の通常の方法に適合しないとき。

5 同種の物にとって通常の方法により、又はその物を保護するのに適した方法によって梱包されていないとき。

第1-3-13条（瑕疵担保責任）

(1) 危険が買主に移転した時に売買の目的物に瑕疵が存在した場合には、その瑕疵が危険移転後に明らかになった場合であっても、売主は、契約及びこの法律の定めるところに従って、代替りの物の引渡、瑕疵の補修、契約の解除又は代金の減額の責任を負う。

(2) 売主は、第1項に定めた時よりも後に発生した瑕疵であっても、それが売主の義務違反に起因するものである場合には、第1項と同様の瑕疵担保責任を負う。

(3) 売主が、引渡後の一定の期間につき通常の目的若しくは特定の目的に適合すること又は特別の品質若しくは性質を保持することを保証してい

た場合に、その保証に違反があったときも、同様に瑕疵担保責任を負う。

(4) 買主が、売買契約を締結する時に、目的物に瑕疵があることを知っていた場合および知らないことに重大な過失があった場合には、売主は、その瑕疵については、瑕疵担保責任を負わない。

第1-3-14条（売主の治癒権）

(1) 売主が、引渡をなすべき期日前に瑕疵ある物を引き渡した場合には、買主に不当な不利益を与えない限り、その期日までに瑕疵を治癒することができる。ただし、買主は、損害賠償請求権の行使を妨げられない。

(2) 売主は、引渡期日後であっても、買主に不当な不利益を与えない限り、自己の費用により、すべての瑕疵を治癒することができる。ただし、買主は、解除権及び損害賠償請求権の行使を妨げられない。

第1-3-15条（追完請求権）

(1) 買主は、売主に対して、その義務の履行を請求することができる。ただし、買主が、この請求と両立し得ない救済を求めている場合は、この限りでない。

(2) 目的物に瑕疵がある場合は、買主は、売主に対して、瑕疵のない代替物の引渡を請求することができる。ただし、売主が同種の物を調達することが、すべての状況に照らして不合理な負担を生ずる場合には、この限りでない。

(3) 目的物に瑕疵がある場合は、買主は、売主に対して、目的物の修繕を請求することができる。ただし、売主が目的物を修繕することが、すべての状況に照らして不合理な負担を生ずる場合には、この限りでない。

(4) 買主は、売主による義務の履行のために、合理的な長さの付加期間を定めることができる。この期間内に履行しない旨の通知を売主から受領した場合を除き、買主は、この期間中、契約違反についての救済を求めることができない。ただし、買主は、本来の期日に履行が遅滞したことによる損害賠償請求権を失うことはない。

第1-3-16条（買主の契約解除権）

引き渡された物に瑕疵があるために売買契約を締結した目的を達することができない場合には、買主は、その契約を解除することができる。

第1-3-17条（代金減額請求権）

引き渡された物に瑕疵がある場合には、代金が既に支払われているか否かにかかわらず、買主は、引渡時において瑕疵なき物の価値に対して引き渡された物の価値が有した割合に応じて、代金の減額を請求することができる。ただし、第1-3-15条（追完請求権）に従って売主が瑕疵を治癒

した場合又は売主による瑕疵の治癒の申入れを買主が正当な理由なく拒絶した場合には、買主は、代金の減額を請求することができない。

第1-3-18条（買主の損害賠償請求権）

買主は、第1-3-15条（追完請求権）ないし第1-3-17条（代金減額請求権）に定める権利を行使せず、又は、これらの権利を行使するとともに、第4編第4章第3節（損害賠償）の規定に従って損害賠償の請求をすることを妨げられない。

第1-3-19条（土地の面積の過不足に関する特則）

(1) 特定の土地について、その全面積を指示し、かつ、単位面積あたりの代価を定めて売買が行われたにもかかわらず、現実の面積が指示された面積に不足している場合は、当事者間に別段の合意がない限り、買主は、売主に対して、第1-3-15条（追完請求権）ないし第1-3-18条（買主の損害賠償請求権）の規定に従って、不足分の給付、不足面積に応じた代金の減額又は契約の解除および損害賠償を請求することができる。

(2) 特定の土地について、その全面積を指示し、かつ、単位面積あたりの代価を定めて売買が行われたにもかかわらず、現実の面積が指示された面積を超過している場合は、当事者間に別段の合意がない限り、面積超過を知らず、かつ、知らなかったことについて過失のない売主は、買主に対して、その超過面積に応じて代金の増額を請求することができる。

(3) 特定の土地について、その全面積を指示し、かつ、その全部についての価格のみを定めて売買が行われた場合においては、面積に不足があったとしても、買主は、売主に対して、不足分の給付、不足面積に応じた代金の減額、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、売主が面積不足を知っていた場合、売主が面積を保証した場合又は不足面積が20分の1を超える場合には、この限りでない。

(4) 特定の土地について、その全面積を指示し、かつ、その全部についての価格のみを定めて売買が行われた場合においては、現実の面積が指示された面積を超過しているとしても、売主は、代金増額の請求をすることができない。ただし、その超過が20分の1を超えており、売主がそのことを知らず、かつ知らなかったことについて過失がない場合には、この限りでない。

(5) 売主が第2項又は第4項に基づいて代金の増額を請求する場合においては、買主は、契約を解除することができる。

第1-3-20条（権利行使期間）

(1) 第1-3-15条（追完請求権）ないし第

1-3-17条（代金減額請求権）及び第1-3-19条（土地の面積の過不足に関する特則）に定める権利は、1年の期間内に行使しなければならない。ただし、第1-3-19条（土地の面積の過不足に関する特則）第1項及び第3項ただし書きの損害賠償請求権については、第4編第8-0-3条（債権一般の消滅時効期間）の定めるところによる。

(2) 第1項第1文の期間は、買主については瑕疵及び損害の事実を知り、又は知るべきであった時から、売主については契約の時から起算する。

第1-3-21条（瑕疵担保責任の免除又は制限の特約）

第1-3-13条（瑕疵担保責任）以下の規定によって売主が負う瑕疵担保責任を免除又は制限する旨の合意があるときでも、売主は、知りながら告げなかった瑕疵については、責任の免除又は制限を主張することができない。

第1-3-22条（目的物引渡の義務）

(1) 売主は、目的物を、契約で定められた時期に、契約で定められた場所において、買主に引き渡す義務を負う。

(2) 引渡の期日が定められていないときは、買主が引渡を求めた時に、売主は目的物を買主に直ちに引き渡す義務を負う。

(3) 引渡の場所が定められていないときは、売主は、特定物の売買においては契約締結の当時その物が存在した場所において、その他の場合には買主の住所地において、目的物を引き渡さなければならない。

(4) 引渡の費用は、特段の合意がない限り、売主が負担する。ただし、買主の住所の変更その他の行為によって引渡の費用が増加した場合には、その増加額は買主が負担する。

第1-3-23条（引渡の方法）

物の引渡は、第3編第3-1-3条（占有の移転）の定めるところに従って、目的物の現実の引渡、簡易の引渡、指図による占有移転又は占有改定の方法によって行う。不動産の引渡は、建物の鍵の交付又は権原証書によって行うことができる。

第1-3-24条（同時履行の抗弁権及び不安の抗弁権）

(1) 売主は、買主が代金支払債務につき弁済の提供をするまでは、目的物の引渡を拒むことができる。ただし、買主の債務が弁済期にないとき又は引渡債務を先に履行する合意があるときは、この限りでない。

(2) 売主は、代金の支払いのために期限を許与した場合であっても、買主が売買契約後に破産し、若しくは無資力となり、又は売買契約前の無資力

を隠していたときは、引渡を拒絶することができる。ただし、買主が担保を提供し又は不安を解消する措置を講じた場合にはこの限りでない。

第1-3-25条（目的物保管の義務）

(1) 特定物の売主は、その物を買主に引き渡すまで、善良な管理者としての注意をもって、その物を保管しなければならない。不特定物が特定した後も同様である。

(2) 売主は、第1項の注意義務を怠ったために目的物が滅失又は毀損したときは、契約及びこの法律の第4編第4章第3節（損害賠償）の定めるところに従って、買主に対して責任を負う。

第1-3-26条（果実の取得権）

売買の目的物が、買主に引き渡される前に、天然果実を生じたときは、当事者間に別段の合意がない限り、その果実は売主のものとする。賃料その他の法定果実を生じたときも同様である。

第2款 買主の義務

第1-3-27条（買主の一般的な義務）

買主は、売主に対して、約定した代金を支払い、買い受けた物を引き取る義務を負う。

第1-3-28条（代金支払いの義務）

(1) 買主は、契約で定められた時期に、契約で定められた場所で、契約で定められた代金を支払う義務を負う。

(2) 売買の目的物の引渡につき期限が定められているときは、代金の支払いについても、同一の期限が定められたものと推定する。

(3) 引渡の期日も代金支払の期日も定められていない場合には、売主が支払いを求めた時に、買主は直ちに代金を支払う義務を負う。

(4) 契約において代金支払いの場所が定められていない場合において、目的物の引渡と同時に代金を支払うべきときは、その引渡の場所において代金を支払うことを要する。

第1-3-29条（代金の利息）

買主は、代金支払債務の履行が遅滞している場合であっても、目的物の引渡があるまでは遅延損害金を支払う必要がない。

第1-3-30条（売買の目的物について第三者が権利を主張する場合の代金支払拒絶権）

(1) 売買の目的物について権利を主張する者があり、買主が買い受けた権利の全部又は一部を失うおそれがあるときは、買主は、その危険の程度に応じて、代金の全部又は一部の支払を拒むことができる。ただし、売主が相当の担保を提供したときは、この限りでない。

(2) 第1項の場合、売主は、買主に対して、代金を供託するように請求することができる。

第1-3-31条（同時履行の抗弁権及び不安の抗弁権）

(1) 買主は、売主がその債務につき弁済の提供をするまでは、代金の支払いを拒むことができる。ただし、売主の債務が弁済期にないとき又は代金支払債務を先に履行する合意があるときは、この限りでない。

(2) 買主は、売主の債務の履行のために期限を許与した場合であっても、売主が債務の履行をしないおそれが顕著であるときは、代金の支払いを拒絶することができる。ただし、売主が担保を提供し又は不安を解消する措置を講じた場合にはこの限りでない。

第1-3-32条（引取義務の遅滞）

(1) 買主が引取義務を遅滞した場合には、売主は、第4編第4章第3節（損害賠償）及び第4節（契約の解除）の定めるところに従って、損害賠償を請求し又は契約を解除することができる。

(2) 第1項の場合において、売主の過失によらずに目的物が滅失又は毀損したときには、買主がその危険を負担する。

(3) 売主が弁済を提供したにもかかわらず、買主が目的物の引取を拒む場合には、第4編第7-1-24条（供託）及び第7-1-25条（自助売却権）の規定に従って、売主は、目的物を供託し、又は売却することができる。

第4節 買戻権の行使による売買契約の解消

第1-4-1条（買戻の特約）

(1) 売主は、売買契約証書中に明記された買戻の特約に基づいて、買主が支払った代金および第1-4-4条（買戻権の実行）に定める費用を返還して、その売買契約を解除することができる。

(2) 買戻特約付売買契約は、その契約証書に認証を受けた場合に限り、効力を生ずる。

第1-4-2条（買戻の期間）

(1) 買戻の期間は、不動産については5年、動産については2年を超えることができない。これより長い期間を定めたときは、当然に、不動産については5年、動産については2年に短縮される。

(2) 買戻につき期間を定めたときは、これを長くすることはできない。

(3) 買戻につき期間を定めなかったときは、売主は、第1項に定めた期間内に買戻の権利を行使しなければならない。

第1-4-3条 (買戻特約の対抗等)

(1) 買主は、所有者としての権利を行使することができる。ただし、その行使が買戻特約の趣旨に反する場合には、買主は、売主に対して債務不履行責任を負う。

(2) 買戻特約は、売買契約と同時に登記されたときに限り、第三者に対してもその効力を生ずる。

第1-4-4条 (買戻権の実行)

(1) 売主は、買戻をするためには、期間内に代金および契約の費用を提供しなければならない。

(2) 買主又は買主からの転得者が目的物につき費用を出したときは、売主は、必要費については全額を、有益費については、その価格の増価が現存する限りにおいて、売主の選択に従い、買主が支出した費用又は増価額を、償還しなければならない。

第1-4-5条 (共有物の買戻特約付売買)

(1) 共有者が一個の契約によって共有物の全部を買戻特約付で売却した場合において、共有者の1人が、その持分のみの買戻又は共有物全部の買戻を請求したときは、買主はこれに応ずる必要がない。

(2) 共有者の全員が、各別の契約をもって、各自の持分につき買戻特約付で一人の買主に売却をしたときは、各共有者は、各別に自己の持分を買戻することができる。

第1-4-6条 (買戻権不行使の効果)

第1-4-2条(買戻の期間)に従って定められた期間内に売主が買戻権を行使しなかった場合には、買戻権は消滅し、買主の所有権は不撤回的なものになる。

第2章 交換

第3章 贈与

第4章 消費貸借

第1節 消費貸借の意義と成立

第2節 利息付き消費貸借

第3節 貸主の貸与義務

第4節 借主の返還義務

第5章 賃貸借

第1節 総則

第2節 賃貸借の効力

第3節 賃貸借の終了

第4節 分益賃貸借

第6章 使用貸借

第7章 委任

第8章 請負

第9章 雇用

第10章 寄託

第1節 寄託に関する総則

第2節 混蔵寄託

第3節 消費寄託

第4節 係争物寄託

第11章 組合

第12章 終身定期金

第13章 和解

第14章 事務管理

第15章 不当利得

第16章 不法行為

第16-0-1条 (故意及び過失の定義)

本第16章(不法行為)において、故意又は過失による行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

1 結果の発生を予見しながら、結果発生を認容して侵害行為を行うこと。

2 行為者と同等の職業又は経験のある者ならば通常結果発生を予見できたにもかかわらず注意を怠ったために結果発生を予見せず、かつその結果を回避すべき義務を負っているにもかかわらずその義務に違反した行為を行うこと。

第16-0-2条 (一般的不法行為の要件及び立証責任)

(1) 故意又は過失によって他人の権利又は利益を違法に侵害した者は、それによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(2) 第1項は、作為すべき義務があるにもかかわらず行為を行わなかったために損害が生じた場合にも準用する。

(3) 加害者の故意又は過失、加害者の行為と損害発生との間の因果関係及び被害者に生じた損害については、この法律その他の法律に特段の定めがない限り、損害賠償を請求する者が立証しなければならない。

第16-0-3条 (非財産的損害の賠償)

第16-0-2条(一般的不法行為の要件及び立証責任)の責任を負う者は、財産以外の損害についても賠償しなければならない。

第16-0-4条 (責任無能力)

(1) 満14歳未満の者は、不法行為責任を負わない。

(2) 精神上の障害又はその他の事由により加害行為時に自己の行為の責任を認識し判断することのできる能力を欠く状態にあった者は、不法行為責任を負わない。ただし、故意又は過失によってその状態を招いたときは、この限りでない。

第16-0-5条 (監督義務者責任)

(1) 14歳未満の未成年者又は精神上の障害によ

り自己の行為の責任を認識し判断することのできる能力を欠く状態にある者を監督すべき法定の義務を負う者は、当該被監督者の加害行為から生じた他人の損害を賠償すべき義務を負う。

(2) 14歳以上の未成年者を監督すべき法定の義務を負う者は、未成年者の不法行為によって生じた他人の損害につき、未成年者と連帯して責任を負う。

(3) 第2項で損害賠償責任を負う監督義務者は、日常的に監督義務を果たしていたことを立証して自己の損害賠償責任を免れることができる。

第16-0-6条（使用者責任）

(1) 事業の執行のために被用者を使用する者は、被用者が事業の執行につき故意又は過失によって違法に他人に加えた損害を賠償すべき責任を負う。

(2) 使用者に代わって被用者を監督すべき立場に有る者は、使用者と同様の責任を負う。ただし、適切に監督していた場合はこの限りではない。

(3) 使用者又は代理監督者は、被用者に対して、その過失の程度に応じて、求償をすることができる。

第16-0-7条（法人の不法行為）

(1) 法人は、理事その他の法人の代表者が職務の執行につき故意又は過失によって、違法に他人に加えた損害を賠償する責任を負う。

(2) 法人は、第1項の損害賠償を行ったときは、加害行為を行った代表者に対して求償することができる。

第16-0-8条（公務員の不法行為）

(1) 国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うにつき故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負う。

(2) 第1項の場合において、公務員の結果を回避すべき義務の違反の程度が重大であるときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償することができる。

第16-0-9条（動物占有者の責任）

動物を占有する者は、その占有する動物によって他人に生じた損害を賠償すべき責任を負う。

第16-0-10条（製造物責任）

(1) 製造された動産に不当に危険な欠陥が存在し、それによって他人に損害が生じたときは、当該動産の製造業者は、その損害を賠償すべき責任を負う。ただし、当該欠陥が製造当時の科学水準をもってしても認識することが不可能な場合には、この限りでない。

(2) 欠陥ある部品又は素材を組み込んだ動産の製造業者も、製造業者として損害賠償責任を負う。

(3) 本条において、輸入された動産については、輸入業者を製造業者とみなす。

(4) 本条において、動産に製造業者又は販売者として自己の名称を表示する者は、製造業者とみなす。

第16-0-11条（危険物責任）

自動車その他の運送機器、爆発物、放射性物質、有害化学物質、有害微生物、その他高度の危険物を所有し又は管理する者は、その所有又は管理する危険物によって他人に生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、その損害が、不可抗力によって引き起こされた場合又は危険物の管理に瑕疵がなく、かつ、被害者若しくは第三者の行為によって引き起こされた場合はこの限りでない。

第16-0-12条（土地に接着した工作物についての責任）

(1) 土地に接着した工作物の設置又は管理に瑕疵があり、それによって他人に損害が生じたときは、土地に接着した工作物の管理者及び所有者は、連帯して損害を賠償すべき責任を負う。ただし、管理者は、適正な管理をしていたことを証明した場合には、責任を免れる。

(2) 土地に接着した工作物の所有者と管理者の負担割合は、設置又は管理の瑕疵に対するそれぞれの寄与の程度に応じて定まる。

第16-0-13条（共同不法行為）

(1) 複数の者の行為が共同して損害が発生したときは、各加害者は、連帯して損害を賠償すべき責任を負う。

(2) 第1項の場合、各加害者は、損害に対して自己が寄与した割合を証明したときには、その寄与の割合に応じて賠償すべき責任を負う。ただし、加害者の間に共謀その他緊密な共同関係が認められる場合には、この限りではない。

(3) 共同不法行為者の一人が自己の出捐をもって全部の損害を賠償したときは、他の共同不法行為者に対してその寄与の割合に応じて求償することができる。

第16-0-14条（正当防衛及び緊急避難の定義）

(1) 正当防衛行為とは、不正な侵害行為に対して自己又は他人の身体若しくは財産を防衛するためにやむを得ずしてなされた加害行為であって、侵害行為と加害行為が時間的に近接し、かつ、防衛の手段と侵害行為の程度との間に均衡が存する場合をいう。

(2) 緊急避難行為とは、現在又は急迫の危険に対して自己又は他人の身体若しくは財産を保護するためにやむを得ずしてなされた加害行為であって、保護の手段と危険の程度との間に均衡が存する場合をいう。

第16-0-15条（違法性阻却事由）

(1) 被害者の同意又は危険の引受がある場合、加害者は免責される。ただし、その同意又は危険の引受が社会的に相当なものでないときは、この限りでない。

(2) 正当防衛行為又は緊急避難行為によって生じた損害については、防衛行為又は避難行為を行った者は責任を負わない。この場合、それら行為の原因となった違法行為を行った者が責任を負う。

(3) 社会的相当性のある行為による損害については、加害者は責任を負わない。

第16-0-16条（金銭賠償の原則とその例外）

(1) 損害賠償は金銭によることを原則とする。

(2) 金銭によっては適切な救済が得られない場合には、被害者は原状回復又は差し止めを求めることができる。

(3) 名誉毀損については、損害賠償のほか、被害者は謝罪広告などの名誉回復措置を求めることができる。

第16-0-17条（損害額の算定）

(1) 不法行為による財産的損害の算定に当たっては、統計その他の資料をできるだけ活用して、不法行為がなかったならばそうになっていたであろうと推測される財産状態と不法行為後の現実の財産状態との差額を評価する。

(2) 不法行為による精神的損害の算定に当たっては、加害者の行為の故意又は過失の程度、被害の種類及び程度、加害行為後の加害者の行為などの諸事情を勘案して慰謝料額を評価する。

第16-0-18条（物の損壊による損害賠償請求）

不法行為によって物が損壊したときは、被害者は、損壊した物の価格又はその修理費などの賠償を請求することができる。

第16-0-19条（生命侵害による損害賠償請求）

(1) 不法行為によって被害者が死亡したときは、被害者は、死亡までに自己に生じた財産的損害と精神的損害について賠償請求権を取得することができる。本項における財産的損害は、加害行為後死亡までに被害者がすでに支出し又は支払義務を負った医療費その他の出費、加害行為後死亡までに被害者が得られなくなった収入などを含む。

(2) 法律、慣習又は契約により現に扶養義務を負う者が不法行為により死亡したときは、被扶養者は、被害者の死亡によって自己に生じた財産的損害の賠償を請求することができる。本項における財産的損害は、被害者の死亡によって被扶養者が得られなくなった扶養料、被害者に代わって出捐した出費、葬儀費などを含む。

(3) 不法行為によって被害者が死亡したときは、被害者の配偶者及び1親等の親族その他同居の親

族は、被害者の死亡によって自己に生じた精神的損害の賠償を請求することができる。

第16-0-20条（身体侵害による損害賠償請求）

不法行為によって身体が侵害されたときは、被害者は、自己に生じる財産的損害と精神的損害の賠償を請求することができる。本条における財産的損害は、すでに支出し又は将来支出が予想される医療費、療養中に得られなくなった収入、後遺症によって将来得られなくなる収入などを含む。本条における精神的損害は、療養中及び将来の精神的苦痛などを含む。

第16-0-21条（名誉毀損による精神的損害の賠償請求）

不法行為によって名誉が毀損されたときは、被害者は、社会的声価が低下したことに伴う精神的損害の賠償を請求することができる。

第16-0-22条（損益相殺）

被害者が不法行為によって利益をも得たときは、損害賠償額の算定に当たって、その利益の額を控除する。

第16-0-23条（過失相殺）

損害の発生又は拡大について、被害者の過失又は被害者の監督義務者の過失が寄与したときは、裁判所は、損害賠償額の算定において、その寄与の程度を考慮に入れることができる。

第16-0-24条（消滅時効）

不法行為による損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理人が加害者に対して損害賠償請求ができることを知った時から3年、不法行為の時から10年を経過した場合には、時効によって消滅する。

第6編 債務担保

第1章 総則

第1-0-1条（物上保証人および第三取得者の定義）

(1) 他人の債務を担保するために、自己の財産の上に担保物権を設定する者を物上保証人という。

(2) 債務者が自己の債務を担保するために設定した担保物権の目的物の譲渡を受けた者を第三取得者という。

第1-0-2条（担保物権の種類）

(1) 担保物権は、民法または特別法の定めるものに限られ、そのほかに創設することができない。

(2) 民法に定める担保物権は、留置権、先取特

権、質権、抵当権および譲渡担保権の5種類である。

第1-0-3条（担保物権の目的物）

担保物権は、譲渡することのできない物または権利を目的とすることはできない。ただし、留置権については、譲渡することのできない物についても成立することを妨げない。

第1-0-4条（担保物権の附従性）

(1) 担保物権は、現に存在する債務を担保するために成立する。また、将来生ずる債務であっても、それが特定されている場合には、それを担保される債務として、担保物権を設定することができる。

(2) 被担保債権が要件を欠くために成立しなかった場合には、担保物権も成立しない。

(3) 被担保債権が意思表示の瑕疵その他の事由により無効であった場合または取り消された場合には、担保物権も効力を生じない。

(4) 被担保債権が弁済、消滅時効その他の事由により消滅した場合には、担保物権も消滅する。

(5) 第1項、第2項、第3項および第4項の規定は、継続的契約から生ずる複数の債権を担保するために設定される根抵当権について適用しない。

第1-0-5条（担保物権の随伴性）

(1) 担保物権の設定された債権が移転する場合には、別段の意思表示のない限り、担保物権も債権の譲受人に移転する。ただし、担保権者が担保権の目的物を占有することを必要とする場合には、債権の譲受人が目的物の占有を取得することを要する。

(2) 第1項の規定は、根抵当権によって担保される債権については、これを適用しない。

第1-0-6条（担保物権の不可分性）

担保権者が債権の全部の弁済を受けるまでは、目的となっている物または権利の全部について、担保物権の効力が及ぶ。

第1-0-7条（担保物権の追及力）

先取特権に関する第3-6-1条（第三取得者への追及力）および譲渡担保に関する第6-3-4条（設定者による目的物の処分）の場合を除き、担保物権の目的物が第三者に譲渡されたときは、担保権者は、その第三者に対して担保物権の効力を対抗することができる。ただし、担保権者が対抗要件を具備していることを要する。

第1-0-8条（担保物権の実行）

担保権者は、債権の弁済を受けないときは、法律の定める手続きに従って、担保物権を実行することができる。

第2章 留置権

第2-0-1条（留置権の意義）

(1) 他人の物の占有者がその物に関して生じた債権を有するときは、その債権の弁済を受けるまでその物を留置することができる。ただし、債権が未だ弁済期にないときは、留置権は生じない。

(2) 第1項の規定は、占有が不法行為によって始まった場合には、これを適用しない。

第2-0-2条（果実からの優先弁済受領権）

(1) 留置権者は、留置物より生ずる果実を収受し、他の債権者に優先してこれを債権の弁済に充当することができる。

(2) 第1項の果実は、まずこれを債権の利息に充当し、なお余剰があるときは、これを元本に充当しなければならない。

第2-0-3条（留置権者の留置物保管義務）

(1) 留置権者は、善良な管理者の注意をもって、留置物を占有しなければならない。

(2) 留置権者は、債務者の承諾のない限り、留置物を使用もしくは賃貸し、またはこれを担保に提供することはできない。ただし、留置権者は、留置物の保存に必要な限度において使用することができる。

(3) 留置権者が第1項または第2項の規定に違反したときは、債務者は留置権の消滅を請求できる。

第2-0-4条（留置権者の費用償還請求権）

(1) 留置権者が留置物について必要費を支出したときは、所有者に対してその償還を請求できる。

(2) 留置権者が留置物について有益費を支出したときは、その価格の増加が現存する場合に限って、所有者の選択に従い、留置権者は、所有者に対してその費やした全額または現存する増価額の償還を請求できる。ただし、裁判所は、所有者の請求により、これに相当の期限を許与することができる。

第2-0-5条（債権の消滅時効）

留置権の行使は、債権の消滅時効の進行を妨げない。

第2-0-6条（担保の提供による留置権の消滅）

債務者は、相当の担保を提供して、留置権の消滅を請求することができる。

第2-0-7条（占有の喪失による留置権の消滅）

(1) 留置権は、留置権者が留置物の占有を喪失した場合に消滅する。ただし、留置権者が第2-0-3条（留置権者の留置物保管義務）第2項の規定により、債務者の承諾を得て、留置物を賃貸

または質入れした場合は、消滅しない。

(2) 留置権者が留置物の占有を喪失した場合であっても、留置権者が第3編第3-2-2条（占有物返還の訴え）の規定によって留置物の占有を回復したときには、占有が継続していたものとみなす。

第3章 先取特権

第1節 総則

第3-1-1条（先取特権の定義）

(1) 先取特権を有する債権者は、その対象となっている財産から、他の債権者に優先して弁済を受けることができる。

(2) 先取特権の種類は、一般先取特権、動産先取特権および不動産先取特権の3種類とする。

第3-1-2条（物上代位）

(1) 先取特権は、その目的物の売却、賃貸、滅失または毀損によって債務者が受け取るべき金銭その他の物に対してもこれを行うことができる。

(2) 債務者が先取特権の目的物の上に設定した物権の対価についても第1項と同様である。

第2節 一般先取特権

第3-2-1条（一般先取特権の意義）

以下に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の総財産の上に先取特権を有する。

- 1 共益の費用
- 2 労働者の債権
- 3 葬式の費用
- 4 日用品の供給

第3-2-2条（共益費用の先取特権）

(1) 共益費用の先取特権は、各債権者の共同利益のためになした財産の保存、清算または配当に関する費用について存在する。

(2) 第1項の費用のうち一部の債権者にのみ有益であるものについては、先取特権はその費用によって利益を受けた債権者に対してのみ存在する。

第3-2-3条（労働者の債権の先取特権）

労働者の債権の先取特権は、労働者が労働契約に基づいて使用者から受け取るべきすべての債権について存在する。

第3-2-4条（葬式費用の先取特権）

(1) 葬式費用の先取特権は、死亡した債務者の身分に応じてなした葬式の費用について存在する。

(2) 第1項の先取特権は、債務者がその扶養すべき親族の身分に応じてなした葬式の費用についても存在する。

第3-2-5条（日用品供給の先取特権）

日用品供給の先取特権は、債務者またはその扶養すべき同居の親族および使用人の生活に必要な最後の6ヶ月間の飲食品その他の日用品の供給について存在する。

第3節 動産の先取特権

第3-3-1条（動産先取特権の意義）

以下に掲げた原因によって生じた債権を有する者は、債務者の特定動産の上に先取特権を有する。

- 1 不動産の賃貸
- 2 旅客または荷物の運送
- 3 動産の保存
- 4 動産の売買
- 5 種苗または肥料の供給

第3-3-2条（不動産賃貸の先取特権）

不動産賃貸の先取特権は、その不動産の借賃その他賃貸借関係より生じた賃借人の債務について、賃借人の動産の上に存在する。

第3-3-3条（通常の場合における不動産賃貸の先取特権の目的物の範囲）

(1) 土地の賃貸人の先取特権は、賃借地またはその利用のためにする建物に備え付けた動産、その土地の利用に供した動産および賃借人の占有にある土地の果実の上に存在する。

(2) 建物の賃貸人の先取特権は賃借人がその建物に備え付けた動産の上に存在する。

第3-3-4条（賃借権の譲渡・転賃の場合における不動産賃貸の先取特権の目的物の範囲）

賃借権の譲渡または転賃の場合においては、賃貸人の先取特権は譲受人または転借人の動産に及ぶ。譲渡人または転賃人の受け取る金額についても同様である。

第3-3-5条（不動産賃貸の先取特権の及ぶ範囲）

賃借人の財産の総清算の場合においては、賃貸人の先取特権は前期、当期および次期の借賃その他の債務および前期ならびに当期において生じた損害の賠償についてのみ存在する。

第3-3-6条（敷金のある場合における不動産賃貸の先取特権）

賃貸人が敷金を受け取っていた場合においては、その敷金をもって弁済を受けない債権の部分についてのみ先取特権を有する。

第3-3-7条（運送の先取特権）

運送の先取特権は旅客または荷物の運送賃およびこれに付随する費用について、運送人の占有する荷物の上に存在する。

第3-3-8条（善意取得）

善意取得に関する第3編第2-4-18条（動産所有権の善意取得）の規定は、第3-3-2条（不動産賃貸の先取特権）ないし第3-3-7条（運送の先取特権）の先取特権に準用する。

第3-3-9条（動産保存の先取特権）

(1) 動産保存の先取特権は、動産の保存費についてその動産の上に存在する。

(2) 第1項の先取特権は、動産に関する権利を保存、追認または実行させるために要した費用についても存在する。

第3-3-10条（動産売買の先取特権）

動産売買の先取特権は、動産の代価およびその利息について、その動産の上に存在する。

第3-3-11条（種苗・肥料供給の先取特権）

(1) 種苗肥料供給の先取特権は、種苗または肥料の代価およびその利息について、その種苗または肥料を用いた後1年内にこれを用いた土地より生じた果実の上に存在する。

(2) 第1項の先取特権は、家畜の飼養に供した飼料の供給について、その家畜または飼料を用いた後1年内にその家畜より生じた果実の上にも存在する。

(3) 第1項の先取特権は、蚕種または蚕の飼養に供した桑葉の供給について、その蚕種または桑葉より生じた物の上にも存在する。

第4節 不動産の先取特権

第3-4-1条（不動産の先取特権）

以下に掲げた原因によって生じた債権を有する者は、債務者の特定不動産の上に先取特権を有する。

- 1 不動産の保存
- 2 不動産の工事
- 3 不動産の売買

第3-4-2条（不動産保存の先取特権）

(1) 不動産保存の先取特権は、不動産の保存費について、その不動産の上に存在する。

(2) 第1項の先取特権は、不動産に関する権利を保存、追認または実行させるために要した費用についても存在する。

第3-4-3条（不動産工事の先取特権）

(1) 不動産工事の先取特権は、工匠、技師および請負人が債務者の不動産に関してなした工事の費用について、その不動産の上に存在する。

(2) 第1項の先取特権は、工事によって生じた不動産の価格の増加が現存する場合に限り、その増価額についてのみ存在する。

第3-4-4条（不動産売買の先取特権）

不動産売買の先取特権は、不動産の代価およびその利息について、その不動産の上に存在する。

第5節 先取特権の順位

第3-5-1条（一般先取特権の順位）

(1) 一般の先取特権が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、第3-2-1条（一般先取特権の意義）に掲げた順序に従う。

(2) 一般の先取特権と特別の先取特権とが競合する場合においては、特別の先取特権は一般の先取特権に優先する。ただし、共益費用の先取特権は、その利益を受けた総債権者に対して優先の効力を有する。

第3-5-2条（動産の先取特権の順位）

(1) 同一の動産について特別の先取特権が互いに競合する場合においては、その優先権の順位は以下の通りである。

第1順位 不動産賃貸および運送の先取特権

第2順位 動産保存の先取特権。ただし数人の保存者があるときは、後の保存者は前の保存者に優先する。

第3順位 動産売買の先取特権および種苗または肥料供給の先取特権

(2) 第1順位の先取特権者は、債権取得の当時第2または第3の順位の先取特権者あることを知っていたときは、第2または第3順位のすべての先取特権者に劣後する。また、第1順位の先取特権者は、第1順位者のために物を保存した者があるときにも、その者に劣後する。

(3) 果実に関しては、第1の順位は種苗または肥料の供給者に、第2の順位は土地の賃貸人に属する。

第3-5-3条（不動産の先取特権の順位）

(1) 同一の不動産について特別の先取特権が互いに競合する場合においては、その優先権の順位は第3-4-1条（不動産の先取特権）に掲げた順序に従う。

(2) 同一の不動産について、逐次の売買があったときは、売主相互間の優先権の順位は時の前後による。

第3-5-4条（同一順位の先取特権）

同一の目的物について、同一順位の先取特権者が数人あるときは、各先取特権者はその債権額の割合に応じて弁済を受ける。

第6節 先取特権の効力

第3-6-1条（第三取得者への追及力）

先取特権者は、債務者がその動産を第三取得者

に引き渡した後はその動産についてその先取特権を行うことができない。

第3-6-2条（動産質権との関係）

先取特権と動産質権と競合する場合には、動産質権者は第3-5-2条（動産の先取特権の順位）に掲げた第1順位の先取特権者と同一の権利を有する。

第3-6-3条（一般の先取特権の効力）

(1) 一般の先取特権者は、まず不動産以外の財産について弁済を受け、なお不足のある場合でなければ、不動産について弁済を受けることができない。

(2) 不動産については、まず特別担保の目的となっていないものについて弁済を受けなければならない。

(3) 一般の先取特権者が第1項および第2項の規定に従って配当加入することを怠ったときは、その配当加入によって受けたであろうものの限度においては、登記をした第三者に対してその先取特権を行うことができない。

(4) 第1項、第2項および第3項の規定は、不動産以外の財産の代価に先立って特別担保の目的である不動産の代価を配当するときには、適用しない。

第3-6-4条（一般先取特権の第三者に対する効力）

一般の先取特権者は、不動産について登記をしていなくても、特別担保を有していない債権者に対して、先取特権を対抗することができる。ただし、登記をした第三者に対しては、先取特権を対抗できない。

第3-6-5条（不動産保存の先取特権の第三者に対する効力）

(1) 不動産保存の先取特権は、保存行為完了の後ただちに登記をしなければ、先取特権を第三者に対抗することができない。

(2) 保存によって生じた不動産の増加額は、配当加入の時に裁判所の選任した評価人にその評価をさせなければならない。

第3-6-6条（不動産工事の先取特権の第三者に対する効力）

(1) 不動産工事の先取特権は、工事完了の後ただちに登記をしなければ、先取特権を第三者に対抗することができない。

(2) 工事によって生じた不動産の増価額は、配当加入の時に裁判所の選任した評価人にその評価をさせなければならない。

第3-6-7条（不動産保存および工事の先取特権と抵当権との関係）

第3-6-5条（不動産保存の先取特権の第三者に対する効力）および第3-6-6条（不動産工事の先取特権の第三者に対する効力）の規定に従って登記した先取特権は、抵当権に優先してこれを行うことができる。

第3-6-8条（不動産売買の先取特権の第三者に対する効力）

不動産売買の先取特権は、売買契約と同時に未だ代価または利息の弁済がない旨を登記しなければ、先取特権を第三者に対抗することができない。

第3-6-9条（抵当権の規定の準用）

先取特権の効力については、本第3章（先取特権）に定めたもののほか、抵当権に関する第5-3-1条（抵当権の効力の及ぶ範囲）ないし第5-3-3条（果実に対する抵当権の効力）、第5-3-6条（抵当権の順位）、第5-3-7条（被担保債権の範囲）、第5-4-1条（抵当権不動産の強制売却）、第5-5-1条（転抵当）ないし第5-5-5条（抵当権の処分の順位）の規定を準用する。

第4章 質権

第1節 総則

第4-1-1条（質権の意義）

質権者は、その債権の担保として債務者または第三者から受け取った物を占有し、かつその物について他の債権者に優先して、自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

第4-1-2条（物上代位）

(1) 質権は、その目的物の売却、滅失または毀損によって債務者が受け取るべき金銭その他の物に対してもこれを行うことができる。

(2) 債務者が質権の目的物の上に設定した物権の対価についても第1項と同様である。

第4-1-3条（質権の成立と要物性）

質権は、質権を設定した債務者または第三者が質権者にその目的物を引き渡すことによって成立する。

第4-1-4条（質権設定者による直接占有の禁止）

質権者は、質権設定者に質物の直接占有をさせることはできない。

第4-1-5条（被担保債権の範囲）

質権は、元本、利息、違約金、質権実行の費用、質物保存の費用および債務の不履行または質物の

隠れた瑕疵によって生じた損害の賠償を担保する。ただし設定行為に別段の定めがあるときはこの限りでない。

第4-1-6条（留置的効力）

質権者は、第4-1-5条（被担保債権の範囲）に掲げた債権の弁済を受けるまでは、質物を留置することができる。ただし、この権利は、これをもって自己に対して優先権を有する債権者に対抗することができない。

第4-1-7条（果実からの優先弁済受領権）

(1) 質権者は、質物より生ずる果実を収受し、他の債権者に優先してこれを債権の弁済に充当することができる。

(2) 第1項の果実は、まずこれを債権の利息に充当し、なお余剰があるときは、これを元本に充当しなければならない。

第4-1-8条（質権者の質物保管義務）

(1) 質権者は、善良な管理者の注意をもって、質物を占有しなければならない。

(2) 質権者が第1項の規定に違反したときは、債務者は質権の消滅を請求できる。

第4-1-9条（質権者の費用償還請求権）

(1) 質権者が質物について必要費を支出したときは、所有者に対してその償還を請求できる。

(2) 質権者が質物について有益費を支出したときは、その価格の増加が現存する場合に限って、質権者は、その選択により、所有者に対してその費やした全額または増価額の償還を請求できる。ただし、裁判所は、所有者の請求により、これに相当の期限を許与することができる。

第4-1-10条（債権の消滅時効）

質権の行使は、債権の消滅時効の進行を妨げない。

第4-1-11条（転質）

(1) 質権者は、設定者の承諾を得て、自己の債務を担保するために、質物を転質することができる。

(2) 質権者は、その権利の存続期間内において、自己の責任を持って質物を転質とすることができる。この場合においては、転質をしなければ生じなかったであろう不可抗力による損失についても、その責任を負う。

(3) 質物の強制売却代価を配当するときは、転質権者は、質権者に配当されるべき額を限度として、債権の全額の弁済を得ることができる。ただし、その債権がまだ弁済期にない間は、弁済を受けられる額の供託を請求できるとどまる。

第4-1-12条（流質契約の禁止）

この法律または他の法律に別段の規定がない限り、質権設定者は、設定行為または債務の弁済期前の契約をもって、質権者に質物の所有権を取得させること、または法律に定められた方法によらないで質物を処分させることを合意することはできない。

第4-1-13条（物上保証人の求償権）

他人の債務を担保するために質権を設定した者がその債務を弁済し、または質権の実行によって質物の所有権を失ったときは、保証の規定に従って、債務者に対して求償権を有する。

第2節 動産質

第4-2-1条（質権の対抗要件）

動産質権者は、継続して質物を占有しなければ、その質権をもって第三者に対抗することができない。

第4-2-2条（占有を奪われた場合）

動産質権者が質物の占有を奪われたときは、占有物返還の訴えによってのみその質物を回復することができる。

第4-2-3条（質権者による質物の使用・収益）

(1) 質権者は、債務者の承諾のない限り、質物を使用もしくは賃貸することはできない。ただし、質権者は、質物の保存に必要な限度で使用することができる。

(2) 質権者が第1項の規定に違反したときは、債務者は質権の消滅を請求できる。

第4-2-4条（簡易な質権実行）

(1) 動産質権者がその債権の弁済を受けなかったときは、正当の理由がある場合に限って評価人の評価に従い、質物をもって直ちに弁済に充てることを裁判所に請求することができる。この場合においては、質権者は予め債務者にその請求を通知しなければならない。

(2) 第1項の場合において、評価人の評価額が弁済すべき債務の額を超えるときは、動産質権者は、その差額を質物の所有者に返還しなければならない。

第4-2-5条（動産質権の順位）

数個の債権を担保するために同一の動産について質権を設定したときは、その順位は設定の前後による。

第3節 不動産質

第4-3-1条（質権者の使用収益権）

不動産質権者は、質権の目的である不動産の用法に従ってその使用収益をすることができる。

第4-3-2条（管理費用等の負担）

不動産質権者は、管理の費用を支払い、その他不動産の負担を負う。

第4-3-3条（債権の利息）

不動産質権者は、その債権の利息を請求することができない。

第4-3-4条（特約の効力）

第4-3-1条（質権者の使用収益権）、第4-3-2条（管理費用等の負担）および第4-3-3条（債権の利息）の規定は、質権の設定行為に別段の定めがあるときは、これを適用しない。

第4-3-5条（存続期間）

(1) 不動産質の存続期間は、5年を超えることができない。もし、これより長い期間をもって不動産質権を設定したときは、その期間は5年に短縮する。

(2) 不動産質の設定契約はこれを更新することができる。ただし、その期間は更新の時より5年を超えることができない。

第4-3-6条（抵当権の規定の準用）

不動産質には、本第3節（不動産質）の規定のほか、第5章（抵当権）の規定を準用する。

第4節 権利質

第4-4-1条（権利質の目的）

(1) 質権は財産権をもってその目的とすることができる。

(2) 第1項の質権には、本第4節（権利質）の規定のほか、第1節（総則）、第2節（動産質）および第3節（不動産質）の規定を準用する。

第4-4-2条（指名債権質の対抗要件）

(1) 指名債権をもって質権の目的としたときは、第三債務者に質権の設定を通知し、または第三債務者がこれを承諾するのでなければ、第三債務者その他の第三者に対抗することができない。

(2) 第1項の通知または承諾は、確定日付のある証書によらなければ、第三債務者以外の第三者に対抗できない。

第4-4-3条（債権の取立による質権の実行）

(1) 質権者は、質権の目的である債権を取り立てることができる。

(2) 債権の目的が金銭であるときは、質権者は、自己の債権額に対する部分に限って、これを取り立てることができる。

(3) 第2項の場合において、債権の弁済期が質権者の債権の弁済期前に到来したときは、質権者は第三債務者にその弁済金額を供託させることができる。この場合においては、質権はその供託金の上に存在する。

(4) 債権の目的物が金銭でないときは、質権者は弁済として受け取る物の上に質権を有する。

第5章 抵当権

第1節 抵当権の意義

第5-1-1条（抵当権の意義）

(1) 抵当権者は、債務者または第三者が占有を移転せずに、債務の担保に提供した不動産について、他の債権者に優先して、自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

(2) 永借権および用益権もまたこれを抵当権の目的とすることができる。この場合に、本第5章（抵当権）の規定を準用する。

(3) 特別法が不動産以外の財産を抵当権の目的とすることを認めている場合には、その法律が適用される。

第2節 抵当権の成立

第5-2-1条（抵当権の成立）

抵当権は、債権者と不動産を担保に提供する債務者または第三者との間の合意によって成立する。

第5-2-2条（抵当権の対抗）

抵当権者は、抵当権設定契約が公正証書によってなされ、土地登記簿に登記されなければ、抵当権を設定者以外の第三者に対抗できない。

第3節 抵当権の効力

第5-3-1条（抵当権の効力の及ぶ範囲）

(1) 抵当権は、抵当地の上に存する建物を含めて、抵当権の設定時において、抵当権の目的である土地に付加してこれと一体を構成している物に及ぶ。抵当権の設定後に付加された物についても及ぶ。

(2) 抵当権設定契約の当事者は、抵当権設定契約において、第1項と異なる別段の定めをすることができない。

第5-3-2条（第三者所有建物に対する土地抵当権の効力）

第三者が永借権、用益権または賃借権に基づいて、抵当地の上に建物を所有する場合には、抵当

権はその建物に及ばない。

第5-3-3条（果実に対する抵当権の効力）

第5-3-1条（抵当権の効力の及ぶ範囲）の規定は、果実には適用しない。ただし、抵当不動産の差押えがあった後はこの限りでない。

第5-3-4条（物上代位）

(1) 抵当権は、その目的物の売却、滅失または毀損によって、設定者が受け取るべき金銭その他の物に対してもこれを行うことができる。

(2) 抵当権は、抵当不動産の差押えがあった後に生ずる果実に対してもこれを行うことができる。

第5-3-5条（物上保証人の求償権）

他人の債務を担保するために抵当権を設定した者がその債務を弁済し、または抵当権の実行によって抵当不動産の所有権を失ったときは、保証に関する規定に従い、債務者に対して求償権を有する。

第5-3-6条（抵当権の順位）

数個の債権を担保するために、同一の不動産につき、抵当権を設定したときは、その抵当権の順位は登記の前後による。

第5-3-7条（被担保債権の範囲）

(1) 抵当権者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となった最後の2年分についてのみ、抵当権を行うことができる。ただし、それ以前の定期金についても、満期後に特別の登記をしたときは、その登記の時から、抵当権を行うことができる。

(2) 第1項の規定は、抵当権者が債務の不履行によって生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合において、その最後の2年分についても、これを適用する。ただし、利息その他の定期金と通算して2年分を超えることができない。

第4節 抵当権の実行

第5-4-1条（抵当不動産の強制売却）

抵当権者は、債務が履行されないときに、裁判所に抵当不動産の強制売却を申し立てることができる。

第5-4-2条（第三者所有の建物の競売）

(1) 抵当権設定後に設定者または第三者が抵当地上に建築した建物について、設定者がその建物を所有しているときは、抵当権者は、土地とともにその建物を強制売却することができる。ただし、土地と建物とを合わせた価額が、建物の存在しない土地の価額よりも低いときは、抵当権者は、強制売却に先立って、設定者に対して、建物を除去

すべき旨を請求することができる。

(2) 第三者が永借権、用益権または賃借権に基づいて抵当地上に建物を所有する場合において、永借権、用益権または賃借権を抵当権者に対抗できないときは、抵当権者は、土地とともにその建物を強制売却することができる。

第5-4-3条（第三取得者による買受申出）

抵当不動産の第三取得者は強制売却による買受人になることができる。

第5-4-4条（第三取得者の費用償還請求権）

第三取得者が抵当不動産につき必要費または有益費を出したときは、不動産の強制売却代価から抵当権者に優先して償還を受けることができる。

第5-4-5条（共同抵当の場合における同時配当および異時配当）

(1) 債権者が同一の債権の担保として数個の不動産の上に抵当権を有する場合において、同時にその強制売却代価を配当するときは、その各不動産の価額に準じて債権の負担を分担する。

(2) ある不動産の強制売却代価のみを配当するときは、抵当権者は、その強制売却代価につき債権の全部の弁済を受けることができる。この場合においては、次の順位にある抵当権者は、第1項の規定に従い、上の抵当権者が他の不動産につき弁済を受けるべき金額に達するまでこれに代位して抵当権を行うことができる。

第5-4-6条（共同抵当一代位の登記）

第5-4-5条（共同抵当の場合における同時配当および異時配当）第2項の規定に従い、代位によって抵当権を行う者は、その抵当権の登記に代位を付記しなければならない。

第5節 抵当権の処分

第5-5-1条（転抵当）

(1) 抵当権者は、抵当権を自己または第三者の債務の担保とすることができる。これを転抵当という。

(2) 抵当不動産の強制売却代価を配当するときは、転抵当権者は、抵当権者に配当されるべき額を限度として、債権の全額の弁済を得ることができる。ただし、その債権が未だ弁済期にない間は、弁済を受けられる額の供託を請求できるにとどまる。

第5-5-2条（抵当権の譲渡または放棄）

(1) 抵当権者は、同一の債務者に対する他の債権者の利益のために、その抵当権を譲渡または放棄することができる。

(2) 抵当権の譲渡を受けた者は、自己の債権の

担保として、譲り受けた抵当権を行うことができる。この場合に、第5-5-1条(転抵当)第2項の規定を準用する。

(3) 抵当権を放棄した者は、その放棄を受けた者に対して、抵当権の効力を主張することができない。

第5-5-3条(抵当権の順位譲渡または放棄および変更)

(1) 抵当権者は、債務者に対する他の抵当債権者の利益のために、その抵当権の順位を譲渡または放棄することができる。また、抵当権者は、他の抵当権者との合意によって抵当権の順位を変更することができる。ただし、その変更について利害関係を有する者がいるときは、その承諾を得なければならない。

(2) 抵当権の順位譲渡を受けた抵当権者は、順位を譲渡した抵当権者に優先して、各抵当権者に配当されるべき額の合計額を限度として、抵当不動産の競売代価につき債権の全額の弁済を得ることができる。

(3) 抵当権の順位放棄を受けた抵当権者は、順位を放棄した抵当権者との間において、各抵当権者に配当されるべき額の合計額の範囲内で、平等に弁済を受けることができる。

(4) 抵当権の順位変更合意した抵当権者は、その合意に従って抵当権を行うことができる。

第5-5-4条(抵当権の処分の効力)

(1) 第5-5-1条(転抵当)、第5-5-2条(抵当権の譲渡または放棄)および第5-5-3条(抵当権の順位譲渡または放棄および変更)に定める抵当権の処分は、公正証書によって行い、その付記登記をしなければ効力を生じない。

(2) 抵当権の処分は、主たる債務者に通知し、またはその債務者が承諾しなければ、これをもってその債務者、保証人、抵当権設定者およびその承継人に対抗できない。

(3) 主たる債務者が第2項の通知を受けまたは承諾をしたときは、抵当権の処分の利益を受ける者の承諾がないのになされた弁済は、これをもってその受益者に対抗することができない。

第5-5-5条(抵当権の処分の順位)

第5-5-1条(転抵当)、第5-5-2条(抵当権の譲渡または放棄)および第5-5-3条(抵当権の順位譲渡または放棄および変更)の場合において、抵当権者が数人のためにその抵当権の処分をしたときは、その処分の利益を受けた者の権利の順位は抵当権の登記に付記した前後による。

第6節 抵当権の消滅

第1款 請求による消滅

第5-6-1条(代価弁済)

抵当不動産について所有権、永借権または用益権を買受けた第三者が抵当権者の請求に応じて、その代価を抵当権者に弁済したときは、抵当権はその第三者のために消滅する。

第2款 時効による消滅

第5-6-2条(抵当権の消滅時効)

抵当権は、債務者および抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時になければ時効によって消滅しない。

第5-6-3条(抵当不動産の時効取得による抵当権の消滅)

債務者または抵当権設定者でない者が抵当不動産につき取得時効に必要な条件を具備した占有をしたときは、抵当権は消滅する。ただし、抵当不動産の第三取得者が取得した時に、抵当権の設定されていることを知っていたときは、この限りでない。

第7節 根抵当権

第6章 譲渡担保権

第1節 譲渡担保権の定義

第2節 譲渡担保権の成立

第3節 譲渡担保権の効力

第4節 譲渡担保権の実行

第7章 保証

第1節 保証の成立

第7-1-1条(保証契約の成立)

(1) 保証は、保証人となる者が債権者に対して、主たる債務者による債務の履行がない場合には、主たる債務者とともにその全部または一部を履行することを約束し、債権者がこれを承諾することによって成立する。

(2) 保証契約において、主債務から独立した保証債務を負担する旨の損害担保特約を結ぶことができる。ただし、その損害担保特約による債務を負担する者が損害担保または保証することをその事業の内容としている場合に限る。

(3) 債権者は、保証人となる者が保証することをその事業の内容としていない場合には、保証人となることについての重要な情報を提供し、保証人となる者に熟慮する機会を与えなければならない。

(4) 第3項に違反した場合、保証人は当該保証契約を取り消すことができる。

第7-1-2条(保証契約の要式)

(1) 書面によらない保証は、いつでも撤回する

ことができる。ただし、保証人が保証債務の履行に任意に着手した場合は、この限りではない。

(2) 金銭債務の保証において、保証債務の額が保証人の手書きによって記載されていない場合も、第1項と同様とする。

(3) 保証に係る書面においては、保証債務の内容が特定されていなければならない。

第7-1-3条（根保証）

(1) 一定の継続的な法律関係から生じる将来の不特定の債務について保証する旨の根保証契約とは、第7-1-2条（保証契約の要式）第2項および第3項に関わらず、主たる債務の発生基礎となる継続的法律関係が特定されている限りにおいて有効である。

(2) 根保証契約において、保証期間が定められていない場合には、契約締結から相当の期間を経過した後、根保証人は根保証契約を将来に向かって解除することができる。

(3) 根保証契約においては、主たる債務者の営業状態または資産状況が根保証契約締結時と比べて著しく悪化した場合には、根保証人は直ちに根保証契約を将来に向かって解除することができる。

(4) 根保証契約において、根保証人が死亡した場合には、その死亡時において発生している主たる債務についてのみ、根保証債務が相続される。

第2節 保証の効力

第7-2-1条（保証の範囲）

(1) 保証債務は、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるものを包含する。

(2) 保証においては、保証債務の不履行についての違約金または損害賠償額を定めることができる。

第7-2-2条（保証の性質）

(1) 主たる債務が存在しない場合、保証は成立しない。ただし、将来生じうる債務または条件付き債務については、保証することができる。

(2) 保証人の負担が、債務の目的または態様について主たる債務よりも重い場合には、主たる債務の限度まで、保証人の債務を縮減する。

(3) 主たる債務が消滅する場合には、保証債務も消滅する。

(4) 主たる債務者に対する請求その他の事由による時効の中断は、保証人に対しても効力を生じる。

(5) 主たる債務者に対する債権が譲渡された場合には、特約がない限り、保証人に対する債権も譲渡されたものとする。

第7-2-3条（保証人の権利）

(1) 保証人は、主たる債務の時効による消滅を援用することができる。

(2) 主たる債務者が時効利益を放棄した場合、その効力は保証人には及ばない。

(3) 保証人は、主たる債務者の有する抗弁権を援用することができる。

(4) 保証人は、主たる債務者が取消権または解除権を有する場合には、保証債務の履行を拒絶できる。

(5) 保証人は、主たる債務者が債権者に対する反対債権で相殺できる地位にある場合、その相殺によって主債務が消滅する限度で、保証債務の履行を拒絶できる。

第7-2-4条（取り消しうる債務についての保証）

損害担保または保証することを事業の内容とする保証人が取消原因が存在することを知りながら、取消しうべき債務について保証した場合、保証人は、主たる債務と同一の目的を有する独立の債務を負担したものと推定する。

第7-2-5条（保証人の資格）

(1) 債務者が保証人を立てるべき義務を負担する場合においては、その保証人は、能力者であり、かつ、弁済資力を備えたものでなければならない。

(2) 保証人が第1項の資格を欠くに至った場合、債権者は債務者に対して保証人を第1項の資格を備えたものに代えることを請求できる。

(3) 債務者が第1項の資格を備えた保証人を立てることができない場合、債権者は、他の担保の提供を請求することができる。

(4) 本条は、債権者が保証人を指名した場合には適用されない。

第7-2-6条（連帯保証の意義および連帯保証の原則）

(1) 主たる債務者と連帯して保証すべき債務を負担する者は、先に主たる債務者に請求すべきことを債権者に求めること、または、主たる債務者に十分な弁済の資力があり、かつ執行が容易であることを証明して、自己に対する執行を免れることはできない。

(2) 保証人は、特段の合意がない限り、主たる債務者と連帯して保証すべき債務を負う。

第7-2-7条（保証人に生じた事由の効力）

保証人について生じた事由は、主たる債務者には効力が及ばない。ただし、主たる債務者から委託を受けた保証人に対する請求その他の時効中断事由についてはこの限りでない。

第7-2-8条（共同保証）

(1) 数人の者が保証人となる契約においては、

それぞれの保証人は、主たる債務の全額について義務を負う。

(2) 分別の特約がない共同保証人間の負担割合は、平等なものとして推定する。

第3節 求償

第7-3-1条（受託保証人の求償権）

(1) 主たる債務者の委託を受けて保証した場合、主たる債務者に代わって弁済その他自己の出捐によって債務を消滅させた保証人は、主たる債務者に対して求償権を取得する。

(2) 第1項の保証人は、その出捐額および出捐したときからの利息ならびに損害額を求償できる。

(3) 主たる債務者の委託を受けた保証人は、以下の各号に定める場合においては、予め求償できる。

1 過失なくして債権者に弁済すべきであるとの判決の言い渡しを受け、それが確定した場合、

2 主たる債務者が破産し、かつ、債権者が相当加入しない場合、

3 主たる債務が弁済期にある場合、

4 債務の弁済期が不確定でかつその最長期が確定できないときで、保証契約の締結の後5年が経過した場合

(4) 第1項の保証人から求償を受けた主たる債務者は、債権者が全部の弁済を受けていない場合には、その保証人に対して担保の提供を請求するか、または、自己に免責を得させるべきことを請求できる。

(5) 第4項の場合、主たる債務者は、供託をし、保証人に対して担保を提供し、または、保証人に免責を得させることによって求償を免れることができる。

第7-3-2条（委託のない保証人の求償権）

主たる債務者からの委託がない保証の場合において、保証人が債務を弁済し、その他自己の出捐によって主たる債務者にその債務を免れさせたとき、主たる債務者は、その利益を受けた限度で求償に応じなければならない。ただし、その保証が主たる債務者の意思に反してなされた場合、主たる債務者は、利益が現存する限度で求償に応じれば足る。

第7-3-3条（求償要件）

(1) 保証人が、債権者から請求を受けたことを主たる債務者に通知しないまま、弁済その他自己の出捐によって免責を得た場合において、主たる債務者が債権者に対抗できる事由を有しているときは、主たる債務者は、その事由をもって保証人の求償に対抗することができる。ただし、その事由が相殺である場合には、保証人は、債権者に対して相殺によって消滅すべきであった債務の履行

を請求できる。

(2) 保証人が自己の出捐によって免責を得たことを主たる債務者に通知することを怠ったため、主たる債務者が善意で債権者に弁済をし、または、その他有償で免責を得たとき場合には、主たる債務者は自己の弁済その他の免責行為を有効なものとしてみなすことができる。

第7-3-4条（複数債務者の一人についての保証人の求償権）

連帯債務者または不可分債務者の一人について保証した者は、その他の債務者に対してその負担部分についてだけ求償できる。

第7-3-5条（共同保証人の求償権）

(1) 共同保証人の一人が弁済その他自己の出捐により免責を得、かつ他の保証人も免責を受けた場合、その保証人は他の保証人に対してそれぞれの負担部分に応じた求償をすることができる。

(2) 第1項の場合、出捐額、利息および損害額について求償できる。

(3) 分別の特約を結んでいた共同保証の場合、共同保証人の一人が自己の負担部分を超えて自己の出捐により免責を得、かつ他の保証人も免責を得たときには、第7-3-2条（委託のない保証人の求償権）、第7-3-3条（求償要件）および第7-3-4条（複数債務者の一人についての保証人の求償権）の規定を準用する。

第4節 代位

第7-4-1条（弁済による代位）

(1) 主たる債務について弁済その他自己の出捐によって免責を得た保証人は、債権者の有していた保証の対象である債権を取得するとともに、それを担保していた権利を債権者に代わって行使することができる。

(2) 第1項の場合で、一部の免責を得た保証人は、免責を得た価額の割合に応じて、債権者とともにその権利を行使する。この場合、解除権は、債権者のみが行使することができる。ただし、その場合には、免責を得た価額およびその利息を代位者に対して償還しなければならない。

第7-4-2条（債権証書等交付義務）

(1) 保証人による弁済その他の出捐によって債権全額の満足を受けた債権者は、債権証書およびその占有にある担保物を弁済その他の出捐をした保証人に交付しなければならない。

(2) 保証人による弁済その他の出捐によって債権の一部について満足を得た債権者は、その代位を債権証書に記載し、かつ、その占有にある担保物の保存を保証人に監督させなければならない。

第7-4-3条 (担保保存義務)

保証人による弁済その他の出捐によって債権の満足を得た債権者は、弁済その他の出捐をした保証人のために担保を保存する義務を負う。

第7-4-4条 (代位の順位)

(1) 保証人は、弁済その他の出捐の後、登記をしなければ、担保不動産の第三取得者に対して債権者に代位することができない。

(2) 保証人は、物上保証人とはその頭数に応じて債権者に代位する。

第7-4-5条 (弁済者代位規定の準用)

保証人の弁済その他の出捐による代位については、本第4節(弁済による代位)の定めその他、第4編第7章第1節第4款(弁済による代位)の規定を準用する。

第8章 連帯債務

第1節 連帯債務の成立

第8-1-1条 (連帯債務の意義)

(1) 複数の者が連帯債務を負担するときは、債権者はその債務者のうちのいずれかに対して、または、同時もしくは順次にすべての債務者に対して全部または一部の履行を請求することができる。

(2) 連帯債務者の全員またはそのいずれかが破産宣告を受けた場合は、債権者はその債権の全額について、それぞれの破産手続の配当に加入することができる。

第8-1-2条 (連帯債務の成立)

(1) 連帯債務は、法律の定めがある場合のほか、債権者と相互に共同連帯の意思が認められる複数の債務者それぞれとの明示または黙示の合意によって成立する。

(2) 第1項の合意は、債権者と各債務者とにおいて同時または順次になすことができる。

(3) 債権者は、各債務者に対して、連帯の免除をなすことができる。

(4) 連帯の免除を受けた債務者は、それ以後は、免除以前の負担部分に相当する額についてだけ、債務を負担する。

(5) 各連帯債務者の負担割合は、平等なものとして推定する。

第8-1-3条 (債務者についての無効・取消)

連帯債務者の一人について行為の無効または取消の原因が存したとしても、そのことは他の債務者の債務の効力に影響を及ぼさない。

第2節 連帯債務者の一人について生じた事項の効力

第8-2-1条 (請求およびその他の時効中断事由の絶対的効力)

連帯債務者の一人に対してなされた履行の請求およびその他の時効中断行為は、他の債務者に対しても効力を有する。

第8-2-2条 (弁済等の絶対的効力)

連帯債務者の一人が、弁済、代物弁済または供託をした場合、それによって生じた債務消滅の効果は他の債権者についても生じる。

第8-2-3条 (相殺の絶対的効力)

(1) 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その債務者が相殺を援用したときは、債権はすべての債務者の利益のために消滅する。

(2) 第1項の債権を有する債務者が相殺の援用をしない間は、他の債務者は、その債務者の負担部分について、弁済を拒絶することができる。

第8-2-4条 (更改の絶対的効力)

連帯債務者の一人と債権者との間で更改がなされた場合は、債権はすべての債務者のために消滅する。

第8-2-5条 (混同の絶対的効力)

連帯債務者の一人と債権者との間に混同が生じた場合は、その債務者は弁済をしたものとみなす。

第8-2-6条 (免除の絶対的効力)

(1) 連帯債務者の一人に対してなされた債務の全部の免除は、その債務者の負担部分についてのみ他の債務者の利益のために効力を生じる。

(2) 連帯債務者の一人に対して債務の一部が免除された場合、他の債務者に対するその効力は、全額免除があった場合に比例した割合で生じる。

第8-2-7条 (時効の絶対的効力)

(1) 連帯債務者の一人が、自らのために完成した時効を援用した場合は、その債務者の負担部分について、他の債務者も債務を免れる。

(2) 第1項において、時効は完成しているが、援用がなされない間は、他の債務者は、援用権を有する債務者の負担部分についてその時効を援用することができる。

第8-2-8条 (相対的効力の原則)

第8-2-1条(請求およびその他の時効中断事由の絶対的効力)ないし第8-2-7条(時効の絶対的効力)に掲げた事項を除き、連帯債務者の一人について生じた事項は他の債務者に対して

効力を生じない。

第3節 求償

第8-3-1条（弁済した債務者の求償権）

(1) 連帯債務者の1人が弁済その他自己の出捐により免責を得、かつ他の連帯債務者も免責を受けた場合は、その債務者は、他の債務者に対してそれぞれの負担部分について求償権を取得する。連帯債務者の一人の弁済その他自己の出捐が債務の一部にとどまり、その限度で自己及び他の連帯債務者の免責を得た場合、債務全額との比例割合によって求償をすることができる。

(2) 第1項の求償は、弁済その他自己の出捐による免責があった日以後の法定利息および避けることができなかつた費用その他の損害を含めてなすことができる。

第8-3-2条（求償の要件としての通知）

(1) 連帯債務者のうちの一人が債権者から請求を受けたことを他の債務者に通知しないまま、弁済その他自己の出捐で免責を得、他の債務者も免責を受けた場合において、他の債務者が債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その対抗できた事由をもって弁済その他の出捐をして免責を得た債務者からの求償に対抗することができる。ただし、対抗できた事由が相殺である場合、対抗された債務者は債権者に対して相殺によって消滅するはずであった債務の履行を請求することができる。

(2) 連帯債務者の一人が弁済その他自己の出捐で免責を得、かつ他の債務者の免責を受けたことを他の債務者に通知することを怠つたことによつて、他の債務者がそのことを知らずに債権者に弁済その他自己の出捐により免責を得たときは、その債務者は自己の弁済その他免責の行為を有効なものとなすことができる。

(3) 連帯債務者のうちの複数の者によつて弁済その他自己の出捐による免責行為がなされた場合において、第1項および第2項の通知がともになされなかつたときは、初めになされた弁済その他自己の出捐による免責行為を有効なものとなす。

第8-3-3条（無資力償還者のいる場合の求償）

連帯債務者中に償還をなす資力をもたない者があるときは、その償還ができない部分について、求償をなす者および他の資力のある者の間でそれぞれの負担部分に応じて分担する。ただし、求償者に過失がある場合には、他の債務者に対して分担を求めることはできない。

第8-3-4条（連帯の免除と償還無資力者の負担部分）

連帯債務者のうちの一人が連帯の免除を得た場

合において、他の債務者中に償還に応じる資力がない者がいたときは、債権者はその無資力者が償還に応じることができない部分について連帯の免除を得た者が負担すべき部分を負担しなければならない。

第4節 弁済による代位

第8-4-1条（代位）

(1) 連帯債務者のうちの一人が他の債務者に対する求償権を取得する場合、求償者は、その求償の範囲において、債権者が他の債務者に対して有していた債権を取得し、それを担保する担保権について債権者に代位する。

(2) 求償者の代位に関しては、本条の他に、第4編第7章第1節第4款（弁済による代位）の規定を準用する。

第5節 複数債務のその他の態様

第8-5-1条（不可分債務および不真正連帯債務ならびに分割債務）

(1) 複数の債務者が同一内容の債務を一人の債権者に対して負う場合で、債務者間に共同連帯の意思が認められないときには、第8-1-1条（連帯債務の意義）を準用する。ただし、給付が可分であつて、分割することが債権者を害さない場合には、各債務者は、その負担部分の応じて、分割された債務を負う。各債務者の負担部分が不明な場合、平等と推定する。

(2) 第1項本文の場合、債務者の一人について生じた事由は、第8-2-2条（弁済等の絶対的効力）および第8-2-3条（相殺の絶対的効力）第1項の定める場合を除いて、他の債務者に影響を及ぼさない。

(3) 第1項本文の債務者の一人が弁済その他自己の出捐によつて免責を得、かつ他の債務者も免責を受けた場合に、出捐した債務者との間の公平を保つ必要があるときには、その公平さを実現できる限度で、出捐した債務者は他の債務者に対して求償権を取得する。

第7編 親族

第1章 総則

第2章 婚約

第3章 婚姻

第1節 婚姻の成立

第1款 婚姻の要件

第2款 婚姻の無効及び取消

第2節 婚姻の効力

第3節 夫婦財産制

第1款 契約財産制

第2款	法定財産制	第4款	成年後見人の職務
第4節	離婚	第5款	成年後見の終了
第1款	離婚原因	第7章	保佐
第2款	離婚の手続	第8章	扶養
第4章	親子		
第1節	実親子関係		
第1款	総則	第8編	相続
第2款	実親子関係の決定		
第3款	認知	第1章	総則
第4款	親子関係不存在確認の訴え	第1節	相続の開始
第5款	母子関係存在確認の訴え	第2節	相続の効果
第6款	手続に関する規定	第3節	相続適格
第2節	養子縁組	第2章	法定相続
第1款	完全養子縁組	第1節	相続人
第2款	単純養子縁組	第2節	配偶者の相続
第5章	親権	第3節	相続分の調整
第1節	総則	第3章	遺言相続
第2節	離婚および認知の場合の親権者の決定	第1節	遺言能力
第3節	親権者の権利および義務	第2節	遺言の方式
第4節	親権者としての権限の停止および剥奪	第3節	遺言事項
第5節	子の財産を管理する権限	第4節	遺言の取消し
第6節	財産管理の権限の停止および剥奪	第5節	遺言の効力
第7節	本章の準用	第6節	遺贈
第6章	後見	第7節	遺言の執行
第1節	未成年後見	第4章	遺留分
第1款	未成年後見の開始	第1節	総則
第2款	未成年後見人	第2節	遺留分減殺の方法
第3款	未成年後見監督人	第3節	減殺請求権の消滅
第4款	未成年後見人の職務	第5章	相続の承認及び放棄
第5款	未成年後見からの開放	第1節	総則
第6款	未成年被後見人の子への準用	第2節	承認
第2節	成年後見	第3節	放棄
第1款	成年後見の開始	第6章	相続財産の管理及び分割
第2款	成年後見人	第1節	相続財産の管理
第3款	成年後見監督人	第2節	遺産分割
		第3節	債権者間の調整
		第4節	限定承認があった場合の清算等
		第7章	相続人の不存在
		第8章	相続回復請求

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

なるほどの英語表記

映画のスクリーンで見る出演者（キャスト）を思い浮かべて下さい。邦画の日本語表示では、役柄（又は肩書き）と名前を表記する場合に、それぞれが均等割りのようになっています。洋画の英語表示では、まるでかつて教科書で見た「人口分布図」のように、短いのもあれば長いのもあるというように波打ちながら、ズラズラと出てきます。

これは、日本語の名前は文字数としては4文字が多くて差も少ないため、均等割りの方が整然として見やすいのですが、英語表記だと正反対で、長いものもあれば短いものもあり、とても幅をそろえることはできません。そこで、英語のキャスト表示では、役柄・役割を右でそろえ、名前を左でそろえると、ちょうど中央に一本の筋ができて読みやすくなるのです。物事は、それぞれの特徴に応じて対処する必要があるということの見本であると独り納得している次第です。

国際主義 (Internationalism) と国際人 (International Person)

法務省秘書課国際室語学アドバイザー 柴原美奈

1 国際人って何？

「国際的」や「国際化」という言葉を最近メディアでよく耳にします。しかし、「国際的」とはいったいどういう意味なのでしょう。また、どのような人間が「国際人」なのでしょう。「国際人」とは二つ以上の言語を話せる人のことをいうのでしょうか？もしそうであるならば、「国際人」と「バイリンガル」とはどの様に区別すればよいのでしょうか。

自国から出たことのない人でもバイリンガルはいます。たとえば、マレーシアに住むマレーシア人の中には英語もマレーシア語も両方話せる人が大勢います。このような人達は自動的に「国際人」といえるのでしょうか？そうであるならば、二つの国に暮らし、二つの言語を話せるようになった人と彼らはどの様に違うのでしょうか？

おそらく大きな違いは、海外生活によって言語が身についた人はその国の文化的な部分も同時に身につけた可能性が高く、一つの国にしながら二つの言語を操る人よりも「バイカルチュラル (Bi-cultural)」になるという点でしょう。では「バイカルチュラル」であることの強味はなんなのでしょうか？私は、一つの問題をより色々な角度から見る事が出来ることや、異なる意見に対してより敏感になることであると思います。例えば、日本を離れてみないと日本という国を外から捉えることは出来ません。物事を内側から見る時と外側から見る時では違って見えるものです。英語の表現ではしばしば「一つの問題については必ず二つの見方がある」と言われます。つまり一つだけの正しい見方というものはない、ということです。ある状況を正確に判断する為には、先ずはじめに全ての側面からその問題を捉えてみる必要があることは多くの方に同意して頂けるのではないのでしょうか。そして、全ての側面から問題を捉えるためには、なによりも先ず第一に、「問題を考える視点は複数あるのだ」ということをしっかり認識していることが大事なのではないかと思います。私は、「インターナショナルであること」とはこの様に複眼的な見方、物事の捉え方が出来ることではないかと考えています。これはすなわち自身の考え方が唯一絶対なものではないと考え、その良い面と悪い面を見極めることが出来ることを意味します。

私が英国に住んでいた頃は、英国という国が外からどの様に見えるのか分からず、そしてまた日本人であることがどういうことなのか認識していませんでした。最初は私と英国人の友人との違いがあるということすら意識していませんでした。通う学校も同じ、食べるものも同じ、着る服も同じでしたから。私は自然に将来は英国人らしい名前のジョーンズとかスミスと名乗る人と結婚すると想像していたのです。子供は大人よりもオープンな

のでクラスメートから差別にあうことはありませんでした。日本人に対してより警戒心を持って接していたのは大人の方でした。大人は時にはあからさまな差別意識を口にしましたし、またある時は単にそういった行為に対して非常に鈍感でした。例えばこういう出来事がありました。私が10歳の時に英語（国語）の授業で学年トップになりました。一学年で4クラスあり、一クラスに30人の生徒がいました。先生は私が作文と読解で一番だったと発表し、クラスに向かって「イギリス人じゃない人が一番になったのを恥に思いなさい」と言いました。この教師は褒めるつもりで言っていたと分かっていたのですが、その言葉は日本人である私にとっては鈍感なものであり、差別的なものでした。その言葉によって私の喜びと一番になったという誇らしい気持ちは吹き飛んでしまいました。

もう一つの例は校長先生の言葉です。毎朝私たち生徒はホールに集まって朝礼を行い、校長先生のお説教を聴きました。この中で校長先生は聖書の言葉を引用して、勇気を持つこと、寛容であること、または親切であることなどについて教えてくれました。一年に一回、校長先生は必ず、とても勇気のあるキリスト教の看護婦さんの話をしました。迫ってきた敵から逃れるため、この看護婦さんは中国人の子供を連れて山に逃げるのです。「勇気」を伝える良い物語でしたが、この「迫ってくる敵」は残酷でクリスチャンではない日本人でした。私はこの話を聞くと耳が燃えるようになったのを憶えています。ちなみに、私と姉は150年の歴史を持つ学校で初めての日本人生徒でした。

こうした経験を経て私は段々と「差別」というものに対して敏感になり、実際には差別はない場合でも時には「差別」を意識する様になりました。毎年イベントとして老人ホームに行き、クリスマスの歌を歌うときもこの様な混乱した思いを感じたものです。クリスマスは優しさとボランティア精神の時期です。私は聖歌隊に入っており、毎年老人を喜ばせる為に老人ホームへ行っていたのです。しかし私は英国人の年配の方々に囲まれるのはとても苦手でした。早く逃げ出したい気持ちになるのです。クリスマスキャロルを歌った後で私たち生徒は老人ホームの皆さんとお話をして楽しんだり、歌を褒めてもらったりするのですが、私はいつも隠れるように後ろの方で待っていて、言葉一つも交わすことはありませんでした。その理由は、老人ホームにいた老人の多くは男性で第二次世界大戦を戦った人達であったからです。

私は、自分が日本人であるということが分かっただけならば彼らは私になにか言うのではないか、或いは何らかの嫌悪感を表すのではないか、ということ非常に恐れていたのです。今思い起こしてみると、わずか10歳の自分がなぜそこまで第二次大戦のことを意識したのか、またどうやって日本または日本人に対して良く思わない人がいると認識していたのか、不思議な気がします。

この様な話しをすると、イギリスのあまり好ましくないイメージを作っているのではないかと思います。これらの例は少数のケースで全体的に考えるとイギリス人は私を暖かく扱ってくれました。ここで私が言いたかったのは、この様な経験をしたからこそ私は他

のマイノリティに対して思いやりを持つことが出来た、ということです。そういうつもりがなくても、あまり思慮深くない不必要なコメントで人を傷つけることが出来ると分かりました。しかし難しいところは敏感になり過ぎず、また鈍感にもならないようにバランスを取ることでしょう。敏感が行き過ぎると差別をしていないのに差別として取られることがあります。2年前にこういう話がありました。4歳の小さな白人の男の子がお母さんと一緒にスーパーに行きました。そこで、その男の子はアフリカ系の赤ちゃんが乳母車に乗っているのを見て、指を指して「猿」と言ったのです。この赤ちゃんの母親は非常にショックを受け、結果としてはその白人の男の子はそのスーパーに立入禁止となってしまいました。ここでの議論は、その男の子の親は異なる人間の気持ちに対して敏感になるような教育をしていなかった、これは改善すべきである、ということでした。

私は、英国で生まれ育ち、特に大学に行くようになった時様々な国の人と会うことが出来ました。色々な文化と触れ合い、色々な考え方をすることも出来ました。それ以来ずっと私の耳に残っているのは大学の教授の言葉です。ある時私の論文について論議していて、私の意見に賛成しない教授を見て、私も彼女の意見に合わせようと思いました。その時この教授はこう言ったのです。「ミーナ、賛成しないことを怖がらないで。私がいつも正しい訳ではないのよ。学生はある時点で必ず教師より上にくるものなの。それが進歩することなのよ。」この言葉は今でも私の心に残っています。私は「国際人」になる為には、様々な異なる意見を考慮すること、そして自分達は完璧ではなく常に「未完成の作品」なのだ、ということ認識していること、が重要なのではないかと考えています。

2 「違う」よりも「似ている」こと

ここまで、「国際人」とは必ずしも海外生活を経験した人を指す訳ではないこと、しかしながら外国での生活を経験した人はより視野の広い、国際的な人間になりやすいこと、をお話しました。海外での生活経験のある人は異文化のなかで自分とは違う見方や考え方に触れることになるわけですから、これは自然なことでしょう。

既にお話した通り、「国際人」とは必ずしも「複数の語学に堪能な人」を指す訳ではありません。勿論、母国語以外にコミュニケーションをとれる語学力があることは色々な意味で可能性を広げることになるでしょう。しかし「言葉」は他人の意見や物事の感じ方を理解する為の「手段」にすぎません。ある言語を話せることは必ずしも完全にその文化を理解していることを意味するわけではありません。同様に、「バイリンガル」であることが自動的にその言語の背景にある文化を受け入れていることを意味するのでもないわけです。

時折私は、日本語と英語のどちらで考えているのか、夢は日本語それとも英語でみるのか、と聞かれることがあります。これに対する答えは実はとても単純なんです。私は、自分が英語をしゃべり、英語環境にいるときは英語で考え、日本語をしゃべり日本語環境にいるときは日本語で思考しているのです。これは、日本語の敬語の使い方に似た感覚だと

思います。敬語を使う時は、相手によって自動的に言葉を調整していますよね。一つ例をあげるならば、私が六歳頃のある場面が思い浮かびます。その時六歳の私はなにかの数を一生懸命数えていました。英語で1, 2, 3, 4, 5, と数えたところで、母親に突然なにかを日本語で尋ねられたので、私は母に日本語で返事をしました。そしてまた数え始めたのですが、その時には六, 七, 八, 九, 十, と日本語になっていました。母親からの日本語の問いかけが私を「日本語モード」に入れ替えた訳です。私自身はまったく無意識のうちに言葉の切り替えをしていたわけで、この「切り替え」は非常に自然に起きたのでした。

多くの人から「日本語と英語のどちらで考えるのか」と聞かれるということは、みなさんは私がある言語から別の言語へと常に翻訳作業をあたまの中でしていると仮定しているのではないかと思います。実際はそうではありません。英語と日本語は私の頭の中では非常に離れたもので、ある言葉を翻訳することは、いわばこの二つの言葉の間に橋をかけて繋げる、私にとってはとても難しい作業なのです。例えば、「木」という言葉をとって考えてみます。この単語が使われる時に私が思い描くのはとても日本的な「木」の姿です：高く、細身で、浅い緑色の木です。ところが、誰かが英語で“tree”と言う時は、私が心の中でイメージするのはまったく姿形の異なる木になります：大きく、葉が厚く繁った、濃い緑の英国の木なのです。つまり、「木」と“tree”は私の頭の中では非常に異なるイメージを持っているのです。したがって、翻訳するという行為のなかでは、私はあるイメージをもう一つのものに取り替えなければならない、私は懸命に想像力を働かせて自分自身を意識的にもう一つの言葉の世界へと放りこむ必要があるわけです。

二つの言語をうまく操ることが出来ることは、違ったタイプの人間と意思疎通をし、多くの異なる考えを吸収することを可能にします。しかし、「言葉を知っていること」は、その人間がその言語の裏にある文化的背景や特質を備えていることを必ずしも意味する訳ではありません。日本で私がこれまで直面した問題は言葉よりもむしろ文化からくるものでした。外見が日本人ではないと明らかにわかる外国人の場合は、日本人は、その人物が日本語を話さず、日本の文化を理解せず、従って「違う」のだ、と初めから考えます。ある時、私の外国人の友人が、電車に乗っている日本の人たちは彼らの隣に座るのをなるべく避けようとする、と私に話したことがありました。彼らはこれを嫌悪とか人種差別と解釈しがちなのですが、私はむしろこれは単に「外国語を喋らなければいけないかもしれない」という恐れから来ているものではないか、と思うのです。一方私の場合は、私の外国人の友人が直面したような一方的な好奇心で見られることはありません。外見上私が外国で育ったことを気付く人はいないので、私は日本の町並みに自然に溶け込むことが出来るわけです。

しかしこの事実自体が問題になる時があります。例えば以前、私は通勤電車の定期券の買い方を知りませんでした。そこで私は切符売り場にいる人にどうやって定期券を買ったらいいのか尋ねたのですが、この時の駅職員は「そんなこと見れば分かるんじゃないの」

とでも言いたげな非常に怪訝な顔つきで私を見ていました。つまり、私が流暢な日本語で通勤定期の買い方を尋ねることが出来た為に、この人物は私が日本の様々なことに関する知識も当然あるものと自然に考えたのです。似た様な経験は私が電車の中にバックを忘れてしまった時にもありました。幸運なことに誰かがそのバックを届け出てくれたので、私は遺失物預かり所に行きそれを取り戻すことが出来ました。バックを取り戻す為に私は判子を押すように言われたのですが、その日私は持つてくるのを忘れてしまいました。そこで私は、代わりに赤インク台を手渡されて拇印を押すように言われたのですが、以前に拇印を押すような場面には一度しか遭遇したことがなかった私は当惑してしまいました—私は目の前にある書類を見ながら、どの指を使ったらいいいのか分からなかったのです。(ちなみに、ただ一度だけ指をインクに染めたのは、犯罪者としてではありませんよ！あれは私が四歳の時に指を使って葉っぱの絵を書いていたときでした。) 幸運なことに私の横にいた人が人差し指で押捺しているところだったので、それを見て、ようやく私もどうしたらいいのか分かりました。もしくなりこの人がいなかったらば、私は手のひら全体でスタンプしていたかもしれません。お相撲さんに出来るのですから、私だって出来るはずです！

この様な些細な思い違い、間違いがあらゆる場面で起きるわけです。私の姉が服を買いに行き、試着室に入った時も似たような話があります。日本では家に入る時は靴を脱ぎますが、試着室でも靴を脱ぐところが多いですね。日本では家に入る時は靴を脱ぐ、という事は良く知られていますが、お店の試着室でも靴を脱ぐ必要があることは誰も姉に教えてくれませんでした。その結果、姉はうきうきしながら靴をはいたまま試着台に足を踏み入れ、お店の人に丁寧に靴を脱ぐように諭されてしまった、という訳です。また別の時には、姉はジムで泳いだ後にお風呂場に入り湯船に浸かろうとしたところ、そこで彼女は自分以外の女性が皆裸であることに気付いたのでした。その時、姉はまだ水着を着ていたのです。。。そこにいた人々は姉をどんな顔でみていたことでしょうか！（ここで私の姉の話を持ち出したのは、私自身の失敗談を話すのはあまりに恥ずかしいからです・・・）

外見上差異がなくても私が自分の「違い」を感じる場面は、英国における私の経験と日本におけるほかの人々の経験とが似ている場合にも出てきます。私の日本人の友人は子供の頃の思い出をしばしば話すのですが、そのなかでよく出てくるのが京都、北海道などへの修学旅行の話です。大部屋でみんなで夜遅くまで話をしたことなど楽しかった思い出を話している時、私も最初是一緒にその会話に参加しているのですが、話の途中で突然自分は日本の修学旅行を経験したことがないのだ、ということに気が付き、それ以上話に入っていけなくなってしまいます。勿論私も似たような学校の旅行（Geography Trip と呼ばれていました）でフランスやドイツに行ったことがあるので、友人の話を私の経験と関連付けることは出来るのですが、話が弾んでより細かい部分の話になると（例えば旅行中の食べ物の話など）、彼らの経験と私の経験の大きな違いに改めて気付く、というわけです。し

かし、このような「違い」について話し、さらに好みについて話すことは異文化間交流に繋がり、そこから多くのことを学ぶことが出来ます。「違い」に気付くことは会話を減らすことを意味するのではなく、私達自身の経験をより豊かなものにすることなのです。

国際的な見方を身につけるためには、私達は「違うこと」を受け入れ、そして各個人はあるステレオ・タイプではないのだ、ということを真に認識する必要があります。私が英国に住んでいた時、私の友人のほとんどは英国人でしたが、彼らは様々な民族的背景を持っていました。友人の一人は英国人でしたが母親はフランス人、父親はマレーシアと日本のハーフでした。別の友人は英国人の母親とパキスタン人の父親を持ち、またもう一人の友人はベンガル人の両親を持つ英国人でした。このような混じり合った継承はとても一般的なことでこれが多様性のある社会を形成する原因になっているのです。日本も、日本人であることは必ずしも日本人の祖先を持つことを意味しない、という時代に直面し始めています。この新しい状況を受け入れることが出来た時、私達は多くの可能性とチャンスが広がっていることに気付くでしょう。「違い」は私達日本人をばらばらにするのではなく、私達の社会をより力強いものにすると思います。

私達はいわゆる「典型的な日本人」の枠からそろそろ飛び出す必要があるのではないのでしょうか。勿論、ある国民（日本人、あるいはアメリカ人など）を「典型的な」という言葉で単純に語ることは危険なことです。一般的に言って日本は単一民族国家に近い状況ですから、多様性に欠けるといえるのは事実であり、比較的「典型的な日本人」というものを形作るのは容易であるようです。以前元国連難民高等弁務官の緒方貞子氏がこうおっしゃっています。

「日本人は比較的と言って単一民族です。私達は単一民族・単一文化という幻想の中で生きてきました。しかし世界は変わりつつあります。そして、世界で重要であることは、日本にとっても重要であるはずです。」

ある一つの圧倒的支配的民族がいることは「外部」の人間がその社会に溶け込むことを難しくします。いわゆる「"我々"と"彼ら"」という状況になりがちで、ここでは「仲間」と「よそ者」という二つのグループができ易くなります。このような今の日本の社会は、「仲間」と「よそ者」のどちらにも完全に該当しない人間（私の様な人間ですね）に対してはどう対処すれば良いのでしょうか。将来的には私のようにどちらのカテゴリーにも分けることの出来ない人々が多く存在することになるでしょう。私達は全ての人間が「個人」として受け入れられる社会を作っていく必要があるのではないのでしょうか。「違い」を強調して物事を見るのは誤りであり、もっと「似ていること」に注目して物事をとらえる必要があるのではないのでしょうか。このような考えを持つことが出来た時、私達は国籍の如何に関わらず、人間は「違う」のではなく「似ている」のだ、ということに気付くことになるだと思えます。

Internationalism and International Person

SHIBAHARA Mina

Linguistic Adviser

Office of International Affairs

Secretarial Division, Ministry of Justice

1 An International Person

"International" and "internationalisation" are words which are frequently bandied around by the media these days but I have frequently wondered what "international" really means and what kind of person can be described as "international". Is an international person someone who can speak more than one language? If the answer is yes, then how are "international" and "bilingual" different? Some people are bilingual without ever having left the country. For example, some Malaysians are able to speak English as well as Malay. Does that mean they are international? In which case, how do they differ from someone who has lived in two countries and has therefore picked up two languages. Probably, the main difference is that someone who has acquired another language through immersion in that language abroad is more likely to have picked up the culture as well, thereby becoming "bicultural" in a way that the person speaking two languages but having experienced only the one culture is not.

What are then the advantages of being bicultural? I would say that you become more aware of different opinions and different ways of looking at a problem. For example, only by leaving Japan, can you look at Japan from the outside. Everything certainly looks different when you are viewing it from the outside as opposed to from the inside. In English, we often say that there are two sides to every question meaning that there is no issue where there is only one right side. I think everyone would agree that in order to judge a situation correctly, you have to look at it from all angles. In order to look at it from all angles, you have to be aware, in the first place, that more than one angle exists. I think that is what being international is all about; being able to accept that your way of thinking is not the only one and being able to see both the good and the bad.

When I lived in the UK, I didn't know what Britain looked like from the outside and I didn't really know what it meant to be Japanese. At first, I was not aware that there was a difference between my English friends and myself. We went to the same school, ate the same food and wore the same clothes. I fantasised that in the future, I would be marrying someone with a name like Jones or Smith, a decidedly British surname. Children are more open to people and so I did not ever meet with any open racism from my classmates at all.

The people who were more wary of Japanese people were adults. They were sometimes downright racist or sometimes simply insensitive. Then again, racism is, in reality, an extreme case of insensitivity. I remember when I was ten years old, I came top of the whole year in English. There were four classes in one year and about 30 students in each class. The teacher announced that I had come top in both English composition and English comprehension and then she said to the class, "You should all be ashamed that someone who is not British has come top of the class." I knew that, in

actual fact, she meant it as a compliment but the result was that not only was she insensitive but she was being racist too. Even though she did not mean to do so, she took away some of the happiness and pride of coming first.

Another example of insensitivity came from the headmistress. Every morning, we would have morning assembly which was when all the students in the school were gathered in the hall and the headmistress would deliver a sermon, quoting from the Bible and teaching us to be brave or tolerant or kind. I remember that about once a year, the headmistress would read a story about a brave Christian nurse who led some Chinese children away over the mountains to escape from the oncoming enemy. A nice tale of courage if it were not for the fact that the oncoming enemy were the cruel, notably non-Christian Japanese. My ears used to burn while listening to this story. I was the only Japanese girl in the whole school aside from my sister. I should point out that my sister and I were the first Japanese girls to be enrolled in the 150-year history of the school.

Owing to situations like the above, I became rather sensitive and so I became wary of racism even when it was not actually there. Another yearly event which led to confusion was the annual visit to the local old people's home to sing Christmas carols. I was in the school choir and Christmas being the time for generosity and charity, my choir was sent to cheer the old people up. I never felt comfortable being surrounded by so many elderly British people. I just wanted to get out as soon as possible. After the Christmas carols, we would go up to these people and they would lavish praise about our singing or would talk to us. I always hung back from the others and managed to avoid saying a single word. The reason for this is that many of the people there were men, men who had been injured in the Second World War. I was so afraid that once they found out I was Japanese, they would say something or look at with hate. To this day, I do not understand why at the age of ten, I was so aware of WWII. How at ten years' old, could I have known that some people would have an unfavourable image of Japan and of Japanese people?

By mentioning the above, I have probably created an unfavourable view of Britain but I would like to point out that although there were isolated incidents, on the whole, I was treated very kindly by the British. Such incidents taught me about being sensitive to other minority groups. Even without meaning to, we can hurt others with some thoughtless, unnecessary remark. The difficulty, however, lies in achieving a balance so that one is neither insensitive nor overly sensitive. When sensitivity is taken too far, racism can be detected where it does not exist at all. Two years ago, a little four-year-old Caucasian boy went with his mother to the local supermarket. The little boy saw a baby of African origin in a pram and pointing at the baby said, "Monkey." The mother of the baby was naturally upset and consequently, the little Caucasian boy was banned by the supermarket from entering the premises. The argument was that the parents had not raised the boy in an appropriate manner to be sensitive to other people.

Growing up in the UK and especially when I went to university, I met with people of many different nationalities. By coming together with different cultures, I was able to come across many different ways of thinking. To this day, I still remember what my professor said to me. We were discussing an essay that I had written and she disagreed with what I had said. Facing her criticism, I lacked the courage to defend myself and found myself agreeing with her instead. Then she said, "Mina, don't be afraid to disagree. I'm not always right. There will always come a time when the student will rise above the teacher but that's how we make progress." These words have stayed with

me and so I now believe that in order to become an "international" person, it is necessary to consider fairly lots of different opinions and to understand that we are not perfect but a "work in progress".

2 More Similar Than Different

I noted that an international person is not necessarily someone who has experienced life abroad, yet it is much easier to become a more international broad-minded person if one has lived abroad simply because one is exposed to differing views and ideas which would not be as easy to attain when living in one country.

As explained previously, an international person is not necessarily someone who has a grasp of different languages, although admittedly, being able to communicate in a language other than one's own is a bonus which opens many doors. Yet, language is simply a tool; the means of understanding another person's opinions or feelings. Speaking the same language does not necessarily lead to perfect understanding. Similarly, being bilingual does not automatically lead to acceptance of the culture of the languages spoken.

I am often asked whether I think in Japanese or in English and similarly whether I dream in Japanese or English. The answer is very simple. When I am speaking in English and am in an English environment I think in English but when I am speaking in Japanese and am in a Japanese environment I think in Japanese. It is comparable to the use of the Japanese "keigo" form where one automatically adjusts one's language according to the people there.

One example to illustrate this point is the memory of a scene which took place when I was about six years old. I remember at the time that I was busily counting something in English 1, 2, 3, 4, 5. Suddenly, my mother interrupted and asked me something in Japanese, I answered also in Japanese and then resumed counting 六, 七, 八, 九, 十 in Japanese. My mother had obviously put me into a Japanese frame of mind so that when I continued my task, I was doing this in another language. At no point did I mentally tell myself to change my thought process. It was something that occurred naturally.

I think people ask me whether I think in English or Japanese on the assumption that I am translating from one language to another but that is not the case. The two languages are very separate in my mind and so, in order to translate or interpret a word, a bridge has to be built between the two languages and this is actually a very difficult thing to do for someone like myself. Take for instance, the word "木" in Japanese. When this word is used, the image I create in my mind is one of, what is to me, a very Japanese-looking tree: tall, thin and light green in colour. When someone says to me the word "tree" I imagine a totally different kind of tree. Suddenly, I am confronted by the image of a huge, leafy, dark green, British tree. Accordingly, the words "木" and "tree" have very different images in my mind. Thus, in order to translate, I have to substitute one image for another and I really have to use my imagination to throw myself into the world of another language.

Being able to get by in two languages means that I am able to communicate with different types of people and thus absorb many different ideas. Yet, knowing the language does not necessarily mean that one has the cultural background or the characteristics which are assumed to be behind the language. In Japan, the problems I have faced have not been to do with language so much as culture.

In the case of say, a non-Japanese person who obviously looks Anglo-Saxon, then Japanese people tend to make allowances for them, thinking right from the beginning that that person will not speak Japanese, will not understand the culture and will be different. I have not had to face the outright curiosity that my non-Japanese friends have had to face. In some cases, my friends have told me that when they sit on a train, Japanese people will avoid sitting next to them at all costs. My friends have frequently interpreted this as dislike and racism but I rather suspect that this avoidance stems from sheer fear that they will have to speak in English. In my case, I can blend into the scenery so that appearance-wise no one would know that I had not been raised in Japan. Yet this, in itself, causes problems. For example, when I first came to Japan, I didn't know how to buy a commuter train pass. Well, when you don't know what to do, the only thing you can do is ask. I asked the man at the ticket office and he gave me the strangest look as though to say, "Isn't it obvious?" The problem was that since I could ask in perfect Japanese how to buy a commuter train pass, the man expected me to know as well.

Another similar incident was when I left my bag on the train. Luckily, someone handed it in and I was able to go and pick it up from the lost and found department. In order to claim the bag, I was asked to use my hanko (stamp) but I had forgotten to take it with me. Instead I was handed a red ink pad and was asked to give my fingerprint. Having only ever been in a situation once where I had to give my fingerprints, I was rather bemused. (Before you start thinking I have a criminal record, I should point out that on the last occasion, I was four years old and was using my hands as imprints to depict leaves!) I stared blankly at the document in front of me wondering which fingers to use. Fortunately, the person next to me was in the middle of pressing her forefinger to the page and so I realised what I had to do. Lucky for me, otherwise I would have left a very nice, well-defined print of my hand on the page. If sumo wrestlers can do it, so can I!

These small misunderstandings crop up everywhere in the simplest of situations. Take for example my sister who went to buy some clothes and had to enter a changing room. In Japan, of course, not only does one take off one's shoes in the house but in the changing room too. It's very well-known that Japanese people take off their shoes in the home but no one has ever mentioned the changing room. The result was that my sister quite happily stepped into a changing cubicle only to be reprimanded (very politely, of course) by the shop assistant to take off her shoes. Or the time my sister went into the communal baths after swimming and found all the women there naked except for herself while she stepped into the bath wearing her swimming suit. How all the women stared! Notice that I am recounting the mistakes made by my sister since it is far too embarrassing to recount my own mistakes!

Another situation is one where there are similarities between my experiences in England and experiences of others in Japan. Japanese people around me often talk about childhood memories. A topic which frequently comes up is when people talk about a school trip to Kyoto, Hokkaido or other places. They talk about the fun they had all sleeping in one room talking late into the night. I usually join in on this conversation until suddenly I realise with a start that I have never been on a Japanese school trip. Of course, I have had similar experiences such as when I went to France and Germany on a school geography trip and so I can relate to the experiences being discussed but when we talk about the finer points such as the food that was eaten, then vast differences appear. Yet, discussing these differences and then talking about preferences leads to an intercultural exchange from which we can

learn so much. Finding differences does not necessarily lessen a conversation but, indeed, can enrich our own experiences.

In order to become international we really do have to accept differences and to recognise the individual and not a stereotype. When I was living in England, I made many friends and all are British but with varying ethnic origins. For example, one friend is British but her mother is French and her father half-Japanese and half-Malaysian; another has a British mother and a Pakistani father; another has Bengali parents but is British herself. This kind of mixed heritage is very common and gives rise to a varied, colourful society. Japan too is starting to face a time when being Japanese does not necessarily mean that one must be of Japanese descent. Once we can accept this, we will be able to realise the potential and chances open to us. Differences should not divide but should strengthen us.

We have to move away from what is regarded as a "typical" Japanese national. Of course, it is dangerous to start talking about a "typical" Japanese person or a typical American or any other national for that matter but Japan is generally monoethnic which means that there is less variety and so it becomes easier to form a stereotype. On August 20, 1999, the UN High Commissioner for Refugees Sadako Ogata said, "Japanese people are relatively monoethnic. We have lived under the illusion of one ethnic race, one culture. But the world is changing, and what is important for the world should be important for us, too."

Having only one dominant ethnic race makes it very difficult for outsiders to assimilate. It becomes a sort of "us or them" situation where there are two groups: insider or outsider. What then should be done about people like myself who fall neither completely into "us" nor "them"? In the future, there are bound to be more people like myself who do not fall into a category and so we will need to form a society where there are no divisions, where everyone will be accepted as an individual. Problems arise because we focus on differences whereas we should be focusing on our similarities. Once we do this, we will realise that regardless of nationality, we are, in fact, more similar than different.

～ 国際協力の現場から ～

ウズベキスタン見聞録

主任国際協力専門官 小 宮 由 美

1 はじめに

ウズベキスタンがソ連邦の一共和国であった頃、日本人がウズベキスタンに行くことは容易ではなかった。ソ連邦の西の国境を形成し、ソ連軍が辛酸をなめたアフガニスタンと接し、イスラム文化圏に属するこの土地には、外国人を自由に往来させない理由が山ほどあったに違いない。ソ連支配の約70年間、人や物の自由な交流はほとんどなかったのである。

1991年のソ連崩壊にともない、凶らずも独立せざるをえなかったウズベキスタンであるが、日本との交流は、1997年に橋本首相がこの地を訪れ、「シルクロード外交」を提唱してから活発化した。今日この地を注目しているのは日本ばかりではない。イスラム原理主義の拡大やアフガニスタン、イランのニュースは、嫌でも世界の人々の目を西に向けさせる。カザフスタンやトルクメニスタンの石油・天然ガスをめぐって、経済危機を脱したロシアが再び影響力の拡大を図り、アメリカの巨大資本や中国の新興企業が参入し、トルコやイランが影響力を行使しようとして試みている。ウズベキスタンを中心とする中央アジア一帯は、さながら20世紀初頭の「グレート・ゲーム」の再現と言われる。

昨年9月、私は、坂井一郎前法務総合研究所長、丸山毅国際協力部教官に同行して、ウズベキスタンに出張する機会を得た。ウズベキスタン法整備支援に関する専門的論考はお二方に譲るとして、本稿では、出張中に目にした社会、経済に関する現象の中から、市場経済化や法整備支援の障壁となるかもしれない事柄について、いくつか紹介していきたい。

2 ウズベキスタンの自然と農業

(1) 自然環境

ウズベキスタンは中央アジアの中心に位置する。北には広大なステップからなるカザフスタンが広がり、東は山岳国であるキルギス及びタジキスタンとフェルガナ盆地を分け合う。南はアフガニスタンとわずかに接し、南西には広大な砂漠を擁するトルクメニスタンが位置する。英語で、内陸国を「ランド・ロックト・カントリー (land locked country)」と呼ぶが、ウズベキスタンは世界唯一の「ダブル・ランド・ロックト・カントリー」である。つまり、2国を通過しなければ海に出ることができない。

ウズベキスタンの国土の形は犬が後ろ足を蹴り上げた姿に喩えられる。犬の頭の部分を横切ってシルダリア川が流れ、前足からお尻の辺りのアラル海に向けてアムダリア川が流れる。川の氾濫により肥沃な土地が形成され、この流域では8千年も前から農耕が

営まれていた。しかし、その他の大部分の地域は、北部はステップが、東部に山岳が、西部には砂漠が広がるばかりで、元来農耕には適していない。典型的な内陸性気候で、夏は猛暑、冬は極寒に苛まれる。年間降水量は200ミリにも満たない。

オアシス、と聞くと我々は、木陰にこんこんと湧き出す泉に旅の駱駝が集い、美味そうに水を飲んでいる図を思い浮かべがちだが(私だけか?)、オアシス都市というのは、灌漑施設の発達により、砂漠にあって水を上手に利用し農耕と生活を営む集落のことをいうそうだ。実際、有名なオアシス都市サマルカンドでは、13世紀にチンギスハンの襲来により破壊されるまでは、丘の上の数千戸の家々すべてに鉛管の水道が引かれていたという程、灌漑が発達していた。

首都タシケントからサマルカンドに向かう道で、その灌漑の威力を見た。シルクロードを西に向かう途中、シルダリア州とジザク州という2つの州を通過するのだが、シルダリア州はシルダリア川からの灌漑が行き渡り、一面の綿花畑が広がっている。ウズベキスタンでも有数の豊かな州だ。一方のジザクは、丘陵の乾いてひび割れた堅い地肌に枯れたラクダ草がしがみつくだけの、冷たい風が吹く荒涼とした土地である。灌漑網はここまで届かず、これといった産業もなく、ウズベキスタンで最も所得の低い州に甘んじている。ジザク州に限らず、灌漑をしなければ、ウズベキスタンのほとんどはこのような乾いた土地になるに違いない。それほど自然環境は厳しい。

(2) 環境問題

19世紀以来今日に至るまで、ウズベキスタンの主要な産業は綿花栽培である。旧ソ時代、綿花生産を増やすためにアムダリア川、シルダリア川から水を引き灌漑設備を拡大し、耕作可能面積を爆発的に増やした。そして「アラル海問題」を引き起こした。

ウズベキスタンとカザフスタンにまたがるアラル海は、かつて世界で4番目に大きい湖だった。アムダリア川とシルダリア川が注ぎ込み、支流を含めると、周辺8カ国、約3500万人の生活を支えてきた。ところが、急激に灌漑を拡大して水を引いた結果、両河川の水位が下がり続け、一方で、農地では地下水位が上昇して土中の塩分が地表に浮き出し、広範囲の土地が塩害にさらされ始めた。現在では、農地の3割から4割が塩害により農作物が育たなくなっているという。その上、アラル海に流れ込む水量は激減し、60年代から湖の水位低下が目立ち始め、90年代までにアラル海の面積は半分ほどに縮小してしまったのだ。当然、水質も急速に悪化した。綿花の生産性を上げるために制限を設けず農薬を使ったので、川を通じて流れ込んだ塩分と農薬がアラル海で濃縮され、かつて沿岸に漁村が栄えた湖の魚は一匹残らず死に絶えた。もちろん飲み水としても使えない。

さらに悪いことには、砂嵐によって干上がった湖底から残留した塩と農薬とが舞い上がり、周囲はもちろん国土を横断してフェルガナ盆地に至るまで降り注いだ。周辺住民には眼病、気管支炎や咽頭炎といった呼吸器障害、内臓疾患が蔓延した。アムダリア川下流域では妊婦の10人に1人が流産するという。このように、大規模の環境破壊と被害

を引き起こしているため、アラル海問題は「静かなるチェルノブイリ」とも呼ばれている。

アラル海復活には総合的な水資源管理による需要抑制が必要となるが、ウズベキスタンなどでは農業が国内総生産（GDP）の4割以上を占め、中でも綿花への依存度が最も高い。産業構造を変えない限り水需要を減らすのは容易ではないが、主要産業を農業から工業に転換するとしても、やはり水は電気と並んで工業を支える必需資源なのである。水を使わない高収益の産業というと、観光、交易のハブ地、ソフトウェア開発くらいしか思いつかないが、他に何かあるだろうか。

そんなことを考えながら荒涼としたジザクの丘を眺めていると、もの悲しい景色がなお一層心にしみてくるのであった。

(3) 綿花産業のしくみ

ウズベキスタンの河川流域では、紀元前から細々と綿花が栽培されていたという。19世紀、中央アジアの綿花の作付けは爆発的に増えた。その理由は、アメリカの南北戦争勃発により綿花の価格が世界的に高騰したためである。そのため、帝政ロシア政府は、アメリカの種を買い付けて来て、当時支配していた中央アジアの人々に綿花を生産させ原綿の供給地とした。あまり語られることはないが、アメリカの黒人奴隷の過酷な作業がそのままそっくり中央アジアに移ってきたのである。

ウズベキスタンの主な外貨獲得手段は今も綿花である。さすがに作業はかなり機械化されたようだ。しかし、その生産や流通のシステムは、独立国となった今も、旧ソ連時代とあまり変わらないかもしれない。

ウズベキスタンでは、綿花の生産量、流通価格、需要者への配分などは市場を通じて決まるのではなく、閣僚会議で採択された生産計画に従って、政府機関によってすべて調整されている。流通に関わる倉庫業者や運搬業者も、農家や取引相手から対価をもらうのではなく、国から対価を支払われる。収穫期、ほぼ全ての収穫物は強制的に綿花専用倉庫に集荷され、農家は自由な売買を行うことはできない。日本の米もちよっと前までは同様だったと思われる方もいるかもしれない。しかし日本の米事情と異なるのは、ウズベキスタン政府は農民から原綿を国際市場価格をかなり下回る価格で買い上げるのである。生産計画で定められた量は政府買い上げとなるが、余剰分があれば倉庫から農家に戻され、自由市場に回ることになる。しかし、自由市場というのは名ばかりで、結局、政府ルートと同じ業者をたどって売買されるため、価格も政府の買い上げ価格とあまり変わらず、農家の利益は低い。では、海外に自由に輸出ができるかということ、対外経済関係省が貿易ライセンスを与えている貿易会社は限定されており、事実上、海外市場との自由な取引は不可能という。法律は企業の対外経済活動への自発的参加を認めているが、事実上、貿易は国家に独占されているのである。

ウズベキスタンでは、工業分野でも、原綿の加工や農業機械の生産など、綿花関連の事業が大きな割合を占める。しかし前述したように、自由な原料の仕入れ、製品販売・

輸出ができないので、企業は、国の公的業務の下請けや原料配分に依存して経営活動を行いがちであり、独自に会社経営をするのは非常に困難らしい。また、事業によって得た外貨は中央銀行に強制売却する義務を負うので、収入をドルのまま海外に送金することはできず、外国資本の参入の障害となっている。石油、鉄鋼、非鉄金属についても、綿花同様の強い規制が働いているのだそうだ。

3 ウズベキスタンとロシア

ウズベキスタンの国語はウズベク語であるが、出張中、経済事件の第一審を傍聴して驚いた。我々に同行してくれた JICA 職員と日本大使館職員はロシア語が堪能だったので、裁判官は裁判を始める前に原告、被告、双方の弁護士に対し、「今日は外国の客が傍聴しているので、皆、ロシア語を使おう」と協力を求めた。突然の申し出にも関わらず、関係者が皆快く同意し、裁判は始まった。とにかく双方一方的主張をまくし立て、つかみかからんばかりの激しい応酬が延々続く裁判なのであるが、見たところ言葉の面で不自由している人は誰一人いないのである。

ウズベキスタンに限らず、中央アジアでは、ロシア語を含むバイリンガル、トリリンガルは当たり前だそうだ。この辺りではいろいろな民族が混じり合って暮らしているので、自然と近隣の民族語を覚えるのだろう。ただし、ロシア語の位置付けは他の民族語と少し異なるかもしれない。旧ソ連時代、ウズベク人が地位ある仕事に就くためには、ロシア語の修得は絶対の条件であったそうだ。今回、視察先で会った人のほとんどが名前までもロシア風であった。ウズベキスタンがソ連邦体制というロシアの事実上の植民地であった時代、親はそうして子供の出世と安泰を願ったに違いない。

独立後、ウズベキスタンは国語としてウズベク語を採用した。ウズベク語は以前はロシア語同様キリル文字を使っていたのだが、現在は、キリル文字表記をローマ字表記に変える作業を続けている。そのスピードと熱心さは他の中央アジア諸国に先んじており、まるでロシア語を激しく憎んでいるかのように見える。

旧ソ連時代、150 万人ものロシア人が中央アジア各地に散って「活躍」した。ソ連邦はまさにロシア人の国、活躍の舞台だった。ウズベキスタンでも、政治、行政や経済の分野で、あるいは技術者・研究者として、ロシア人はウズベク人の上位に強力に絶対的に君臨していた。それが今や、ロシア人はウズベク語ができない二流市民として、就職等の場面で不利な扱いを受けている。ロシアに帰ることができるロシア人は皆すでに帰ってしまったそうだ。

このように、ロシア離れが進むウズベキスタンであるが、それはそれで新たな問題を生んでいる。例えば、かつて大企業、工場の技術者、労働者はほとんどがロシア人であり、機械のマニュアルもすべてロシア語で書かれていた。しかしロシア人が去った後は機械を扱える者がいなくなり、閉鎖する工場も多く、工業生産力は独立前より格段に低下しているという。

一方で、我が国の対中央アジア技術援助の多くはロシア語を介在させているように、ウズ

ベキスタンでは今も海外からの情報，知識はロシア語によるものの方が多いという現実がある。ロシア語を駆逐しようとやっきになりつつ，科学技術やビジネス等の分野では，依然としてロシア語への依存が続いている。

ちなみに，現在ウズベキスタンで最も人気がある大学は外交経済大学，それに次ぐのがタシケント法科大学，第二グループを形成するのが東洋学大学と経済大学であるようだ。理系・技術系の大学はもともとウズベキスタンには少なく，人気もない。かつて科学技術を専攻する若者は，もっぱらモスクワで勉強したという。ウズベキスタンが今後工業を振興するためには，技術者の養成，待遇改善を行い，理系・技術系大学及び専門学校の質・量の向上をはかって，多くの若者がウズベク語で技術を学べるようにすることが不可欠であろう。

4 ウズベキスタンの地域，政府組織における人間関係

(1) 地域共同体の伝統

タシケントの街で，日本の知人に偶然出会った。60歳代の彼女は世田谷区で保護司をされていて，私が保護観察所に勤務していた頃，3年間一緒に仕事をさせてもらった。今回は世田谷区の女性団体の代表として視察に来ているという彼女から，ウズベキスタンの地域共同体について興味深い話を聞いた。

ウズベキスタンにはマハラと呼ばれる生活共同体がある。マハラは通常一つのモスクを中心に組織され，3000人から，大きいものだと2万人くらいの規模になるという。首都タシケントには約500のマハラがある。マハラは相互扶助のための自然発生的な共同体であり，市町村といった行政区とは異なる。オアシスの農耕民には，厳しい環境での農作業，水路の管理など，重要な共同作業が数多くあった。また，草原の騎馬民族の収奪からオアシスを守るため，共同で防衛に当たった時代もある。そのため，マハラのような相互扶助の伝統ができあがったのだろう。

マハラは主に構成員からの寄付や，レストランなどの独自の事業収入，市町村から補助金などを財源としている。主に冠婚葬祭や地域行事が活動内容であるが，市町村がマハラに徴税や道路工事費の負担など行政機能の一部を負わせることもある。老病者や貧困層に対する支援は，むしろ市町村よりきめ細かく行っているという。

ウズベキスタンでは，老人は「アクサカル（白髭）」と呼ばれ，非常に尊敬され大事にされている。カリモフ大統領は2002年を「高齢者の年」と定め，高齢者福祉向けの予算を拡充したほどである。マハラの実行の中心となっているのも，老人である。各マハラでは，構成員から経験豊かで信仰心厚く人徳のある老人たちが選ばれ，長老会を組織している。長老会は，各マハラの実行方針を決めるだけでなく，地域住民のトラブルや苦情，訴えなどを裁定する一種のADRの機能を持っている。長老会がうまく機能しているマハラでは，家庭内の不和や犯罪は少ないと言われる。

しかし，見方を変えれば，そこには伝統的価値観の押しつけや，イスラム的価値観（イスラム法ではない）を判断の拠り所として主観的裁定を行うことが，ままあるのである

う。都市ではマハラの機能は比較的弱くなってきており、特に若い世代でマハラを敬遠する者も多くなってきているという。

欧米先進国で昨今ADRが注目されているせいで、アジアのADRをあたかも進歩的で民主的な制度であると持ち上げる風潮がある。しかし、欧米先進国が近代的な司法システムを達成し、さらにそれを補完する意味で導入するADRと、近代的司法システムが未確立であったり、市民にとってアクセスしにくい制度であったりする社会において、伝統的権威が明確な法に拠らずに裁定を下すADRとを、同列に語るのは問題が大きいのではないだろうか。ウズベキスタンでも、市民に身近で、誰にも平等な法に基づく近代的司法制度が確立すれば、マハラの少なくともADR機能という部分は、自ずと変容していくのではないだろうか。

(2) 強大な「人の支配」

ウズベキスタンは「法の支配」「市場経済化」を標榜し、日本に法整備支援を要請してきている。しかし、権力者・公務員とて憲法や法律に従わなければならないという意識や、価格は市場が決定するという原則よりは、むしろ「人の支配」が目立つ国である。

たとえば、ウズベキスタンでは国政の重要な事柄が、国家を通らずに、しばしば大統領令として公布される（これがまた非常にしばしば改正される）。あるいは、企業の私有化促進を定めた法律に反して、一部の政府機関が命令を出して、大規模国有会社の私有化を妨げ利権を守ったりもする。他の開発途上国にも共通する面はあるが、これらの現象を見ていると、法律よりも行政機関の命令の方が上位に位置するかのような錯覚に陥る。

また、為替レートは、相場の需要と供給によって決まるのではなく、政府がレートを固定している。そのため、通貨の実勢価格とのギャップから闇レートが生まれ、今やウズベキスタンには5つの為替レートがある。前述した綿花の自由売買を阻む制度や、外貨を国外に持ち出せない制度もそうなのだが、そこには利権があり、一部の人々がそれを享受しているのである。

役所の人事もまた然りである。情実的な取り立てや左遷が頻繁に行われるので、法規や物事の本質に照らして判断するよりも、権力を持つ人に取り入ることの方を重用視してしまいがちな傾向が、現地の人々と話をしていると如実に感じられるのである。

ウズベキスタンは独立によりソ連の枷を逃れたはずであるのに、結果的に、様々な分野において政府による統制がソ連時代以上に強固になってしまっているようである。このプロセスも、第二次大戦後に宗主国から独立した国々の一部がたどった道とよく似ている。

5 終わりに

問題点ばかり書き連ねてしまったが、それは私がウズベキスタンに「はまって」しまったからに他ならない。なぜなら、今回の出張で現地に行くまでは、ウズベキスタンは私に

とって全くの興味の外であり、予備知識はゼロに等しかった。現地に行って初めて、奥深い民族の歴史や、ロシア支配と独立後の苦勞、ソ連邦の影響を脱しえない社会・経済体制などに関心と共感を持った。そして現地で見聞きしたことをメモし、帰国後中央アジア関連の書籍を読み漁った結果、このようなレポートとなってしまった次第である。

それにしても、出張から4ヶ月経過した今も脳裏から離れないのは、サマルカンドのモスクの青と、どこまでも高い空の碧である。ウズベキスタンの歴史、民族、文化、食生活なども非常に興味深い。一人でも多くの方にウズベキスタンを訪れていただき、共通の話題に花を咲かせたいと願う今日この頃、人に会うたびウズベキスタンの魅力を説いて回っている。

最後に、貴重な機会を与えていただいたことに心から感謝を申し述べ、本稿を終えたい。

以 上

参考文献

- 「中央アジアの歴史と現在」宇山智彦，2000，ユーラシア・ブックレット
- 「中央アジア・旧ソ連イスラーム諸国の読み方」石田進，1994，ダイヤモンド社
- 「中央アジア 市場化の現段階と課題」清水学，1998，アジア経済研究所
- 「中央アジア諸国の開発戦略」福田坦，2000，勁草書房
- 「中央アジア経済」北村歳治，1999，東洋経済

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

「立入禁止」の英語表記

国際協力部がある大阪中之島合同庁舎には、日本語表示と並んで英語表記が全体になされている。ところが、やはり日本人英語に引きずられており、英語圏の外国人にとっては、やはり奇妙な表現があるらしい。その一つが「立入禁止」の意味の英語表記で、「No Enter」と書いてある。フィリピンのある裁判官が、「君、知ってるか。アメリカではNo Entryだが、イギリスではDo Not Enterだ。日本ではNo Enterなんだ。ふーん。」と私に言ってきた。言われてみればそうであり、要するに彼は日本人の英語表記の間違いを指摘していたにちがいない。また一つ勉強になったが、彼の発言が親切な助言になるか嫌みになるかは、話し手と聞き手との関係により変わるものであろう。

ちなみに、禁止マークで「丸に斜線」があるが、斜線は右上から左下ではなく、左上から右下が正解というか基本です。理由は元来Noの「N」を図式化した表示だからです。

ICD NEWS — LAW FOR DEVELOPMENT —

2002年（創刊号～6号）掲載記事索引

<ベトナム>

ベトナム司法改革の動向～現在と未来～

ベトナム司法省次官 Ms. Le Thi Thu Ba 第2号 p.99

ベトナムの法曹養成制度及び弁護士制度の改革（概要）

国際協力部教官 丸山 毅 第2号 p.120

ベトナムの弁護士制度について JICA 長期専門家 柳原克哉 第2号 p.156

第15回ベトナム研修カンントリーレポート発表会

（ベトナムにおける司法職務と弁護システム） 創刊号 p.113

ベトナム刑事司法制度の概要及び日越比較

ベトナム最高人民検察院検察理論研究所副所長 Mr. Vu Van Moc

編集及び注釈 国際協力部教官 山下輝年 第2号 p.179

ベトナム刑事法の特色と司法改革に関する一考察

国際協力部教官 山下輝年 第5号 p.125

ベトナム（1999年改正）刑法抜粋（仮訳） 第5号 p.166

カンントリーレポート：ベトナムの経済犯罪（英・日） 第5号 p.139

カンントリーレポート：人民検察院の権限及び責務に関する憲法改正（英・日） 第5号 p.151

第17回ベトナム国法整備支援研修（民法改正共同研究）結果の概要

～ベトナム民法改正第一次草案の主な内容～

国際協力部教官 黒川裕正 第6号 p.161

ベトナム民事訴訟法セミナーの結果について

前 JICA 長期専門家（現東京高等裁判所判事補） 竹内 努 第6号 p.74

第16回ベトナム国法整備支援研修 第3号 p.173

カンントリーレポート発表会

（ベトナム民事訴訟手続の現状と法律制定上の課題） 第3号 p.175

ベトナムにおける外国仲裁判断の承認及び執行の実情について

JICA 長期派遣専門家 竹内 努 第3号 p.99

ベトナムにおける外国判決の承認及び執行制度について

JICA 長期派遣専門家 竹内 努 第3号 p.109

ベトナムにおける法的紛争の解決

～民事執行手続とその実情を中心として JICA 長期専門家 竹内 努 第4号 p.4

ベトナムにおける担保権の実行 JICA 長期専門家 塚原長秋 第5号 p.84

ベトナム国法整備支援研修の概要 国際協力部教官 黒川裕正 創刊号 p.104

第14回ベトナム研修カンントリーレポート発表会

（民事における検察官の役割） 創刊号 p.107

特集 ヴィエトナムの証券市場

第19回ヴィエトナム国法整備支援研修結果の概要

～ヴィエトナム証券取引に関するデクリーの検討会を中心として～

国際協力部教官 黒川裕正 第6号 p.7

ヴィエトナムの証券市場及び制度について

JICA 長期専門家 河津慎介 第6号 p.23

ヴィエトナムの証券市場に関する犯罪と行政罰について

JICA 長期専門家 柳原克哉 第6号 p.38

ベトナム証券および証券市場に関する制令

(和訳：日本経済交流センター) 第6号 p.54

<カンボディア>

特集 カンボディア民事訴訟法起草支援

カンボディア王国民事訴訟法起草支援について

駿河台大学学長 竹下守夫 第2号 p.1

カンボディア民事訴訟法（判決手続編）起草支援の課程

国際協力部教官 黒川裕正 第2号 p.4

カンボディア王国民事訴訟法案

第2号 p.11

カンボディアに行ってきました 前法務総合研究所教官 山下景逸

第3号 p.191

特集 日本弁護士連合会の法整備支援活動

日弁連によるカンボディア王国司法支援の概要

弁連国際交流委員会副委員長 矢吹公敏 第5号 p.4

「報告書－カンボディア王国におけるリーガルエイドの持続的発展のために」
について 日本弁護士連合会国際室長 上柳敏郎

第5号 p.29

報告書－カンボディア王国におけるリーガルエイドの持続的発展のために
日本弁護士連合会カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト

法律扶助チーム 第5号 p.31

ロジ担より愛をこめて～事務監理奮闘記～ 弁護士 田中みどり

第5号 p.72

カンボディア民法・民事訴訟法ナショナルセミナーに想いを寄せて

統括国際協力専門官 植田廉太郎 第6号 p.1

<ラオス>

ラオス法制度の概要 国際協力部教官 工藤恭裕 ほか

第3号 p.5

ラオス人民民主共和国憲法（英日対訳）

第3号 p.61

ラオスにおける法学教育 名古屋大学大学院博士課程 瀬戸裕之

第4号 p.34

縁がありまして再び

国際協力専門官 田中正博 第3号 p.197

<ウズベキスタン>

ウズベキスタン共和国の司法制度について	国際協力部教官	丸山 毅	第4号	p.62
ウズベキスタン共和国憲法和訳	名古屋大学教授	杉浦一孝	第4号	p.81
ウズベキスタン共和国司法高官による発表会記録			第4号	p.91
現地レポート	国際協力部教官	丸山 毅	創刊号	p.135

<インドネシア>

インドネシア司法制度と司法改革の状況	国際協力部教官	山下輝年	第3号	p.117
インドネシア共和国憲法仮訳（第1次ないし第3次改正を含む）	東邦学園短期大学非常勤講師	島田 弦	第3号	p.157

<モンゴル>

研究報告 モンゴルの司法制度を司法改革の状況	国際協力部長官	田中嘉寿子	第5号	p.95
------------------------	---------	-------	-----	------

<韓国>

日韓パートナーシップ研修			創刊号	p.129
--------------	--	--	-----	-------

<国際民商事法研修>

お知らせ 第3回国際民商事法シンポジウム			創刊号	p.144
第4回国際民商事法研修結果の概要～研修員カントリーレポート～				
～不動産に対する所有権及び法人格形態の比較研究～	国際協力部教官	丸山 毅	第6号	p.175
国際民商事法研修について	国際協力部教官	山下輝年	第4号	p.116
第5回国際民商事法研修に参加して	関西電力株式会社	辰田 淳	第4号	p.182

<巻頭言等>

巻頭言 私にとっての「国際」とは	法務総合研究所長	坂井一郎	創刊号	p.1
ICD NEWS 発刊によせて	国際協力部長	尾崎道明	創刊号	p.6
巻頭言 法律家叢知結集の新たな場	法務省特別顧問	三ヶ月 章	第3号	p.1
時々小論 実践あるのみ	国際協力部教官	山下輝年	第4号	p.1
巻頭言 130年前の法整備支援事業	大阪弁護士会会長	佐伯照道	第5号	p.1
カンボディア民法・民事訴訟法ナショナルセミナーに想いを寄せて	統括国際協力専門官	植田廉太郎	第6号	p.1

<国際協力の現場から>

「外国人」になってみて	国際協力専門官	外尾健一	創刊号	p.141
-------------	---------	------	-----	-------

国際協力専門官のすすめ	国際協力専門官	中濱妙子	第2号 p.199
カンボディアに行ってきました	前法務総合研究所教官	山下景逸	第3号 p.191
縁がありまして再び	国際協力専門官	田中正博	第3号 p.197
真心で接するということ	国際協力専門官	中川浩徳	第4号 p.188
“百聞は一見に如かず”	主任国際協力専門官	戸根省吾	第5号 p.190
カンボディア民法・民事訴訟法ナショナルセミナーに想いを寄せて	統括国際協力専門官	植田廉太郎	第6号 p.1

<その他>

新庁舎紹介			創刊号 p.8
特集 法整備支援連絡会			創刊号 p.11
特集 大阪中之島合同庁舎落成記念講演会			第2号 p.79
開会あいさつ ー法務総合研究所の国際協力活動を振り返ってー			
	法務総合研究所長	坂井一郎	第2号 p.80
国際組織犯罪、汚職及びテロとの闘いにおける国連の役割			
国連麻薬統制犯罪防止局国際犯罪防止センター所長 Mr. Eduardo Vetere			第2号 p.84
ヴェトナム司法改革の動向～現在と未来～			
	ヴェトナム司法省次官	Ms. Le Thi Thu Ba	第2号 p.99
お知らせ 第4回法整備支援連絡会の開催について			第6号 p.208

— 編集後記 —

明けましておめでとうございます。国際協力部の新年は、第4回法整備支援連絡会と国際民商事法研修のシンポジウムという、2大行事の準備であわただしく明けました。皆様はどのようなお正月をお過ごしになったでしょうか。

ICD NEWS —LAW FOR DEVELOPMENT— 7号が完成しましたのでお届けいたします。巻頭には、財団法人国際民商事法センター伊藤正会長のインタビュー記事を掲載いたしました。法整備支援の仕事に携わっていると、財団の存在の偉大さ、有難さをいつも感じさせられますが、その財団を支えていらっしゃる伊藤会長には、我々は日頃なかなか近しく接する機会がありません。このインタビュー記事を読んで、伊藤会長と司法との出会いに感動し、また、会長の豪快さやあふれる行動力のバックボーンにある崇高な理想、人間愛、ユーモアに触れて、とても暖かな気持ちになってなおかつ元気が出たのは私だけでしょうか。

さて、本号では、カンボディア民法・民事訴訟法起草支援を特集しました。昨年10月、3年半にわたりカンボディアの民法・民事訴訟法の起草を支援されてきた皆様の御努力の成果が実って、両法の草案がほぼ完成しました。特集は、それを機に実施された現地記念セミナーにおけるフン・セン首相スピーチや、長く起草支援に携わってこられた方々の講演、完成した民法草案（優先8分野・日本語版）等から構成されており、貴重な資料となるものです。また、プロジェクト形成の初めから現地で通訳として活躍された坂野一生氏の論考には、このプロジェクトがいかに困難なところからスタートしたか、現地の法律家がプロジェクトを通じていかに成長したかについて、とても興味深く綴られています。ぜひ御一読ください。

法務省秘書課国際室語学アドバイザーの柴原美奈さんから、「国際主義と国際人」と題したエッセイを日本語と英語でいただきました。『「違い」は我々の社会をより力強いものにする』『人間は「違う」のではなく「似ている」のだ』という言葉には、深く考えさせられます。ちなみに、柴原さんはこのエッセイをまず英語で考えて、それを日本語にしたそうです。英語バージョンもぜひ御一読ください。

「国際協力の現場から」には、ウズベキスタンの現地レポートを掲載いたしました。驚きや感動を言葉で伝えることの難しさを感じつつ、直接法律には関わりはないけれども、法整備支援活動に何らかの影響を与える可能性があるのではないだろうかと思われる事象を選んで綴ってみました。御参考になれば幸いです。

巻末に、2002年にICD NEWSに掲載しました記事の索引を付けました。皆様に役立ていただけるICD NEWSを目指して、本年も国際協力部員一同努力して参ります。皆様の忌憚らない御意見をお寄せください。

(主任国際協力専門官 小宮由美)